

# 管内概要

令和6年版

 東京都大島支庁



# 目 次

## 第1 一般概要

1 沿 革 .....	1
2 地 勢 .....	2
(1) 大 島 .....	3
(2) 利 島 .....	4
(3) 新 島 .....	4
(4) 式 根 島 .....	4
(5) 神 津 島 .....	5
3 気象及び地震・火山 .....	6
(1) 年間の気象概況（令和5年） .....	6
(2) 各月の概況（観測値、統計値は大島特別地域気象観測所の値） .....	6
(3) 地震・津波（令和5年） .....	9
(4) 火山（令和5年） .....	11
4 面 積 .....	13
(1) 比 較 .....	13
5 人 口 .....	14
(1) 人口の推移 .....	14
(2) 年齢別人口 .....	14
(3) 人口移動 .....	14
6 交通機関 .....	20
(1) 航 路 .....	20
(2) 空 路 .....	20
(3) 島内交通 .....	20

## 第2 総 務

1 大島支庁組織図 .....	21
(1) 支庁開設 .....	21
(2) 庁 舎 .....	21
(3) 機 構 .....	21
(4) 事業予算の執行状況 .....	22
(5) 都税の状況 .....	24
(6) 課税対象所得からみた管内の所得の状況 .....	26
(7) 防 災 .....	27
(8) 救急ヘリコプターの運航 .....	33

2	管内町村	34
(1)	町村機構図	34
(2)	町村財政	36
(3)	水道事業	50
(4)	電力事情	53
(5)	ごみ・し尿	54
(6)	選挙その他	57
3	福祉	60
(1)	福祉の概要	60
(2)	生活保護	62
(3)	生活困窮者自立支援法（制度）	68
(4)	高齢者福祉	69
(5)	身体障害者(児)福祉	71
(6)	知的障害者(児)福祉	73
(7)	児童福祉	75
(8)	ひとり親・女性福祉	76
(9)	その他	77

### 第3 産 業

1	産業の概要	79
2	商 工	82
(1)	中小企業振興	82
(2)	環境対策	84
3	観 光	86
(1)	概 要	86
(2)	名所・旧跡	91
	大 島	91
	利 島	94
	新 島	95
	式 根 島	96
	神 津 島	97
4	農 業	99
(1)	経営耕地面積	99
(2)	農家戸数・就業者数等	100
(3)	農 産 物	100
(4)	畜 産	103
(5)	農地調整	103

(6) 農業委員会	104
(7) 農業協同組合	104
(8) 地域農政推進対策事業	105
(9) 山村・離島振興施設整備事業	105
(10) 土地改良事業等	106
(11) 島しょ農作物獣害防止緊急対策事業	106
(2) 東京都エコ農産物認証制度	107
5 林業	108
(1) 造林事業の推進	109
(2) 森林環境の保全	110
(3) 林業生産基盤の整備	114
(4) 林産物生産	115
(5) 森林保護	116
6 水産業	117
(1) 漁獲状況	118
(2) 漁船	119
(3) 水産経営構造改革事業	122
(4) 水産物供給基盤整備事業	122
(5) 島しょ漁業振興施設整備事業	123
(6) 漁業近代化資金	124
(7) 沿岸漁業改善資金	124
(8) 水産業協同組合	124
(9) 漁業調整	125
(10) 栽培漁業	127
(11) ミサイル試射に伴う漁業損失補償	128

## 第4 土 木

1 土木の概要	129
2 道 路	131
(1) 現 況	131
(2) 道路整備	131
(3) 道路の管理及び維持補修	131
(4) 無電柱化	132
3 河川・海岸	140
(1) 河 川	140
(2) 海 岸	144
4 用地等取得	148

5	国立公園の保護と利用	149
(1)	国立公園の指定	149
(2)	国立公園の保護	149
(3)	利用のための施設	153
6	都立大島公園の管理及び施設整備	156
(1)	概    要	156
(2)	「海のふるさと村」＝大島集団施設地区詳細計画	157
(3)	キャンプ場等概要	159
7	都立羽伏浦公園	162
(1)	概    要	162
(2)	施設概要	162
(3)	運営管理	162
8	都立多幸湾公園（神津島ファミリーキャンプ場）	163
(1)	概    要	163
(2)	施設概要	163
(3)	管理運営	163
9	建築関連業務	164
10	町村土木補助事業	166

## 第5 港    湾

1	港湾の概要	167
(1)	港    湾	167
(2)	漁    港	167
(3)	空    港	167
(4)	海岸保全施設	167
2	整    備	169
3	管理運営	171
(1)	港湾・漁港	171
(2)	空    港	175

## 第6 教    育

1	教育庁大島出張所	183
(1)	沿    革	183
(2)	所管事項	183
(3)	職員構成	183
2	管内教育等の現況	184
(1)	管内教育委員会	184

(2) 管内学校一覧	184
(3) 年度別児童・生徒数の推移	186
(4) 令和4年度管内卒業生進路状況一覧	188
(5) 指導事務事業の概要	189
(6) 給食	192
(7) 社会教育	193
(8) 文化財	194
(9) 教職員住宅の保有状況	198

## 第7 保 健

1 島しょ保健所大島出張所の沿革	199
2 医事及び薬事	199
3 人口動態	201
(1) 出生	201
(2) 死亡	201
(3) 婚姻	201
(4) 離婚	201
4 生活環境	202
(1) 環境衛生業務	202
(2) 食品衛生業務	202
(3) 獣医衛生業務	202
5 結核予防	207
6 感染症対策	208
(1) 感染症発生動向調査	208
(2) 各種感染症の予防	208
(3) 検便検査の実施	208
(4) その他（四類感染症）	208
7 保健栄養	209
(1) 栄養相談指導	209
(2) 特定給食施設指導	210
(3) 食環境整備	210
(4) 町村支援	210
(5) 健康づくり調理師研修会事業	211
(6) 栄養表示等普及促進事業	211
8 精神保健福祉対策	212
(1) 相談	212
(2) 社会復帰促進事業（デイケア）	212

9	特殊疾病対策	213
10	母子保健事業	213
11	保健師活動	213

## 第8 その他

付	表	215
---	---	-----

# 第1 一般概要

管内諸島位置図



※大島支庁管内の有人離島のみ島名を記載



## 1 沿 革

東京都大島支庁は、伊豆諸島のうち大島・利島・新島とその属島式根島及び神津島を管轄区域としている。これら管内の諸島と三宅支庁管内の三宅島・御蔵島、八丈支庁管内の八丈島を加えて昔からこれを伊豆七島と総称している。

伊豆七島に先史時代から人が住みついたことは、縄文時代の土器・石器・人獣鳥骨の化石などの発見と、弥生式土器の出土によって立証され、縄文文化人の中には噴火によって滅亡したものもあったと推測されている。

史伝によると、伊豆七島は大国主命の御子事代主命が開いたと言われ（伊豆海島誌、伊豆七島誌）、また、現在の大島を伊豆島と呼び（日本書紀、続日本紀）、国造が置かれたらしい（国造本記）と伝えられている。その後伊豆の国司狩野氏の支配下に、次いで鎌倉幕府直轄地となり、室町末期に至っては小田原北条氏の管下となった。さらに慶長8年（1603年）徳川家康が幕府を江戸に開いてから明治維新（1868年）に至るまで、264年の間幕府直轄下にあった。

日本書紀によると、推古天皇24年（616年）、屋久島（大隅諸島）の住民2名が伊豆の島に漂着したとの記録があり、次いで天武天皇4年（676年）三位麻結王の子、同6年（678年）には村田名倉が伊豆の島に配流されたとあり、また続記には、文武天皇3年（699年）、役小角（えんのおづぬ）が配流された記事がある。このように聖武天皇神亀元年（724年）律令で伊豆を流刑の地と定めた以前から、伊豆本国を含め大島は流刑地となっていたことがわかる。

保元の乱に破れた源為朝が大島に配流され、他の諸島を攻略して数々の物語を残しているが、当時伊豆諸島は狩野氏の領地で、その代官が統治して年貢を取り立てていたと伝えられている（大日本史）。

徳川家康の関東入国以来は、伊豆諸島を幕府の天領（直轄地）として代官の治下に置き、8代将軍吉宗の時代に制定された御定書百箇条（1742年）によって法定流刑地とするとともに、本土からの船舶の寄港を厳禁して、御用船と島の廻船のみを本土との交通機関にあてた。

大島への島流しは寛政8年（1796年）に廃止となったが、新島、三宅島、御蔵島は八丈島とともに明治維新まで続いた。

幕府は島民の必需品については御用問屋、後には島方会所を経て給付し、租税としては塩・まき・海産物を貢納させた。また、江戸には勘定奉行のもとに島方会所を設置し（1796年）、各島の移出品のすべてをここに集め、改めて御用商人に入札販売するという専売制度をしいた。寛文2年（1662年）、伊豆代官伊奈兵右衛門のとき、その手代を大島に常駐させ統治し、利島・神津島の2島は大島手代の直轄とした。さらに、新島・三宅島にもその下代を置いた。享保8年（1723年）これを廃し、各島の神主を取締役に任命して、後にこれを地役人と名づけ、以後島務を統括させることになった。

明治維新による廃藩置県に伴い、伊豆諸島は明治2年（1869年）韮山県の所管となり、この年5月、3世紀の長きにわたって出島を禁じられていた各島民は、女子と共に自由に本土に行くことができるようになった。同4年8月、伊豆七島物産会所が廃止され本土との自由貿易も許されることになり、しだいに諸制度も改革されるようになった。

明治4年11月、足柄県の新設とともに諸島は同県の所管に移り、翌5月には地役人制に代わって戸長・副戸長・島用掛・村用掛の戸長制度が設置された。

明治11年、東京府の管轄となったが、その間に一度静岡県に移管されている（明治9年）。

明治14年6月、東京府は各島に島役所を設置し、地役人、名主制を復活し、年寄りに至るまでその選挙方法、俸給、島費の徴収、支出等を規定し、同時に七島官制の大改革を機に、一般行政に関し各島の組織運営等に至るまで詳細に布達した。同33年8月に島役所は廃止され、大島にのみ島庁が設置され地役人に代わり島司が置かれた。

島しょ町村制が施行され、名主が村長と改められたのは、大島各村が明治41年、利島・新島・神津島の各村は大正12年である。大正9年に利島・新島・式根島・神津島・三宅島・御蔵島の6島が大島島庁の所管となり、新島・三宅島には大島島庁出張所が設けられた。その後大正15年には郡役所の廃止とともに島庁も廃止され、かわって東京府大島支庁が設置された。

昭和15年4月、初めて各島に普通町村制が施行され同時に府県制の適用を受けることになり、同18年4月には三宅支庁が設置されて三宅島・御蔵島はその管轄となり、続いて同年12月に新島出張所が廃止となった。終戦後昭和21年1月29日、連合国最高司令部からの覚書により、大島・三宅・八丈及び小笠原各支庁管内の島しょは、日本本土との間に行政分離を命ぜられた。この命令は同年3月22日解除されたが、その間、日本政府の行政機関の存在が認められたため特記するような混乱はなかった。

昭和29年10月、新島本村に若郷が合併し、平成4年4月1日には村名変更により新島本村の名称を新島村に改めた。大島では、昭和30年4月に6か村が合併して大島町が発足し、新島村の2島1村の外は1島1町・村が実現し現在に至っている。

## 2 地 勢

大島支庁管内の諸島（大島・利島・新島・式根島・神津島）は、東経139度～140度、北緯34度～35度の区域に散在し、その最北に位置する大島は東京から南へ約109km（航路：約120km）の海上にあり、さらに南へ利島・新島・式根島・神津島の順に点在している。

地理学では、伊豆七島は伊豆－マリアナ弧の山頂部が海上に現れたもので、火山列島を形成していると説明されている。従って伊豆諸島の周囲は2,000m以上の深海に囲まれており、各島を基底から計算すれば3,000mをこえる高山であるといえることができる。

(1) 大 島

大島は東西約 9km、南北 15km、海岸延長約 54km、面積は 90.73 km<sup>2</sup>あり伊豆諸島中最大の島であり、その大部分は玄武岩質で形成されている。島のほぼ中央には外輪山で囲まれた 10 km<sup>2</sup>ほどの砂漠と言われる火口原（カルデラ）があり、この中に三原山 758m（中央火口丘）がある。最近の噴火活動はすべてこの三原山の火口で起こっていたが、昭和 61 年 11 月の噴火では中央火口北側カルデラ内と外輪山北側斜面に新たな割れ目噴火口が出現した。

大島の東側は断崖絶壁であるが、西側は勾配が緩やかで平地が開けている。中央火口原を除き全島森林に覆われており、島内には 9 つの集落が存在している。

島の地形的特色は、溶岩流の繰り返しのある新火山地帯が露出していること及び側火山の多いことである。

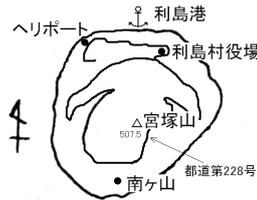
大 島



## (2) 利 島

利島は、東京から南方約 134km の海上にあり、海岸延長約 7.7 km、面積約 4.04 km<sup>2</sup>の小島で、海岸は断崖が続き平地はなく中腹北寄りに集落がある。玄武岩質から成り立っているが、表土は伊豆諸島中で最も地味が肥えており、全島がほとんど“椿”で覆われ、カツオドリの群棲が見られる。

地形の特色は、コニーデ状断崖地形である。



利 島

## (3) 新 島

新島は、東京から南方約 151km の海上にあり、東西中央部では幅約 3km、南北約 11.5km、面積 22.97 km<sup>2</sup>のほぼひょうたん形をした島で、大島と異なり流紋岩で形成されている。

島の南部には新島特産である抗火石（石英粗面岩）を算出する向山（234.8m）が隆起し、北部には本島中最高の宮塚山（432m）及びそれに連なる新島山（234m）がそびえている。

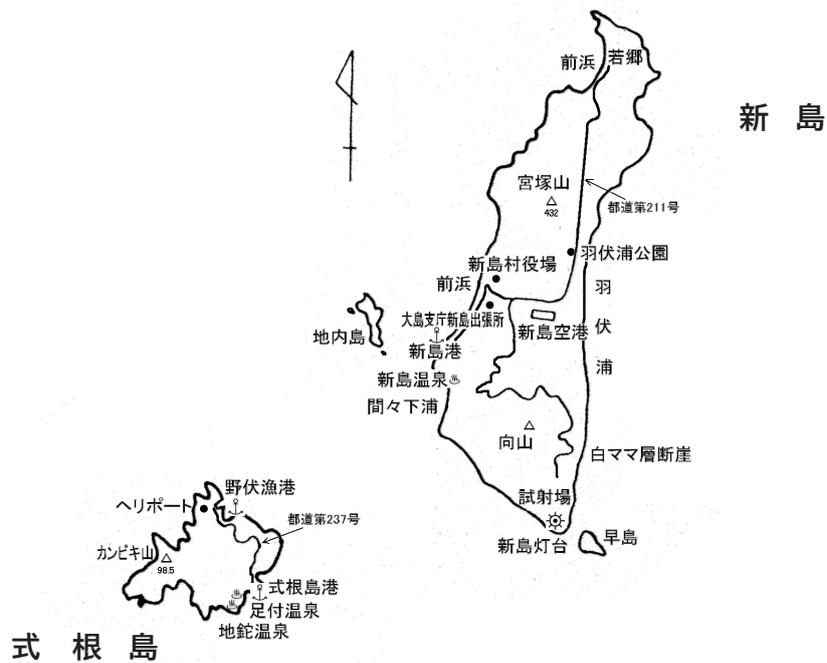
向山と宮塚山の間、ほぼ島の中央部は東西に平地が開け西側海岸に面して本村の集落が発達し、ここに沿った海岸線は前浜と呼ばれて七島随一の広い砂浜となっている。

島の最北部、新島山ろくには西海岸に面して若郷の集落がある。

また、東海岸の羽伏浦は約 5km の海岸線が白い砂と白く輝く断崖で形成されている。

## (4) 式根島

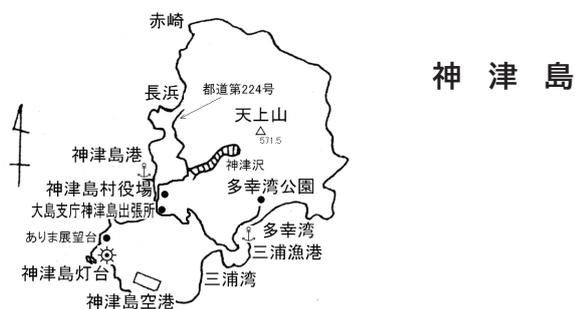
式根島は新島の南方約 8km の海上に位置する新島の属島である。面積は 3.67 km<sup>2</sup>、地形はほとんど平盤台地で隆起した高地は見られない。海岸線は断崖で囲まれているが伊豆諸島中最も変化に富んでいて数多くの入り江があり、白砂青松と奇岩の絶景に恵まれている。島の東南部海岸には 2 か所、天然の露天風呂がある。集落は他島と異なり島内各地に点々と散在している。地質は新島と同じく流紋岩系で、地形の特色も二頭火山形を除き新島と同じであるが特に風景が優れている。



(5) 神津島

神津島は東京から南方約 172km の海上にあって、伊豆諸島のほぼ中心に位置する。東西約 5km、南北約 6.5km、海岸延長約 33.3km で面積は約 18.24 km<sup>2</sup>あり島の中央には天上山 (571.8m) が屹立し、それより南へ高処山・秩父山とらくだの背状に連なっている。天上山に源を発する神津沢は伊豆諸島中最大の沢で、平素は流水がないが豪雨の際は濁流が氾濫することがある。その下流の海岸線は断崖で囲まれ、わずかに集落の前の海岸が開けているのみで、ここに岩礁を利用した神津島港がある。

地質は新島と同じく流紋岩系で、地形の特色も二頭形火山地形と砂浜を除き、新島と同じことがあげられる。



### 3 気象及び地震・火山

#### (1) 年間の気象概況（令和5年）

冬（令和4年12月～令和5年2月）は、全国的に寒気の影響を受けやすい時期と受けにくい時期が交互に現れた。関東甲信地方では、低気圧や前線の影響を受けにくく、降水量は少なく、気温は高くなった。

春（3月～5月）は、暖かい空気に覆われやすかったため、平均気温は全国的に高く、特に北・東・西日本でかなり高かった。春の平均気温平年差は北日本で+2.2℃、東日本で+1.8℃となり、1946年の統計開始以降、春として1位の高温となった。また、高気圧に覆われやすく、晴れた日が多かった。

夏（6月～8月）は、北日本を中心に暖かい空気に覆われやすく、また南から暖かい空気が流れ込みやすかったため、平均気温は北・東・西日本でかなり高かった。夏の平均気温平年差は北日本で+3.0℃、東日本で+1.7℃、西日本で+0.9℃となり、1946年の統計開始以降、夏として北日本と東日本で1位、西日本で1位タイの高温となった。

秋（9月～11月）は、全国的に暖かい空気に覆われやすかったため、北・東日本では、1946年の統計開始以降、それぞれ秋として1位の高温となった。全国的に高気圧に覆われやすく、晴れた日が多かった。

このように、年を通じて全国的に気温が高く、低温は一時的だった。特に北・東・西日本でかなり高く、北・東日本は春・夏・秋の3季節連続で季節平均気温が1位の高温となり、西日本では夏の平均気温が1位タイの高温となった。

なお、大島の年平均気温は17.9℃（平年値16.4℃）と1938年の統計開始以降で1位の高温、また、年間日照時間は2081.4時間（平年値1837.2時間）とかなり多く、年降水量は2048.0mm（平年値2858.9mm）とかなり少なくなった。

#### (2) 各月の概況（観測値、統計値は大島特別地域気象観測所の値）

1月：冬型の気圧配置や高気圧に覆われて晴れの日があり、前線や湿った空気の影響で雨の日もあった。気温が高く特に14日の日最低気温の14.7℃は1月として最も高い記録（統計期間：1939年～2023年、以下統計期間を省略する）となった。東京では24日に初雪を観測した（平年より21日遅く、昨冬より29日遅い）。

大島の月平均気温は高く、月間日照時間、月降水量ともに少なかった。

2月：高気圧と低気圧・前線が交互に通過したため、天気は数日の周期で変化した。

大島の月平均気温は高く、月間日照時間、月降水量ともに平年並となった。

3月：高気圧と低気圧・前線が交互に通過したため、天気は数日の周期で変化した。期間を通して暖かい空気に覆われて気温がかなり高くなった。

1日に関東地方で「春一番」が吹き、東京で14日にさくらの開花、22日に満開を観測した。

大島の月平均気温はかなり高く、月間日照時間は平年並、月降水量は多かった。

4月：高気圧と低気圧・前線が交互に通過したため、天気は数日の周期で変化した一方、気温はかなり高くなった。

大島の月平均気温はかなり高く、月間日照時間、月降水量ともに平年並となった。

- 5月：高気圧と低気圧・前線が交互に通過したため、天気は数日の周期で変化した。  
大島の月平均気温は高く、月間日照時間は多く、降水量は少なかった。
- 6月：高気圧に覆われて晴れの日もあったが、低気圧・前線や湿った空気の影響で曇りや雨の日が多くなった。気温がかなり高く30日の日最低気温の24.3℃は6月として最も高くなった。関東甲信地方は6月8日ごろ梅雨入りした。  
大島の月平均気温はかなり高く、月間日照時間は少なく、月降水量は平年並となった。
- 7月：期間の中頃までは前線や湿った空気の影響で曇りや雨の日があったが、期間の終わりは太平洋高気圧に覆われて概ね晴れの日が多くなった。期間を通して暖かい空気に覆われ気温がかなり高くなった。関東甲信地方は7月22日ごろ梅雨明けした。  
大島の月平均気温はかなり高く、月間日照時間は多く、月降水量はかなり少なかった。
- 8月：太平洋高気圧に覆われて晴れの日が多く、月平均気温の27.9℃は統計開始以降で1位の高温となった。  
大島の月平均気温はかなり高く、月間日照時間は多く、月降水量は平年並となった。
- 9月：高気圧に覆われて晴れの日が多かった一方、前線や台風の影響で雨の日もあった。暖かい空気に覆われ気温がかなり高く、月平均気温の26.1℃は9月として最も高くなった。  
大島の月平均気温はかなり高く、月間日照時間は多く、月降水量は少なかった。
- 10月：高気圧に覆われて晴れの日が多くなった一方、低気圧・前線や上空の寒気の影響で曇りや雨の日もあった。1日の日最低気温23.6℃は、10月として最も高くなった。  
大島の月平均気温は高く、月間日照時間はかなり多く、月降水量は平年並となった。
- 11月：冬型の気圧配置や高気圧に覆われて晴れの日が多くなったが、低気圧や気圧の谷の影響で雨の日もあった。4日の日最高気温24.9℃は11月として最も高くなった。13日に東京地方では3年ぶりに「木枯らし1号」が吹いた。  
大島の月平均気温はかなり高く、月間日照時間は多く、月降水量は少なかった。
- 12月：冬型の気圧配置や高気圧に覆われて晴れの日が多くなったが、低気圧や前線の影響で雨の日もあった。  
大島の月平均気温は高く、月間日照時間は多く、月降水量は少なかった。

大島特別地域気象観測所気象年報

2023年（令和5年）

要素	月												年
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
海面気圧	1016.0	1019.2	1019.0	1014.9	1014.1	1009.2	1011.1	1009.8	1012.5	1014.1	1017.0	1018.5	1014.6
平均気温	8.0	9.1	13.4	16.4	18.7	22.4	26.3	27.9	26.1	19.4	16.1	11.2	17.9
最平均	11.7	12.8	17.4	19.9	22.4	25.8	29.6	31.4	29.2	23.4	19.4	15.1	21.5
気	17.8	17.8	22.0	23.4	25.8	29.0	33.7	33.0	32.2	29.5	24.9	20.3	33.7
高	14	19	22	21	18	13	26	19	2	1	4	16	7/26
最平均	4.3	5.3	9.8	12.9	15.5	19.6	23.7	25.4	23.6	16.1	12.9	7.3	14.7
温	-1.6	0.8	5.4	5.9	10.9	15.7	19.9	21.9	20.2	12.2	7.6	0.6	-1.6
低	25	1	4	9	10	5	2	1	25	23	14	23	1/25
平均湿度	69	68	78	73	81	87	87	86	87	75	74	72	78
最	19	27	32	19	31	44	40	61	55	39	40	37	19
度	10	26	19	4	2	5	23	12	25	26*	28*	21	4/4*
小	4.8	5.1	5.0	6.0	5.0	4.4	5.0	4.0	4.7	4.5	5.7	5.4	5.0
平均風速	15.3	16.2)	14.5	16.8	14.2	16.3	11.7	9.4	14.8	13.7	16.2	16.8	16.8
風	SW	SW	SSW	SW	SSW	SSW	SE	SSW	NNE	SW	SSW	WSW	WSW
風向	14	19	2	16	8	9	6	3	8	5	7	21	12/21*
その起日	136.0	131.8	164.0	184.3	200.7	114.2	211.8	239.3	170.4	196.5	163.8	168.6	2081.4
日照時間	44	43	44	47	47	26	48	58	46	56	53	55	47
日照率	72.5	106.5	281.0	207.5)	197.0	251.0	51.0	194.5	279.5	219.5	102.0)	86.0	2048.0
降水総量	38.0	47.0	67.0	66.5)	55.5	53.0	22.0	42.0	137.5	70.0	59.0)	41.5	137.5
最大日量	14	13	25	30	19	9	1	6	8	15	17	12	9/8
降	17	15	21	14	18	22	11	22	19	15	14)	12	200
と	9	10	14	9	11	14	5	14	14	9	10)	9	128
その起日	8	7	12	9	11	11	4	13	12	8	9)	8	112
日	1	2	6	5)	7	7	3	8	5	5	2)	3	54
数	1	2	5	3)	2	4	0	2	2	3	1)	1	26
≧0.0	9	10	14	9	11	14	5	14	14	9	10)	9	128
≧0.5	5	3	0)	0]	0	0	0	0	0	0	0)	0)	8]
≧1.0	0	0	0)	0]	0	0	1	0	0	0	0)	0)	1]
≧3.0	2	3	5	4	4	8	3	0	3	3	1	3	39
雨(≧0.5mm)	9	9)	8	13	8	4	6	0	4	4	11	13	89
天													
気													
雪													
霧													
日照数													
日最大風速≧10m/s													

注1) 「\*」は1つの極値に対して、期間内に起日が2日以上ある場合。起日の新しい方を掲載し、日の欄に\*を付加している。  
 注2) 「\*」は1つの極値に対して、期間内に起日が2日以上ある場合。起日の新しい方を掲載し、日の欄に\*を付加している。  
 注3) 「)」の付いた値は準正常値(統計を行う対象資料が許容範囲内で欠けている値)である。  
 注4) 「)」の付いた値は資料不足値(統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている値)である。

(3) 地震・津波（令和5年）

① 概況

伊豆大島近海及び新島・神津島近海で発生した地震の内、最大震度3以上を観測した地震は6回であった。伊豆大島近海では、3月、6月、9月に地震活動があったが、震度3以上を観測する地震はなかった。新島・神津島近海では、5月～7月に地震活動が活発となり、5月22日16時42分に深さ11kmでM5.3の地震が発生し、利島村で震度5弱を観測したほか、新島村で震度4を観測した。

伊豆大島近海及び新島・神津島近海以外では、5月～6月にかけて八丈島近海で地震活動が活発となり、5月14日17時11分にM5.6の地震が発生し、神津島村で震度3を観測した。

② 管内の観測点別の震度観測回数

管内の震度観測点において震度1以上を観測した回数は以下のとおり。

令和5年の震度観測回数表（震度別）

	震 度									合計	
	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7		
伊豆大島町元町	16	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊豆大島町差木地	5	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
*伊豆大島町波浮港	8	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京利島村東山	58	13	4	1	1	0	0	0	0	0	0
#新島村本村	31	9	1	2	0	0	0	0	0	0	0
新島村大原	37	8	1	2	0	0	0	0	0	0	0
新島村式根島	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神津島村金長	14	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0
#神津島村役場	16	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0

無印：気象庁設置観測点、#印：東京都設置観測点、\*印：国立研究開発法人防災科学技術研究所設置観測点

令和5年の伊豆大島町元町観測点における震度観測回数表（月別）

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
震度	1	0	0	0	0	4	8	0	0	1	3	0	0	16
	2	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	4
	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
月別合計		0	0	0	0	0	5	9	0	0	2	4	0	0

③ 津波関係

鳥島近海（鳥島から南西に約100km）では、10月2日～9日にかけて、M6.0以上の地震が4回発生するなど、地震活動が活発となった。10月5日10時59分には深さ10kmでM6.5の地震が発生し、八丈島八重根で0.2mの津波が観測された。10月6日10時31分にはM6.0の地震が発生し、八丈島八重根で0.2mなどの津波が観測された。10月9日04時頃から06時台にかけて規模が小さいうえに地震波のP相、S相が不明瞭なため震源が決まらないものも含めて地震が多発した。この地震活動により、八丈島八重根で0.7mなど各地で津波が観測された。

12月2日には、フィリピン諸島ミンダナオでM7.5の地震が発生し、八丈島八重根で0.4mなど各地で津波が観測された。

2023年10月09日04時頃から06時台に鳥島近海で発生した地震活動に伴う津波

観測点名	所属	第一波 到達時刻	最大波	
			発現時刻	高さ
伊豆大島岡田	気象庁	不明	09 日 08:37	17cm
神津島神津島港	海上保安庁	不明	09 日 08:01	44cm
三宅島坪田	気象庁	不明	09 日 08:11	41cm
三宅島阿古	海上保安庁	不明	09 日 07:45	29cm

2023年12月02日23時37分 フィリピン諸島、ミンダナオの地震に伴う津波

観測点名	所属	第一波 到達時刻	最大波	
			発現時刻	高さ
伊豆大島岡田	気象庁	3 日 04 時台	03 日 05:05	7cm
神津島神津港	海上保安庁	3 日 03 時台	03 日 06:29	17cm

#### (4) 火 山 (令和 5 年)

東京都には伊豆諸島から小笠原諸島にかけての島嶼部及び海底に火山が分布している。

伊豆大島では、地震活動および噴気や地熱域の状況など熱活動は低調に経過した。長期的に継続していた島全体の膨張は、2018 年頃からほぼ停滞しているが、これまで供給されたマグマが地下深部に蓄積されていると考えられることから、今後火山活動が活発化する可能性がある。

利島・新島・神津島では、火山活動に特段の変化はなく、静穏に経過した。



図1 東京都の活火山分布

伊豆大島（北緯 34° 43′ ， 東経 139° 24′ ）

6月19日に伊豆大島の西方沖を震源とする火山性地震が、7月6日及び9月23日から10月4日にかけて伊豆大島の北部を震源とする火山性地震がそれぞれ増加したが、熱活動は低調に経過し、火山性微動も発生しておらず、ただちに噴火が発生する兆候は認められない。地下深部へのマグマ供給によると考えられる長期的な島全体の膨張は、2018年頃からはほぼ停滞しているが、これまでに供給されたマグマは地下深部に蓄積されていると考えられることから、今後火山活動が活発化する可能性がある。

GNSS等による地殻変動観測では、地下深部へのマグマの供給によると考えられる長期的な島全体の膨張傾向は、2018年頃からはほぼ停滞している。約1~3年周期で膨張と収縮を繰り返す短期的な地殻変動は、2022年10月頃からみられていた膨張の傾向が、2023年9月頃から収縮に転じている。

6月19日に伊豆大島の西方沖を震源とする火山性地震が一時的に増加した。これらの地震により、最大震度2を観測する地震1回を含め、震度1以上を観測する地震が8回発生した。9月23日から10月4日にかけて伊豆大島の北部を震源とする火山性地震が一時的に増加し、最大震度2を観測する地震2回を含め、震度1以上を観測する地震が6回発生した。また、7月6日にも伊豆大島の北部を震源とする火山性地震が一時的に増加した。その他の期間では火山性地震の発生回数は概ね少なく、地震活動は低調に経過したほか、火山性微動は観測されなかった。

現地調査や監視カメラによる観測では、三原山山頂火口内やその周辺、剣ガ峰付近や三原新山付近の噴気活動は低調で、地熱域にも特段の変化は認められなかった。

利島（北緯 34° 31′ ， 東経 139° 17′ ）

5月下旬に利島付近を震源とする地震の増加がみられたが、火山活動に特段の変化はなく、静穏に経過している。

新島（北緯 34° 24′ ， 東経 139° 16′ ）

5月26日から27日にかけて、及び11月15日から7日にかけて主に新島の西側海域を震源とする地震が増加したが、火山活動に特段の変化はなく、静穏に経過している。

神津島（北緯 34° 13′ ， 東経 139° 09′ ）

火山活動に特段の変化はなく、静穏に経過している。

なお、12月4日7時20分頃から9時30分頃にかけて神津島北沖約3kmで一時的に地震が増加し、7時30分に発生した地震（M2.4）では神津島村役場、神津島金長で震度1を観測したが、その他の観測結果には、この地震に伴う特段の変化は認められなかった。

#### 4 面 積

第1表 町村別面積

(令和6年4月1日時点)

町村別	面積	備考
大島町	90.76 km <sup>2</sup>	うち大島 90.73 km <sup>2</sup>
利島村	4.04 km <sup>2</sup>	
新島村	27.54 km <sup>2</sup>	うち新島 22.97 km <sup>2</sup> 、式根島 3.67 km <sup>2</sup>
神津島村	18.58 km <sup>2</sup>	うち神津島 18.24 km <sup>2</sup>
計	140.92 km <sup>2</sup>	

資料：国土地理院 令和6年全国都道府県市区町村別面積調 市区町村別面積

(注) 面積には無人島等の属島の面積を含む。

##### (1) 比較

ア 伊豆諸島(8町村)の総面積(299.57 km<sup>2</sup>)は23区(627.51 km<sup>2</sup>)の約2分の1

イ 大島町(90.76 km<sup>2</sup>)は練馬区(48.08 km<sup>2</sup>)の約2倍

ウ 利島村(4.04 km<sup>2</sup>)は国立市(8.15 km<sup>2</sup>)の約2分の1

エ 新島村(27.54 km<sup>2</sup>)は日野市(27.55 km<sup>2</sup>)とほぼ同じ。

オ 新島(22.97 km<sup>2</sup>)は品川区(22.85 km<sup>2</sup>)とほぼ同じ。

カ 神津島村(18.58 km<sup>2</sup>)は新宿区(18.22 km<sup>2</sup>)とほぼ同じ。

資料：国土地理院 令和6年全国都道府県市区町村別面積調 市区町村別面積

第2表 東京都庁から各島との距離と面積

島名	位置		東京都庁からの およその距離(km)	島面積 (km <sup>2</sup> )
	北緯	東経		
大島	34° 45'	139° 21'	109	90.73
利島	31'	17'	134	4.04
新島	22'	15'	151	22.97
式根島	19'	13'	157	3.67
神津島	12'	08'	172	18.24
三宅島	04'	28'	180	55.20
御蔵島	33° 53'	35'	198	20.36
八丈島	06'	47'	287	69.12
青ヶ島	32° 28'	45'	358	5.95

資料：位置・距離：東京諸島の概要(伊豆諸島・小笠原諸島) 令和5年

面積：国土地理院 令和6年全国都道府県市区町村別面積調 島面積(4月1日時点)

## 5 人 口

### (1) 人口の推移

国勢調査からみた管内の人口は、昭和 25 年頃までは疎開先からの帰島、復員等により増加傾向にあったが、その後一転して減少に転じ、昭和 45 年までの 20 年間はこの傾向が続いた。その後は青年層の U ターン現象が生じるなどして、昭和 50 年にはわずかながら増加したが、昭和 55 年から再び減少し、それ以降は減少傾向が続いている。

この人口推移を町村別にみると、昭和 40～60 年の 20 年間においては、各町村ともに減少しており、減少率は、大島町 10%、利島村 1%、新島村 7%、神津島村 2%となっている。

しかし、平成 2 年～平成 27 年の 25 年間においては、大島町で 21%、新島村で 22%、神津島村で 18%減少しているが、利島村では 7%増加している。

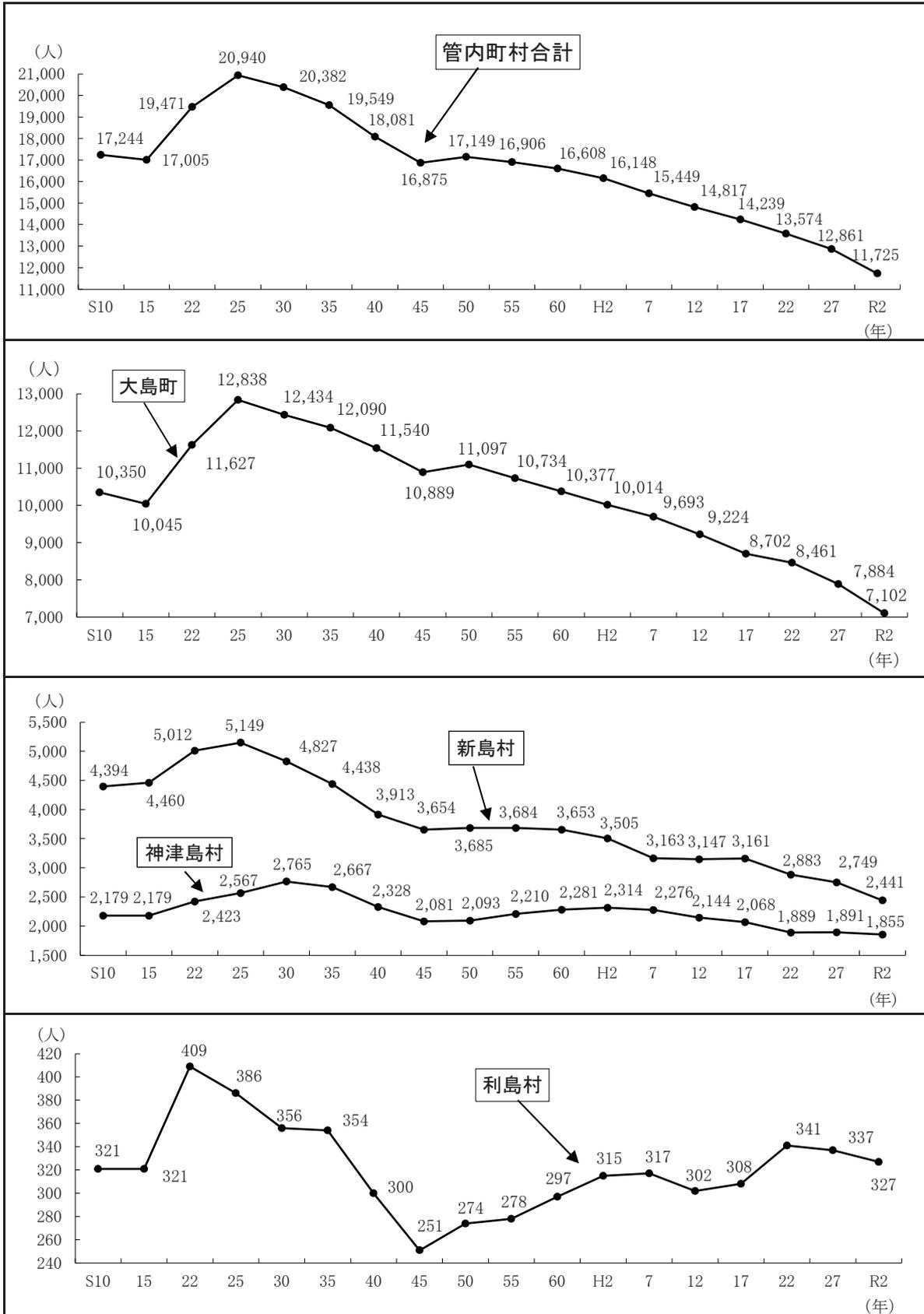
### (2) 年齢別人口

住民基本台帳人口からみた管内の年齢別人口は、老年人口の占める割合が年々上昇し、平成 21 年には 30%を超え、令和 6 年 1 月 1 日現在のそれは管内平均 38.0%に達し、高齢化が一段と進行している。

### (3) 人口移動

令和 5 年中の人口移動は、大島町で 168 人減少、利島村で 3 人減少、新島村で 42 人減少、神津島村では 38 人減少し、管内合計で 251 人減少した。住民基本台帳人口から最近 5 か年の管内人口の動向をみると、平成 31 年 1 月が 12,659 人に対して、令和 6 年 1 月は 11,524 人で 1,135 人の減少となっている。

第1図 人口の推移



資料:昭和10～令和2年 国勢調査

第3表 世帯と人口

(令和6年1月1日現在)

区分 町村	世帯数	人 口			女100に 対する 男 (%)	一世帯 当たり 人 口	人口密 度(1km <sup>2</sup> 当 たり)	対前年	
		計	男	女					
大 島 町	元 町	1,348	2,317	1,159	1,158	100.1	1.72	-	▲ 41
	北の山	743	1,230	615	615	100.0	1.66	-	▲ 14
	岡 田	422	732	362	370	97.8	1.73	-	▲ 24
	泉 津	181	285	135	150	90.0	1.57	-	▲ 18
	野 増	170	274	145	129	112.4	1.61	-	▲ 6
	間 伏	82	130	66	64	103.1	1.59	-	▲ 2
	差木地	576	838	462	376	122.9	1.45	-	▲ 24
	クダッチ	397	644	368	276	133.3	1.62	-	▲ 9
	波浮港	399	532	323	209	154.5	1.33	-	▲ 30
	計	4,318	6,982	3,635	3,347	108.6	1.62	77	▲ 168
利島村	188	314	170	144	118.1	1.67	78	▲ 3	
新 島 村	本 村	937	1,722	832	890	93.5	1.84	-	▲ 37
	若 郷	129	251	121	130	93.1	1.95	-	▲ 11
	式根島	264	480	242	238	101.7	1.82	-	6
	計	1,330	2,453	1,195	1,258	95.0	1.84	89	▲ 42
神津島村	919	1,775	911	864	105.4	1.93	97	▲ 38	
合 計	6,755	11,524	5,911	5,613	105.3	1.71	82	▲ 251	

資料：住民基本台帳人口

(参 考)

東京都	7,563,383	13,911,902	6,830,918	7,080,984	96.5	1.84	6,324	70,237
区 部	5,428,860	9,643,024	4,728,534	4,914,490	96.2	1.78	15,367	73,813
市 部	2,093,733	4,190,134	2,062,443	2,127,691	96.9	2.00	5,345	▲ 2,796
町 村 部	40,790	78,744	39,941	38,803	102.9	1.93	100	▲ 780
島 部	14,222	23,793	12,353	11,440	108.0	1.67	58	▲ 377

資料：住民基本台帳人口

注：町村部は、西多摩郡と島部を含む地域

第4表 年齢別人口

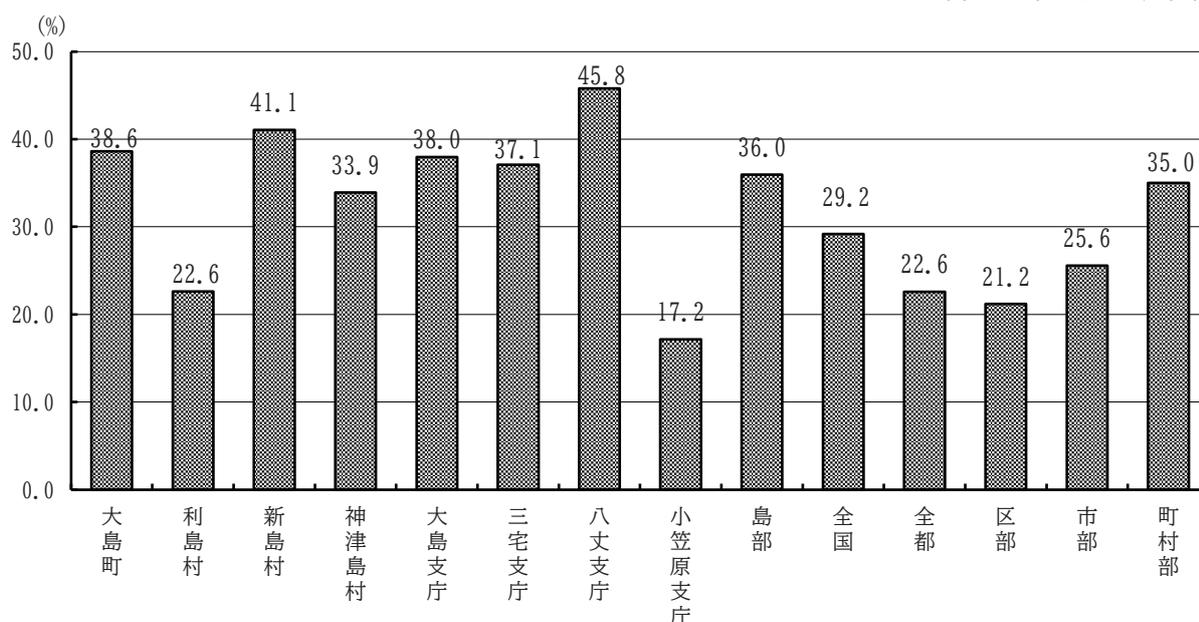
(令和6年1月1日現在)

町村		大島町	利島村	新島村	神津島村	計
年少人口	0～4	200	9	64	58	331
	5～9	228	14	76	88	406
	10～14	254	18	92	98	462
生産年齢人口	15～19	383	12	81	87	563
	20～24	156	10	82	53	301
	25～29	214	21	67	64	366
	30～34	307	24	85	69	485
	35～39	333	29	121	111	594
	40～44	377	26	147	116	666
	45～49	404	33	162	109	708
老年人口	50～54	500	10	164	107	781
	55～59	474	18	143	82	717
	60～64	456	19	162	131	768
	65～69	513	16	202	171	902
	70～74	648	22	226	153	1,049
	75～79	559	16	214	110	899
	80～84	475	6	141	73	695
合計	85～89	285	6	110	51	452
	90～94	158	4	82	35	279
	95歳以上	58	1	32	9	100
合計		6,982	314	2,453	1,775	11,524

資料：住民基本台帳人口

第2図 人口に占める老年人口の割合

(令和6年1月1日現在)



資料：住民基本台帳人口、総務省統計局人口推計

第3図 年齢別人口構成比の推移

大島町

(年)	年少人口 (%)	生産年齢人口 (%)	老年人口 (%)
S35	34.3	58.3	7.4
40	28.9	63.0	18.1
45	25.5	64.5	10
50	23.5	64.7	11.8
55	22.2	63.4	14.4
60	19.9	63.1	17
H 2	17	63.4	19.6
7	14.8	62.4	22.8
12	13.2	60.8	26
17	12.2	59.2	28.6
22	11.7	56.6	31.7
27	11.1	53.5	35.4
R 2	10.0	51.8	38.2

利島村

(年)	年少人口 (%)	生産年齢人口 (%)	老年人口 (%)
S35	39.8	50.3	9.9
40	33.0	52.0	15.0
45	23.1	61.0	15.9
50	18.3	66.4	15.3
55	18.0	66.5	15.5
60	19.5	63.7	16.8
H 2	18.1	65.1	16.8
7	12.9	67.5	19.6
12	12.3	63.9	23.8
17	10.4	66.9	22.7
22	13.5	66.2	20.3
27	16.0	60.8	23.1
R 2	15.3	60.2	24.5

新島村

(年)	年少人口 (%)	生産年齢人口 (%)	老年人口 (%)
S35	31.9	57.8	10.3
40	27.3	60.6	12.1
45	21.9	65.0	13.1
50	20.4	66.0	13.6
55	20.6	64.6	14.8
60	20.9	60.8	18.3
H 2	17.8	60.1	22.1
7	14.3	58.5	27.2
12	11.8	57.5	30.7
17	12.1	56.6	31.3
22	11.6	54.0	34.5
27	11.5	51.0	37.5
R 2	11.1	49.2	39.6

神津島村

(年)	年少人口 (%)	生産年齢人口 (%)	老年人口 (%)
S35	41.5	51.0	7.5
40	36.9	53.9	9.2
45	28.6	60.7	10.7
50	22.0	66.8	11.2
55	22.6	66.8	10.6
60	24.8	63.1	12.1
H 2	24.5	61.6	13.9
7	22.1	59.5	18.4
12	17.8	58.5	23.7
17	15.8	59.3	24.9
22	14.7	57.9	27.4
27	15.1	57.1	27.8
R 2	14.8	53.6	31.6

大島支庁管内

(年)	年少人口 (%)	生産年齢人口 (%)	老年人口 (%)
S35	34.8	57.0	18.2
40	29.6	61.1	9.3
45	25.1	64.1	10.8
50	22.5	65.3	12.2
55	21.9	64.2	14.0
60	20.8	62.6	16.6
H 2	18.3	62.5	19.3
7	15.7	61.2	23.0
12	13.5	59.9	26.6
17	12.7	58.8	28.5
22	12.1	56.5	31.4
27	11.9	53.7	34.4
R 2	11.1	51.8	37.1

東京都

(年)	年少人口 (%)	生産年齢人口 (%)	老年人口 (%)
S35	23.2	73.0	3.8
40	20.4	75.3	4.3
45	21.0	73.8	5.2
50	22.0	71.6	6.3
55	20.6	71.6	7.7
60	18.0	73.0	8.9
H 2	14.6	74.2	10.5
7	12.7	73.9	13.0
12	11.8	72.0	15.8
17	11.3	69.1	18.3
22	11.4	68.2	20.4
27	11.2	64.6	22.2
R 2	11.5	65.7	22.8

全国

(年)	年少人口 (%)	生産年齢人口 (%)	老年人口 (%)
S35	30.2	64.1	5.7
40	25.7	68.0	6.3
45	24.0	68.9	7.1
50	24.3	67.7	7.9
55	23.5	67.4	9.1
60	21.5	68.2	10.3
H 2	18.2	69.5	12.1
7	15.9	69.4	14.5
12	14.6	67.9	17.3
17	13.7	65.8	20.1
22	13.2	63.8	23.0
27	12.5	60.0	26.3
R 2	12.1	59.2	28.7

資料：国勢調査

注：年少人口は0歳～14歳、生産年齢人口は15歳～64歳  
老年人口は65歳以上

第5表 人口動態の推移

年	出生		死亡		乳児死亡		死産		婚姻		離婚	
	件数	率	件数	率	件数	率	件数	率	件数	率	件数	率
21	92	6.5	208	14.7	1	11	1	10.8	53	3.8	22	1.6
22	81	5.8	212	15.1	-	-	-	-	57	4.1	21	1.5
23	101	7.3	224	16.1	-	-	3	28.8	66	4.8	24	1.7
24	88	6.4	242	17.7	-	-	3	33.0	66	4.8	24	1.7
25	117	8.6	221	16.2	-	-	-	-	57	4.2	23	1.7
26	57	4.2	178	13.2	2	33.8	-	-	48	3.6	16	1.2
27	83	6.2	212	16.0	-	-	1	11.9	54	4.0	21	1.5
28	77	5.9	208	16.1	-	-	1	12.8	35	2.7	29	2.2
29	80	6.2	186	14.5	-	-	1	12.3	41	3.2	21	1.6
30	60	4.8	207	16.6	-	-	-	-	48	3.8	9	0.7
31	76	6.1	230	18.4	-	-	-	-	46	3.7	24	1.9
R2	82	6.8	269	22.4	-	-	-	-	29	2.4	20	1.7
R3	55	4.7	197	16.7	-	-	-	-	28	2.4	21	1.8
R4	54	4.6	225	19.1	-	-	-	-	19	1.6	18	1.5
R5	37	3.2	221	19.2	-	-	-	-	36	3.1	15	1.3

注：（率 =  $\frac{\text{件数}}{\text{人口等}} \times 1,000$ ）

第6表 町村別人口動態

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

		大島町	利島村	新島村	神津島村	計
転入	男	324	21	96	42	483
	女	193	24	65	29	311
	計	517	45	161	71	794
転出	男	318	25	81	51	475
	女	248	21	73	35	377
	計	566	46	154	86	852
出生	男	10	-	6	2	18
	女	11	-	2	6	19
	計	21	-	8	8	37
死亡	男	74	-	32	16	122
	女	66	2	20	11	99
	計	140	2	52	27	221
乳児死亡		-	-	-	-	-
死産	自然	-	-	-	-	-
	人工	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-
婚姻		22	-	8	6	36
離婚		10	-	2	3	15
その他（消除）		3	-	7	-	10

資料：各町村調べ

注：婚姻、離婚は届出受理件数

## 6 交通機関

### (1) 航 路

各島への交通機関としては、船舶と航空機があり、経済性、輸送力の面から海上交通が主たるものとなっている。

定期航路として、大島へは、東海汽船が東京・久里浜・熱海から運航しており、所要時間はジェットfoilで東京から約1時間45分、久里浜から約1時間、熱海から約45分である。

利島・新島・式根島・神津島へは、東京と各島間を結ぶ航路を運航しており、所要時間は東京～利島間が約2時間25分、東京～新島間が約2時間55分、東京～式根島間が約3時間15分、東京～神津島間が3時間45分である。また、神新汽船が下田から利島・新島・式根島・神津島への航路を運航している。

各島とも平成14年4月にジェットfoilが3隻就航し、以前と比べて所要時間が大幅に短縮された。平成25年4月にはもう1隻が就航し、より一層の輸送力の増強が図られた。また、冬季における定期航路の安全性確保と夏季における輸送力確保のため、大型貨客船も就航している。平成26年6月27日から「橘丸」の就航に伴い、大型貨客船の東京と各島間の運航は「かめりあ丸」から「さるびあ丸」へと移行した。また、令和2年6月には大型貨客船「さるびあ丸」が、同年7月にはジェットfoil「結」が新造され更新となった。大型貨客船「(旧)さるびあ丸」及び、ジェットfoil「虹」は新造船の更新に伴い退役となった。

### (2) 空 路

空路としては大島・新島・神津島に都営空港がある。新中央航空の小型機が調布～大島間に1日2～3便、新島～調布間に1日3～4便、神津島～調布間に1日2～3便が定期就航している。

調布飛行場での運航は、これまで有視界飛行方式(VFR)に限られていたが、平成25年6月18日に計器飛行方式(IFR)による運航が可能となった。

空路の所要時間は調布～大島間約25分、新島～調布間約40分、神津島～調布間約45分である。

島しょ間空路として東邦航空の東京愛らんどシャトル(9人乗りヘリコプター)が毎日青ヶ島～八丈島～御蔵島～三宅島～大島～利島を結んでいる。

### (3) 島内交通

陸上交通機関は、大島で各集落間と三原山山頂までの定期バスが運行され、さらに定期観光バス、貸切バス、タクシー等が営業している。新島・神津島では定期バスが運行されており、タクシーが通年営業している。その他の交通手段としては、大島・新島・式根島・神津島にはレンタカー、レンタサイクル等がある。

利島では民宿等の自家用車が主な交通手段となっている。

## 第 2 総 務

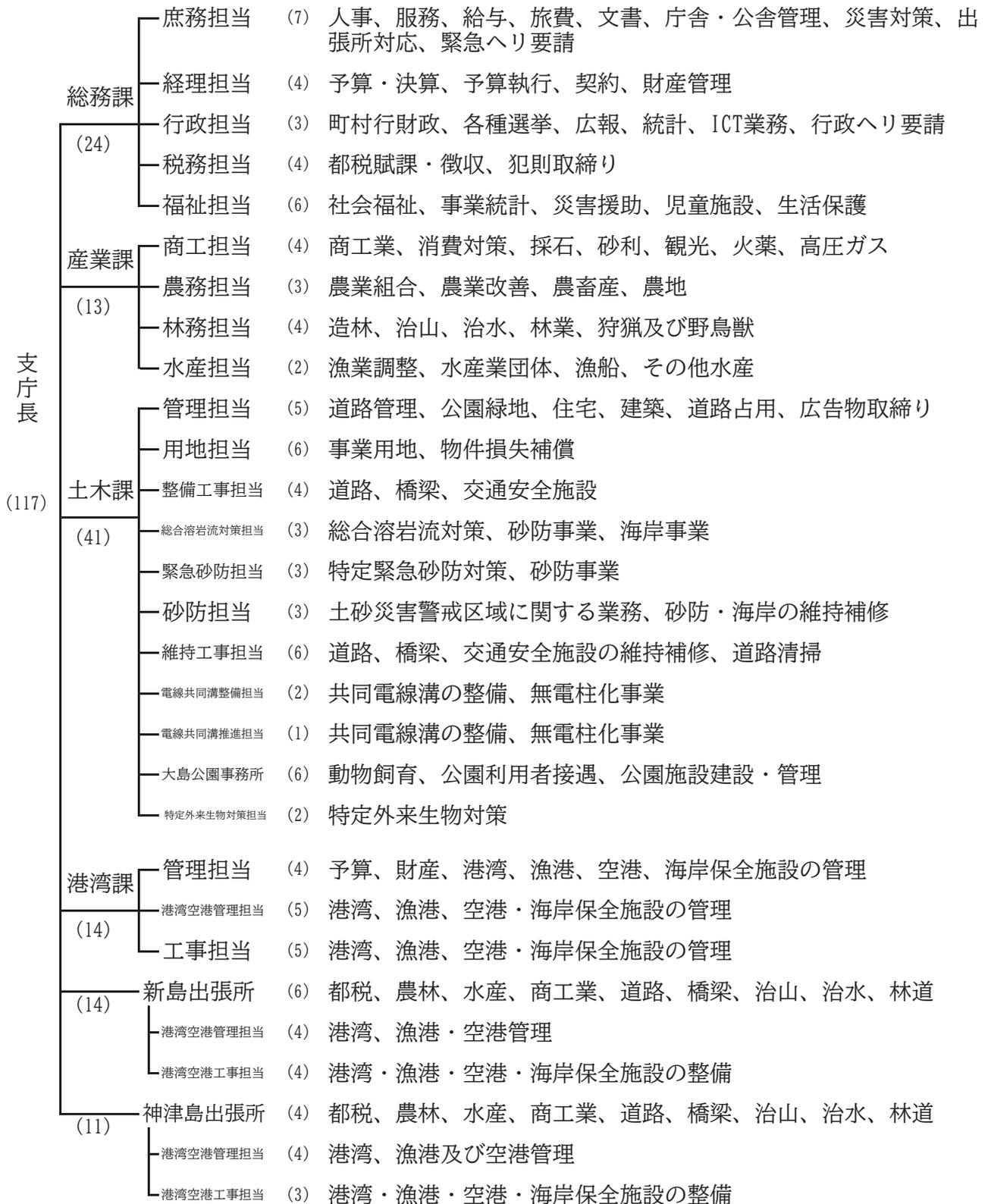


# 1 大島支庁組織図

(1) 支庁開設 大正15年7月1日

(2) 庁舎 建設年月 平成6年7月 (大規模改修工事 令和5年3月竣工)  
敷地面積 9,108.1㎡ 建物面積 3,762㎡

(3) 機構 (令和6年4月1日現在)



(4) 事業予算の執行状況

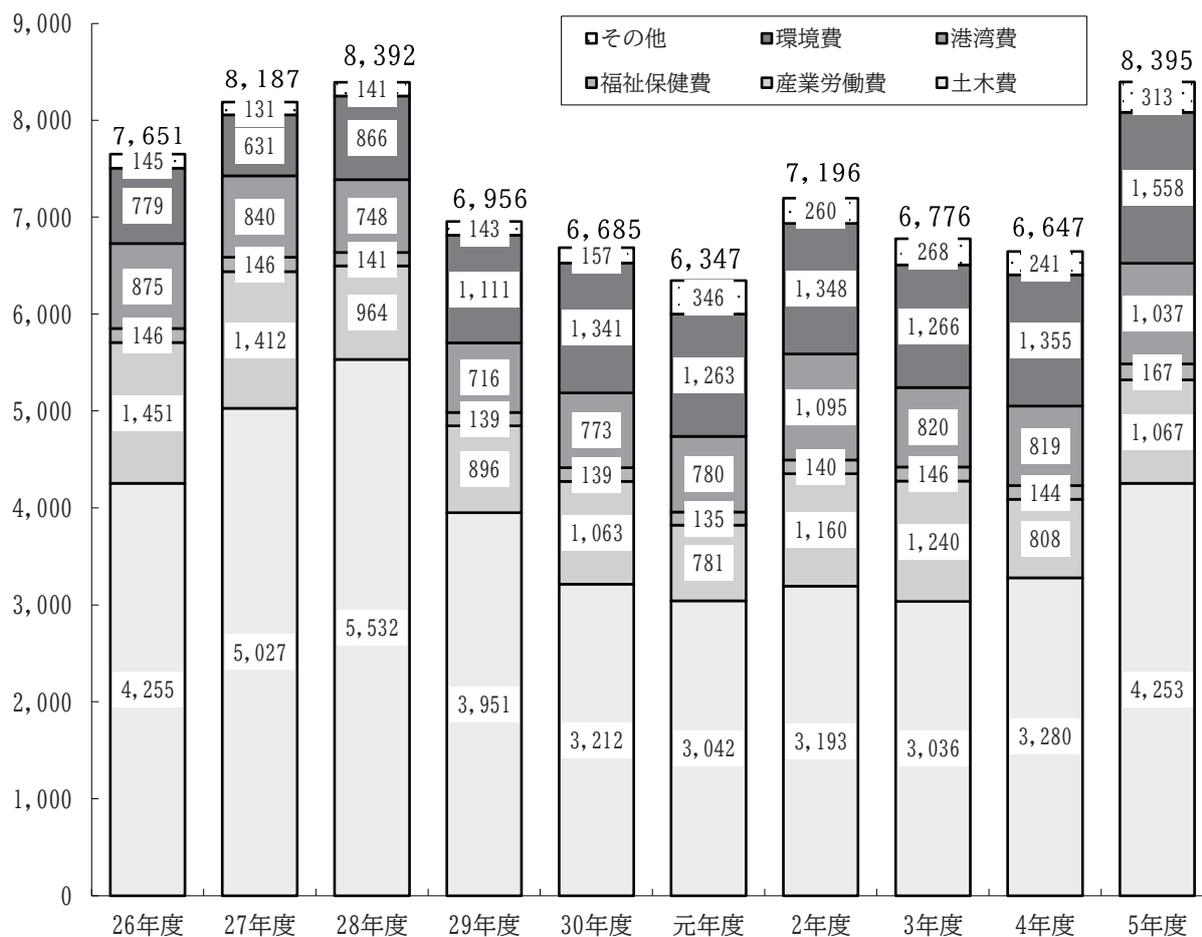
平成26年度以降10年間の歳出予算の執行状況は、第1図のとおりである。

令和5年度の総額は83億9千5百万円で、対前年比+26%、17億4千5百万円の増となった。

令和5年度の構成比は、土木費が51%、環境費が19%、産業労働費が13%、港湾費が12%で、執行額全体の約94%を占めている。

第1図 歳出予算年度別執行状況の推移

(単位：百万円)



第1表 令和5年度決算額

(単位：金額 円・構成比 %)

歳 入			歳 出		
会計款項目	金 額	構成比	会計款項目	金 額	構成比
総 計	613,794,327		総 計	8,402,776,744	
一 般 会 計	610,219,528	100.0%	一 般 会 計	8,395,189,682	100.0%
1. 都 税	511,820,583	83.9%	1. 総 務 費	291,379,663	3.5%
都 民 税	422,569,268	69.2%	2. 徴 税 費	21,952,229	0.3%
事 業 税	58,042,900	9.5%	3. 生活文化スポーツ費	120,675	0.0%
不動産取得税	13,787,500	2.3%	4. 都市整備費	0	0.0%
ゴルフ場利用税	625,200	0.1%	5. 環 境 費	1,558,282,177	18.6%
軽油引取税	13,890,415	2.3%	6. 福祉保健費	166,976,310	2.0%
自動車税	2,804,300	0.5%	7. 産業労働費	1,066,635,126	12.7%
その他	101,000	0.0%	8. 土 木 費	4,252,624,673	50.7%
2. 分担金及負担金	3,123,702	0.5%	9. 港 湾 費	1,037,040,856	12.4%
土木費負担金	0	0.0%	10. 諸 支 出 金	177,973	0.0%
港湾費負担金	3,123,702	0.5%	母子父子福祉貸付資金会計	7,587,062	-
3. 使用料及手数料	41,648,928	6.8%	貸 付 費		
総務使用料	2,969	0.0%			
環境使用料	2,318,866	0.4%			
土木使用料	3,776,305	0.6%			
港湾使用料	33,538,138	5.5%			
手 数 料	2,012,650	0.3%			
4. 財 産 収 入	1,181,860	0.2%			
財産運用収入	1,181,860	0.2%			
5. 諸 収 入	52,444,455	8.6%			
延滞金及加算金	154,793	0.0%			
都預金利子	0	0.0%			
貸付金元利収入	0	0.0%			
受託事業収入	2,789,960	0.5%			
弁償金及報償金	4,759,683	0.8%			
物品売払代金	30,800	0.0%			
雑 入	44,709,219	7.3%			
母子父子福祉貸付資金会計 事業収入	3,574,799	-			

(注) 1. 都税収入額には還付未済が含まれている。

2. 歳出欄の金額は、支庁配付予算分の決算である。また、繰越分を含む。

## (5) 都税の状況

第2表 令和5年度 都税の調定額・収入額の状況

(単位：円)

区分 税目		調定額		収入額		収入歩合		構成比
		税額 (a)	件数 (b)	税額 (c)	件数 (d)	税額 c/a %	件数 d/b %	(調定額) %
都民税(法人)		11,537,600	525	11,537,600	525	100.0%	100.0%	2.2%
事業税	個人	9,750,000	152	9,678,600	151	99.3%	99.3%	1.9%
	法人	47,844,400	145	47,844,400	145	100.0%	100.0%	9.2%
不動産取得税		13,779,900	156	13,776,500	155	100.0%	99.4%	2.6%
ゴルフ場利用税		625,200	12	625,200	12	100.0%	100.0%	0.1%
自動車税種別割		2,784,200	75	2,784,200	75	100.0%	100.0%	0.5%
狩猟税		101,000	16	101,000	16	100.0%	100.0%	0.0%
軽油引取税		13,890,415	26	13,890,415	26	100.0%	100.0%	2.7%
小計		100,312,715	1,107	100,237,915	1,105	99.9%	99.8%	19.2%
滞納繰越分 (個人都民税を除く)		709,400	12	551,000	6	77.7%	50.0%	0.1%
計		101,022,115	1,119	100,788,915	1,111	99.8%	99.3%	19.3%
都民税 (個人)	現年課税分	410,709,404	13,419	407,612,436	11,679	99.2%	87.0%	78.6%
	滞納繰越分	11,020,469	3,531	3,419,232	223	31.0%	6.3%	2.1%
合計		522,751,988	18,069	511,820,583	13,013	97.9%	72.0%	100.0%

- (注) 1 収入額は還付未済を含まない。  
 2 「構成比」欄の各数値は小数点以下第2位を四捨五入しているため、各数値の計が「小計」、「計」及び「合計」の各欄の数値と一致しない場合がある。

第3表 自動車登録台数（都課税）

（令和6年4月1日現在）

区分		町村		大島町	利島村	新島村	神津島村	合計
		自家用	営業用					
乗 用 車	普通車	自家用		161	2	48	27	238
		営業用		8	0	0	1	9
	小型車	自家用		784	11	213	124	1,132
		営業用		4	0	2	3	9
	計	自家用		945	13	261	151	1,370
		営業用		12	0	2	4	18
ト ラ ッ ク	貨客車	自家用		115	0	46	16	177
		営業用		0	0	0	0	0
	トラック	自家用		290	16	103	38	447
		営業用		63	3	6	10	82
	計	自家用		405	16	149	54	624
		営業用		63	3	6	10	82
バ ス	一般乗合	自家用		0	0	0	0	0
		営業用		14	0	0	0	14
	その他	自家用		15	0	0	3	18
		営業用		5	0	0	0	5
	計	自家用		15	0	0	3	18
		営業用		19	0	0	0	19
特種用途車	自家用		150	13	39	32	234	
	営業用		25	0	1	0	26	
電気自動車	自家用		13	0	0	0	13	
	営業用		1	0	0	0	1	
合 計	自家用		1,528	42	449	240	2,259	
	営業用		120	3	9	14	146	
総 計			1,648	45	458	254	2,405	

（注）官公署等の非課税車は除く。

資料：都税総合事務センター調べ

第4表 軽自動車課税・非課税台数（町村課税）

（令和6年4月1日現在）

区 分		町 村				合 計
		大島町	利島村	新島村	神津島村	
原動機付自転車(50cc以下)		561 (7)	34 (1)	256 (7)	587 (11)	1,438 (26)
自動二輪車(50cc超)		547 (4)	5 (0)	141 (4)	152 (0)	845 (8)
小型特殊自動車		232 (10)	6 (2)	69 (14)	35 (6)	342 (32)
軽自動車	貨物	2,180 (74)	165 (19)	883 (61)	550 (40)	3,778 (194)
	乗用	3,025 (18)	89 (2)	991 (14)	568 (5)	4,673 (39)
	計	5,205 (92)	254 (21)	1,874 (75)	1,118 (45)	8,451 (233)
合 計		6,545 (113)	299 (24)	2,340 (100)	1,892 (62)	11,076 (299)

（注）（ ）内は、官公署等の非課税台数であり内数

資料：管内各町村調べ

(6) 課税対象所得からみた管内の所得の状況

管内町村の令和5年課税対象所得（総所得金額等）の総額は167億5482万1千円で、令和4年の173億5058万円と比べて5億9575万9千円、率にして3.5%減少している。

第5表 所得種類別課税対象所得金額

（単位：千円）

区 分	給与所得	営業所得	農業所得	その他の所得	分離課税	合 計
大島町	(87.5%) 8,773,233	(3.2%) 321,280	(0.2%) 24,325	(8.4%) 837,395	(0.7%) 66,730	(100.0) 10,022,963
利島村	(91.1%) 537,826	(3.3%) 19,377	(0.6%) 3,815	(3.5%) 20,534	(1.5%) 8,747	(100.0) 590,299
新島村	(88.5%) 3,140,015	(4.9%) 175,360	(0.0%) 0	(6.2%) 219,500	(0.3%) 11,473	(100.0) 3,546,348
神津島村	(83.6%) 2,169,637	(10.4%) 269,459	(0.1%) 3,158	(5.3%) 138,278	(0.6%) 14,679	(100.0) 2,595,211
合 計	(87.3%) 14,620,711	(4.7%) 785,476	(0.2%) 31,298	(7.3%) 1,215,707	(0.6%) 101,629	(100.0) 16,754,821

資料：令和5年度市町村税課税状況等の調

注：（ ）内は構成比

管内で給与所得の占める割合が最も高いのは利島村の91.1%で、次いで新島村の88.5%、大島町の87.5%と続き、一番低いのは神津島村の83.6%となっている。

課税対象額を人口一人当たりの金額でみると、管内町村は利島村が一番高く、次に神津島村、新島村、大島町の順となっている。

## (7) 防 災

管内各島は、毎年台風の進路にあたることが多く、年間を通じて強風、豪雨の日が多い。平成 25 年 10 月 16 日には台風 26 号により、大島島内で大規模な災害が発生し、36 名の方がお亡くなりになり、行方不明者も 3 名となる等、大きな被害を受けた。都では、土砂災害防止法に基づき、平成 27 年 6 月 30 日に大島町で「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」を指定し、その後おおむね 5 年ごとに基礎調査を行い、現在「土砂災害警戒区域」は 550 箇所、その内「土砂災害特別警戒区域」は 511 箇所を指定している。また、平成 29 年 1 月 11 日に利島村で同様に指定し、現在「土砂災害警戒区域」は 90 箇所、その内「土砂災害特別警戒区域」は 76 箇所を指定している。さらに、平成 29 年 8 月 28 日に新島村で同様に指定し、現在「土砂災害警戒区域」は 186 箇所、その内「土砂災害特別警戒区域」は 167 箇所を指定している。神津島村においても平成 30 年 10 月 5 日以降順次警戒区域等の指定を進め、現在「土砂災害警戒区域」298 箇所、「土砂災害特別警戒区域」233 箇所を指定しており、がけ崩れなどの土砂災害から住民の命を守るため、各町村を支援している。

また、大島は昭和 61 年 11 月に噴火した活火山である三原山を有し、新島、式根島及び神津島は東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されるなど災害発生要因が複層的に存在しており、その防災対策は重要な課題である。

東京都では、南海トラフ巨大地震等による被害想定（令和 4 年 5 月公表）や大島における土砂災害からの教訓等を踏まえて東京都地域防災計画の修正を図り、島しょ町村の防災対策に対し支援していくとしており、令和 5 年 5 月に開催された東京都防災会議にて、計画の修正が決定された。

当支庁においても、東京都災害対策本部条例等に基づき、昭和 37 年に大島地方隊を組織し、飲料水、非常食、毛布等の備蓄に努めるなど、災害発生時に備えている。また、溶岩流対策、現道拡幅や代替ルートの整備等道路の防災性向上、治山復旧、急傾斜地における崩壊防止工事、海岸保全事業等を実施するとともに救急対策用ヘリコプター運航の連絡調整を実施するなど一層の減災に取り組んでいる。

他方、管内町村では地域防災計画を作成し、避難訓練の実施をはじめ各種取組により災害時における住民の安全を図るほか、消防車両の整備等、消防力の充実に努めている。

さらに、災害時の情報収集、平常時の情報連絡等に活用するため、当支庁管内では防災行政無線を設置している。支庁管内防災行政無線は、昭和 45 年 10 月に開設した単信通話による陸上移動局で、車載型、可搬型及び携帯型無線機を配備している。

東京都では、昭和 43 年 12 月、都庁と離島間の防災連絡を確保するため、都庁～離島間に防災行政無線を開設し、平成 3 年度に東京都災害情報システムが導入され、東京都防災センターと支庁及び管内各町村との迅速な災害情報のデータ通信が可能となった。この間昭和 53 年度、平成 3・17・18 年度及び 22 年度に機器を更新した。

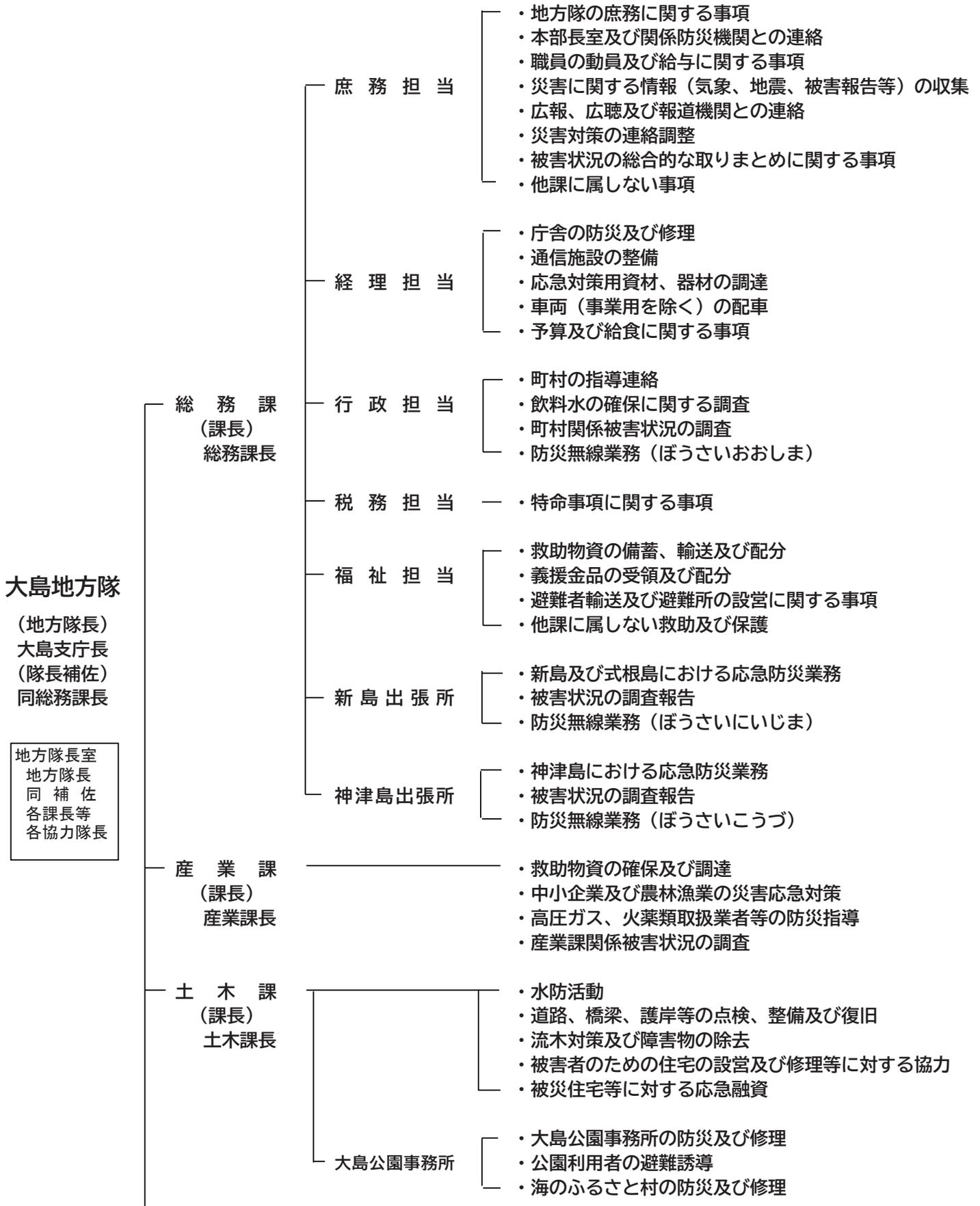
これらの設備は、一般行政無線の運用としてはもちろんのこと、昭和 61 年の三原山噴火、平成 12 年の新島・神津島近海地震等の災害時における通信に、その真価を発揮している。

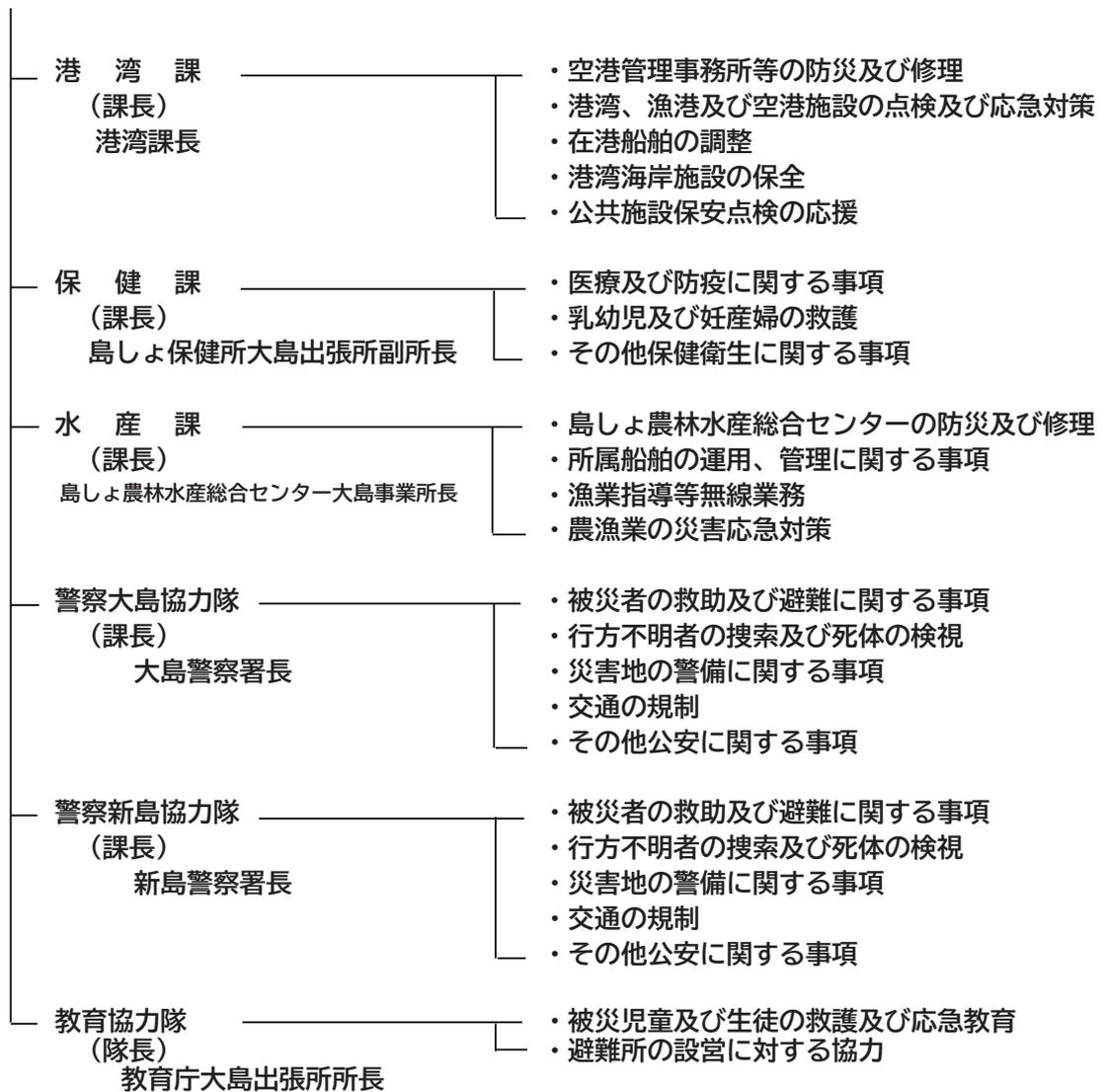
平成 25 年度には衛星携帯電話を配備し、地上設備が使用できない場合にも備えている。

また令和 3 年度より、大島・新島・神津島に 1 機ずつドローンが配備され、足を踏み入れられないような場所の被災状況の確認などに役立てている。

直近では令和 5 年度に可動式衛星通信機器のスターリンクが配備され、これにより携帯電話キャリアのエリア外地域でも通信が可能となった。令和 6 年 5 月の裏砂漠山林火災時には、通信手段の確保に一役買っている。平常時も町の避難訓練等で活用している。

第2図 大島地方隊の組織及び分掌事項





第6表 災害救助用備蓄物資の状況

令和6年4月1日現在

町村別	保管場所	毛 布 (枚)	カーペット (枚)	クラッカー・ アルファ化米 (食分)	ロウソク (個)	キャンドル (個)	肌 着 (組)	人 口
大 島 支 庁	大島支庁 備蓄倉庫	2,640	400	12,000	0	0	0	—
大島町	岡田備蓄庫	1,025	640	3,810	0	0	0	6,731人
	泉津備蓄庫	3,520	1,440	6,630	0	0	0	
	差木地 備蓄庫	2,255	1,440	9,300	0	0	0	
	その他 各施設	5,034	736	32,000	0	0	0	
	小 計	11,834	4,256	51,740	0	0	0	
利 島 村	利島村役場	600	350	1,400	0	0	0	289人
新島村	新島村防災 備蓄倉庫	3,120	0	35,320	0	0	0	2,399人
	若郷防災 備蓄倉庫	1,330	30	7,280	0	0	0	
	式根島防災 備蓄倉庫	660	0	10,380	0	0	0	
	小 計	5,110	30	52,980	0	0	0	
神津島村	神津島村 役場	610	400	10,090	0	0	0	1,725人
大島支庁管内合計		20,794	5,436	128,210	0	0	0	11,144人

- (注) 1 肌着は、シャツ・パンツ（年齢別、性別）で1組となっている。  
2 人口は、令和6年4月1日現在の住民基本台帳人口である。  
3 大島支庁のクラッカー・アルファ化米にはクリームサンドビスケット・パン・パスタの数値も含まれている。  
4 利島村のクラッカー・アルファ化米にはショートブレッド・カロリーメイトの数値も含まれている。  
5 新島村、神津島村のクラッカー・アルファ化米にはショートブレッド・クリームサンドビスケットの数値も

第7表 消防力の概要

令和6年4月1日現在

		大 島	利 島	新 島	式 根 島	神 津 島	
消 防 団 数	団	1	1	1	1	1	
	分 団	8	2	7	3	3	
団 員 数	条 例 定 数	414	40	200	80	210	
	実 員	241	37	112	44	151	
団 員 1 人 あ た り の 人 口		27.9	7.8	17.2	10.7	11.4	
消 防 自 動 車、ポ ン プ 1 台 あ た り	面 積 (km <sup>2</sup> )	2.27	0.58	2.30	0.73	1.01	
	人 口	168	41.3	193	94	96	
消 防 ポ ン プ 自 動 車 等 現 有 数	消 防 自 動 車	26	0	0	0	9	
	水 槽 消 防 自 動 車	3	0	1	0	1	
	小 型 動 力 ポ ン プ	11	7	9	5	8	
	計	40	7	10	5	18	
消 防 団 出 動 回 数 5.1.1 ～ 5.12.31	火 災	回 数	3	0	1	0	0
		延 人 員	191	0	42	0	0
	救 助	回 数	0	0	0	0	0
		延 人 員	0	0	0	0	0
	風 水 災 害 等 災 害	回 数	0	0	0	0	0
		延 人 員	0	0	0	0	0
	演 習 訓 練	回 数	8	2	3	4	2
		延 人 員	366	48	165	105	39
	広 報 ・ 指 導	回 数	2	0	0	1	0
		延 人 員	259	0	0	1	0
	特 別 警 戒	回 数	0	57	70	105	86
		延 人 員	0	169	399	329	403
	警 棒 調 査	回 数	0	0	0	0	0
		延 人 員	0	0	0	0	0
	捜 索	回 数	3	0	0	0	0
		延 人 員	194	0	0	0	0
	そ の 他	回 数	0	0	14	13	0
		延 人 員	0	0	195	43	0
合 計	回 数	16	59	88	123	88	
	延 人 員	1,010	217	801	478	442	

各町村調べ

第8表 民間の機械力保有状況

(令和6年4月1日現在 単位：台)

車種	町村別 t	大島町	利島村	新島村	神津島村	合計
ダンプ	2	35	3	10	6	54
	3	6	2	9	1	18
	4	38	3	11	14	66
	8	3	0	0	0	3
	10	37	3	7	6	53
	11	0	0	0	0	0
小計		119	11	37	27	194
トラック (平床)	1	3	0	4	5	12
	1.5	4	0	2	1	7
	2	6	0	4	3	13
	4	19	0	4	5	28
	6	1	0	0	0	1
	8	2	1	3	1	7
	11	8	0	0	2	10
	32	1	0	0	2	3
小計		44	1	17	19	81
ブルドーザー		5	0	0	1	6
ペーローダー		71	3	21	18	113
パワーシャベル		140	8	28	52	228
クレーン車		17	2	16	9	44
コンプレッサー		14	1	6	11	32
ローラー		26	0	3	10	39
グレーダー		1	0	0	0	1
ミキサー車		21	4	15	14	54
パイプグレーダー		32	8	1	35	76
ドーザーシャベル		0	0	0	0	0
ブレーカー		45	6	6	25	82
トラクター		4	1	1	0	6
小計		376	33	97	175	681
合計		539	45	151	221	956

伊豆七島建設業協同組合調べ

(8) 救急ヘリコプターの運航

管内各町村で救急患者が発生し、現地の医療機関での治療が困難な場合に、都内等の高次医療機関に搬送するため、管内各町村は、東京消防庁、自衛隊及び海上保安庁にヘリコプターでの搬送を要請している。

管内におけるヘリコプターの離着陸には、大島では大島空港、新島では新島空港、神津島では神津島空港、利島および式根島では村営ヘリポートが使用されている。

令和5年度の搬送実績は、93件の要請に対し、89回91名を搬送した。内訳は交通事故による負傷者0名、その他事故による負傷者11名、病気による患者80名であった。

その他事故による搬送者は、転倒・転落及び溺水による負傷が大半を占めている。また、病気による搬送者のうち65歳以上の高齢者の割合は72.5%を占める。なお、観光客など島外在住者は7名であった。

搬送機関は、東京消防庁89回であり、搬送者の82.4%（75名）が都立広尾病院に収容されている。

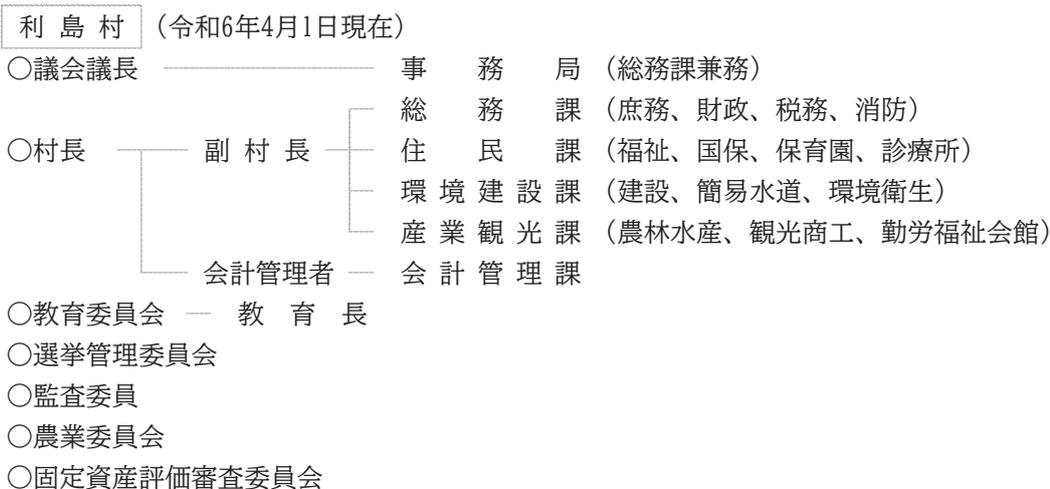
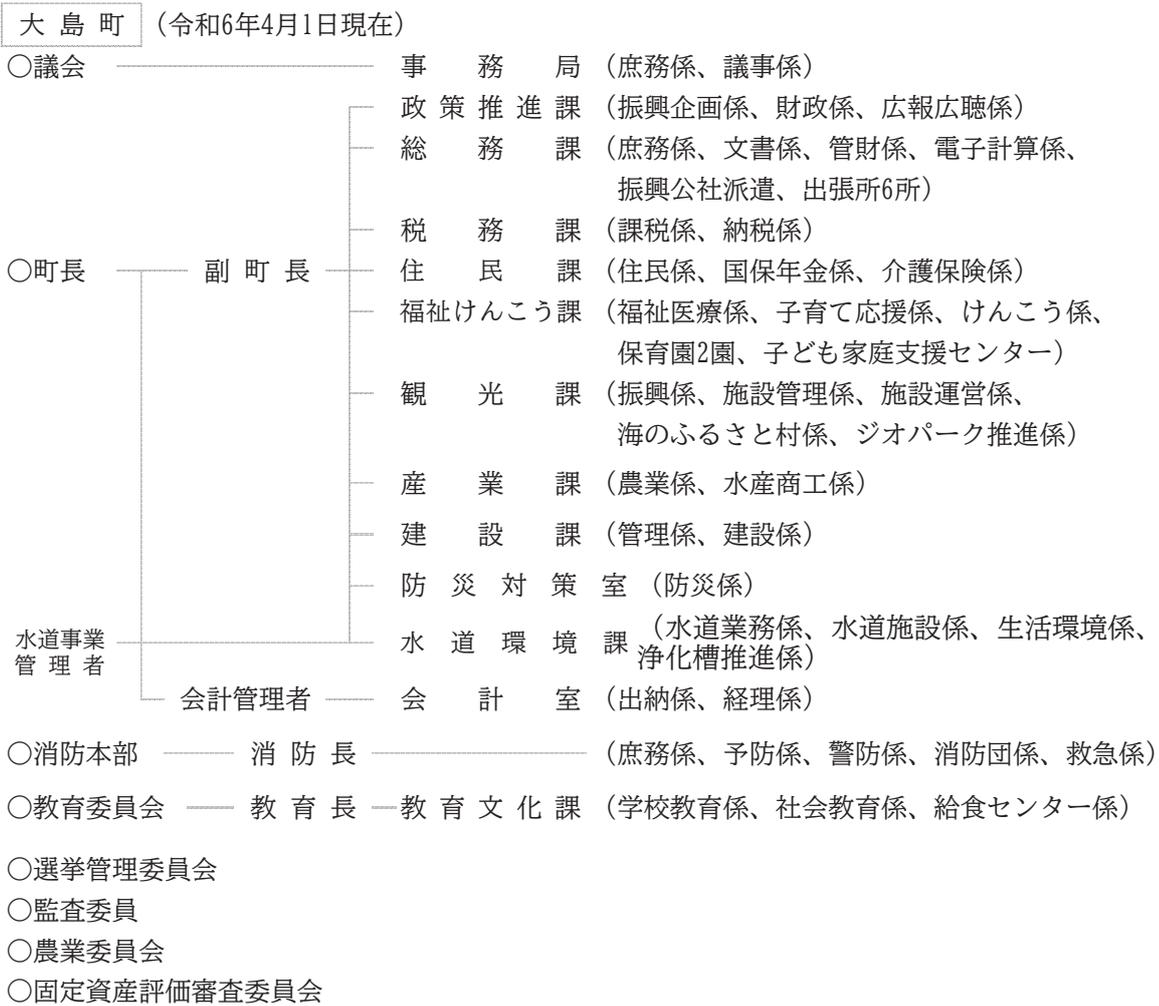
第9表 ヘリコプターによる救急患者搬送実績（令和5年度）

回数・人数 町村名		要請数	搬送回数			搬送人数			
			合計	消防庁	自衛隊 ・海上 保安庁	合計	交通 事故	事 故	病 気
大 島 町		69	66	66	0	68 (47)	0 (0)	5 (1)	63 (46)
利 島 村		0	0	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
新 島 村	新 島	11	11	11	0	11 (6)	0 (0)	3 (0)	8 (6)
	式 根 島	6	5	5	0	5 (3)	0 (0)	0 (0)	5 (3)
神 津 島 村		7	7	7	0	7 (4)	0 (0)	3 (1)	4 (3)
管 内 合 計		93	89	89	0	91 (60)	0 (0)	11 (2)	80 (58)

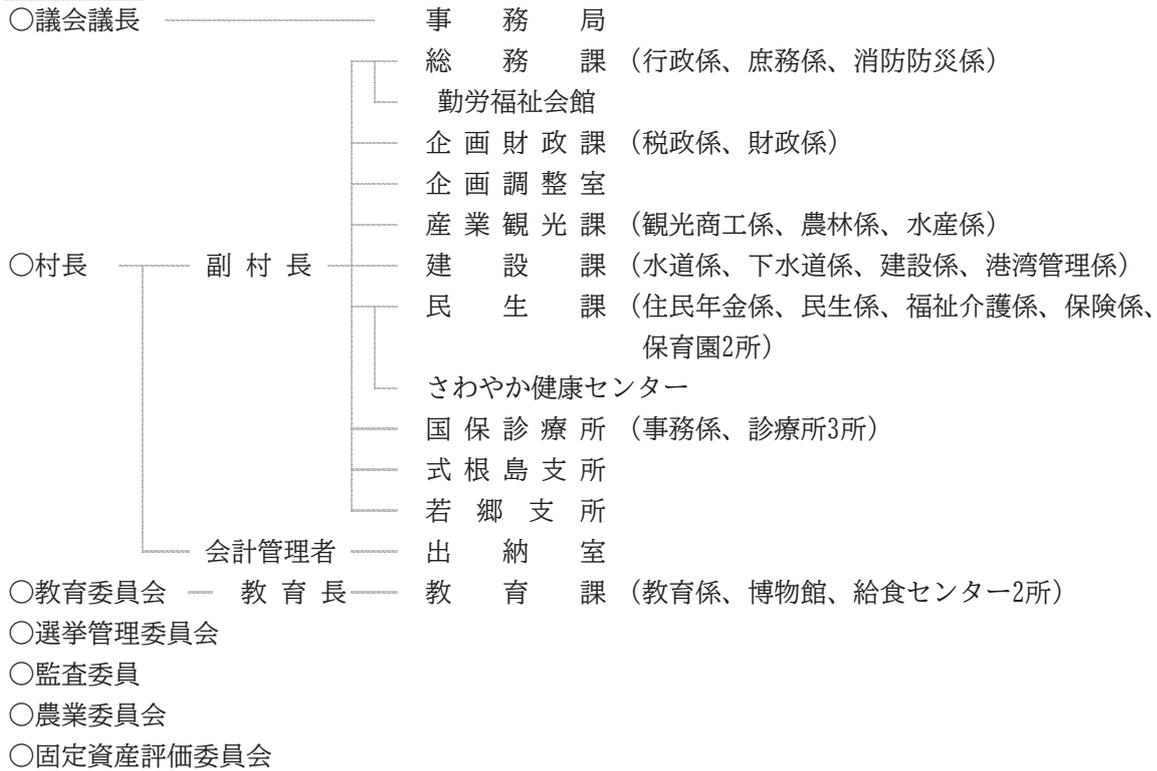
- ・要 請 数：要請後キャンセルを含む。
- ・搬送回数：同一の島で2人以上同時に搬送した場合は1件として計上し、異なる島で2人以上同時に搬送した場合は先に要請のあった島を1件として計上。
- ・搬送人数：（ ）内の数値は65歳以上の搬送者数の内数である。

## 2 管内町村

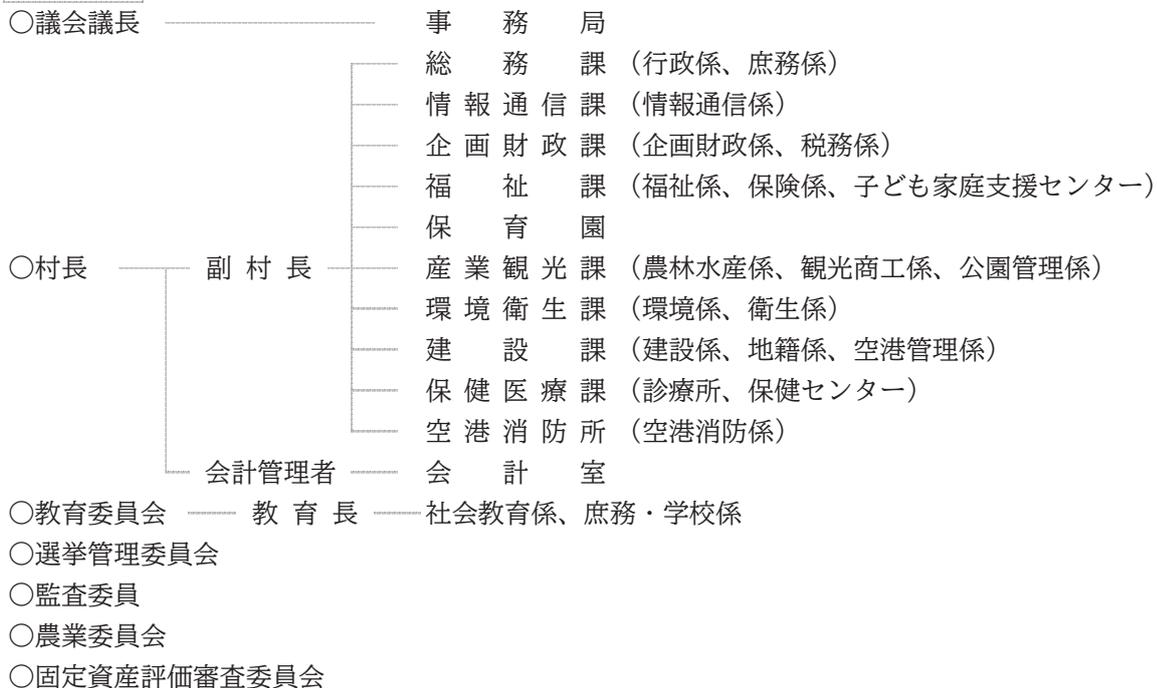
### (1) 町村機構図



新島村 (令和6年4月1日現在)



神津島村 (令和6年4月1日現在)



## (2) 町村財政

### ア 財政規模

管内町村の財政規模は、当該年度の普通建設事業の事業量に大きく左右され、年度毎に大幅な増減がみられる。

令和4年度の歳出決算額の対前年度増減比は、大島町が4.9%減、利島村が8.1%増、新島村が4.2%増、神津島村が3.7%減となっている。

### イ 財政構造

管内町村の歳出総額に占める義務的経費の割合は、概ね20%～30%台で推移しており、令和4年度決算では、大島町35.4%、利島村20.8%、新島村31.6%、神津島村26.9%と、都内市町村計を下回っている。

財政構造の弾力性を判断する一つの指標である経常収支比率は、令和4年度決算では大島町94.4%、利島村84.8%、新島村79.0%、神津島村74.7%となっており、都内市町村計に比べ低い傾向がある。今後も、清掃センター等、住民の生活に欠かせない公共施設の整備が続くことから、引き続き財政の健全化に取り組んでいく必要がある。

### ウ 財政運営

管内町村は、歳入に占める地方税の割合が低く、地方交付税、国・都支出金、地方債が80%前後を占めている。都内町村計と比較しても10ポイント前後、都内市町村計と比較すると35ポイント前後上回っており、依存財源を中心とした財政運営を余儀なくされている。そのため、国・都における財政状況等の影響を受けやすい状況にあるため、従来にも増して自主財源の確保に努め、行政改革を推進することに加え、行政課題については事業費の平準化を図りながら計画的・重点的に実施することが必要である。

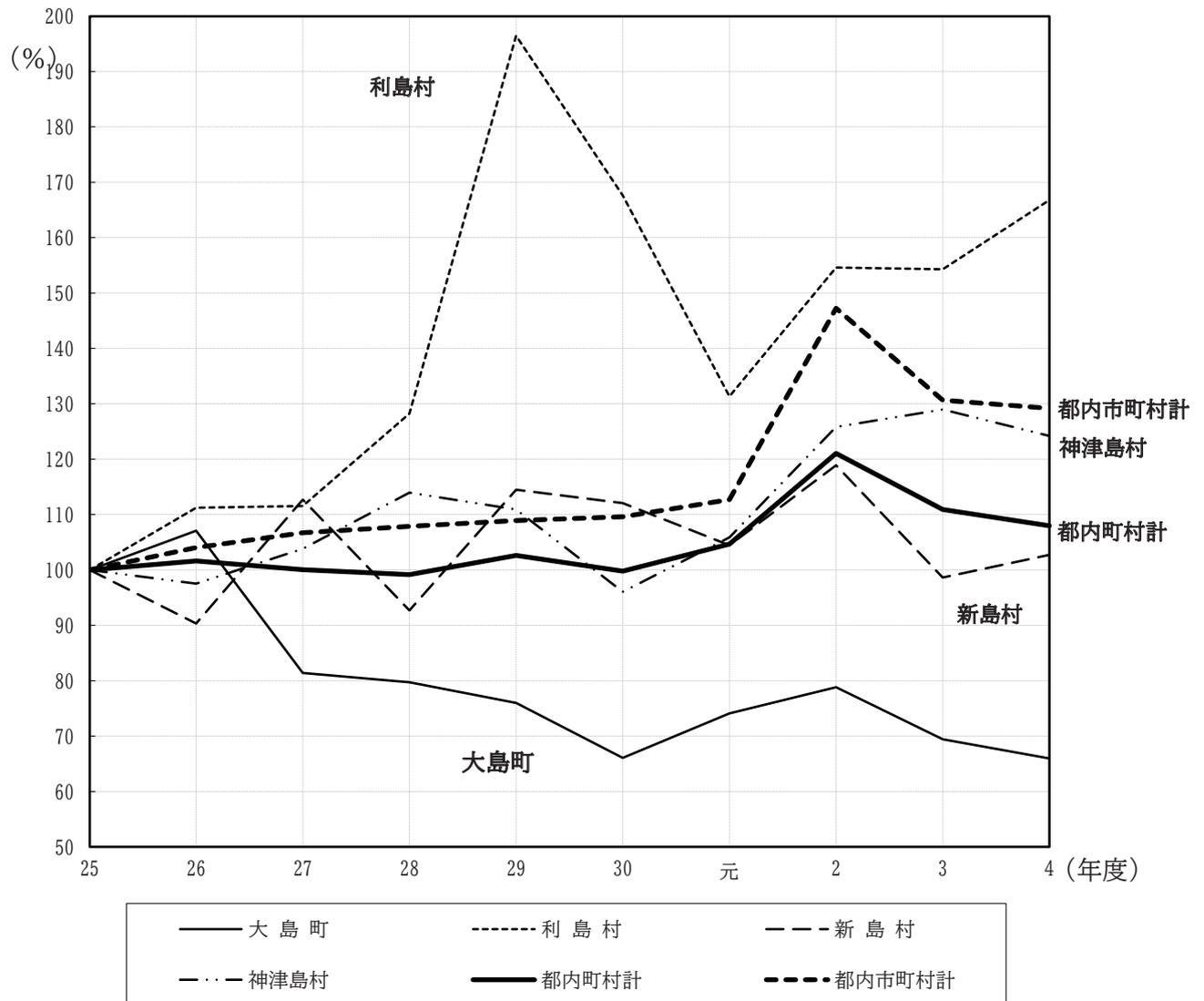
第3図 財政規模の推移（普通会計）

(単位：%)

町 村 \ 年 度	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4
大 島 町	100.0	107.1	81.4	79.7	76.0	66.1	74.1	78.8	69.4	66.0
利 島 村	100.0	111.2	111.5	128.2	196.5	167.6	131.3	154.6	154.3	166.8
新 島 村	100.0	90.4	112.7	92.7	114.5	112.1	104.5	118.9	98.6	102.7
神津島村	100.0	97.5	103.8	114.0	110.9	96.1	105.9	125.8	129.0	124.2
都内町村計	100.0	101.6	100.0	99.2	102.6	99.8	104.7	121.1	110.9	107.9
都内市町村計	100.0	104.0	106.7	107.8	108.9	109.6	112.7	147.3	130.6	129.2

資料：令和4年度 市町村決算状況調査結果

注：数字は、平成25年度を100とした数値

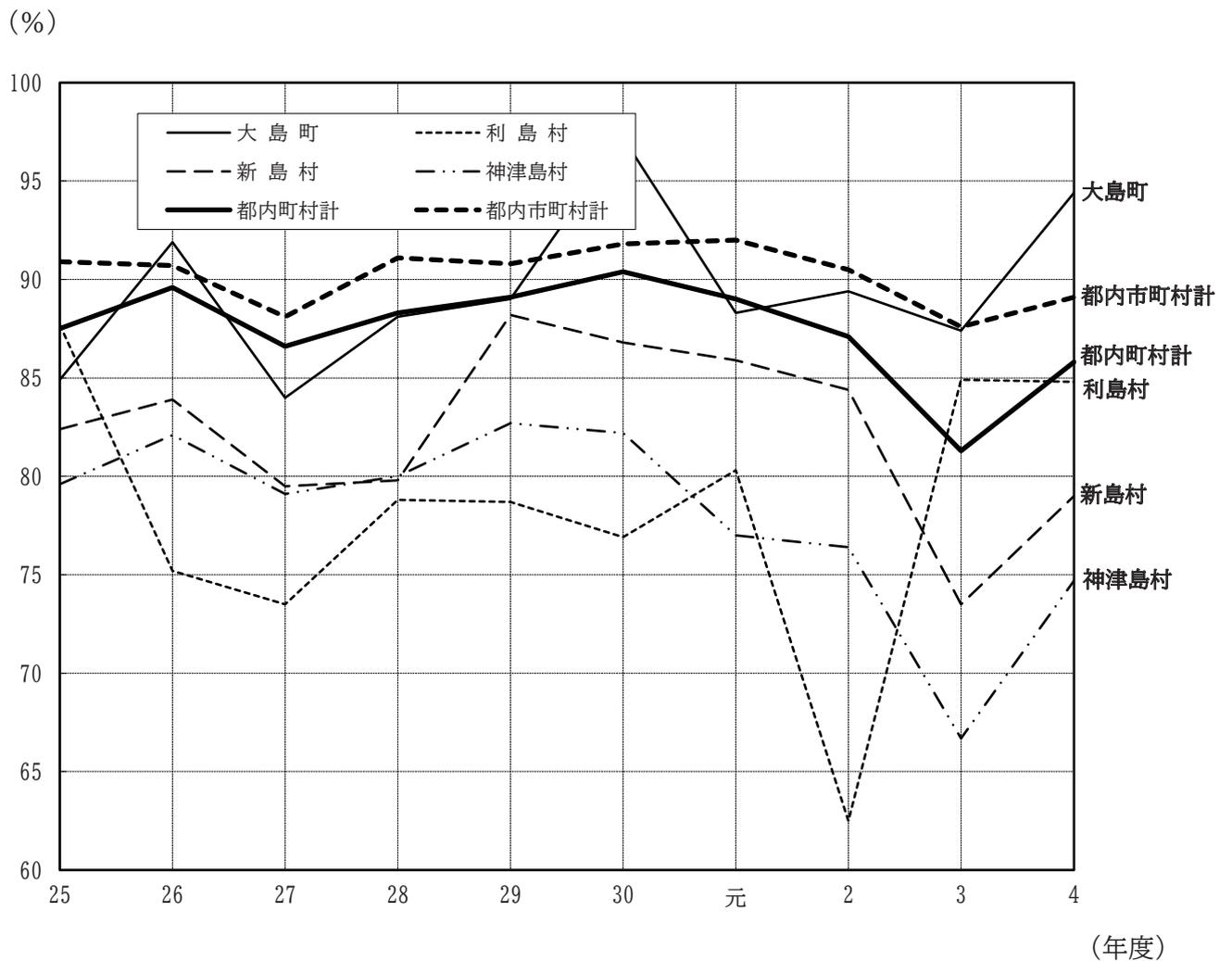


第4図 経常収支比率の推移

(単位：%)

町 村 \ 年 度	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4
大島町	84.9	91.9	84.0	88.1	89.0	97.2	88.3	89.4	87.4	94.4
利島村	87.7	75.2	73.5	78.8	78.7	76.9	80.3	62.5	84.9	84.8
新島村	82.4	83.9	79.5	79.8	88.2	86.8	85.9	84.4	73.5	79.0
神津島村	79.6	82.1	79.1	80.0	82.7	82.2	77.0	76.4	66.7	74.7
都内町村計	87.5	89.6	86.6	88.3	89.1	90.4	89.0	87.1	81.3	85.8
都内市町村計	90.9	90.7	88.1	91.1	90.8	91.8	92.0	90.5	87.6	89.1

資料：令和4年度 市町村決算状況調査結果

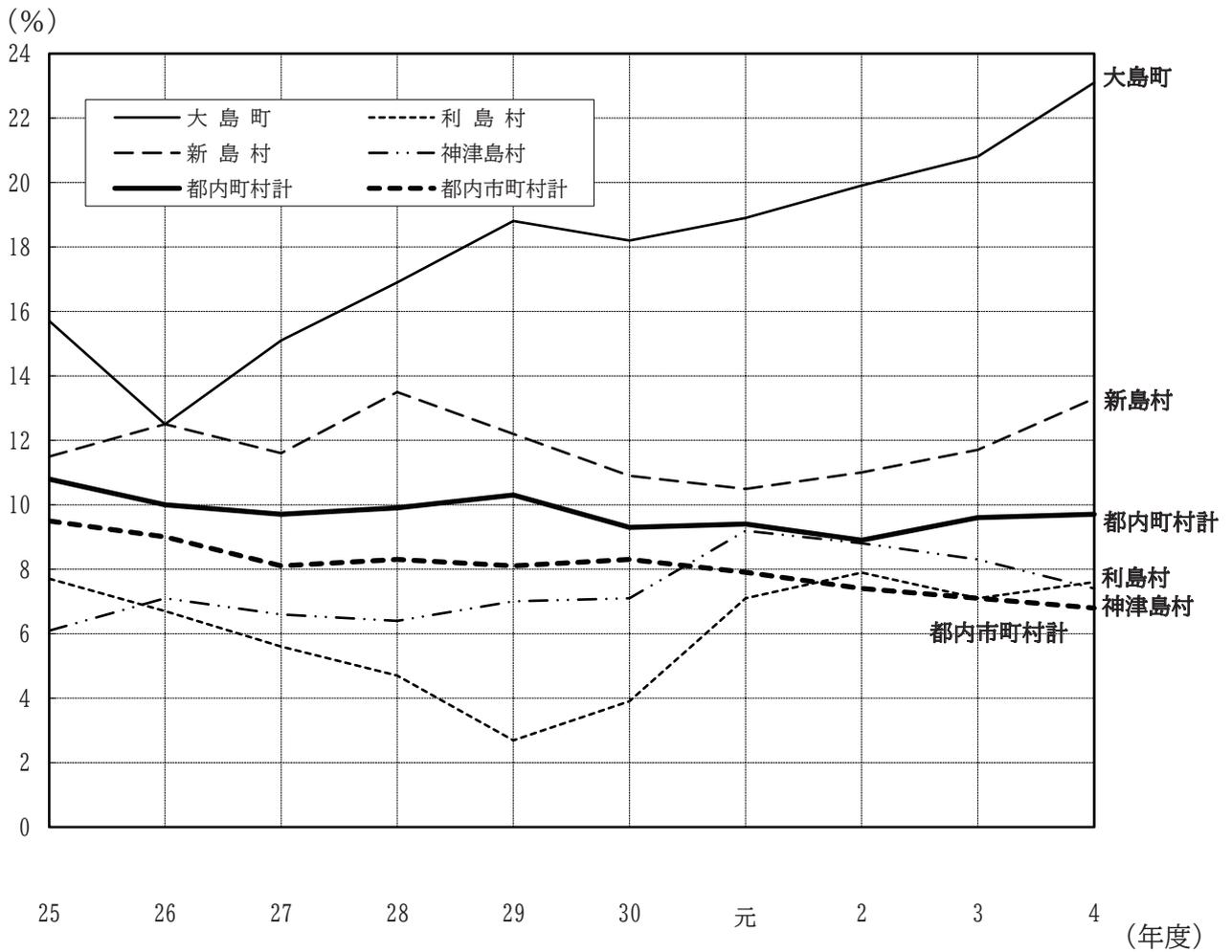


第5図 公債費負担比率の推移

(単位：%)

町 村 \ 年 度	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4
大島町	15.7	12.5	15.1	16.9	18.8	18.2	18.9	19.9	20.8	23.1
利島村	7.7	6.7	5.6	4.7	2.7	3.9	7.1	7.9	7.1	7.6
新島村	11.5	12.5	11.6	13.5	12.2	10.9	10.5	11.0	11.7	13.3
神津島村	6.1	7.1	6.6	6.4	7.0	7.1	9.2	8.8	8.3	7.4
都内町村計	10.8	10.0	9.7	9.9	10.3	9.3	9.4	8.9	9.6	9.7
都内市町村計	9.5	9.0	8.1	8.3	8.1	8.3	7.9	7.4	7.1	6.8

資料：令和4年度 市町村決算状況調査結果



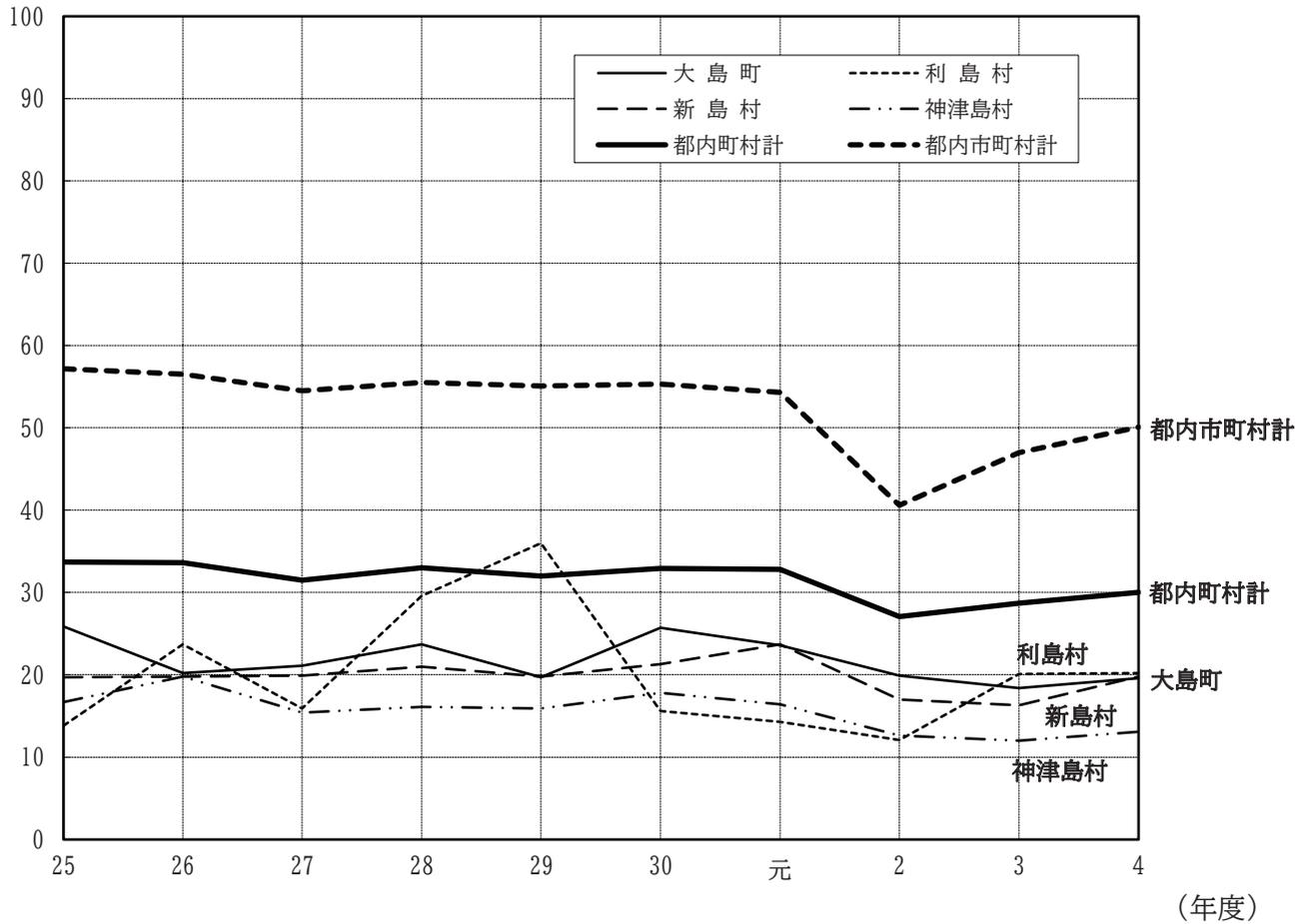
第6図 自主財源比率の推移

(単位：%)

町 村 \ 年 度	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4
大 島 町	25.9	20.2	21.1	23.7	19.7	25.7	23.6	19.9	18.4	19.6
利 島 村	13.8	23.7	15.9	29.6	36.0	15.6	14.3	12.1	20.1	20.2
新 島 村	19.7	19.8	19.9	21.0	19.8	21.3	23.7	17.0	16.3	19.8
神津島村	16.7	19.8	15.4	16.1	15.9	17.8	16.4	12.6	12.0	13.1
都内町村計	33.7	33.6	31.5	33.0	32.0	32.9	32.8	27.1	28.7	30.0
都内市町村計	57.2	56.5	54.5	55.5	55.1	55.3	54.3	40.6	47.0	50.1

資料：令和4年度 市町村決算状況調査結果

(%)



第10表 財政規模の推移（普通会計）

（単位：千円）

区分 年度	大島町	利島村	新島村	神津島村	都内町村計	都内市町村計
	歳出決算額	歳出決算額	歳出決算額	歳出決算額	歳出決算額	歳出決算額
25	( 58.8 %) 12,718,550	( ▲ 6.0 %) 962,254	( 6.9 %) 3,991,108	( 4.1 %) 2,646,571	( 5.4 %) 69,791,515	( 0.3 %) 1,469,265,616
26	( 7.1 %) 13,619,786	( 11.2 %) 1,070,295	( ▲ 9.6 %) 3,606,993	( ▲ 2.5 %) 2,581,566	( 1.6 %) 70,908,056	( 4.0 %) 1,528,697,708
27	( ▲ 24.0 %) 10,355,578	( 0.3 %) 1,073,323	( 24.7 %) 4,497,133	( 6.4 %) 2,747,477	( ▲ 1.5 %) 69,811,906	( 2.5 %) 1,567,662,706
28	( ▲ 2.1 %) 10,141,633	( 15.0 %) 1,233,921	( ▲ 17.7 %) 3,699,094	( 9.8 %) 3,016,378	( ▲ 0.9 %) 69,203,327	( 1.1 %) 1,584,526,724
29	( ▲ 4.7 %) 9,663,401	( 53.2 %) 1,890,570	( 23.5 %) 4,568,720	( ▲ 2.7 %) 2,935,555	( 3.5 %) 71,624,246	( 1.0 %) 1,600,531,933
30	( ▲ 13.0 %) 8,404,677	( ▲ 14.7 %) 1,613,061	( ▲ 2.1 %) 4,473,632	( ▲ 13.4 %) 2,543,219	( ▲ 2.8 %) 69,652,466	( 0.6 %) 1,610,359,554
元	( 12.1 %) 9,422,466	( ▲ 21.6 %) 1,263,862	( ▲ 6.8 %) 4,169,082	( 10.2 %) 2,802,325	( 4.9 %) 73,054,389	( 2.8 %) 1,655,437,653
2	( 6.4 %) 10,025,953	( 17.7 %) 1,487,539	( 13.8 %) 4,746,271	( 18.8 %) 3,330,316	( 15.7 %) 84,509,414	( 30.7 %) 2,163,737,825
3	( ▲ 11.9 %) 8,829,208	( ▲ 0.2 %) 1,484,830	( ▲ 17.1 %) 3,935,651	( 2.5 %) 3,413,681	( ▲ 8.4 %) 77,408,261	( ▲ 11.3 %) 1,919,417,659
4	( ▲ 4.9 %) 8,395,796	( 8.1 %) 1,604,785	( 4.2 %) 4,100,254	( ▲ 3.7 %) 3,286,373	( ▲ 2.7 %) 75,339,000	( ▲ 1.1 %) 1,898,077,661

資料：令和4年度 市町村決算状況調査結果

注：（ ）内は、対前年度増減比

第11表 令和4年度 普通会計決算状況

(単位：千円)

項 目	大 島 町	利 島 村	新 島 村	神津島村	都内町村計	都内市町村計
歳入総額 (a)	8,544,537	1,717,255	4,389,251	3,381,037	78,194,158	1,989,211,901
歳出総額 (b)	8,395,796	1,604,785	4,100,254	3,286,373	75,339,000	1,898,077,661
(a) - (b) (c) 歳入歳出差引	148,741	112,470	288,997	94,664	2,855,158	91,134,240
翌年度へ繰越す べき財源 (d)	58,538	19,351	8,679	0	413,934	12,916,688
(c) - (d) (e) 実 質 収 支	90,203	93,119	280,318	94,664	2,441,224	78,217,552
単年度収支 (f)	▲ 104,837	3,409	▲ 42,694	17,160	▲ 768,637	▲ 15,538,380
積立金 (g)	70,031	30,013	300,210	150,250	2,171,069	37,212,119
繰上償還金 (h)	0	0	0	0	0	255,854
積立金取崩額(i)	0	0	0	0	430,000	21,632,418
(f)+(g)+(h)-(i) 実質単年度収支(j)	▲ 34,806	33,422	257,516	167,410	972,432	297,175
標準財政規模 (k)	3,796,606	460,718	1,974,732	1,276,376	32,474,185	914,700,840
実質収支比率 (l)	2.4%	20.2%	14.2%	7.4%	7.5%	8.6%

資料：令和4年度 市町村決算状況調査結果

第12表 令和4年度 財政指標

項 目	大 島 町	利 島 村	新 島 村	神津島村	都内町村計	都内市町村計
基準財政需要額	千円 3,508,161	千円 443,525	千円 1,871,962	千円 1,208,522	千円 28,792,470	千円 680,190,758
基準財政収入額	千円 936,867	千円 52,855	千円 327,164	千円 230,371	千円 12,423,520	千円 644,169,246
(a) 標準財政規模	千円 3,796,606	千円 460,718	千円 1,974,732	千円 1,276,376	千円 32,474,185	千円 914,700,840
財政力指数 (単年度)	0.29 (0.267)	0.13 (0.119)	0.19 (0.175)	0.20 (0.191)	0.44 (0.431)	0.95 (0.947)
実質収支比率	% 2.4	% 20.2	% 14.2	% 7.4	% 7.5	% 8.6
経常収支比率	% 94.4	% 84.8	% 79.0	% 74.7	% 85.8	% 89.1
実質公債費比率	% 12.1	% 6.5	% 6.5	% 2.5	% 5.3	% 1.2
公債費負担比率	% 23.1	% 7.6	% 13.3	% 7.4	% 9.7	% 6.8
(b)/(a) 現債高倍率	2.397	0.943	1.238	0.777	1.263	0.914
(b) 地方債現在高	千円 9,101,383	千円 434,602	千円 2,444,404	千円 992,011	千円 41,011,754	千円 835,753,871
積立金現在高	千円 1,663,640	千円 1,425,982	千円 2,879,533	千円 2,113,610	千円 46,214,842	千円 503,037,584
財政調整基金	千円 778,222	千円 944,257	千円 1,000,469	千円 1,066,600	千円 18,350,087	千円 163,921,110
減債基金	千円 323,000	千円 149,227	千円 211,617	千円 279,030	千円 3,816,520	千円 6,489,987
その他特目基金	千円 562,418	千円 332,498	千円 1,667,447	千円 767,980	千円 24,048,235	千円 332,626,487

資料：令和4年度 市町村決算状況調査結果

第13表 令和4年度 歳入の状況（普通会計）

（単位：千円）

項 目	大 島 町	利 島 村	新 島 村	神 津 島 村	都 内 町 村 計	都 内 市 町 村 計
地 方 税	( 11.1%) 951,004	( 3.1%) 53,610	( 7.6%) 334,214	( 6.7%) 226,827	( 17.8%) 13,892,442	( 38.6%) 768,167,341
地 方 譲 与 税	( 0.7%) 60,418	( 0.2%) 2,890	( 0.4%) 18,847	( 0.3%) 8,958	( 0.6%) 446,565	( 0.4%) 7,458,845
利 子 割 交 付 金	( 0.0%) 1,440	( 0.0%) 80	( 0.0%) 485	( 0.0%) 371	( 0.0%) 16,206	( 0.1%) 1,184,983
配 当 割 交 付 金	( 0.1%) 7,650	( 0.0%) 433	( 0.1%) 2,585	( 0.1%) 1,971	( 0.1%) 86,105	( 0.3%) 6,300,359
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	( 0.1%) 5,850	( 0.0%) 336	( 0.0%) 1,985	( 0.0%) 1,501	( 0.1%) 65,807	( 0.2%) 4,829,655
地 方 消 費 税 金	( 2.1%) 178,456	( 0.5%) 8,523	( 1.4%) 62,911	( 1.4%) 46,837	( 2.7%) 2,072,477	( 5.2%) 102,834,554
ゴ ルフ 場 利 用 税 金	( 0.0%) 533	( 0.0%) 0	( 0.0%) 0	( 0.0%) 0	( 0.0%) 533	( 0.0%) 423,231
交 付 金	( 0.0%) 0	( 0.0%) 0				
特 別 地 方 消 費 税 金	( 0.0%) 0	( 0.0%) 0				
交 付 金	( 0.0%) 3	( 0.0%) 0	( 0.0%) 1	( 0.0%) 0	( 0.0%) 15	( 0.0%) 293
自 動 車 取 得 税 金	( 0.0%) 3	( 0.0%) 0	( 0.0%) 1	( 0.0%) 0	( 0.0%) 15	( 0.0%) 293
交 付 金	( 0.2%) 15,740	( 0.0%) 580	( 0.1%) 4,752	( 0.1%) 2,335	( 0.1%) 91,332	( 0.1%) 1,871,256
自 動 車 税	( 0.3%) 27,727	( 0.1%) 1,540	( 0.2%) 10,611	( 0.2%) 7,572	( 0.5%) 390,404	( 0.7%) 13,512,916
環 境 性 能 割 交 付 金	( 0.0%) 2,280	( 0.0%) 60	( 0.0%) 978	( 0.0%) 540	( 0.1%) 68,853	( 0.2%) 4,909,280
地 方 特 例 交 付 金	( 33.2%) 2,840,893	( 28.5%) 489,231	( 39.8%) 1,747,504	( 35.0%) 1,183,593	( 23.9%) 18,719,183	( 4.1%) 82,122,014
地 方 交 付 税	( 0.0%) 2,650	( 0.0%) 0	( 0.0%) 1,072	( 0.0%) 554	( 0.0%) 20,394	( 0.0%) 452,933
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	( 0.1%) 8,888	( 0.0%) 0	( 0.0%) 0	( 0.0%) 360	( 0.1%) 107,830	( 0.4%) 8,875,289
分 担 金	( 1.4%) 121,077	( 1.7%) 28,412	( 1.6%) 69,938	( 1.4%) 48,845	( 1.3%) 1,007,788	( 0.7%) 14,522,476
使 用 料	( 0.7%) 61,969	( 0.0%) 245	( 0.2%) 9,627	( 0.3%) 9,355	( 0.6%) 456,256	( 0.8%) 16,615,894
手 数 料	( 9.2%) 789,735	( 3.7%) 63,441	( 5.3%) 231,404	( 8.2%) 277,967	( 10.9%) 8,527,719	( 21.7%) 432,093,680
国 庫 支 出 金	( 0.0%) 0	( 0.0%) 0	( 0.5%) 19,811	( 0.0%) 0	( 1.3%) 998,318	( 0.2%) 4,070,031
都 支 出 金	( 31.0%) 2,645,348	( 46.6%) 799,518	( 30.5%) 1,339,608	( 39.0%) 1,317,845	( 27.6%) 21,593,671	( 13.8%) 274,638,067
財 産 収 入	( 0.1%) 7,753	( 0.7%) 11,698	( 1.1%) 48,830	( 0.2%) 8,102	( 0.6%) 455,084	( 0.2%) 4,232,459
寄 付 金	( 0.1%) 7,192	( 0.1%) 1,681	( 0.1%) 2,387	( 0.2%) 5,364	( 0.2%) 130,257	( 0.2%) 3,698,577
繰 入 金	( 1.8%) 149,729	( 2.0%) 35,107	( 0.0%) 840	( 0.4%) 11,865	( 1.7%) 1,366,023	( 2.5%) 48,811,981
繰 越 金	( 2.3%) 195,040	( 5.2%) 89,710	( 7.4%) 323,012	( 2.3%) 77,504	( 4.7%) 3,694,500	( 5.2%) 103,975,757
諸 収 入	( 2.0%) 174,571	( 7.4%) 126,616	( 1.8%) 80,135	( 1.6%) 53,771	( 3.0%) 2,368,810	( 1.4%) 28,514,041
地 方 債	( 3.4%) 288,591	( 0.2%) 3,544	( 1.8%) 77,714	( 2.6%) 89,000	( 2.1%) 1,617,586	( 2.8%) 55,095,989
合 計	( 100.0%) 8,544,537	( 100.0%) 1,717,255	( 100.0%) 4,389,251	( 100.0%) 3,381,037	( 100.0%) 78,194,158	( 100.0%) 1,989,211,901

資料：令和4年度 市町村決算状況調査結果

注：（ ）内は構成比

第14表 令和4年度 自主・依存財源の状況（普通会計）

（単位：千円）

項 目	大 島 町	利 島 村	新 島 村	神津島村	都内町村計	都内市町村計	
自 主 財 源	地 方 税	( 11.1% ) 951,004	( 3.1% ) 53,610	( 7.6% ) 334,214	( 6.7% ) 226,827	( 17.8% ) 13,892,442	( 38.6% ) 768,167,341
	使 用 料 ・ 使 手 数 料	( 2.1% ) 183,046	( 1.7% ) 28,657	( 1.8% ) 79,565	( 1.7% ) 58,200	( 1.9% ) 1,464,044	( 1.6% ) 31,138,370
	財 産 収 入	( 0.1% ) 7,753	( 0.7% ) 11,698	( 1.1% ) 48,830	( 0.2% ) 8,102	( 0.6% ) 455,084	( 0.2% ) 4,232,459
	そ の 他	( 6.3% ) 535,420	( 14.7% ) 253,114	( 9.3% ) 406,374	( 4.4% ) 148,864	( 9.8% ) 7,667,420	( 9.7% ) 193,875,645
	計	( 19.6% ) 1,677,223	( 20.2% ) 347,079	( 19.8% ) 868,983	( 13.1% ) 441,993	( 30.0% ) 23,478,990	( 50.1% ) 997,413,815
依 存 財 源	地 方 交 付 税	( 33.2% ) 2,840,893	( 28.5% ) 489,231	( 39.8% ) 1,747,504	( 35.0% ) 1,183,593	( 23.9% ) 18,719,183	( 4.1% ) 82,122,014
	国 庫 支 出 金	( 9.2% ) 789,735	( 3.7% ) 63,441	( 5.3% ) 231,404	( 8.2% ) 277,967	( 10.9% ) 8,527,719	( 21.7% ) 432,093,680
	都 支 出 金	( 31.0% ) 2,645,348	( 46.6% ) 799,518	( 30.5% ) 1,339,608	( 39.0% ) 1,317,845	( 27.6% ) 21,593,671	( 13.8% ) 274,638,067
	地 方 債	( 3.4% ) 288,591	( 0.2% ) 3,544	( 1.8% ) 77,714	( 2.6% ) 89,000	( 2.1% ) 1,617,586	( 2.8% ) 55,095,989
	そ の 他	( 3.5% ) 302,747	( 0.8% ) 14,442	( 2.8% ) 124,038	( 2.1% ) 70,639	( 5.4% ) 4,257,009	( 14.9% ) 147,848,336
	計	( 80.4% ) 6,867,314	( 79.8% ) 1,370,176	( 80.2% ) 3,520,268	( 86.9% ) 2,939,044	( 70.0% ) 54,715,168	( 49.9% ) 991,798,086
合 計	( 100.0% ) 8,544,537	( 100.0% ) 1,717,255	( 100.0% ) 4,389,251	( 100.0% ) 3,381,037	( 100.0% ) 78,194,158	( 100.0% ) 1,989,211,901	

資料：令和4年度 市町村決算状況調査結果

注：自主財源の「その他」内訳は、分担金及び負担金・寄付金・繰入金・繰越金・諸収入  
 依存財源の「その他」内訳は、地方譲与税・諸交付金

第15表 令和4年度 市町村税徴収実績（普通会計）

（単位：千円）

項 目	大 島 町	利 島 村	新 島 村	神津島村	都内町村計	都内市町村計
市 町 村 民 税	( 45.2% ) 429,754	( 51.3% ) 27,483	( 44.4% ) 148,553	( 50.3% ) 114,146	( 38.3% ) 5,322,387	( 48.5% ) 372,573,252
個 人 分	( 41.5% ) 394,470	( 46.2% ) 24,776	( 41.7% ) 139,252	( 46.3% ) 105,131	( 32.6% ) 4,534,421	( 42.8% ) 328,625,370
法 人 分	( 3.7% ) 35,284	( 5.0% ) 2,707	( 2.8% ) 9,301	( 4.0% ) 9,015	( 5.7% ) 787,966	( 5.7% ) 43,947,882
固 定 資 産 税	( 41.5% ) 394,844	( 41.7% ) 22,361	( 43.8% ) 146,493	( 37.6% ) 85,184	( 47.4% ) 6,586,576	( 39.6% ) 304,564,750
軽 自 動 車 税	( 5.2% ) 49,492	( 3.5% ) 1,903	( 4.8% ) 15,959	( 4.7% ) 10,656	( 2.5% ) 341,123	( 0.7% ) 5,225,378
市町村たばこ税	( 7.3% ) 69,091	( 3.5% ) 1,863	( 6.9% ) 22,944	( 7.4% ) 16,841	( 6.1% ) 849,901	( 3.3% ) 25,035,726
特別土地保有税	( 0.0% ) 0	( 0.0% ) 0	( 0.0% ) 0	( 0.0% ) 0	( 0.0% ) 0	( 0.0% ) 16,002
入 湯 税	( 0.8% ) 7,823	( 0.0% ) 0	( 0.1% ) 265	( 0.0% ) 0	( 0.1% ) 18,685	( 0.0% ) 40,117
そ の 他	( 0.0% ) 0	( 0.0% ) 0	( 0.0% ) 0	( 0.0% ) 0	( 5.6% ) 773,770	( 7.9% ) 60,712,116
旧法による税	( 0.0% ) 0	( 0.0% ) 0	( 0.0% ) 0	( 0.0% ) 0	( 0.0% ) 0	( 0.0% ) 0
合 計	( 100.0% ) 951,004	( 100.0% ) 53,610	( 100.0% ) 334,214	( 100.0% ) 226,827	( 100.0% ) 13,892,442	( 100.0% ) 768,167,341
徴 収 率	% 95.0	% 99.8	% 91.1	% 99.7	% 97.7	% 98.9
現年課税分	% 98.5	% 100.0	% 98.6	% 99.8	% 99.2	% 99.5
滞納繰越分	% 17.6	% 75.3	% 11.2	% 10.1	% 27.4	% 42.0

資料：令和4年度 市町村決算状況調査結果

注：（ ）内は構成比

第16表 令和4年度末 地方債現在高の状況

(単位：千円)

項 目	大 島 町	利 島 村	新 島 村	神津島村	合 計
一 般 公 共 事 業 債	0	0	0	0	0
一 般 単 独 事 業 債	569,378	80,035	0	1,466	650,879
公 営 住 宅 建 設 事 業 債	0	0	33,105	0	33,105
学 校 教 育 施 設 等 整 備 事 業 債	237,722	0	80,306	47,750	365,778
辺 地 対 策 事 業 債	1,890,449	62,013	503,729	267,727	2,723,918
災 害 復 旧 事 業 債	40,090	0	221,054	14,378	275,522
単 独 災 害 復 旧 事 業 債	40,001	0	219,741	14,378	274,120
補 助 災 害 復 旧 事 業 債	89	0	1,313	0	1,402
一 般 廃 棄 物 処 理 事 業 債	765,963	90,881	0	170,000	1,026,844
社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業 債	0	0	0	0	0
過 疎 対 策 事 業 債	2,339,912	0	692,056	0	3,031,968
財 源 対 策 債	149,673	0	0	0	149,673
臨 時 財 政 特 例 債	0	0	0	0	0
減 税 補 填 債	6,670	0	3,088	1,706	11,464
臨 時 財 政 対 策 債	1,983,902	185,609	907,166	478,285	3,554,962
調 整 債	0	0	0	0	0
都 道 府 県 貸 付 金	1,109,824	15,578	0	0	1,125,402
そ の 他	7,800	486	3,900	10,699	22,885
合 計	9,101,383	434,602	2,444,404	992,011	12,972,400

資料：令和4年度 市町村決算状況調査結果

注：「その他」内訳は、緊急防災・減災事業債、全国防災事業債、減収補填債

第17表 令和4年度 性質別経費の状況（普通会計）

（単位：千円）

項目	大島町	利島村	新島村	神津島村	都内町村計	都内市町村計
義務的経費	( 35.4% ) 2,972,307	( 20.8% ) 334,146	( 31.6% ) 1,295,816	( 26.9% ) 883,530	( 32.2% ) 24,236,570	( 47.4% ) 900,146,383
人件費	( 15.5% ) 1,305,295	( 16.2% ) 259,422	( 19.7% ) 809,784	( 19.8% ) 651,047	( 15.6% ) 11,782,641	( 12.8% ) 243,436,677
扶助費	( 7.4% ) 622,463	( 1.1% ) 18,422	( 2.8% ) 114,011	( 3.4% ) 110,315	( 10.6% ) 7,955,498	( 30.2% ) 573,502,254
公債費	( 12.4% ) 1,044,549	( 3.5% ) 56,302	( 9.1% ) 372,021	( 3.7% ) 122,168	( 6.0% ) 4,498,431	( 4.4% ) 83,207,452
投資的経費	( 18.3% ) 1,539,915	( 17.9% ) 286,876	( 15.4% ) 630,689	( 27.8% ) 914,183	( 16.5% ) 12,439,490	( 8.5% ) 162,190,520
普通建設費	( 18.3% ) 1,533,740	( 17.9% ) 286,876	( 15.3% ) 627,897	( 26.6% ) 873,923	( 16.1% ) 12,103,199	( 8.5% ) 161,556,899
災害復旧費	( 0.1% ) 6,175	( 0.0% ) 0	( 0.1% ) 2,792	( 1.2% ) 40,260	( 0.4% ) 336,291	( 0.0% ) 633,621
その他の経費	( 46.3% ) 3,883,574	( 61.3% ) 983,763	( 53.0% ) 2,173,749	( 45.3% ) 1,488,660	( 51.3% ) 38,662,940	( 44.0% ) 835,740,758
物件費	( 29.8% ) 2,501,015	( 29.7% ) 475,871	( 26.6% ) 1,091,652	( 19.5% ) 640,659	( 22.4% ) 16,848,306	( 17.7% ) 336,256,020
維持補修費	( 1.7% ) 145,590	( 2.7% ) 43,428	( 2.5% ) 104,277	( 1.0% ) 31,778	( 1.5% ) 1,115,591	( 0.6% ) 12,106,571
補助費等	( 8.8% ) 740,700	( 13.8% ) 221,843	( 6.8% ) 280,451	( 9.5% ) 312,420	( 12.7% ) 9,544,789	( 12.0% ) 228,322,619
積立金	( 0.8% ) 70,489	( 5.4% ) 85,883	( 7.5% ) 308,721	( 7.8% ) 255,450	( 6.2% ) 4,687,828	( 4.8% ) 91,521,580
投資・出資金 ・貸付金	( 0.3% ) 23,760	( 0.0% ) 0	( 0.4% ) 14,500	( 0.3% ) 9,015	( 0.5% ) 380,469	( 0.3% ) 5,382,920
繰出金	( 4.8% ) 402,020	( 9.8% ) 156,738	( 9.1% ) 374,148	( 7.3% ) 239,338	( 8.1% ) 6,085,957	( 8.5% ) 162,151,048
合計	( 100.0% ) 8,395,796	( 100.0% ) 1,604,785	( 100.0% ) 4,100,254	( 100.0% ) 3,286,373	( 100.0% ) 75,339,000	( 100.0% ) 1,898,077,661

資料：令和4年度 市町村決算状況調査結果

注：（ ）内は構成比

第18表 令和4年度 目的別経費の状況（普通会計）

（単位：千円）

項 目	大 島 町	利 島 村	新 島 村	神津島村	都内町村計	都内市町村計
議 会 費	( 0.9% ) 74,934	( 1.0% ) 16,370	( 1.2% ) 49,944	( 1.2% ) 38,301	( 1.1% ) 831,306	( 0.6% ) 10,710,177
総 務 費	( 15.1% ) 1,264,666	( 39.4% ) 632,647	( 30.3% ) 1,242,815	( 24.8% ) 815,723	( 21.0% ) 15,852,875	( 12.2% ) 232,350,743
民 生 費	( 18.5% ) 1,554,111	( 10.8% ) 173,840	( 15.8% ) 649,276	( 13.4% ) 440,488	( 23.3% ) 17,525,636	( 48.0% ) 912,004,586
衛 生 費	( 17.1% ) 1,433,035	( 15.8% ) 253,966	( 9.6% ) 392,047	( 11.9% ) 391,654	( 14.7% ) 11,085,214	( 10.5% ) 199,841,450
労 働 費	( 0.5% ) 43,503	( 1.3% ) 21,643	( 1.2% ) 51,001	( 1.7% ) 57,304	( 1.0% ) 774,006	( 0.4% ) 7,284,399
農 林 水 産 業 費	( 5.8% ) 483,451	( 7.1% ) 114,335	( 6.1% ) 248,827	( 7.2% ) 237,885	( 5.1% ) 3,845,944	( 0.4% ) 7,062,919
商 工 費	( 6.8% ) 570,405	( 8.0% ) 128,958	( 7.8% ) 318,334	( 8.9% ) 291,926	( 4.3% ) 3,231,083	( 1.4% ) 26,185,804
土 木 費	( 11.4% ) 953,545	( 3.7% ) 60,025	( 8.7% ) 357,458	( 14.0% ) 460,672	( 10.3% ) 7,791,386	( 7.6% ) 144,927,094
消 防 費	( 3.6% ) 299,097	( 2.1% ) 33,486	( 2.6% ) 108,246	( 1.4% ) 47,204	( 3.7% ) 2,768,631	( 2.9% ) 54,256,124
教 育 費	( 8.0% ) 668,325	( 7.1% ) 113,213	( 7.5% ) 307,493	( 10.4% ) 342,788	( 8.8% ) 6,660,365	( 11.6% ) 219,475,308
災 害 復 旧 費	( 0.1% ) 6,175	( 0.0% ) 0	( 0.1% ) 2,792	( 1.2% ) 40,260	( 0.4% ) 336,291	( 0.0% ) 633,621
公 債 費	( 12.4% ) 1,044,549	( 3.5% ) 56,302	( 9.1% ) 372,021	( 3.7% ) 122,168	( 6.0% ) 4,498,431	( 4.4% ) 83,207,604
諸 支 出 金	( 0.0% ) 0	( 0.0% ) 0	( 0.0% ) 0	( 0.0% ) 0	( 0.2% ) 137,832	( 0.0% ) 137,832
合 計	( 100.0% ) 8,395,796	( 100.0% ) 1,604,785	( 100.0% ) 4,100,254	( 100.0% ) 3,286,373	( 100.0% ) 75,339,000	( 100.0% ) 1,898,077,661

資料：令和4年度 市町村決算状況調査結果

注：（ ）内は構成比

### (3) 水道事業

管内各島は、その隔絶性などにより島ごとに水を確保しなければならず、また、火山島特有の地質で、一部の地域を除いて長い間その多くを天水に依存していたが、昭和 28 年以降離島振興事業等の推進により簡易水道は年々整備拡充され、現在では、水の需要が著しい夏時においても、ほとんど断水することがなくなり、水道の普及率も 99%以上に達している。

しかしながら、各町村は、簡易水道の整備に伴う建設費や公債費等に充当するため、毎年度普通会計からの繰出を余儀なくされている。また、水道料金は、一部地域において都内 23 区と比較して相当高額となっており、これらは、今後解決しなければならない課題となっている。

大島では、地表水や地下水に恵まれていなかったため、かつては生活用水を少量の湧水と雨水に依存していた。

北部地区では、岡田地区（昭和 29 年創設）、元町地区（同 30 年創設）、野増地区（同 31 年創設）の 3 簡易水道事業を統合して昭和 49 年に水道事業が創設された。水源は地下水と湧水で、浄水方法は原水水質に合わせて塩素消毒のみ、急速ろ過処理および電気透析法（施設能力 3,200 m<sup>3</sup>/日）による脱塩処理を行っている。

また、南部地区では、波浮地区（昭和 30 年創設）、差木地地区（同 34 年創設）の 2 簡易水道事業を統合して昭和 48 年に簡易水道事業が創設された。水源は地下水で、浄水方法は原水水質に合わせて塩素消毒のみ、および電気透析法（施設能力 1,650 m<sup>3</sup>/日）による脱塩処理を行っている。

なお、平成 29 年 3 月に北部水道事業に南部地区簡易水道事業の給水区域を統合し、大島町水道事業に名称を変更して事業を運営している。

利島では、地下水に恵まれていなかったため、雨水を水源とした簡易水道の施設が昭和 39 年に完成したが、その水は飲用には適さず、雑用水として利用されていた。このため、昭和 51 年度から新たに雨水の集水施設とその貯水池（6,000 m<sup>3</sup>）等の整備を行い、昭和 55 年度から本格的な給水が開始された（配水能力 240 m<sup>3</sup>/日）。また、昭和 58 年度に 6,200 m<sup>3</sup> の第 2・第 3 貯水池（3,100 m<sup>3</sup>×2）が完成し、平成 13 年 4 月 1 日現在計 12,200 t の貯水池が整備されている。しかし、平成 6 年及び 8 年は雨量が少なかったため水不足となり、渇水対策として海水淡水化装置を導入した。平成 24 年度には、第 2 貯水池の耐震補強及び覆蓋交換を、平成 25 年には、第 3 貯水池の耐震補強及び覆蓋交換を行った。これにより貯水池の貯水量が 6,200 m<sup>3</sup>から 5,600 m<sup>3</sup>に減少した為、整備されている貯水池の総貯水量が 11,600 m<sup>3</sup>となった。平成 28 年は雨量が少なかったことに加え、海水淡水化装置の取水ポンプが故障したため、水不足となったが、緊急に設置したプールの応急型海水淡水化装置からの送水と断続的な降雨により貯水池の水は大幅に回復した。その後、平成 29 年度に取水ポンプの更新を行い、安定的に送水を行っている。

また、既設急速ろ過施設が耐用年数を超過している為、浄水場更新を計画し、平成 28 年度に基本設計を、平成 29 年度に実施設計を、平成 30 年度～令和 2 年度にかけて新急速ろ過施設の工事を行い、令和 3 年度に運用（施設能力 84 m<sup>3</sup>/日×2 基）を開始した。

式根島は、良質な地下水に恵まれておらず、長年天水に頼っていたが、昭和 44 年に日本初の電気透析法による脱塩処理を行う水道事業として式根島地区簡易水道事業が創設された。しかしながら、夏時における著しい水の需要に対応できず、水の確保に苦勞していたが、昭和 51 年 7 月に新島からの海底送水管（能力 900 m<sup>3</sup>/日）が敷設され、大幅に改善された。また、平成 7 年度に配水池 1 池（300 m<sup>3</sup>）を新設し、配水能力の拡充を図った。平成 18 年 7 月には経年劣化により老朽化した海底送水管（能力 900 m<sup>3</sup>/日）の更新を実施し、また、平成 21 年 9 月に紫外線処理設備導入の認可を取得し、平成 22 年 4 月より浄水方法に紫外線処理を追加した。

平成 24 年 4 月 1 日より、3 事業を統合し「新島村簡易水道事業」として運営を開始。その後、若郷地区へ紫外線処理設備を導入するため平成 28 年 3 月に認可を取得。紫外線処理設備導入と同時に老朽化していた配水池（V=340 m<sup>3</sup>）も更新工事を実施し、平成 31 年 4 月より若郷浄水場として稼働開始した。

今後は施設・管路の耐震化に向けた計画を検討していく。

神津島は比較的良質な地下水に恵まれていたため、大正 15 年には松戸工兵隊により、小規模な簡易水道が開始され村内に共用栓が布設されていたが、戦前は各戸給水が禁止されており、戦後になってようやく各戸給水が始まった。その後施設の整備拡充を図り、昭和 34 年には全戸給水されるようになった。

第19表 水道（簡易水道）事業施設・事業概要

（令和5年度）

区 分		町村名			
		大 島 町	利 島 村	新 島 村	神津島村
1. 事業創設年月日		S49.7	S35.10	S45.7	S32.8
2. 施 設 事 業 概 要	(1) 行政区域内現在人口(a)	6,982	314	2,453	1,775
	(2) 計画給水人口(b)	10,650	350	2,830	2,150
	(3) 現在給水人口(c)	6,979	314	2,415	1,772
	(4) 普及率(c/a×100)	100.0%	100.0%	98.5%	99.8%
	(5) 配水能力 (m <sup>3</sup> /日)	8,200	270	2,780	2,500
	(6) 年間総配水量(d) (m <sup>3</sup> )	1,213,638	46,972	329,678	434,181
	(7) 一日最大配水量(e) (m <sup>3</sup> )	7,107	126	1,887	1,334
	(8) 一人一日最大配水量(ℓ)	1,057	429	773	774
	(9) 一人一日平均給水(ℓ)	476	295	370	690
	(10) 年間総有収水量(f) (m <sup>3</sup> )	711,449	32,060	306,620	259,736
	(11) 有収水率 f/d × 100 (%)	58.6%	68.3%	93.0%	59.8%
	(12) 家庭用10tあたり 使用料金 (R5.1.1現在)	1,974	2,100	990	1,100
3. 職 員 数		6	2	2	2

資料：各町村調べ

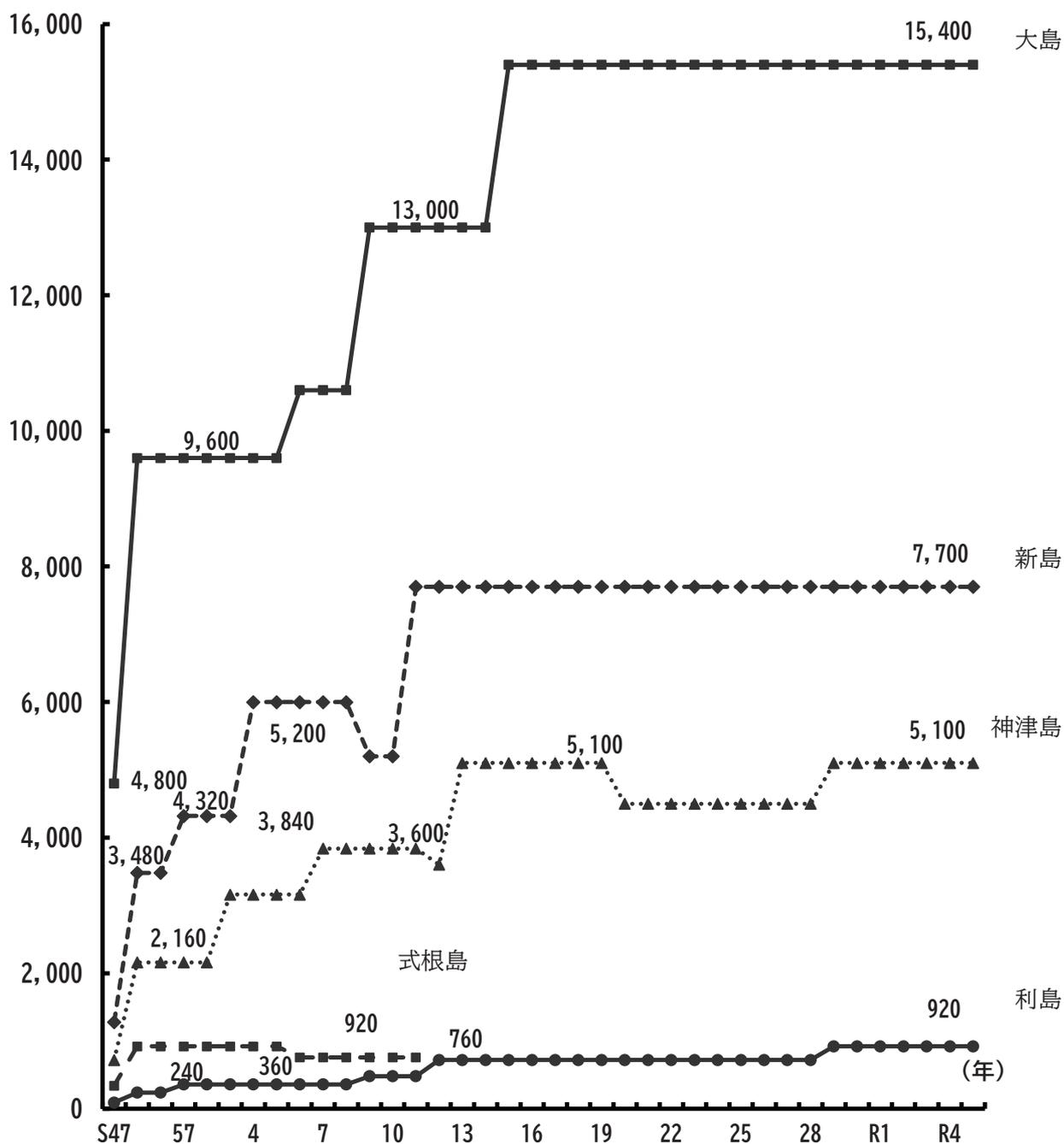
注：行政区域内人口は令和6年1月1日現在（住民基本台帳）。

(4)電力事情

昭和28年頃までは、島しょ地域の大部分は電気がなく、ランプによって生活を続けていた。その後、離島振興法の制定とその事業の推進により、大島をはじめとして各島の電気導入事業に力をそそいだ結果、昭和33年12月に管内の大島、新島及び神津島が24時間送電になるなどして、昭和37年には島しょ地域の96%に点灯が実現した。管内各島の発電能力は年々増大して、昭和53年4月からは冷暖房用の使用制限も解除されるなど、日常生活にはほとんど支障がなくなるようになり、まですなりました。

(KW)

第7図 発電能力の推移（各島12月現在）



資料：東京電力(株)各事業所調べ

※ 式根島では12.11.25に発電所廃止（新島から海底ケーブルで送電）。

## (5) ごみ、し尿

管内町村のごみ処理の状況は、昭和 30 年代後半までは全町村とも各戸で自家処分するか、各集落付近の海岸線や沢等一定の場所に投棄する方法がとられていた。その後昭和 36 年頃から昭和 50 年頃にかけて各町村でごみ焼却施設が整備され、現在では分別収集（可燃物は週 2～3 回、不燃物は月 1～4 回）と可燃物の焼却処理が行われており、収集率・焼却率共に各町村とも 100%に達している。

収集と処理の形態は、各町村とも業者委託の方法がとられている。

資源ごみの収集については、大島町においては缶・ペットボトル・発泡スチロール・びん・金属、利島においては缶・びん・ペットボトル・発泡スチロール・プラスチック、新島においては缶・ペットボトル、神津島においては缶・びん・ペットボトルの回収が実施されている。

しかし、一部の村ではリサイクル処理施設が未整備であるなど、様々な問題から都内に比べ資源回収が遅れている。

こうした状況の中、東京都は、島しょ地域の自治体が責任を持って推進できるような廃棄物処理やリサイクルのシステムを構築するため、「島しょ地域における循環型ごみ処理システム検討委員会」を平成 10 年 10 月に設置した。

平成 11 年 9 月に中間のまとめ、平成 12 年 2 月に最終のまとめを発表し、平成 13 年 3 月には「島嶼地域最終処分場対策委員会」により、「伊豆諸島及び小笠原における清掃施設整備計画」が決定され、管理型最終処分場を、当面北域（大島）・南域（八丈島）に整備し、中域（三宅島）については災害復旧の状況をみながら検討するとしている。なお、北域（大島）の管理型最終処分場は、平成 18 年 4 月より稼働している。

平成 19 年 2 月には「伊豆諸島地域循環型社会形成推進地域計画」を策定し、ごみ処理の数値目標を定めるとともに、発生の抑制、再利用の推進、八丈島の管理型最終処分場の整備（平成 24 年 10 月 31 日供用開始）を進めるとしている。

また、平成 13 年 4 月から生活環境の保全と経済の発展を目的に「家電リサイクル法」も施行され、家電 4 品目についてリサイクル化することとなった。

さらに、平成 17 年 1 月からは「自動車リサイクル法」が施行され、法に適した処理が義務づけられた。

町村別の焼却施設の能力は、大島町 15t/日、利島村 2.5t/日、新島村 6 t/日、神津島 13t/日となっている。また、焼却施設のほかに廃車等を鉄くずとして再利用するための圧縮機が神津島（能力 7.5t/日）に設置されている。

収集料金をみると、通常の一般家庭の排出ごみについては、大島町で平成 16 年 4 月より町指定の有料ごみ袋の使用が義務づけられた。今後は、施設整備等に係る経費が町村財政に与える影響はかなり大きい。

第20表 ごみ収集及び処理の状況（令和5年度）

区 分		大 島 町	利 島 村	新 島 村	神 津 島 村
行政区域内人口（A）（人）		6,982	314	2,453	1,775
計画収集人口（B）（人）		6,982	314	2,453	1,775
収 集 率 B / A （ % ）		100.0	100.0	100.0	100.0
収 集 回 収	可 燃 物	週 2 回	週 2 回	週 2 回	週 3 回
	不 燃 物	月 2 回	月 1 回	月 2 回	週 1 回
年 間 収 集 量	可 燃 物（C）（t）	1,961	64	571	524
	不 燃 物（D）（t）	185	53	113	19
	計（E）	2,146	117	684	543
持 込 み（粗大含む）（t）		647	-	948	475
計		2,793	117	1,632	1,018
一日収集量(E/365)（F）（t）		5.9	0.3	1.9	1.5
一人一日収集量(F/B)（g）		842	1,021	764	838
年 間 処 理 内 訳	焼 却（t）	2,979	64	1,328	1,015
	収集可燃ごみ焼却率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0
	埋 立（t）	159	1	319	293
	島 外 搬 出（t）	-	-	-	7
	その他（資源化等）（t）	96	52	37	41
焼却残灰（t）		349	5	140	91

資料：各町村調べ

（注）1. 行政区域内人口はR6.1.1現在（住民基本台帳）。

2. 焼却には、収集可燃ごみの他、持込可燃ごみ（粗大含む）の焼却量を含む。

3. 埋立には、収集不燃ごみの他、持込不燃ごみ（粗大含む）の焼却量を含む。

第21表 し尿収集及び処理の状況（令和5年度）

区 分		大 島 町	利 島 村	新 島 村	神 津 島 村		
行政区域内人口（人）		6,982	314	2,453	1,775		
下水道・集落排水事業加入世帯数 （）内は全世帯数		-	-	783 (1330)	784 (919)		
汲 取 し 尿 及 び 浄 化 槽 汚 泥 収 集	年 間 収 集 量	汲 取 し 尿 (k1)	815	-	118	234	
		浄 化 槽 汚 泥 (k1)	8,177	631	1,412	155	
		計 (k1) ( A )	8,992	631	1,530	389	
	一 日 収 集 量 (A/365) (k1)		24.6	1.7	4.2	1.1	
	年 間 処 理 内 訳	施 設 (k1) (B)		9,722	631	-	389
		施 設 処 理 率 (B/A) (%)		108.1	100.0	-	100.0
		埋 立 (k1)		-	-	1,530	-
		農 村 還 元 (k1)		-	-	-	-
		そ の 他 (k1)		-	-	-	-

資料：各町村調べ

(注) 1. 行政区域内人口はR6.1.1現在（住民基本台帳）。

(注) 2. 施設処理率について、過年度収集分も含めて処理する場合、数値が100を超えること

## (6) 選挙その他

管内の投票区は14区（大島町9、利島村1、新島村3、神津島村1）設置されているが、開票区は1町村1区である。令和6年3月（定時）の選挙人名簿登録者数は9,810名で、令和5年と比較すると管内で221名減少している。

投票率は国政、都政レベルの選挙においては、全都と比較すると常に高く、特に身近な町村議会議員及び町村長の選挙においては、75%以上の高い投票率となる。

第22表 選挙人名簿登録者数

(令和6年3月1日現在)

区 分 投 票 区		令和6年3月1日 登録者数	内 訳		令和5年3月1日 登録者数	増▲減
			男	女		
大 島 町	元町 第一	1,932	958	974	1,975	▲ 43
	// 第二（北の山）	1,066	523	543	1,084	▲ 18
	岡 田	626	310	316	638	▲ 12
	泉 津	261	122	139	278	▲ 17
	野増 第一	249	128	121	261	▲ 12
	// 第二（間伏）	122	62	60	123	▲ 1
	差木地第一	774	430	344	802	▲ 28
	// 第二（クダツチ）	525	273	252	529	▲ 4
	波 浮 港	372	209	163	386	▲ 14
	小 計	5,927	3,015	2,912	6,076	▲ 149
利 島 村		256	142	114	260	▲ 4
新 島 村	第一（本村）	1,517	740	777	1,552	▲ 35
	第二（式根島）	418	208	210	423	▲ 5
	第三（若郷）	220	102	118	220	0
	小 計	2,155	1,050	1,105	2,195	▲ 40
神 津 島 村		1,472	752	720	1,500	▲ 28
合 計		9,810	4,959	4,851	10,031	▲ 221

資料：管内行財政資料令和5年版 選挙人名簿登録者数

第23表 選挙種別投票率

(単位：%)

選挙	大島町	利島村	新島村	神津島村	支庁管内	東京都	備考
平成22年7月11日 参院選挙(都選出)	64.35	89.33	64.82	66.58	65.30	58.70	
平成22年7月11日 参院選挙(比例)	64.35	89.33	64.82	66.58	65.30	58.69	
平成22年9月19日 平町 村長選挙	-	-	-	無投票	無投票	-	石野田村長 2期目
平成23年4月10日 平都 知事選挙	70.78	86.04	71.03	68.99	70.94	57.80	石原都知事 4期目
平成23年4月24日 平町 村長選挙	82.75	-	-	-	82.75	-	川島町長 1期目
平成24年10月7日 平町 村長選挙	-	無投票	-	-	無投票	-	梅田(和) 村長3期目
平成24年12月16日 衆院選挙(都選出)	67.66	89.35	70.23	70.39	69.11	62.20	
平成24年12月16日 衆院選挙(比例)	67.66	89.35	70.23	70.39	69.11	62.20	
平成24年12月16日 平都 知事選挙	68.24	89.73	70.32	70.53	69.53	62.60	猪瀬都知事 1期目
平成25年6月23日 平都 議会議員選挙	69.36	86.33	65.80	60.09	67.65	43.50	三宅都議 2期目
平成25年7月21日 参院選挙(都選出)	60.52	86.72	58.92	63.28	61.13	53.51	
平成25年7月21日 参院選挙(比例)	60.51	86.72	58.92	63.28	61.13	53.50	
平成25年12月1日 平町 村長選挙	-	無投票	-	-	無投票	-	前田村長 1期目
平成25年12月15日 平町 村長選挙	-	-	80.54	-	80.54	-	小澤村長 1期目
平成26年2月9日 平都 知事選挙	62.87	82.63	61.63	59.40	62.56	62.60	舛添都知事 1期目
平成26年9月21日 平町 村長選挙	-	-	-	84.75	84.75	-	浜川村長 1期目
平成26年12月14日 衆院選挙(都選出)	62.26	89.80	63.21	60.56	62.86	54.36	
平成26年12月14日 衆院選挙(比例)	62.26	89.80	63.21	60.56	62.86	54.36	
平成27年4月26日 平町 村長選挙	81.43	-	-	-	81.43	-	三辻町長 1期目
平成27年10月11日 平町 村長選挙	-	-	84.35	-	84.35	-	青沼村長 1期目
平成28年7月21日 参院選挙(都選出)	60.90	82.17	61.03	63.61	61.80	57.50	
平成28年7月21日 参院選挙(比例)	60.90	82.17	61.03	63.61	61.80	57.49	
平成28年7月30日 平都 知事選挙	68.36	81.25	69.16	64.13	68.23	59.73	小池都知事 1期目
平成29年7月2日 平都 議会議員選挙	70.96	84.80	68.04	64.95	69.78	51.28	三宅都議 3期目
平成29年10月22日 衆院選挙(都選出)	60.50	83.66	64.24	61.63	62.03	53.64	
平成29年10月22日 衆院選挙(比例)	60.50	83.66	64.24	61.63	62.03	53.63	
平成29年11月12日 平町 村長選挙	-	94.05	-	-	94.05	-	前田村長 2期目
平成30年9月23日 平町 村長選挙	-	-	-	79.95	79.95	-	前田村長 1期目
平成31年4月21日 平町 村長選挙	78.79	-	-	-	78.79	-	三辻町長 2期目
令和元年7月21日 参院選挙(都選出)	56.70	83.73	57.63	58.63	57.83	51.77	
令和元年7月21日 参院選挙(比例)	56.70	83.73	57.54	58.63	57.81	51.76	
令和元年9月29日 令町 村長選挙	-	-	84.45	-	84.45	-	青沼村長 2期目
令和2年7月5日 令都 知事選挙	62.87	81.56	69.83	66.19	65.35	55.00	小池都知事 2期目
令和3年7月4日 令都 議会議員選挙	60.27	76.61	57.99	56.67	59.63	42.39	三宅都議 4期目
令和3年10月31日 衆院選挙(都選出)	62.96	84.09	63.65	67.10	64.28	57.21	
令和3年10月31日 衆院選挙(比例)	62.96	84.09	63.65	67.10	64.28	57.20	
令和3年11月14日 令町 村長選挙	-	94.27	-	-	94.27	-	村山村長 1期目
令和4年7月10日 参院選挙(都選出)	59.02	77.74	55.81	60.92	59.09	56.55	
令和4年7月10日 参院選挙(比例)	59.01	77.74	55.81	60.92	59.08	56.54	
令和4年9月18日 令町 村長選挙	-	-	-	83.27	83.27	-	前田村長 2期目
令和5年4月23日 令町 村長選挙	76.58	-	-	-	76.58	-	坂上町長 1期目
令和5年10月1日 令町 村長選挙	-	-	79.48	-	79.48	-	大沼村長 1期目
令和6年7月7日 令都 知事選挙	66.48	84.34	67.98	68.21	67.54	60.62	小池都知事 3期目

第24表 外国人登録者数

(令和6年1月1日現在)

国籍別 \ 町村	大島町	利島村	新島村	神津島村	計
韓国・朝鮮	10	1	2	0	13
中国	1	1	2	1	5
米国	7	0	0	0	7
フィリピン	7	1	1	0	9
その他	99	4	8	7	118
計	124	7	13	8	152

資料：各町村調べ

第25表 宗教法人数

(令和6年1月1日現在)

宗教別 \ 町村	大島町	利島村	新島村	神津島村	計
神道	6	1	4	3	14
仏教	8	1	3	1	13
キリスト教	2	0	1	0	3
諸教	2	0	0	0	2
計	18	2	8	4	32

資料：生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課宗教法人担当調べ

### 3 福 祉

#### (1) 福祉の概要

管内の経済は第3次産業、特に観光に対する依存度が高く、観光客の減少や、後継者難の小規模な民宿等のサービス業にもひずみがでてきており、住民の生活は直接的にも間接的にも大きな影響を受けている。

また、地元産業が少ない等のため若年層の島外流出が続いており、年少人口、生産年齢人口とも年々減少し、反対に老年人口が実数、比率ともに増加傾向にある。このため、高齢者福祉の需要は著しく増大している。

さらに、心身障害者数の総人口に占める比率は都全域の平均を上回っているなど、地域の福祉需要は、複雑多様化しつつ増加の一途をたどっている。

これらに対応するため、支庁では生活保護をはじめとして高齢者福祉・身体障害者福祉・知的障害者福祉・児童福祉・母子及び寡婦福祉等の各法に基づく援護事業等を、町村の協力を得ながら実施してきた。しかし、福祉関係法の改正により、住民に一番身近な町村が福祉サービスをきめ細かく、一元的かつ計画的に提供していくため、平成5年4月1日より老人及び身体障害者福祉事業が町村へ委譲され、平成15年4月から知的障害者福祉事業も町村委譲されている。

一方、民生・児童委員、身障・知障相談員や地域社会福祉協議会、各福祉施設及び各種のボランティアが、地域福祉の向上を図るため幅広く活動しており、福祉に対する住民の関心は年々高まってきている。

しかしながら、管内は東京を隔てること約120kmから約180kmの洋上に1町3村が5つの島に別れているという地理的条件から、本土の社会資源の活用が難しく、福祉需要への対応はいきおい制限される。こうした制約下にある管内では、地域の実情に即したきめ細かな福祉施策の確立が大きな課題となっている。また、高齢者福祉で住民に身近な町村が保険者となって、平成12年4月より介護保険制度が開始され（令和6年4月1日現在）高齢者人口比は38.7%となっている。

このため、住宅サービスや施設サービスなどの基盤整備が行われている。

管内の社会福祉施設は、高齢者向けとして、民間による特別養護老人ホームが3か所（大島、新島、神津島）、地域包括支援センターが全町村にあるなど、介護保険の事業所が各島に整備されている。また、高齢者生活支援ハウスが1か所（神津島）、老人福祉センター等が8か所（大島3、新島2、式根島1、神津島1）整備されており、その積極的な活用が図られている。

障害者向けとしては、障害者支援施設が3か所（大島）、心身障害者・精神障害者のための民営通所施設が2か所（大島1、神津島1）、知的障害者グループホームが4か所（大島3、神津島1）ある。

このほか、保育所が各島あわせて8か所（公立6、私立2）、子ども家庭支援センター3か所（大島、新島、神津島）が設置されている。

第26表 社会福祉施設の状況

(令和6年4月1日現在)

町村	施設種別	施設名	定員	現員	経営主体
大島町	特別養護老人ホーム	大島老人ホーム	100	75	(福) 椿の里
	高齢者在宅サービスセンター※	大島町高齢者在宅サービスセンター	42	72	
	地域包括支援センター	大島町地域包括支援センター	—	—	
	老人福祉センター等	岡田コミュニティセンター	—	—	大島町
		クダッチ老人福祉館	—	—	
		波浮港老人福祉館	—	—	
	障害者支援施設	大島藤倉学園	80	53	(福) 藤倉学園
		大島恵の園	60	57	(福) 武蔵野会
		第2大島恵の園	80	73	
	知的障害者グループホーム	拓殖寮	4	1	(福) 東京都知的障害者育成会
		あしたば寮 (R6.3月末廃止)	—	—	
		ニュースの家	7	7	(福) 藤倉学園
		ニュースの家2	7	7	
	就労継続支援B型事業所	黒潮作業所	20	13	(福) 大島社会福祉協議会
波浮港福祉作業所 (R6.3月末廃止)		—	—	心身障害者大島町育成会	
認知症高齢者グループホーム	グループホームあすなろ	9	9	(有) 王若	
保育所	元町保育園	90	59	大島町	
	岡田保育園	50	12		
	北ノ山保育園	80	68	(福) 黒潮社	
	波浮保育園	40	43	(福) 愛光社	
子ども家庭支援センター	大島町子ども家庭支援センター	—	—	大島町	
利島村	高齢者在宅サービスセンター※	利島村高齢者在宅サービスセンター デイホームさくゆり	15	12	利島村
	地域包括支援センター	利島村地域包括支援センター	30	30	
	保育所	利島保育園	25	8	
新島村	特別養護老人ホーム	新島老人ホーム	44	38	(福) 新島はまゆう会
	通所介護	新島村デイサービスセンター (休止中)	—	—	
		式根島福祉健康センター	10	10	
	地域包括支援センター	新島村地域包括支援センター	—	—	新島村
	老人福祉センター等	新島村老人福祉センター	—	—	
		若郷福祉センター	—	—	
		式根島福祉センター	—	—	
保育所	新島保育園	100	39		
	式根島保育園	30	8		
子ども家庭支援センター	新島村子ども家庭支援センター	—	—		
神津島村	特別養護老人ホーム	神津島やすらぎの里	34	34	(福) つつじ会
	地域包括支援センター	神津島村地域包括支援センター	—	—	
	高齢者生活支援ハウス	神津島村高齢者生活支援ハウス	14	13	
	授産施設	神津島村地域活動支援センター	13	13	神津島村
	老人福祉センター等	生きがい健康センター	—	—	
		神津島村老人福祉館 (よたね会館)	—	—	
	保育所	はまゆう保育園	90	42	
	子ども家庭支援センター	神津島村子ども家庭支援センター	—	—	
知的障害者グループホーム	グループホームこうづ	7	7	NPO法人 ゆうき福祉会	

※高齢者在宅サービスセンターの現員は登録者数

## (2) 生活保護

管内の級地区分は全域 3 級地-1 で、令和 5 年度（令和 5 年 4 月 1 日時点）の標準 3 人世帯の生活扶助基準額は月額 130,800 円である。保護の動向は、昭和 40 年代後半は 280 人前後、保護率は 15%前後で推移していたが、50 年代に入ると増加傾向に転じ、57 年度には 185 世帯、363 人となり、保護率は過去 10 年間で最高の 20.9%（全都 11.9%）に達した。その後は減少に転じ、平成 9 年度には 78 世帯、100 人で保護率は 6.4%（全都 9.1%）と、近年で最も低くなっている。

令和 5 年度は、月平均で 165 世帯、189 人で保護率は 16.4%（全都 19.9%）であり、内容をみると 5 年度に保護を開始した世帯は 22 世帯、25 人で、開始原因は収入等の減少が 16 世帯、傷病が 5 世帯、その他 1 世帯となっている。保護の廃止は 30 世帯、34 人で、その理由の内訳は世帯主の死亡が 18 世帯、就労・年金等の収入増による自立が 9 世帯、その他 3 世帯となっている。

保護の種類別人員をみると、生活扶助人員は昭和 54 年度にやや減少したが昭和 57 年度に急増し、過去 10 年間で最高の 316 人となったが、その後は減少に転じ、平成 9 年度に最低の 85 人となった。令和 5 年度は前年度より若干増加し 162 人となっている。

医療扶助人員は昭和 52 年度以降増加し、昭和 57 年度には 270 人となったが、その後は減少を続け、平成 9 年度で最小の 80 人となった。令和 5 年度は 177 人となっている。これを入院・入院外別にみると、入院患者が 79 人で、そのうち精神障害者等が 26.6% を占めている。入院外人員は 98 人で、平成 18 年 4 月から障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行により障害者自立支援医療へ移行したため、入院外の精神障害の医療扶助は減少している。

管内に指定医療機関は医科が 6 か所、歯科が 8 か所あるが、診療所のみで病院がない等医療体制は不十分である。平成 16 年に開設された大島医療センターは、先端医療及び保健・福祉の中核施設としての役割を担っており、今後も住民にとってより安心で充実した医療が期待されている。

住宅扶助は 88 世帯に支給されており、そのうち半数近くが公営住宅（町村営）へ入居している。

また、被保護世帯の就労状況をみると、稼働世帯は 12.1%（20 世帯）で、残り 87.9%（145 世帯）の非稼働世帯は種々のハンディを有し、単に経済的給付のみではなく、各種の社会的援助を必要とする世帯が多い。

被保護世帯の構成は、高齢者世帯 61.2%、障害者世帯 17.0%、傷病世帯 8.5%、母子世帯 1.2%、その他 12.1%となっている。

第27表 被保護世帯・人員・保護率

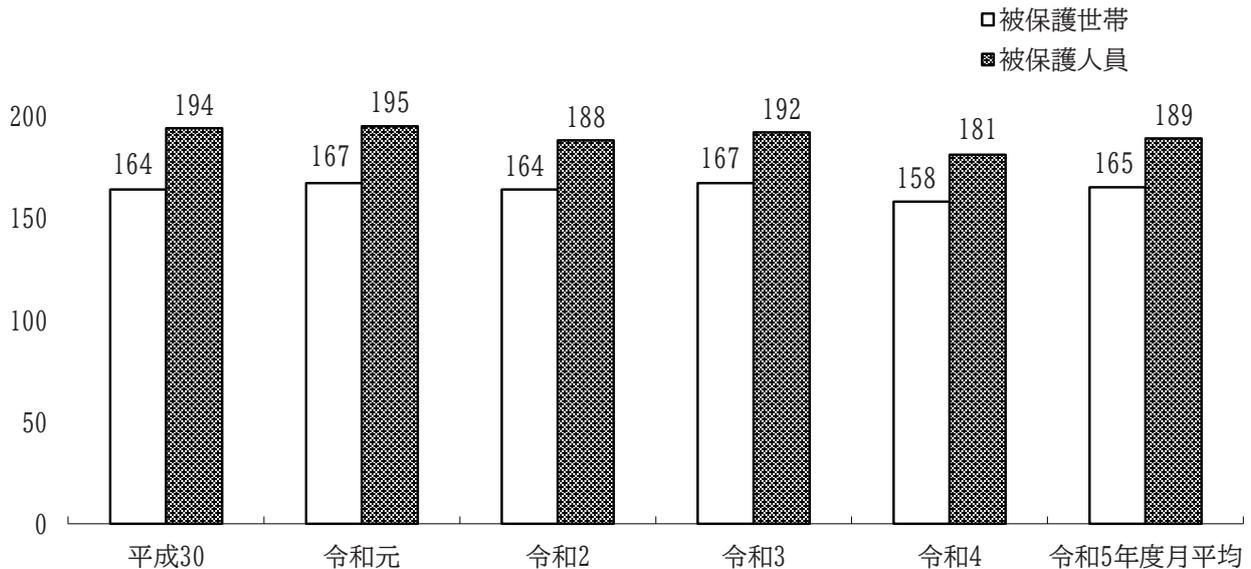
(令和5年度月平均)

区分	町村	合 計	大 島 町	利 島 村	新 島 村	神津島村
世 帯		165 (156)	133 (129)	1 (1)	16 (14)	15 (12)
人 員		189 (180)	153 (150)	1 (1)	19 (16)	16 (13)
保護率 (%)		16.4	21.8	3.2	7.7	9.0

(注) 1 保護率の算出基礎となる人口は、総務局統計部による「東京都の人口（推計）」を用いた。

(注) 2 ( ) 内の数は、令和6年4月1日現在の実数である。

第8図 被保護世帯、被保護人員の推移



第28表 保護の申請・開始・廃止の状況

(令和5年度)

区分	町村	申 請 数	取 下 げ 件 数	却 下 件 数	保 護 開 始		保 護 廃 止	
					世 帯	人 員	世 帯	人 員
総 数		28	2	4	22	25	30	34
大 島 町		27	1	4	22	25	22	25
利 島 村		0	0	0	0	0	0	0
新 島 村		0	0	0	0	0	4	5
神津島村		1	1	0	0	0	4	4

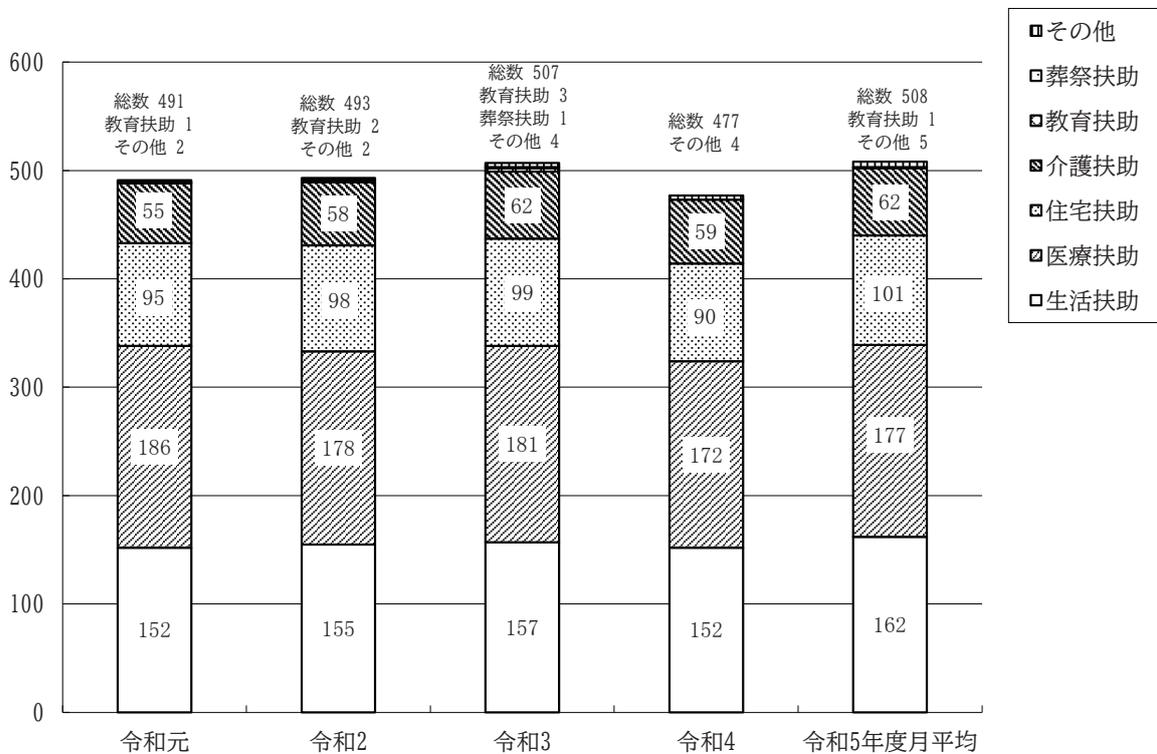
第29表 保護の種類別被保護世帯・人員

(令和5年度月平均)

種別	町 村						
	合 計	大 島 町	利 島 村	新 島 村	神 津 島 村		
被保護世帯・人員	(世帯)	165	133	1	16	15	
	(人員)	189	153	1	19	16	
生活扶助		143	113	1	15	14	
		162	129	1	17	15	
住宅扶助		88	69	0	9	10	
		101	81	0	10	10	
教育扶助		1	1	0	0	0	
		1	1	0	0	0	
医療扶助		157	124	1	16	15	
		177	142	1	19	16	
介護扶助		61	47	0	8	6	
		62	49	0	8	6	
出産扶助		0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	
生業扶助		1	1	0	0	0	
		1	1	0	0	0	
葬祭扶助		0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	
保護施設		4	4	0	0	0	
		4	4	0	0	0	

(注) 数字の不一致は端数処理をしたためである。

第9図 生活保護の扶助別人員の推移



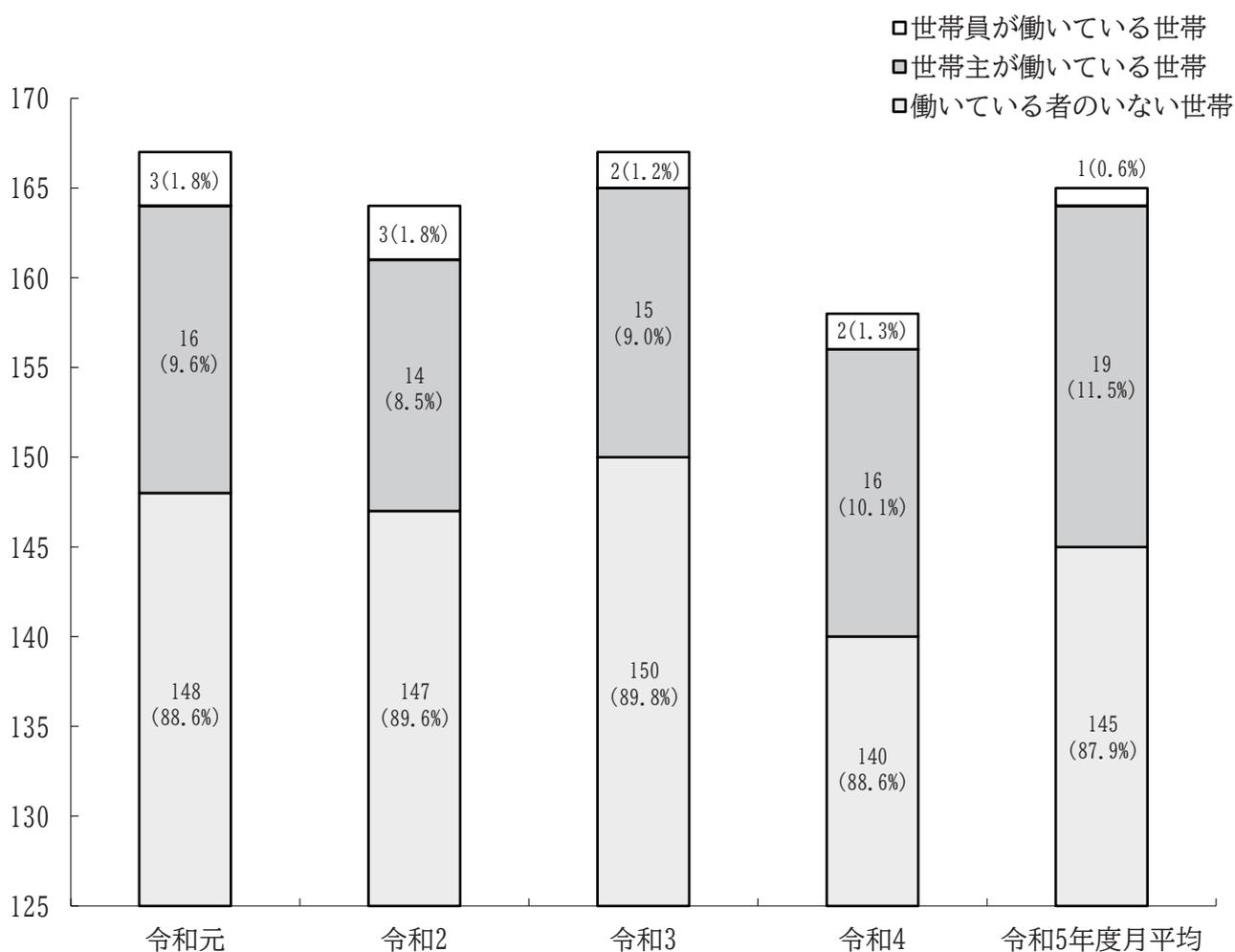
第30表 病類別医療扶助人員

(令和5年度月平均)

町 村	区 分	入 院			入 院 外		
	病 類	計	精 神	そ の 他	計	精 神	そ の 他
総 数		78	21	57	98	4	94
大 島 町		66	18	48	74	3	71
利 島 村		1	0	1	0	0	0
新 島 村		4	1	3	14	1	13
神 津 島 村		7	2	5	9	0	9

(注) 数字の不一致は端数処理をしたためである。

第10図 被保護世帯の稼働、非稼働世帯の推移



(注) 関連表との数字の不一致は端数処理をしたためである。

第31表 労働力類型別被保護世帯

(令和5年度月平均)

区分 町村	総数	世帯主が働いている世帯					世帯員が働いている世帯	働いている者のいない世帯
		計	常用労働者	日雇労働者	内職者	その他		
総数	165	19	7	5	2	5	1	145
大島町	133	11	2	4	2	3	1	121
利島村	1	0	0	0	0	0	0	1
新島村	16	3	2	1	0	0	0	13
神津島村	15	5	3	0	0	2	0	10

第32表 世帯類型別被保護世帯

(令和5年度月平均)

区分		町村	総数	大島町	利島村	新島村	神津島村
総数			165	133	1	16	15
単身者世帯	高齢者		93	73	0	10	10
	障害者		24	17	0	3	4
	傷病		14	12	1	1	0
	その他		12	12	0	0	0
	計		143	114	1	14	14
	(医療単給)		(10)	(10)	(0)	(0)	(0)
二人以上の世帯	高齢者		8	5	0	2	1
	母子		2	2	0	0	0
	障害者		4	4	0	0	0
	傷病		0	0	0	0	0
	その他		8	8	0	0	0
	計		22	19	0	2	1
(医療単給)		(0)	-	-	(0)	-	

(注) 1 「0」は実数の平均が微小(0.5未満)、「-」は計数のない場合である。

2 ( )内の医療単給は再掲

第33表 生活保護費支出額

(令和5年度)

区分		町村		大島町	利島村	新島村	神津島村
		総額					
合計		147,648		122,147	1,177	12,774	11,550
扶助の種類	生活扶助	98,816		81,126	706	9,365	7,619
	住宅扶助	30,910		24,133	468	3,165	3,144
	教育扶助	65		65	-	-	-
	介護扶助	216		216	-	-	-
	医療扶助	6,146		5,325	3	244	574
	出産扶助	-		-	-	-	-
	生業扶助	97		97	-	-	-
	葬祭扶助	2,001		1,788	-	-	213
	就労自立給付金	66		66	-	-	-
	小計	138,317		112,816	1,177	12,774	11,550
管外施設	生活費(保護費)	2,312		2,312	-	-	-
	事務費	7,005		7,005	-	-	-
	小計	9,317		9,317	-	-	-
都単法外援助		14		14	-	-	-

(注) 1 介護扶助・医療扶助の金額は、支払基金支払額を除く。(単位：千円)  
 2 数字の不一致は端数処理をしたためである。

第34表 生活保護費医療費支払額(支払基金支払額)

(令和5年度)

区分 金額	医科				歯科		調剤		合計	
	入院		入院外							
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
総数	211	110,898	1,621	41,476	302	4,023	1,489	23,454	3,623	179,851
都内	162	86,233	1,454	37,057	239	3,699	1,327	20,894	3,182	147,883
都外	49	24,665	167	4,419	63	324	162	2,560	441	31,968

(単位：千円)

### (3) 生活困窮者自立支援法（制度）

平成 27 年 4 月 1 日に生活困窮者自立支援法が施行された。

この制度は生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の自立支援策を講ずることにより生活困窮者の自立を図るものである。

法が定める事業には、①自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給の「必須事業」と、②就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計改善支援事業及び子どもの学習・生活支援事業の「任意事業」とがあり、大島支庁管内では①の必須事業の他、就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業（大島町のみ）を展開している。

また、平成 30 年 6 月には生活困窮者自立支援法の一部を改正する法律が公布され、生活困窮者の尊厳の確保、就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった状況に応じた包括的、早期的支援等について明記され、生活困窮者の一層の自立の促進を図るために、平成 30 年 10 月 1 日より順次施行されている。

\*生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他事情により、現に経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。

#### ○自立相談支援事業

第 35 表 自立支援相談件数

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
大島町	15	15	29	16	21
利島村	0	1	5	1	2
新島村	0	0	6	0	0
神津島村	1	0	3	0	0
計	16	16	43	17	23

(単位：件)

#### <主な相談内容と対応等について>

- ・ 経済的困窮や借金等についての相談
- ・ 収入減少などの理由による制度利用の相談  
(総合支援資金特例貸付にかかる自立支援相談を含む)
- ・ 就労についての相談(再就職に向けた内容等も含む)

※令和 3 年 2 月より島しょ地域にも就労支援員が配置され、自立相談支援事業及び住居確保給付金の利用者であって、就労支援を要する者に対し、多様な支援策を提供し、早期自立を図っている。

○家計改善支援事業（令和 5 年度）  
相談件数 2 件（延べ 9 回）

○就労準備支援事業（令和 5 年度）  
通所事業利用者数 8 名（延べ 65 回）

○子どもの学習・生活支援事業（令和 5 年度）  
大島町：「しまなび塾」登録児童数 64 名

※住居確保給付金は相談実績なし（令和 5 年度）

#### (4) 高齢者福祉

令和 6 年 4 月 1 日現在の管内の 65 歳以上の人口は 4,316 人で、総人口に占める割合（高齢者人口比率）は 38.7%となり、東京都の 23.5%と比べて 15.2 ポイントも高くなっている。

高齢者人口を町村別にみると、高齢化が一番進んでいるのは新島村の 40.7%で、次いで大島町 39.7%、神津島村が 34.7%と続き利島村が 24.6%と最も低い。

5 年毎の 1 月 1 日現在での高齢者人口の推移をみると、高齢者人口の増加と人口減少により、高齢者比率が右肩上がりとなっている。

高齢者人口が増加するなかで、若年層の島外流出、核家族化、少子化の進行などにより、これまで家庭の持っていた扶養・介護機能が低下してきている。

平成 2 年の福祉八法改正により地域福祉の時代を迎えて以降、高齢者関連制度においては、高齢化の進展に適切に対処するための高齢社会対策基本法(平成 7 年)、社会保険方式による介護保険法（平成 12 年）等が実施されている。介護保険法は、地域包括ケアシステムの構築や費用負担の公平化を図るため改正され、平成 27 年 4 月 1 日から実施されている。

今後、社会福祉援助活動の担い手の確保や保健・医療・福祉の連携、社会参加機会の提供など高齢者の生活の質を視点に、総合的な施策の推進が期待されている。

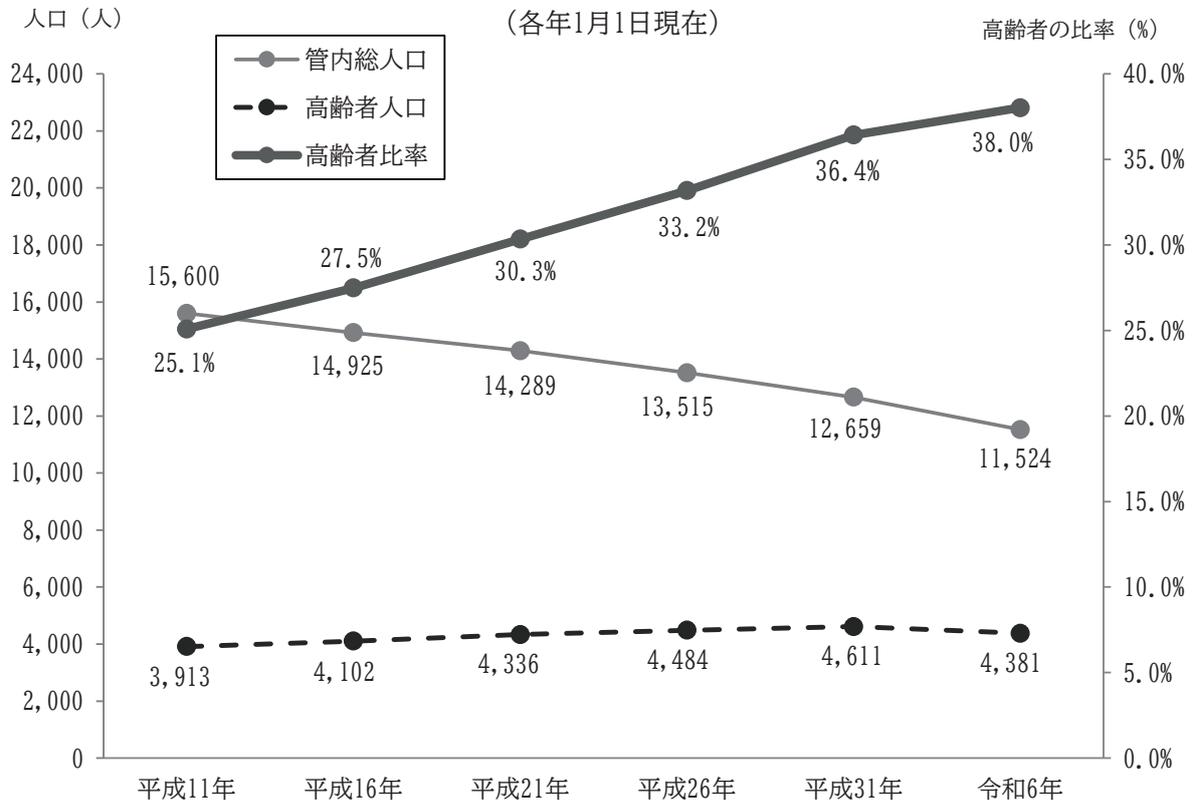
第36表 管内高齢者の実態

(令和6年4月1日現在)

区分	町 村		大島町	利島村	新島村	神津島村
	支 庁	管 内				
人 口	11,144		6,731	289	2,399	1,725
高 齢 者 人 口 比 率	38.7%		39.7%	24.6%	40.7%	34.7%
65歳以上の高齢者数	4,316	100.0%	2,670	71	977	598
1人暮らし高齢者数	1,486 (18)	34.4%	1,167 (18)	18 (0)	193 (0)	108 (0)
特別養護老人ホーム入所者数	158	3.7%	77	0	47	34
養護老人ホーム入所者数	2	0.0%	1	0	1	0
老人保健施設	13	0.3%	0	0	13	0
グループホーム	13	0.3%	9	0	0	4
療養病床	0	0.0%	0	0	0	0
親族等と同居	2,644 (31)	61.3%	1,416 (15)	53 (0)	723 (13)	452 (3)
その他	0	0.0%	0	0	0	0
在宅ほぼ寝たきり高齢者数	(49)	1.0%	(33)	(0)	(13)	(3)

(注) ( ) 内は、在宅ほぼ寝たきり高齢者(要介護5相当)数であり、内数 資料：町村調べ

第11図 高齢者人口の推移 (指数)



資料：住民基本台帳

(5) 身体障害者(児)福祉

令和6年4月1日現在の身体障害者手帳所持者は501人(重複含む)で、管内総人口に占める割合は4.4%となっている。

これを障害部位別にみると、肢体不自由が51.3%と半数以上を占めており、次いで内部障害が26.7%となっている。管内の身体障害者のうち75.0%が65歳以上の高齢者で、新規手帳交付者の51.4%が高齢者となっている。高齢化とともに脳血管障害等の後遺症が多くなってきており、各町村では機能回復訓練事業なども実施している。

また、東京都心身障害者福祉センターでは、島民の便宜を図るために心身障害者の巡回相談を実施している。障害者の自立に必要な相談件数に併せ、障害の診断や補装具判定等をおこない生活の安定を図っている。

令和5年度の身体障害者手帳の新規交付件数は37件で、その内訳は、肢体不自由15、内部障害14、聴覚3、膀胱直腸3、視覚2となっている。

令和5年度の補装具の交付と修理件数は21件で、その内訳は、肢体不自由18、聴覚障害3となっている。

在宅の重度心身障害者(児)に対しては障害者の状況に応じた福祉手当を支給し、また日常生活を容易にするための日常生活用具及び設備改善費等の給付を行っている。

また、身体障害者福祉推進の地域における民間の協力者として身体障害者相談員制度が設けられている。現在管内には身体障害者相談員が大島町2人、利島村1人、新島村2人、神津島村1人の計6人が配置されており、身体障害者の地域活動の推進、相談・指導、関係機関との連絡・協力などを行っている。

第37表 補装具の交付等、日常生活用具の給付状況

(令和5年度)

種別	町 村					
	総 数	大 島 町	利 島 村	新 島 村	神津島村	
補装具の交付等修理件数	21	8	—	9	4	
内 訳	内部障害	—	—	—	—	
	肢体不自由	18	6	—	8	4
	聴覚障害	3	2	—	1	—
	視覚障害	—	—	—	—	—
重度障害者住宅設備給付	—	—	—	—	—	
重度障害者日常生活用具給付	—	—	—	—	—	

資料：町村調べ

第38表 身体障害者手帳所持者数

(令和6年4月1日現在)

町村	障害部位	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	新規件数
総 数	視覚	6	8	3	6	8	1	32	2
	聴覚	3	6	4	16	0	18	47	3
	言語	0	0	0	0	0	0	0	0
	肢体不自由	37	53	54	81	15	17	257	15
	内部障害	119	0	6	9	0	0	134	14
	膀胱直腸	0	0	1	30	0	0	31	3
	計	165	67	68	142	23	36	501	37
大 島 町	視覚	4	4	2	4	6	0	20	2
	聴覚	0	2	3	8	0	9	22	2
	言語	0	0	0	0	0	0	0	0
	肢体不自由	21	26	28	39	11	7	132	9
	内部障害	79	0	4	4	0	0	87	10
	膀胱直腸	0	0	1	24	0	0	25	2
	計	104	32	38	79	17	16	286	25
利 島 村	視覚	0	0	0	0	0	0	0	0
	聴覚	0	0	0	0	0	0	0	0
	言語	0	0	0	0	0	0	0	0
	肢体不自由	0	0	0	1	1	0	2	0
	内部障害	1	0	0	0	0	0	1	0
	膀胱直腸	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	0	0	1	1	0	3	0
新 島 村	視覚	2	3	1	2	2	1	11	0
	聴覚	0	2	1	6	0	4	13	1
	言語	0	0	0	0	0	0	0	0
	肢体不自由	8	17	22	31	3	7	88	3
	内部障害	24	0	2	5	0	0	31	3
	膀胱直腸	0	0	0	4	0	0	4	1
	計	34	22	26	48	5	12	147	8
神 津 島 村	視覚	0	1	0	0	0	0	1	0
	聴覚	3	2	0	2	0	5	12	0
	言語	0	0	0	0	0	0	0	0
	肢体不自由	8	10	4	10	0	3	35	3
	内部障害	15	0	0	0	0	0	15	1
	膀胱直腸	0	0	0	2	0	0	2	0
	計	26	13	4	14	0	8	65	4

資料：町村調べ

## (6) 知的障害者(児)福祉

児童相談所、心身障害者福祉センターによって知的障害者と判定された人が、各種の支援を受けるために必要な手帳として「愛の手帳」制度がある。これは都が独自に設けたもので、令和6年4月1日現在管内の愛の手帳所持者は124人で、管内人口に占める割合は1.1%となっている。

愛の手帳所持者のうち、在宅者が70人で全体の56.5%を占め、支援施設等入所が27人で21.8%、グループホーム入所が24人で19.4%となっている。在宅者の中には完全に自立就労している人もいる。

障害者の福祉手当については、昭和60年12月の法律改正により、支庁で支給するものとして、特別障害者福祉手当、障害児福祉手当が創設された。この改正に伴い障害基礎年金を受給できない人に対しては、従来の福祉手当が経過措置として支給されている。

また、心身障害者福祉の制度が平成15年4月から、支援費制度の導入により行政が決定していく「措置」から、契約に基づきサービスを利用する「契約」へと大きく変わり、知的障害者福祉の業務は同年4月より、町村が窓口となって実施している。

なお、支援費制度を含む障害福祉施策全体については、平成17年10月に障害者自立支援法が成立し、平成18年10月には全面施行となった。

また、今までの障害者自立支援法を整備し、障害者の定義に難病等を追加した障害者総合支援法が平成24年6月に成立し、平成25年4月から順次施行されている。

これにより、今まで身体・知的・精神という障害種別ごとに異なる法律に基づいて行われていた福祉サービスや公費負担医療などが共通の制度で提供されることとなった。

第39表 愛の手帳所持者数

(令和6年4月1日現在)

町 村 障害程度		合 計	大 島 町	利 島 村	新 島 村	神津島村
令和5年度 新規交付数		1	1	0	0	0
1 度 (最重度)		1	1	0	0	0
2 度 (重 度)		28 (1)	25 (1)	0	2	1
3 度 (中 度)		42 (2)	27 (1)	2	5	8 (1)
4 度 (軽 度)		53 (4)	38 (4)	0	11	4
計		124 (7)	91 (6)	2	18	13 (1)
内 訳	在 宅	70	53	2	9	6
	支 援 施 設 等	27	24	0	1	2
	通 勤 寮	1	0	0	1	0
	グループホーム	24	13	0	7	4
	老 人 ホ ー ム	2	1	0	0	1
	入 院	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0

(注) ( ) 内は児童数を再掲

第40表 特別障害者手当等の支給状況

(令和6年3月31日現在)

町 村	区 分	計	障害児福祉 手 当	特別障害者 手 当	経過的福祉 手 当	令和5年度支給額	
						人員 (延)	金額 (円)
総	数	13	2	10	1	138	3,427,800
大	島 町	5	1	3	1	54	1,238,140
利	島 村	0	0	0	0	0	0
新	島 村	4	0	4	0	36	1,004,560
神	津 島 村	4	1	3	0	48	1,185,100

(7) 児童福祉

管内の18歳未満の児童数は、令和6年1月1日現在1,560人（日本人のみ）で、管内総人口に占める割合は13.5%となっている。

管内の相談業務は、子ども家庭支援センターや東京都児童相談センターによる定期的な巡回相談を中心に行っている。支庁においては、各関係機関の協力のもとに福祉的支援を実施している。相談内容は施設入所、退所後の処遇のほか、親の放任や離婚等による情緒不安定等で、その内容は多様化してきている。このため学校その他の関係機関との連絡協議会に参加するなど実情の把握に努めている。なお、各地区に児童委員（民生・児童委員）が配置され、児童等への援助及び指導等を行っている。また、平成6年より児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が設置されている。

保育所は、令和6年4月1日現在、町村立6、私立2の合計8施設（定員505名）で、入所児童は279人となっている。

第41表 保育所入所状況

（令和6年4月1日現在）

区分	町 村	計	大 島 町	利 島 村	新 島 村	神津島村
対象年齢児童数 (A)		382	233	11	69	69
保育所定員（保育所数） (B)		505 (8)	260 (4)	25 (1)	130 (2)	90 (1)
保育所入所児童数 (C)		279	182	8	47	42
定員充足率 (C/B%)		55.2%	70.0%	32.0%	36.2%	46.7%
入所率 (C/A%)		73.0%	78.1%	72.7%	68.1%	60.9%
定員率 (B/A%)		132.2%	111.6%	227.3%	188.4%	130.4%

- (注) 1 対象年齢児童数及び入所児童数は、大島は0（3ヵ月）～5歳、他各島は1～5歳  
2 新島村は、新島と式根島を合わせた数値

(8) ひとり親・女性福祉

管内のひとり親家庭は、令和6年4月1日現在133世帯(343人)となっている。

ひとり親家庭となった原因は、離婚が最も多く、全体の83.5%を占めている。

また、生活状況をみると、ひとり親家庭のほとんどの世帯が就労しており、かつ児童扶養手当や児童育成手当等を受給している。働いていない世帯は、幼児を抱えているなど就労環境に恵まれない世帯となっている。

母子及び父子福祉資金・女性福祉資金の貸付金の種類は、事業開始資金・住宅資金・修学資金等である。令和5年度の貸付状況は、福祉資金のうち「修学資金」が8件、「生活資金」が1件で貸付金額は7,587,062円となっている。

第42表 ひとり親家庭の状況

(令和6年4月1日現在)

区分 \ 町村	総数	大島町	利島村	新島村	神津島村
世帯	133 (23)	81 (13)	3 (1)	17 (3)	32 (6)
人員	343 (60)	214 (35)	8 (3)	37 (7)	84 (15)

(注) ( )内は父子世帯を再掲

第43表 ひとり親家庭となった原因別内訳

(令和6年4月1日現在)

区分 \ 原因	総数	離婚	死別	未婚	不詳他
世帯	133	111	11	7	4
割合	100%	83.5%	8.3%	5.2%	3.0%

(9) その他

① 民生委員・児童委員

管内の民生・児童委員は令和6年4月1日現在、大島町29人(利島村1人を含む。)、新島村9人、神津島村7人の合計45人(男14人、女31人)で、利島村を除く町村ごとに民生委員・児童委員協議会が組織されている。これら民生・児童委員協議会では、それぞれ担当区域を定めて地域住民に対する相談支援や関係機関への連絡等を行い、毎月定例会を開催して意見交換や事例研究をしながら、地域福祉向上のため積極的に活動している。

② 社会福祉協議会

管内には各町村に社会福祉協議会がある。そのうち大島社会福祉協議会は昭和38年12月に設立されている。新島村・神津島村の2社会福祉協議会は50年代初めに設立され(昭和52年4月1日、同53年4月1日)、また利島村の社会福祉協議会は昭和63年4月に発足し、それぞれ地域福祉の向上を図るため、幅広く活動している。

事業内容は社会福祉事業に関する調査・企画・連絡調整・普及および宣伝のほか生活福祉資金の貸付け等であるが、福祉八法の改正後は、自主的な地域福祉活動の充実や介護保険制度スタートにより地域における福祉サービス提供の中心的役割も担っている。

③ 共同募金

毎年1回全国一斉に行われる「赤い羽根共同募金運動」は、管内では大島支庁長を地区協力会長とし各社会福祉協議会の協力のもとに実施されている。

令和5年度の実績額は1,771,320円であった。これは東京都共同募金会から割り当てられた募金目標額に対して98.4%の達成率となっている。

なお、これらの募金は東京都共同募金会に納めたうえで、改めて協力団体の福祉事業に対して助成され、きめ細かな活用がなされている。

ちなみに、令和5年度の管内への配分額は、歳末たすけあいも含めると8団体へ3,021,206円の配分があった。

④ 日本赤十字

管内は日本赤十字社東京都支部に属し、大島支庁長を大島地区長として組織され、町村長がそれぞれ分区長となっている。

令和5年度赤十字会員募集運動期間中の会費募集実績は2,058,605円で、これは支部から割り当てられた目標額に対して152.5%の達成率となった。

救護事業の一環としては、支部から災害救援物資の配布が行われ、地域赤十字奉仕団は、救護訓練への参加や災害救護に関する活動を行っている。なお、献血事業については、新型コロナウイルス感染症の影響で令和5年度も実施を見合わせていたが、今後は状況を鑑み実施していく予定である。



# 第 3 產 業



## 1 産業の概要

令和2年国勢調査による産業別就業者構造は、管内全体では第1次産業7.2%、第2次産業17.3%、第3次産業75.4%(分類不能の産業含む)となっている。平成27年国勢調査と比較してみると、総就業者数は436人減少しており、産業分類では、第1次産業では農業従事者が26名減少して全体で59名減少した。第2次産業は建設業で76名減少し全体で115名減少した。第3次産業は卸売業・小売業で36名減少して全体で235名減少した。分類不能の産業でも27名減少した。第3次産業が全体の75.1%を占め、年々そのウエートが増加している。

第1次産業における主たる農作物は、大島町がブバルディアやセンリョウをはじめとした花き・枝物類、利島村は椿実(搾油用)、新島村はアシタバやあめりか芋、神津島村はパッションフルーツ・アシタバ・レモンとなっている。漁業では、きんめだい・めだい・いさき等魚類・てんぐさ・とさかのり等藻類・あかいか・さぎえ・いせえび等が水揚げされている。町村別にみると、大島町では、貝類・藻類・いせえびの採捕及び魚類を対象とした釣りが多く、利島村は藻類・貝類・いせえびの採捕が主体となっている。新島村・神津島村は漁船漁業が盛んで、第1次産業の主要な位置を占めている。

第2次産業では、建設業の占める割合が86.1%と高くなっている。鉱業は、各島が国立公園であるため規制が厳しく、新島村で抗火石の採掘を行っている程度である。

第3次産業では、宿泊業や飲食サービス業を含むサービス業が61.8%を占め、続いて卸売業・小売業で、この両方で78.0%を占めており、島しょ経済が観光に依存する割合が非常に高いことを表している。

管内の各業種は兼業状態にあり、かつ経営は小規模なものが多く、管内の産業振興を考える際、この点を十分に考慮する必要がある。

第1図 産業別就業者構造の推移

資料：国勢調査

	大島町			利島村		
	第1次	第2次	第3次	第1次	第2次	第3次
H12	9.1%	16.7%	74.1%	15.5%	19.8%	64.3%
H17	8.3%	15.7%	75.8%	21.4%	18.6%	60.0%
H22	7.1%	16.0%	76.7%	17.5%	26.0%	55.7%
H27	6.1%	17.4%	76.3%	17.6%	18.0%	64.4%
R2	6.2%	17.2%	76.3%	16.2%	16.6%	67.2%
管内全体(R2)	7.2%	17.3%	75.1%	7.2%	17.3%	75.1%
東京都(R2)	0.4%	14.6%	81.1%	0.4%	14.6%	81.1%
全国(R2)	3.4%	23.0%	70.6%	3.4%	23.0%	70.6%
			分類不能			分類不能
			0.1%			0.5%
			0.1%			0.8%
			0.2%			0.3%
			0.3%			0.3%
			3.9%			3.9%
			3.0%			3.0%

	新島村			神津島村		
	第1次	第2次	第3次	第1次	第2次	第3次
H12	8.4%	25.7%	65.8%	20.8%	18.1%	61.2%
H17	7.0%	23.3%	68.2%	18.5%	14.0%	67.1%
H22	6.9%	19.3%	72.7%	15.3%	14.7%	69.6%
H27	4.7%	21.0%	73.6%	14.8%	15.6%	66.9%
R2	4.1%	19.4%	76.5%	12.6%	15.4%	71.2%
管内全体(R2)	7.2%	17.3%	75.1%	7.2%	17.3%	75.1%
東京都(R2)	0.4%	14.6%	81.1%	0.4%	14.6%	81.1%
全国(R2)	3.4%	23.0%	70.6%	3.4%	23.0%	70.6%
			分類不能			分類不能
			0.1%			0.3%
			1.5%			0.4%
			1.1%			2.7%
			0.7%			0.8%
			0.1%			0.9%
			0.3%			0.3%
			3.9%			3.9%
			3.0%			3.0%

	管内全体			東京都			全国		
	第1次	第2次	第3次	第1次	第2次	第3次	第1次	第2次	第3次
H12	10.9%	18.9%	70.1%	1.5%	21.4%	75.2%	5.1%	29.2%	64.5%
H17	10.0%	17.2%	72.3%	1.4%	18.1%	77.4%	4.8%	26.1%	67.2%
H22	8.7%	16.9%	74.0%	1.4%	14.2%	70.8%	4.0%	23.7%	66.5%
H27	7.6%	17.9%	73.8%	0.4%	14.3%	72.1%	3.8%	23.6%	67.2%
R2	7.2%	17.3%	75.1%	0.4%	14.6%	81.1%	3.4%	23.0%	70.6%
			分類不能			分類不能			分類不能
			0.1%			2.9%			1.2%
			0.3%			3.5%			1.9%
			0.4%			13.7%			5.8%
			0.1%			12.1%			5.4%
			0.3%			3.9%			3.0%

第1表 産業別就業者構造の推移

町村別 産業分類	全国総数						東京都総数						大島支庁管内総数						大島町						利島村						新島村						神津島					
	17		22		27		17		22		27		17		22		27		17		22		27		17		22		27		17		22		27							
	平12	令2	平12	令2	平12	令2	平12	令2	平12	令2	平12	令2	平12	令2	平12	令2	平12	令2	平12	令2	平12	令2	平12	令2	平12	令2	平12	令2	平12	令2	平12	令2	平12	令2								
農業	2,890,568	2,703,360	2,135,977	2,004,289	1,769,959	26,758	24,810	21,146	21,526	20,747	383	363	290	243	217	258	228	188	156	154	24	43	36	38	31	18	30	22	19	15	83	62	44	30	17							
林業・狩猟業	64,061	46,618	68,553	63,663	60,738	516	294	572	502	539	3	1	4	5	13	3	1	4	4	7	0	0	0	0	1	0	0	0	1	5	0	0	0	0	0							
漁業・水産養殖業	253,419	215,813	176,885	153,747	132,065	1,022	785	682	662	710	409	364	309	270	229	147	103	84	69	8	4	7	4	6	111	83	78	50	37	143	150	121	132	117								
第一次計	3,208,048	2,965,791	2,381,415	2,221,699	1,962,762	28,296	25,899	22,400	22,690	21,996	728	603	518	459	408	356	295	244	230	42	43	42	38	129	113	100	70	57	226	212	165	162	134									
鉱業	46,423	26,921	22,152	22,281	18,891	1,738	1,130	1,202	1,515	1,428	11	0	1	1	0	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
建設業	6,345,737	5,391,905	4,474,946	4,341,338	4,184,052	483,641	401,116	322,941	307,352	316,605	1,156	1,066	975	1,029	953	637	571	544	582	533	39	41	61	40	37	297	305	228	259	232	183	149	142	148	151							
製造業	11,999,441	10,646,362	9,626,184	9,557,215	9,056,536	839,844	706,718	587,973	589,513	555,198	215	190	193	192	154	107	106	119	112	99	2	0	3	3	2	92	73	54	54	40	14	11	17	23	13							
第二次計	18,391,601	16,065,188	14,123,282	13,920,834	13,259,479	1,325,223	1,108,964	912,116	899,380	873,231	1,382	1,256	1,169	1,222	1,107	748	677	664	694	632	41	41	64	43	39	396	378	282	314	272	197	160	159	171	164							
卸売業・小売業	11,699,670	11,018,413	9,804,290	9,001,414	8,805,576	1,197,652	1,065,043	912,689	817,975	869,421	1,337	1,053	905	817	781	907	668	567	505	476	14	6	16	6	11	238	217	185	167	183	178	162	137	139	111							
金融・保険業	1,751,109	1,537,830	1,512,975	1,428,710	1,355,161	238,785	216,318	219,825	219,054	237,052	114	90	84	78	76	84	64	62	57	62	0	0	0	0	0	0	17	15	14	10	8	13	11	8	11	6						
不動産業	809,076	859,635	1,113,768	1,197,560	1,253,905	167,064	179,104	204,463	211,311	235,012	7	9	27	32	45	7	8	25	27	32	0	0	0	1	0	0	0	0	2	4	12	0	1	0	0	1						
運輸・通信業	4,758,596	4,757,192	3,219,050	4,724,946	5,073,242	673,976	684,274	697,757	702,780	887,057	413	268	301	276	268	260	153	177	156	155	11	12	11	15	14	101	67	69	67	58	41	36	44	38	41							
電気・ガス・水運熱供給業	338,085	279,799	284,473	283,193	275,595	24,061	18,863	19,072	18,870	21,331	75	75	63	47	48	29	29	25	20	23	4	6	8	3	4	26	27	19	14	13	16	13	11	10	8							
サービス業 (宿泊・飲食業含む)	19,172,038	20,777,976	21,695,633	20,952,756	21,883,654	2,177,444	2,249,379	2,038,833	2,086,476	2,403,331	2,643	3,163	3,183	3,180	2,962	1,720	1,949	1,991	1,925	1,723	76	89	80	105	101	519	662	654	712	671	328	463	458	438	467							
公務	2,142,790	2,098,148	2,016,128	2,025,988	2,032,199	168,130	164,012	163,684	169,644	180,419	537	612	566	601	616	306	392	333	337	28	19	22	24	28	113	120	117	126	127	90	81	94	98	124								
第三次計	40,671,364	41,328,993	39,646,317	39,614,567	40,679,332	4,647,112	4,575,993	4,256,323	4,226,110	4,833,623	5,129	5,031	4,796	3,313	3,263	3,180	3,043	2,808	133	132	137	154	158	1,014	1,108	1,060	1,100	1,072	666	767	752	734	758									
分類不能の産業	761,258	1,146,001	3,460,298	3,161,936	1,741,652	179,838	204,687	821,697	711,779	233,456	7	35	27	49	22	5	6	5	8	12	1	0	2	0	0	1	25	16	11	1	0	4	4	30	9							
合計	63,032,271	61,505,973	59,611,312	58,919,036	57,643,225	6,180,469	5,915,533	5,012,536	5,858,959	5,962,306	7,310	7,289	6,928	6,820	6,384	4,474	4,302	4,144	3,989	3,682	207	220	246	239	235	1,540	1,624	1,458	1,495	1,402	1,089	1,143	1,080	1,097	1,065							

資料：国勢調査

## 2 商 工

管内の商工業は、旅館や民宿業等のサービス業、土産品製造・販売業、卸・小売業、建設業及び水産加工業等業種が広範にわたっているが、総体的に零細で、経営面においても安定性に乏しいのが現状である。

東京都ではこうした商工業者に対して、経営の安定化を図る目的で各種の資金融資を行っており、更に、管内にある3商工会に補助金を交付し、商工会を通じて経営指導等を行っている。

一方、恵まれた自然環境を悪化させないため、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例等に基づく工場設置認可等の指導を行っているほか、採石法、砂利採取法に基づく認可や、火薬類取締法に基づく火薬の許可等を通じ、自然破壊の防止や工事上の危険防止等安全対策を図っている。

### (1) 中小企業振興

地域経済の向上発展を目的とする商工会は、大島町が昭和36年、新島村が昭和50年、神津島村では昭和52年にそれぞれ設立され、利島村は昭和54年9月、大島町商工会に加入し、現在に至っている。

各商工会には、経営指導員、業務支援員、記帳相談員が配置されており、経営改善に向けての指導等地域の商工業者の育成発展に努めている。

第2表 商工会の概要

(令和6年4月1日時点)

区分 団体名	商工業者数 (人)	会員数 (人)	組織率 (%)	補助事業規模 (千円)	補助対象職員		
					経営 指導員	業務 支援員	記帳 相談員
大島町商工会	518	371	71.6%	26,307	3	0	1
新島村商工会	251	209	83.3%	28,234	3	0	1
神津島村商工会	160	138	86.3%	13,468	1	1	1
計	929	718	77.3%	68,009	7	1	3

※ 事業費は令和5年度である。

大島支庁調べ

第3表 東京都中小企業制度融資申込状況

(令和5年度)

制度名		町村名	大島町	利島村	新島村	神津島村	計
(小口)	小口資金融資	件数	—	—	—	—	—
		金額	—	—	—	—	—
(創業)	創業支援融資	件数	—	—	—	—	—
		金額	—	—	—	—	—
(小企)	小規模企業融資	件数	—	—	—	—	—
		金額	—	—	—	—	—
(経営)	経営支援融資	件数	—	—	—	—	—
		金額	—	—	—	—	—
(チャレンジ)	産業力強化融資	件数	—	—	—	—	—
		金額	—	—	—	—	—
(再建・資金改善)	再建・資金状況 改善融資	件数	—	—	—	—	—
		金額	—	—	—	—	—
(自律・組合)	自律・組合融資	件数	—	—	—	—	—
		金額	—	—	—	—	—
(災)	災害復旧資金融資	件数	—	—	—	—	—
		金額	—	—	—	—	—
計		件数	—	—	—	—	—
		金額	—	—	—	—	—

管内各商工会調べ(単位:千円)

(2) 環境対策

管内の各島は、近年開発が進んでおり、自然環境の破壊や汚染等から、住民の健康で安全な生活を確保するため、工場設置や採石の採取計画、火薬類の保安に関する許認可等、環境に関する指導と調整を行っている。

なお、火薬類の消費許可は第6表のとおり知事許可と支庁長許可に分かれており、東京都火薬類取締法施行細則により次の6項目の消費・譲受等の許可については支庁長に委任されている。

- ① 50kg以下の火薬
- ② 25kg以下の爆薬
- ③ 1,000個以下の工業雷管または電気雷管
- ④ 2,000個以下の銃用雷管、実包、空砲、または電気導火線
- ⑤ 1,000m以下の導爆線または導火線
- ⑥ 1,000個以下のコンクリート破砕器

第4表 公害規制対象事業所数

(令和6年3月31日時点)

区分 町村名	環境確保条例		大気汚染防止法			水質汚濁防止法	ダイオキシン類 対策特別措置法
	工場	作業場	粉じん	ばい煙	水銀		
大島町	32	28	2	12	1	36	2
利島村	5	0	0	2	1	4	1
新島村	24	7	0	5	2	18	2
神津島村	9	4	0	2	1	23	1
計	70	39	2	21	5	81	6

資料：環境局調べ

第5表 岩石・砂利採取認可（承認）計画

(令和6年3月31日時点)

採取者数	採取者数	採石場	採取岩石
新島村	1	新島村字向山 75,850.87 m <sup>3</sup>	石英粗面岩 (抗火石)
計	1	75,850.87 m <sup>3</sup>	

資料：大島支庁調べ

第6表 火薬（爆薬・火薬）消費許可状況

(令和5年度)

町村別		大島町		利島村		新島村 (新島・式根島)		神津島村		計	
消費目的	許可権者										
護岸 工事	知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	支庁長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
採石	知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	支庁長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道路 工事	知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	支庁長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
港湾・漁港 改修工事	知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	支庁長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
砂防・治山 工事	知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	支庁長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他 工事	知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	支庁長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	支庁長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
煙火 (花火)	知事	1	187.08kg	1	61.005kg	2	294.52kg	1	307.426kg	5	850.031kg

### 3 観 光

#### (1) 概 要

管内各島は特有の海岸線や火山等の自然景観に優れ、雄大な洋上に浮かぶ自然公園として特異な存在を誇り、豊富な観光資源とあいまって都民のレクリエーションの適地として広く親しまれている。昭和 28 年 10 月 1 日、大島が都立自然公園に、次いで昭和 30 年 4 月 1 日に大島を含む伊豆七島全域が伊豆七島国立公園に指定され、その後昭和 39 年 7 月 7 日に「富士箱根伊豆国立公園」に区域編入され現在に至っている。

来島者数は、大島においては昭和 48 年をピークとして減少傾向にあり、特に昭和 53 年 1 月に発生した「伊豆大島近海地震」の影響を受け激減した。昭和 54 年には一時持ち直したものの、その後も引き続き減少し、平成 7 年に来島者数が 40 万人を割り込んだ。利島・新島・式根島・神津島の来島者数も昭和 56 年頃をピークに減少傾向にあり、これらの 4 島は夏季集中型の観光地となっている（第 2 図・第 3 図参照）。

平成 12 年には三宅島の噴火や新島・式根島・神津島における群発地震が発生し、これら 3 島における直接被害はもとより、風評被害によっても非常に大きな打撃を被り、各島とも来島者数が激減した。

東京都では、平成 12 年 11 月に都と各種団体で構成する「伊豆諸島観光復興協議会」を発足させ、各種キャンペーンや観光モニター・物産展の実施のほか、従来の観光施設整備事業補助に加え、噴火・地震で被災した観光施設整備補助金を制定して伊豆諸島の観光復興を支援した。平成 13 年度には、東京都市長会、特別区長会及び町村会で都民の島への旅行費用の一部助成事業も実施された。

平成 14 年 4 月にジェット船が就航し、各島への渡航時間が大幅に短縮した。

さらに、平成 17 年度・18 年度に都は低迷する島しょの観光産業を活性化するため、観光産業に意欲的な島に、観光関連産業の専門家である「活性化戦略プロデューサー」を派遣し、島しょ観光の活性化に取り組んだ。

これらの取組にも関わらず、来島者の減少傾向が続く中、平成 23 年には、「東日本大震災」の影響によって観光客を中心に非常に大きな打撃を被り、各島とも来島者数は激減した。

平成 25 年 10 月の台風 26 号接近に伴う記録的な豪雨によって、大島では大規模な土石流が発生し、甚大な被害をもたらした。災害の風評被害等もあり来島者が減少したが、都は宿泊費助成や割安なパッケージツアーの造成・物産展の開催や電車内動画広告「トレインチャンネル」等により復興支援を行った。

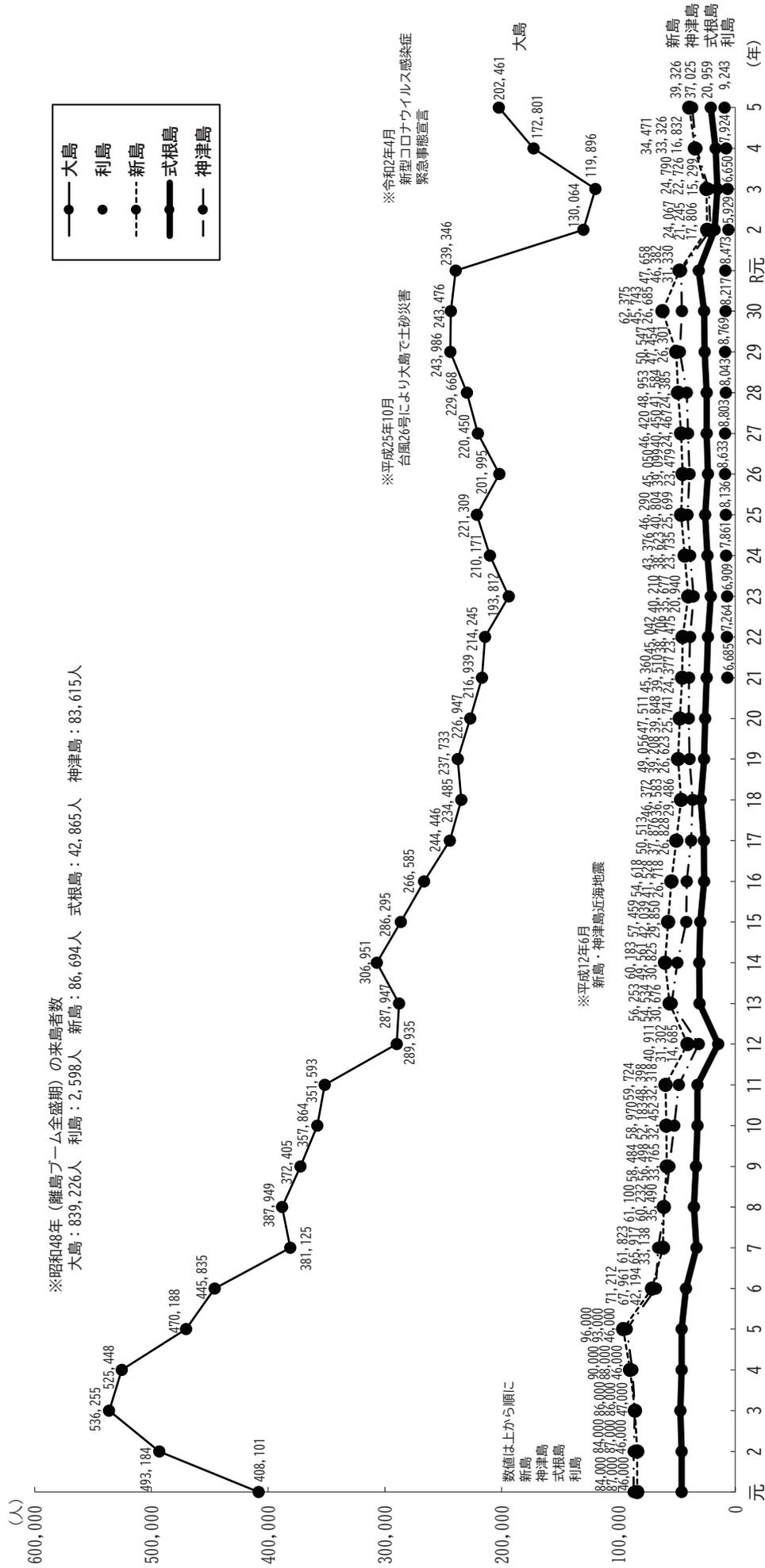
平成 29 年 10 月からは、東京の島しょ地域（11 島）への旅行者誘致の取組として、プレミアム付き宿泊旅行商品券「しまぼ通貨」サービスを開始した。

令和 2 年 4 月、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出され、期間中の管内各島への来島者数は従来の 1 割程度に激減した。その後も新型コロナウイルスの影響により、令和 2 年・令和 3 年の各島来島者数は令和元年と比較すると半数程度となった。

令和 5 年 5 月 8 日、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが「5 類」となった。令和 5 年の来島者数（令和元年比）は、伊豆諸島全体で 86.5%、管内各島の合計で 82.8%となっており、回復傾向が見られる。

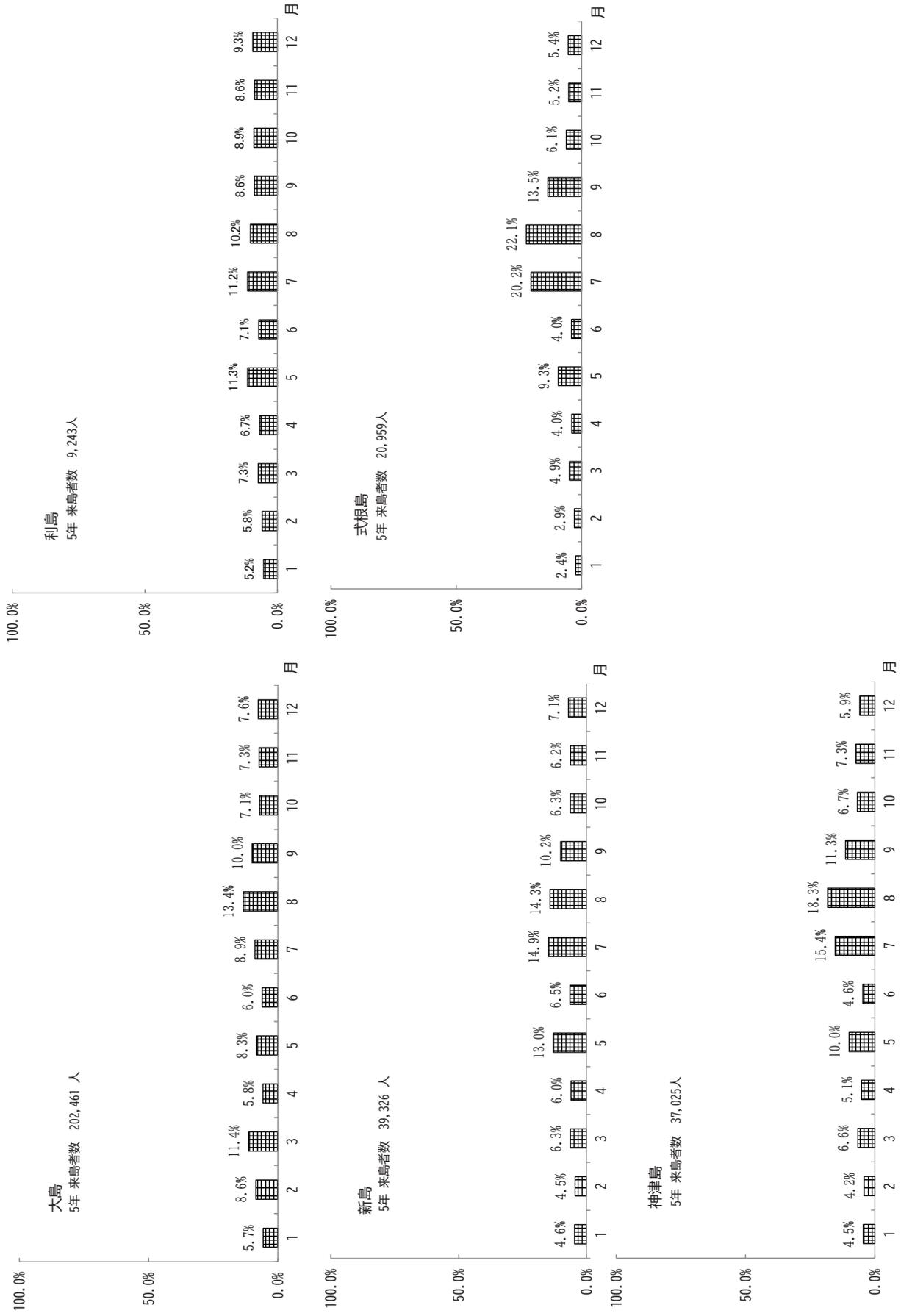
第2図 年次別来島者数の推移（平成元年～令和5年）

資料：令和5年伊豆諸島・小笠原諸島観光客入込実態調査報告書調べ



第3図 令和5年島別・月別来島者の割合

資料：令和5年伊豆諸島・小笠原諸島観光客入込実態調査報告書調べ



第7表 島別・月別・来島者数

(単位：人)

島別	大島		利島		新島		式根島		神津島		計		前年対比 (%)
	5	4	5	4	5	4	5	4	5	4	5	4	
1	11,580	10,093	480	497	1,817	1,637	499	378	1,658	1,478	16,034	14,083	113.9%
2	17,349	8,124	532	343	1,764	1,135	607	222	1,562	895	21,814	10,719	203.5%
3	23,035	17,681	672	603	2,487	2,018	1,022	596	2,440	1,714	29,656	22,612	131.2%
4	11,675	11,341	615	428	2,368	2,184	841	737	1,891	1,720	17,390	16,410	106.0%
5	16,725	14,362	1,040	943	5,110	3,512	1,949	1,400	3,706	2,967	28,530	23,184	123.1%
6	12,235	12,590	652	637	2,566	2,254	848	727	1,720	2,045	18,021	18,253	98.7%
7	18,007	17,013	1,037	1,045	5,856	4,482	4,238	3,026	5,698	4,572	34,836	30,138	115.6%
8	27,183	20,804	945	1,067	5,629	6,720	4,626	5,474	6,766	7,624	45,149	41,689	108.3%
9	20,186	15,802	799	495	3,995	3,291	2,829	1,965	4,192	3,502	32,001	25,055	127.7%
10	14,337	15,661	820	731	2,491	2,738	1,287	1,000	2,492	2,508	21,427	22,638	94.7%
11	14,763	15,488	791	636	2,453	2,361	1,088	712	2,720	2,354	21,815	21,551	101.2%
12	15,386	13,842	860	499	2,790	2,139	1,125	595	2,180	1,947	22,341	19,022	117.4%
計	202,461	172,801	9,243	7,924	39,326	34,471	20,959	16,832	37,025	33,326	309,014	265,354	116.5%
前年対比 (%)	117.2%		116.6%		114.1%		124.5%		111.1%		116.5%		

(注) 新島、式根島には両島を結ぶ村営船の来島者数は含まれていない。

資料：令和5年伊豆諸島・小笠原諸島観光客入込実態調査報告書調べ

第8表 宿泊施設

(令和5年12月31日現在)

(単位 軒数：軒、定員：人)

		総 計			旅館 (ホテル)	民宿・ペンション		キャンプ場		バンガロー		国民宿舎 (準ずるものを含む)	
		計	公営	民営		通年	季節	公営	民営	公営	民営	公営	民営
大島	軒数	80	3	77	14	63	0	2	0	1	0	0	0
	定員	2,331	308	2,023	820	1,203	0	260	0	48	0	0	0
利島	軒数	9	0	9	1	8	0	0	0	0	0	0	0
	定員	146	0	146	20	126	0	0	0	0	0	0	0
新島	軒数	41	1	40	2	38	0	1	0	0	0	0	0
	定員	876	100	776	63	713	0	100	0	0	0	0	0
式根島	軒数	32	0	32	8	24	0	0	0	0	0	0	0
	定員	811	0	811	206	605	0	0	0	0	0	0	0
神津島	軒数	46	1	45	11	31	2	1	1	0	0	0	0
	定員	1,129	120	1,009	361	543	50	120	55	0	0	0	0
合計	軒数	208	5	203	36	164	2	4	1	1	0	0	0
	定員	5,293	528	4,765	1,470	3,190	50	480	55	48	0	0	0

※休業中の施設を除く

資料：令和5年伊豆諸島・小笠原諸島観光客入込実態調査報告書

第9表 スポーツ施設

(令和6年7月1日現在)

種 別	大 島		利 島		新 島		式根島		神津島		計	
	公共	民間	公共	民間								
ゴ ル フ 場		1										1
テ ニ ス コ ー ト	2	1			1		1		1		5	1
野 球 場	2	1			1				1		4	1
ボ ー リ ン グ 場	1		1		1						3	
卓 球 場	1	1	1		1				1		4	1
体 育 館	5				1				1		7	
ゲ ー ト ボ ー ル 場	1	7			2		1				4	7
プ ー ル	3	2	1		1						5	2
ダ イ ビ ン グ 施 設		25		1		1		4		4		35

資料：各町村調べ

## (2) 名所・旧跡

### 大 島

#### ○ 三原山

標高 758m、富士火山帯に属し、現在も活動している玄武岩質複式成層火山である。安永 6 年から同 8 年（1777～1779）にかけての大噴火と昭和 25・26 年の噴火、昭和 61 年 11 月の噴火によって現在の内輪山から火口原の姿ができた。

昭和 61 年の噴火では、三原山の北西斜面上及びカルデラ床に 4 筋の溶岩流が形成された。

さらに、この噴火ではカルデラ床で北西―南東方向の割れ目噴火が起こり、大量の溶岩を噴き上げ、北方と北東方に溶岩が流出し、火口近くに降り積もった火山弾、スコリアによって噴石丘群を形成している。

また、平成 22 年 9 月に、三原山を中心とする大島は、火山活動とその履歴を観察することで火山の盛衰や島民の生活との関わりなどを知ることができる場所として「日本ジオパーク」に認定された。

#### ○ 裏砂漠

三原山の東側に広がる火口原は裏砂漠と呼ばれ、日本で唯一国土地理院の地図において「砂漠」という名称がついている場所である。裏砂漠は、植生が極端に少なく、火山灰やスコリアが見渡す限り広がる、月世界を思わせる雄大な景観を呈している。このような景観が生じたのは、伊豆大島の卓越風向（南西～西）の風下にあること、スコリアや火山灰が堆積しやすく保水性が小さい土質であること、火山ガスの影響を受けやすいことなどにより、当該地域において植物の定着が阻害されてきたためである。

#### ○ 源為朝の館並びに記念碑

1156 年保元の乱に敗れた為朝が、大島に流されたときに住んでいたと伝えられる館跡で、元町港の近くにあり、通称「赤門」と呼ばれている。

3,000 坪に及ぶ庭内には、赤門をはじめ、為朝神社、宝物館、植物園などのほか、戦いに使った物見台や抜穴なども見られる。後に代官屋敷になったところでもある。

また、すぐ近くの長根浜公園には、島代官の娘を妻とし、豪勇を誇り伊豆諸島を制していた為朝が、ついに領主伊豆狩野介工藤茂光に攻められ自刃したという波乱に富んだ一生を記した碑がある。

#### ○ 赤穂義士遺児の墓

元禄 16 年（1703 年）赤穂浪士に切腹を命じられるとともに、その遺児は遠島処分となり大島には 4 名が流され、宝永 3 年（1707 年）の赦免まで在島した。その中で間瀬久太夫の子・定八は赦免の前年に病死し、元町共同墓地にその石碑がある。

### ○ 乳ヶ崎

大島の最北端にある三角形の丘状をした岬で、この付近は暖流と寒流が交差し、潮の流れの速いところで、昔は船頭たちが海の難所として恐れていた。

大島誕生のルーツである 3 つの成層火山のうちの一つ、岡田火山の一部がこの辺りである。

また、源為朝が豪弓を引きしぼり、一矢で追手の軍船を沈めたと伝えられる古戦場でもある。岬から眺めると富士山をはじめ、房総・三浦・伊豆半島の山々の景観は素晴らしく、一方、ここからの三原山方向の大パノラマの雄大な風景は絶景である。

### ○ 役行者窟

泉津東部の櫛が峰の下の浜にあり、玄武岩質の海食崖大洞窟である。文武天皇の時代に、稀代の神通力をもって知られた役の小角（えんのおづぬ）が流されて、ここに住み修行したと伝えられる。中には、小角（おづぬ）自作と伝えられる像が安置されており、昭和 3 年 3 月都の旧跡に指定されている。現在、立入禁止である。

### ○ 龍の口（石器時代遺跡）

野増南方海岸地にあり、溶岩流の下から推定 BC 3,000 年以前のものといわれている黒曜石・縄文土器・鳥獣骨片等が発掘され、当時すでに島に人が住んでいたことを物語っている。

昭和 3 年 3 月、都の旧跡に指定されている。

### ○ 鉄砲場の岩陰遺跡

泉津漁港の北の端にある鉄砲場と称する海岸に、太古の原住民の住居跡がある。岩陰を利用した縄文時代中期の初頭（約 5,500 年前）の住居跡で、大島のようにしばしば噴火の降灰にみまわれる所にある特殊なものである。間口 8.2m、高さ 4.9m、奥行き 6m で、平面は半楕円形を呈し、縄文土器・石器及び石器原石（黒曜石）等を出土している。日本では珍しい洞窟住居の遺跡で、昭和 33 年 10 月 7 日、都の史跡に指定されている。

### ○ 武田信道及び家臣供養塔並びに屋敷跡

大久保長安事件に連座して、元和元年（1615 年）、大島に流された武田信玄の孫・信道夫妻及びその子信正が、家臣 9 人を伴い野増に居住した。このときから村の開発につとめ、野増の古先祖「七人様」と称されて住民から尊ばれ、その居住地（野増 6 番地）を今も「七人様屋敷」と呼び、石垣をめぐらした中に小祠 2 つを奉安している。

野増和田墓地内は「野増古先祖七霊石塔」、「為当村開発七人霊菩提也」と刻まれた供養塔が祭られている。昭和 31 年 3 月 3 日、都の史跡に指定されている。

### ○ 大島灯台

岡田乳ヶ崎の北に接する風早崎の先端にあって、大正 4 年 4 月 1 日から点灯を開始した。

位置は、東経 139 度 22 分 19 秒、北緯 34 度 47 分 51 秒で第 4 等灯台、群閃白光毎 30 秒に 3 閃光、明るさは 8 万 8 千カンデラ、光達距離は 19 海里、高さは水面から灯火まで 103 m である。気象観測施設等を備え、周囲の眺めは美しい。

○ 桜 株

泉津の南東字福重の山中にあるオオシマザクラの巨木で、高さ 3.6m の箇所から 13 株が派生した高さ 13m、目通り 8.2m、枝張り東西 27.9m、南北 11.8m にわたる。樹齢 800 年以上で、桜としては我が国随一の古木といわれている。昭和 27 年 3 月 29 日に国の特別天然記念物に指定され、現在、都では唯一の国の特別天然記念物となっている。

○ 潮吹の鼻

泉津南東 1km の海岸にあり、激浪の押し寄せる強さに応じて海水を 10m 前後も高く吹き上げる様は偉観である。房総・三浦半島を遠くに望む景勝の地にあり、昭和 14 年 12 月 2 日、都の天然記念物に指定されている。

○ 都立大島公園

泉津東部一帯の緑地約 589ha の大規模な都立公園で、アルダブラゾウガメ・フタコブラクダ・ラマ等約 60 種 400 点の動物を飼育している。園内にはトベラ・シャリンバイ・イソギク・オオシマハイネズ等の美しい海浜植物群落（昭和 26 年 6 月 9 日、国の天然記念物指定）が見られ、近くのシイノ木山には幹周り 5m、高さ 16m に及ぶシイの巨樹 20 数株の群そう（昭和 26 年 6 月 9 日、国の天然記念物指定）があり、極めて壮観である。

また、園芸品種を集めた植物園・椿資料館・野外劇場・海岸遊歩道なども園内にあり、快適な自然を満喫することができる。

昭和 61 年 6 月 1 日、海のふるさと村が開園された。

○ シイの巨木・イヌマキ群生等

大島で最も古い野増大宮神社の境内にはシイの大木がうっそうと茂っており、差木地春日神社の樹齢 2,000 年を越すイヌマキ群生（昭和 33 年 10 月 7 日指定）及び観音堂の大クスとともに昭和 14 年 12 月 2 日、都の天然記念物に指定されている。

○ 地層切断面

元町から波浮港に行くほぼ中間、千波に近い都道に沿ってスコリア・火山灰主体の降下堆積物が幾重にも積み重なる見事な縞模様が、約 800m にわたり大きなカーブを描きながら続いている。通称「バウムクーヘン」と呼ばれている。ここでは、過去約 15,000 年前からの百数十回に及ぶ噴火による地層の積み重ねが観察でき、自然科学の研究に好適である。

○ 波浮港開港の記念碑と秋広平六翁の墓

波浮港はかつて「波浮の池」と呼ばれる火口湖であったが、元禄 16 年（1703 年）の津波

で火口壁の一部が決壊して海に通じた。その後、上総国の人秋広平六は幕府の許可を得て港の出入口を掘り下げ、寛政 12 年（1800 年）に完成させ、今日の良港に生まれ変わらせた。碑は港から上の山に通ずる石段の途中に残っている。ここからの波浮港の眺めは特に優れている。

また、平六翁の墓は同地区の妙見寺境内にあり、昭和 3 年 3 月、都の旧跡に指定されている。

#### ○ 筆 島

波浮港の北東約 3km にあり、海中からの高さ 30m の玄武岩の岩が突出している。形が筆の穂先に似ているところから筆島と呼ばれ、古来御神体として敬われた。対岸は高さ 200m の断崖が連なり壮大な海岸風景を見せている。

昭和 15 年 2 月、都の天然記念物に指定されている。

#### 利 島

##### ○ 宮 塚 山

標高 508m の火山で、山麓の遺跡は縄文時代すでに住居のあったことを物語り、七島中最も鮮明多様な先史時代の資料を提供している。

##### ○ 堂山神社の古鏡

本社所蔵の銅鏡 18 面のうち 10 面は室町時代の古鏡といわれ、いずれも都の文化財に指定（昭和 33 年 10 月 7 日）されている。この一小島からこのような多数の古鏡が発掘されたことの裏には、何か歴史の謎が秘められているようである。

##### ○ 大石山の遺跡

大石山からは、縄文中期（今からおよそ 5,000 年前）の竪穴式住居跡が発見され、称名寺土器（BC2,000 年頃）をはじめ同時代の石器・骨等が多数発掘されている。

##### ○ ケッケイ山の遺跡

大石山南方西山地区に、通称ケッケイ山がある。ここにも住居跡が発見されたが、これは弥生時代中期（今からおよそ 2,000 年前）の竪穴住居跡といわれ、須和田式土器に似たつぼ形・鉢形土器などが多数出土している。

ケッケイ山遺跡の出土品のうち特に注目をひくものに、鉄器と「もみあと（粃痕）」のついた土器がある。鉄器は腐食が甚だしいためか、管内の他の島では未発見のようであるが、かつての金属器時代には石器・銅器に勝る貴重な加工利器であった。

「もみあと」土器は、弥生期農耕文化の伝播経路及び島々の農耕社会のあり方を推考する上で重要な意義を持っている。

昭和 33 年 10 月 7 日、都の史跡に指定されている。

## 新 島

### ○ 向 山

山頂は平坦（標高 234.8m）で数 km<sup>2</sup>にわたり抗火石（石英粗面岩）の巨大な露出層があり、抗火石材を採掘している。記録によるとこの山一帯の爆発と思われるものがあり（886年）、このときの溶岩により、それまで二つの島であったものが現在のように一つになったと考えられている。山頂からの眺めが美しい。

### ○ 間々下温泉

間々下温泉は、新島の南西、海岸に臨む松林の中にある。地下 15mの深さから揚げており、温度は 75 度の塩類泉で、神経痛・リウマチ等に特効があるといわれ、屋内風呂・露天風呂・サウナ・砂風呂等の設備がある。

### ○ 湯の浜露天温泉

湯の浜露天温泉は、新島の南西、新島港付近の村道に面している。特産品コーガ石でできた古代ギリシャ建築風の露天温泉。24 時間、年中無休でいつでも新島の湯を楽しめる。

### ○ 向畑刑場跡

本島に流された流人のうち、再び罪を犯した重罪人を処刑し葬った跡で、供養塔を中心に数十の墓碑が並んでいる。

### ○ 流人墓地

村有墓地のはずれにある配流中死亡した流人の墓地で、今なお香華が絶えたことがない。墓石の中には、酒樽型・つぼ型・サイコロ型等があつて、彼らのありし日の面影を物語っている。

### ○ なぞの榎

無実の罪で処刑された流人の墓石を割り、その無実を証明するために生えたと伝えられる古い榎で、刑場跡入り口にその墓石と共に茂っている。

### ○ 羽伏浦海岸

島の東海岸で、白砂の浜と白く輝く絶壁が周囲の青松に映える風景は素晴らしく、眼前に三宅島・御蔵島の両島を望むことができる。保元の昔、為朝が上陸したのはこの浦といわれている。また、サーフィンをするには絶好の波が打ち寄せるため、サーフスポットとして世界中のサーファーに人気のビーチである。

### ○ 為朝神社

海岸から約 0.4km の青沼家邸内にある。為朝は大島から新島に渡り同家の一女との間に一子をもうけ、去るにのぞんで刀剣・画像を残して八丈島に渡ったと伝えられる。

### ○ 飛騨じいの墓

安永の昔（1775年頃）飛騨高山の名主・上木甚兵衛が、続く不作のため年貢米の減額を領主に直訴したことにより、本島に流されここで失明した。伝え聞いた一子勘左衛門が渡島して7年間父の看病をしたが寛政10年（1798年）病死した。

彼は涙のうちに墓を作り、父を思う自分の合掌祈念の姿を自然石に彫って2年後に帰国したという。

甚兵衛の墓と勘左衛門の石像は共同墓地内にあり、都の史跡（昭和33年10月7日指定）となっている。天明水滸伝や伊豆七島風土細覧は勘左衛門在島中の著作といわれる。

### ○ 天宥法師の墓

天宥法師は羽黒山第50世の執行別当で、一山の興隆に功があったが、ねたみをうけ寛文8年（1668年）新島に流され、延宝2年（1677年）配所で死んだ。配流中もこの地で教育・文化等に尽くしたと伝えられ、その墓は本村字新原にあって、都の旧跡（昭和14年12月2日指定）になっている。

### ○ 原町の井戸

本村2丁目にあつて、この付近は砂地で崩れやすいため考案されたものと見られ、地表面での直径約13m、底面での直径約5m、深さ約3.3m、すり鉢状で中央部に石枠を備えた井戸を設け、周囲には石垣を積んで土砂の崩壊を防ぎ東の一角から底に降りる石段がある。正徳5年（1715年）10月に掘られ、明治年間まで使用されていた。本土の武蔵野台地の「まいまいず井戸」と共通した発想と見られ、昭和33年10月7日、都の史跡に指定された。

## 式根島

### ○ 地鉈温泉

地を鉈で割ったような断崖の下にあつて、泉質は硫化鉄泉で、温度は80度もあり、打ち寄せる海水と混ざりあい、程よい温度となる。胃腸病・リウマチ・神経痛・痔など万病に効くといわれており、天然岩壺の浴槽で入浴を楽しむことができる。

### ○ 足付温泉

松の美しい、波静かな岩間に湧く炭酸泉で、手術後の治療に効くといわれている。潮の干満によって自然に調節される湯加減を見て入浴する。また、付近の海岸は、海水浴にも適している。

### ○ 松が下雅湯

式根島港から足付温泉へ行く岩間にある。泉質は、地鉈温泉と同じ硫化鉄泉で足湯もある。

○ 法光山東要寺

応永 22 年 (1415 年)、新島の長栄寺を開山した日英上人が東要坊として無人の寺を置いたのが始まりで、新島と同じく一島一宗で日蓮宗のこの寺一つしかない。境内には樹齢 800 余年を過ぎたイヌマキの巨木と、関東ではただ一つといわれるナギの自生地があり、いずれも昭和 33 年 10 月 7 日、都の天然記念物として指定されている。

○ 泊 港

島の北側に位置し、かつて三宅島や八丈島へ行く流人船が風待ちのため船泊りをした港といわれ、崖で囲まれた天然の良港で、風の強いときでも波一つたたない。明治 41 年に国費を使って築造した日本最古の漁港でもある。

○ 高森灯台跡

野伏漁港と小浜漁港の中ほどの小山にある灯台で、昭和初期、新島と式根島の間を通う船の遭難が多いのを憂いた「宮川たん」という当時 71 歳になる一人の老婆が 191 段の石段を築き、その上にこの灯台を完成させた。

完成後も自分で油をさげ、雨の日も風の日も毎日通いつめ、灯をともして船の安全を願ったといわれている。

○ 神引山 (丸山・標高 99m)

かつて伊能忠敬測量隊が式根島を測量したとき基点にした山といわれ、神引浦・中ノ浦・大浦と続く変化のある海岸が見渡せ、その眺めは絶景である。

○ 石白川海岸

浜の風景は島の中でも特に美しく、波静かな白砂の浜で海水浴を楽しむことができる。

○ 大 浦 湾

大浦は、寿永 4 年 (1185 年) 平家の落武者・大浦又次がここに漂着したと伝えられるところから、この名がつけられた。ここには大小さまざまな岩礁が波間に浮かび、夏は湾の中央に日が沈み、夕景の美しさでは式根島随一といわれている。また、海水浴にも好適である。

**神 津 島**

○ 天 上 山

承和 5 年 (838 年) の噴火によってできたもので、標高 574m のドーム形の山頂には 10 数か所に噴火口の跡がある。天上山は、白島・黒島・櫛が峰の三つに分けられ、白島は砂れきの露出のため草木はなく、黒島はハイツツジ・ツゲ・リンドウ等の高山性植物が繁茂し、櫛が峰は軽砂質で風化作用によりわずかに人が歩ける程度の峰を残しているにすぎない。

山頂には常に清水をたたえた池があり、その中に不動尊をまつた祠がある。このほか

至るところに池があり、その近くはツゲの密生地帯をなしている。山頂に立って遠望すれば、太平洋に浮かぶ伊豆諸島が点々として、晴天時には遠く八丈富士を望むことができる。

○ 多幸湾

本島の南東に多幸湾がある。天上山東側山頂から海面まで数100mの断崖絶壁をなし、各種の岩が層をなして露出している。その層が夕日に映えた景色は紺碧の海とともに、しばし我を忘れる絶景である。

○ 阿波命神社（あわのみことじんじゃ）と長浜

村の北方約4kmにある、約500mにわたる白砂の浜を長浜と呼ぶ。ここに事代主命（ことしろぬしのみこと）の正后（せいご）、阿波命をまつる阿波命神社がある。

社殿の後方は断崖絶壁となり、清冷な泉水が境内を通り海に注いでいる。海岸には大小の彩りも鮮やかな卵形の小石が無数にあるが、祭神が女神なので自己所有の小石を持ち去られるのを嫌い、もし持ち帰るとその者にたたりがあるといわれている。阿波命神社地は昭和33年10月7日、都の旧跡に指定され、昭和63年2月22日「阿波命神社境域」として史跡に変更された。なお、同神社は昭和63年10月5日の集中豪雨による土石流により倒壊したが、本殿は平成3年6月に、水舎等は平成7年11月に再建された。

○ 神津島灯台

字鷹の子台上にあり、昭和26年に竣工し風光の非常に良い位置にある。

○ 物忌奈命神社（ものいみなのみことじんじゃ）

三島の神、事代主命（ことしろぬしのみこと）の御子で本島の開祖。島民崇敬の的であり、守護神である。7月31日から8月2日が例祭とされて豊漁祈願の神事の一つであるかつお釣り神事は都の無形文化財に指定されている。境内から1,000年以上前のものといわれる土器が数個発掘された。

○ 流人塚

字須賀原にあり、元禄4年（1691年）以降配流された者の墓碑があって、徳川幕府から宗門禁止された日蓮宗不受不施派の上人の墓石が存置されている。

○ 穴居遺跡

本島の北の返浜にあるが、風浪のためその形跡を残すに過ぎない。

○ 延命山濤響寺（えんめいざんとうこうじ）

浄土宗の寺で伊豆下田海善寺の末寺として、休山和尚が寛永10年（1633年）に開いたもので、現在の寺は文化元年（1804年）に全村民の労役によって建てられたといわれている。

#### 4 農 業

管内5島(1町3村)は、東京の南約110~180kmに点在している。台風や冬の強い季節風により気象条件は厳しいが、海洋性の温暖な気象条件を活かした島外出荷用の各種花き類やレーザーファンなどの切葉、そしてアシタバの生産が盛んである。また、畜産業においては、島内消費を主とした生産が行われている。各島は、離島という流通面の不利な条件を克服するために、生産流通販売に対しての施設整備事業を導入し、農業経営の安定化を図っている。また、担い手を確保育成するために、ソフト・ハード両面の取組が行われている。

##### (1) 経営耕地面積

2020年の管内の経営耕地面積の合計は195haであり、管内の総面積の1.38%にあたる(第10表)。

第10表 経営耕地面積

区分	町村名				管内計	
	大島町	利島村	新島村	神津島村		
経営耕地面積(ha)	畑	69	5	10	1	85
	樹園地	8	102	0	0	110
	計	77	107	10	1	195
総面積(km <sup>2</sup> )	90.76	4.12	27.54	18.58	140.99	
耕地率(%)	0.85	26.0	0.36	0.05	1.38	
経営耕地のある農業経営体数(経営体)	74	30	15	9	128	
1経営体当たり耕地面積(ha)	1.04	3.57	0.67	0.11	1.52	

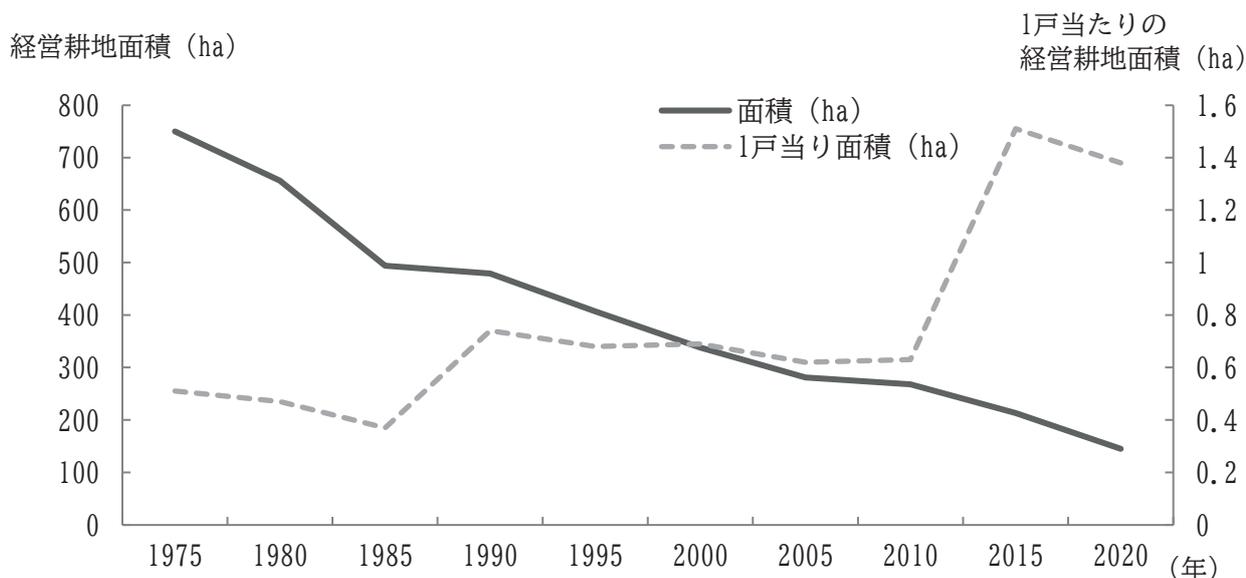
資料：2020 農林業センサス

東京都統計年鑑(令和元年)

※「経営耕地面積」とは、農業経営体が経営している耕地をいう。

※「農業経営体」とは農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が一定規模以上の事業を行う者をいう。

第4図 経営耕地面積の推移



資料：農業センサス及び農林業センサス

2010年までは総農家、2015年からは農業経営体の経営耕地面積

(2) 農家戸数・就業者数等

2020年の管内の全農家戸数は311戸である（第11表）。これは2015年の農家戸数から22戸の減少となった。

第11表 農家戸数

区分 町村名	農家戸数（戸）		
	販売農家	自給的農家	計
大島町	68	71	139
利島村	30	0	30
新島村	8	104	112
神津島村	8	22	30
管内計	114	197	311

資料：2020 農林業センサス

- ※「農家」とは、経営耕地面積が10アール以上又は農産物販売金額が15万円以上の世帯をいう。
- ※「販売農家」とは、経営耕地面積が30アール以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。
- ※「自給的農家」とは、経営耕地面積30アール未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家をいう。

第12表 農家戸数の推移

年次	区分 農家戸数 （戸）	内訳			
		販売農家（2000年以降）			自給的農家
		専業	第1種兼業	第2種兼業	
1975	1,480	163	91	1,226	—
1980	1,409	200	51	1,158	—
1985	1,325	231	60	1,034	—
1990	645	209	61	375	—
1995	601	204	70	327	—
2000	487	118	48	108	213
2005	452	110	26	74	242
2010	425	72	37	61	255
2015	333	92	7	34	200
2020	311	114			197

資料：農業センサス及び農林業センサス

- ※ 1985年～1990年にかけての第2種兼業農家の大幅な減少は農業センサスの農家定義の変更による。
- ※ 1995年までは、販売農家と自給的農家の区分はなく、専業、第1種兼業、第2種兼業のいずれかに含む。
- ※ 2020年からは、専業、第1種兼業、第2種兼業の区分はない。

(3) 農産物

令和4年の農業生産状況（第13表参照）は、総生産額約5億9千万円である。主な商品作物である花き類の生産額は約2億4千万円であり、全農作物生産額の41%を占めている。

花き類のほとんどが切花切葉生産で、関東を中心に全国へも出荷されている。大島では、ブバルディア等の生産が多く、神津島ではシダの一種であるレザーファンが生産されている。また、島全体が椿林に覆われている利島では、日本有数の椿油の生産を誇っている。

野菜類では、アシタバ・サヤエンドウ・かんしょ等が栽培されている。アシタバ・サヤエンドウを除く野菜と果樹は、ほとんどが島内消費あるいは自家消費にむけられている。また、大島町・新島村・神津島村には農産物直売所が設置され、島内農産物や加工品等による地産地消の推進が図られている。

第13表 農業生産額と作付延べ面積（令和4年産）

町村名 分類		大島町		利島村		新島村		神津島村		合計	
		面積 ha	金額 百万円								
農作物総計*1		212.0	352	151.1	59	20.8	94	15.7	85	399.6	590
内 訳	野菜	20.5	96	8.3	5	19.6	81	12.0	67	60.4	249
	果樹	1.9	8	—	—	0.1	0	0.5	1	2.5	9
	工芸農作物	157.0	31	142.9	54	—	—	—	—	299.9	85
	花き	26.3	217	—	—	1.2	13	3.2	17	30.7	247
	植木	5.8	*2	—	—	—	—	—	—	5.8	*2
	緑肥作物	0.5	*2	—	—	—	—	—	—	0.5	*2

資料：東京都農林水産部（令和4年産 東京都農作物生産状況調査）

\*1 表示単位未満四捨五入のため合計値があわない場合がある。

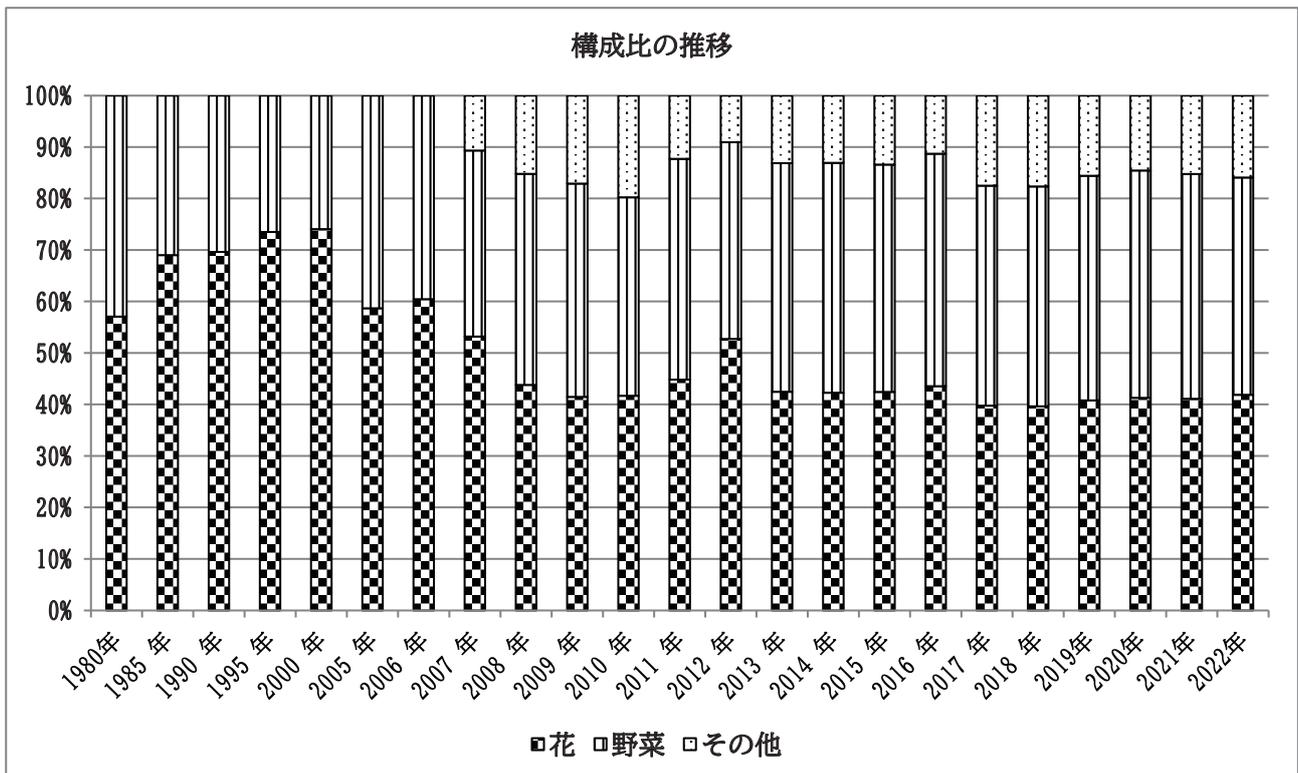
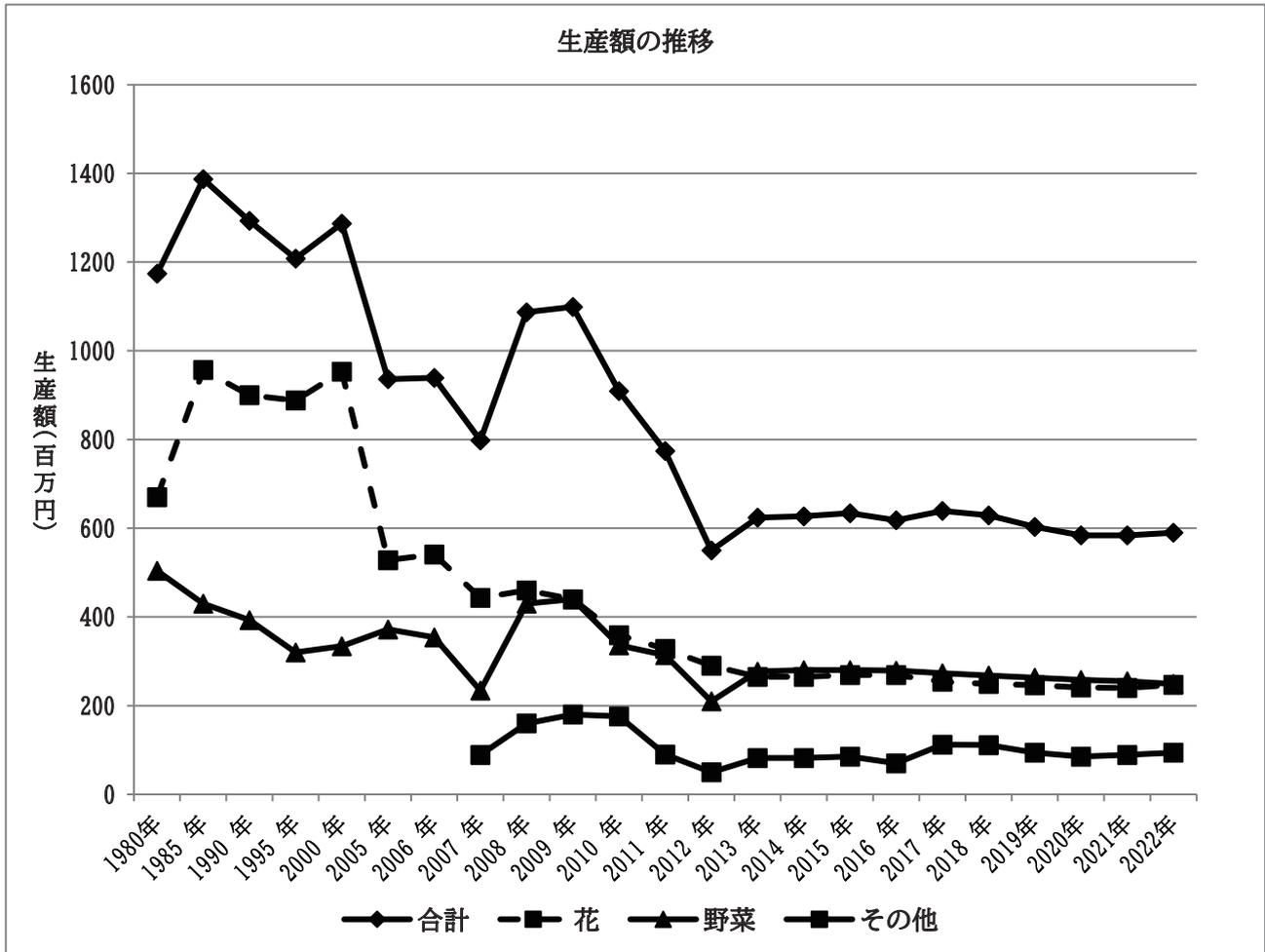
\*2 植木及び緑肥作物の生産額は、調査対象外。

第14表 各町村の主要農産物の作付・生産状況（令和4年産）

大島町			利島村			新島村			神津島村		
品目	面積	収穫量	品目	面積	収穫量	品目	面積	収穫量	品目	面積	収穫量
	ha	t		ha	t		ha	t		ha	t
アシタバ	7.1	74	アシタバ	5.5	1	カンショ	6.9	115	アシタバ	10.0	115
カンショ	2.5	22	シドケ	2.8	2	アシタバ	5.0	65	カンショ	0.4	5
サヤエンドウ	1.8	34	—	—	—	タマネギ	3.5	101	スイカ	0.2	4
トウモロコシ	0.7	13	—	—	—	ダイコン	0.6	33	タマネギ	0.2	4
キャベツ	0.7	59	—	—	—	キャベツ	0.3	19	ダイコン	0.2	6
サトイモ	0.7	24	—	—	—	サトイモ	0.3	4	サヤエンドウ	0.2	0
パレイショ	0.6	42	—	—	—	ブロッコリー	0.3	0	パレイショ	0.2	3
トマト	0.6	81	—	—	—	ラッキョウ	0.3	4	サトイモ	0.1	1
スイカ	0.6	36	—	—	—	ネギ	0.3	7	キャベツ	0.1	3
ブロッコリー	0.5	11	—	—	—	トマト	0.3	7	カボチャ	0.1	0
パパイヤ	0.4	7	—	—	—	柑橘類	0.0	0	パッションフルーツ	0.5	0
レモン	0.3	2	—	—	—	ウンシュウミカン	0.0	0	—	—	—
パッションフルーツ	0.3	5	—	—	—	パッションフルーツ	0.0	0	—	—	—
カキ	0.3	5	—	—	—	イチジク	0.0	0	—	—	—
クリ	0.2	0	—	—	—	アンズ	0.0	0	—	—	—
ビワ	0.2	0	—	—	—	ブルーベリー	0.0	0	—	—	—
切花・切葉・切枝	26.0	5,228	—	—	—	切花・切葉・切枝	1.2	406	切花・切葉・切枝	3.3	424
球根	0	41	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉢もの	0.1	73	—	—	—	—	—	—	—	—	—
花壇用苗もの	0.2	25	—	—	—	—	—	—	—	—	—

資料：東京都農林水産部（令和4年産 東京都農作物生産状況調査）

第5図 管内農業生産の推移



資料：東京都農林水産部（東京都農作物生産状況調査）等

(4) 畜産

家畜の飼養状況は第 15 表のとおりである。大島では酪農と養豚が行われており、島内消費が主である。流通面と合わせ、就業者の高齢化や後継者不足への対応が今後の課題である。

第 15 表 家畜・家きん飼養頭羽数

区分		町村名				
		大島町	利島村	新島村	神津島村	管内計
乳用雌牛	成牛	30	0	0	0	30
	育成牛	10	0	0	0	10
	子牛	3	0	0	0	3
	頭数計	43	0	0	0	43
	戸数	1	0	0	0	1
肉用牛	頭数	0	0	0	0	0
	戸数	0	0	0	0	0
豚	肥育豚	57	0	0	0	57
	繁殖豚	9	0	0	0	9
	仔豚	0	0	0	0	0
	頭数計	66	0	0	0	66
	戸数	1	0	0	0	1
馬	頭数	14	0	0	0	14
	戸数	3	0	0	0	3
山羊	頭数	0	0	0	0	0
	戸数	0	0	0	0	0
採卵鶏	頭数	412	0	0	0	412
	戸数	2	0	0	0	2

資料：東京都畜産関係統計資料（令和 5 年 2 月 1 日現在）

(5) 農地調整

農地の農業上の利用と農業以外の土地利用との調整を図りつつ、耕作者の地位の安定と農業生産力の増進を図るため、「農地法」に基づき農地の転用（農地を農地以外のものにする行為）の許可等を行っている（第 16 表）。

第 16 表 農地法事務処理件数（令和 5 年度）

町村名	項目	農地法第 4 条		農地法第 5 条	
		件数 (件)	面積 (㎡)	件数 (件)	面積 (㎡)
大島町		0	0	3	5,601
利島村		1	1,226	1	2,052
新島村		0	0	1	1,241
神津島村		0	0	0	0
合計		1	1,226	5	8,894

(注) 農地法第 4 条：農地を転用する場合  
農地法第 5 条：農地を転用し、かつ権利の設定や移転をする場合

(6) 農業委員会

「農業委員会等に関する法律」に基づき各町村に1委員会が設置されており、①農地法等の法令に基づく農地等の調整、②農地の農業上の利用の確保、③農地の利用集積、④農業経営の合理化、⑤農業生産等に関する調査研究にあっている。

これらの委員会には、その適正な運営を期するための指導と事務運営に要する経費を交付している（第17表）。

第17表 農業委員会への交付金交付実績（令和5年度）

町村名	項目 農業 委員数 (人)	農地利用最適化 推進委員 (人)	事務費負担区分（円）		
			都交付金	町村費	合計
大島町	10	2	1,340,000	7,859,819	9,199,819
利島村	5	0	829,000	9,299,350	10,128,350
新島村	11	3	1,142,000	16,809,647	17,951,647
神津島村	9	0	610,000	7,392,656	8,002,656
合計	36	5	3,921,000	41,361,472	45,282,472

(7) 農業協同組合等

管内の農業協同組合等は、第18表のとおりである。平成13年4月に島しょ地域の農協が合併して、東京島しょ農業協同組合となった。平成28年1月に管内の3町村から支店店舗が廃止となっている。一方、廃店となった新島村と神津島村については新たな農業協同組合が設立された。令和3年4月に、東京島しょ農業協同組合の新設分割により、利島農業協同組合が設立された。一方、大島町には農業協同組合はなく、一般社団法人伊豆大島農業生産組合が設立された。

なお、東京島しょ農業協同組合は令和4年2月に名称変更され、八丈島農業協同組合となった。

第18表 管内の農業協同組合等の状況（令和6年3月末）

名称	町村名	組合員の数			備考
		正組合員	准組合員	計	
(一社)伊豆大島農業生産組合	大島町	195 (正会員)	585 (一般会員)	780	平成27年9月3日設立認可
利島農業協同組合	利島村	68	14	82	令和3年4月28日新設分割設立認可
新島村農業協同組合	新島村	82	192	274	平成27年11月26日設立認可
神津島農業協同組合	神津島村	46	350	396	平成27年12月2日設立認可

各組合資料

(8) 地域農政推進対策事業

認定農業者を中心とした担い手の確保・育成を図るため、町村担い手育成支援協議会の活動や、女性・高齢者を含む担い手を中心とした活動への支援等を推進する（第19表）。

第19表 地域農政推進対策事業の実績（令和5年度）

（単位：円）

町村名	総事業費	都補助金	町村費
大島町	11,317,481	404,000	10,913,481
新島村	188,280	94,000	94,280
神津島村	602,675	200,000	402,675
計	12,108,436	698,000	11,410,436

(9) 山村・離島振興施設整備事業

島しょ経済の中心である農林業の振興のため、地域の特性に応じた施設整備等に対して町村とともに支援を行っている。令和5年度には、第20表の生産施設等が整備された。

第20表 山村・離島振興施設整備事業実績（令和5年度）

（単位：円）

町村名	事業内容	事業実施主体	総事業費	経費負担		
				都補助金	町村費	事業実施主体
大島町	バックホー1台 木材チップパー1基 トラクター1台	伊豆大島 園芸組合	8,121,850	5,537,000	922,937	1,661,913
	冷却器1台 ハンディ充填機1台 耐風強化型ハウス5棟	伊豆大島 農業青年会	33,165,451	22,612,000	3,768,801	6,784,650
合計			41,287,301	28,149,000	4,691,738	8,446,563

## (10) 土地改良事業等

農業の生産基盤である農地や農道などの整備・改善を行い、農業経営を合理化し、農業生産力の維持向上を図るため、第 21 表の事業が実施された。

第 21 表 土地改良事業等実績（令和 5 年度）

（単位：円）

事業名		町村名	地区名	事業内容	事業実施主体	事業費	都補助金
土地改良事業	小規模土地改良事業	大島町	泉津	農道整備 実施設計	大島町	13,500,000	6,750,000
		小 計					13,500,000
	地域農業 水利施設 ストック マネジメ ント	新島村	若郷・ 本村	管水路改 修	新島村	24,863,000	18,646,000
		神津島 村	桑沢・ 高根	管水路改 修	神津島 村	61,182,000	45,886,000
		神津島 村	焼山	水路改修 防災減災	神津島 村	12,408,000	9,306,000
		小 計					98,453,000
	農村総合 整備事業	神津島 村	神津島	排水施設 整備	神津島 村	45,590,600	34,192,000
小 計					45,590,600	34,192,000	
農業の DX 推 進	DX による 島しょ農 業基盤の 防災力強 化	大島町	沢立・ 滝川	監視・遠 隔操作シ ステム	大島町	400,000,000	400,000,000
		神津島 村	神津島	監視・遠 隔操作シ ステム	神津島 村	55,858,000	44,686,000
		小 計					455,858,000
合 計						613,401,600	559,466,000

（注）産業労働局農林水産部執行事業

## (11) 島しょ農作物獣害防止緊急対策事業

島しょ地域における農作物に多大な被害を与える外来種の撲滅を目指した緊急対策として、町村への補助を実施している（第 22 表）。計画的、集中的に有害鳥獣の捕獲と農作物の被害防止を図っている。

第 22 表 島しょ農作物獣害防止緊急対策事業の実績（令和 5 年度）

（単位：円）

町村名	対象害獣	総事業費	都補助金	町村費
大島町	タイワンザル、クリハラリス	54,086,083	39,750,000	14,336,083
新島村	シカ	27,174,073	20,380,000	6,794,073
計		81,260,156	60,130,000	21,130,156

(12) 東京都エコ農産物認証制度

環境保全型農業への取組を都民にわかりやすく伝えるとともに、環境保全型農業に取り組む生産者を本制度により支援している。有機農業については東京エコ 100 として認証するとともに、標準的な農薬散布回数、標準的な施肥量のそれぞれ 1/2 以下に減らしている栽培を「東京エコ 50」、25%以上減らしている栽培を「東京エコ 25」として認証している。管内では 1 村の生産者から 5 品目についての申請があり認証を行っている（第 23 表）。

第 23 表 東京都エコ農産物認証制度の認証状況（令和 5 年度）

町村名	認証農産物	認証区分	認証者数 (延べ数)
新島村	ジャガイモ	東京エコ 100	1
	サツマイモ	東京エコ 100	1
	ズッキーニ	東京エコ 100	1
	アシタバ	東京エコ 25	1
	サツマイモ（あめりか芋）	東京エコ 25	1

## 5 林 業

管内の森林面積は 8,229ha で、総土地面積に占める割合は 58.4%である。

第 24 表 森林等の概要

	総土地面積 km <sup>2</sup>	森林面積 ha	林野率 %	国有林面積 ha	民有林面積 ha
大 島 町	90.76	4,739.67	52.2	-	4,739.67
利 島 村	4.12	276.46	67.1	-	276.46
新 島 村	27.54	1,784.23	64.8	-	1,784.23
神 津 島 村	18.58	1,428.43	76.9	12.79	1,415.64
管 内 計	141.00	8,228.79	58.4	12.79	8,216.00

資料：伊豆諸島地域森林計画書（令和 4 年 4 月）

森林のほとんどは民有林（8,216ha）で、このうちシイ・ヤブツバキ、オオシマザクラ、ヤシャブシなどを中心とした天然林が 6,693ha と 81%を占めている。以前はこれらを対象に薪炭生産が盛んであったが、現在では林産物の生産はごく限られており、大島と利島のツバキ油、各島のシイタケや木炭が見られる程度である。

第 25 表 民有林森林資源構成

上段：面積（ha）、下段：蓄積（m<sup>3</sup>）

	民 有 林	立 木 林			無立木地等
		総 数	人 工 林	天 然 林	
大 島 町	4,739.67	4,478.60	440.43	4,038.17	261.07
	667,182	667,182	129,212	537,970	-
利 島 村	276.46	276.46	202.53	73.93	-
	32,092	32,092	22,591	9,501	-
新 島 村	1,784.23	1,683.46	386.70	1,296.76	100.77
	289,616	289,616	93,909	195,707	-
神 津 島 村	1,415.64	1,388.26	103.94	1,284.32	27.38
	231,097	231,097	38,725	192,372	-
管 内 計	8,216.00	7,826.78	1,133.60	6,693.18	389.22
	1,219,987	1,219,987	284,437	935,550	-

資料：伊豆諸島地域森林計画書（令和 4 年 4 月）

市町村別森林資源表

一方、島しょ地域は多雨で年間を通じ風が強く、森林は山地災害の防止、風害や潮害の防止に大きな役割を果たしている。また、各島は富士箱根伊豆国立公園地域に指定され、美しい景観をなす森林は、観光にとっても不可欠である。

このような状況を踏まえ、国土保全、自然環境保全を重視した森林の維持を図り、森林の持つ公益的機能を高めていく必要がある。

#### (1) 造林事業の推進

##### ア 造林奨励事業

森林の公益的機能の重要性から、造林や保育を実施する者に対し補助金を交付し、適正な森林育成の推進を目指すものである。

##### イ 都行造林事業

管内の都行造林面積は69.99ha（大島町9.97ha、新島村18.21ha、神津島村41.81ha）であり、森林の公益的機能が発揮されるよう維持管理に努めている。

## (2) 森林環境の保全

## ア 治山事業

治山事業は、山地の崩壊等を未然に防止し、台風や集中豪雨によって荒廃した山地あるいは溪流を早期に復旧整備し、健全な森林への移行を目的としている。そのため復旧治山、林地荒廃復旧、治山施設災害復旧、治山施設機能保全などの事業を実施している。

第 26 表 治山事業実施状況

(令和 5 年度)

町村別	事業名	箇所	工事概要	規模	工事費 (千円)	備考
大島町	治山施設機能保全	泉津	かご柵土留工 外	106m	11,920	
	林地荒廃復旧(都単)	岡田	落石防止柵工 外	51m	34,271	
	林地荒廃復旧(都単)	泉津	枯損木等処理工 外	127本	5,064	
	計				51,255	
新島村	林地荒廃復旧(公)	新島山	落石防護網工	780㎡	138,964	R4 繰越
	林地荒廃復旧(公)	新島山	落石防護網工	1,164㎡	168,962	
	林地荒廃復旧(都単)	若郷	流路工 外	54.8m	15,106	
	林地荒廃復旧(都単)	宮塚山	植生マット工 外	2045.1㎡	27,720	
	計				350,752	
神津島村	治山施設機能保全	多幸	落石防止緩衝工	30m	22,186	
	林地荒廃復旧(都単)	走る間	かご柵土留工 外	261m	38,349	
	林地荒廃復旧(都単)	滝川	かご柵土留工 外	92m	8,895	
	計				69,430	
合計					471,438	

(注) 千円未満四捨五入のため合計値があわない場合がある。

## イ 保安林

森林の有する多様な機能を十分に発揮させ、災害を未然に防ぐことができるよう保安林の維持管理を行っている。

管内においては、島しょの特殊性を鑑み、特に防風保安林、潮害防備保安林、土砂流出防備保安林の維持管理に重点を置いている。

第 27 表 保安林の状況

令和 6 年 3 月末現在（単位：ha）

民有林 地区別	水源 かん養	土砂流 出防備	土砂崩 壊防備	飛砂 防備	防風	潮害 防備	干害 防備	落石 防止	防火	魚つき	計
大島町	-	471	1	15	38	-	15	-	3	-	543
利島村	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	7
新島村	-	102	44	3	23	8	-	31	-	25 (1)	236 (1)
神津島村	-	251	15	-	2	0 (3)	46	0	-	-	314 (3)
合計	-	832	59	18	63	8 (3)	61	31	3	25 (1)	1,101 (4)
国有林	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

資料：令和 5 年度保安林及び保安施設地区事務報告書

(注) 1 町村ごとに少数点第 1 位を四捨五入したため合計値があわない場合がある。

2 ( ) 内の数字は兼種であり、外数である。

ウ 鳥獣保護

豊かな森林には、様々な動植物が生息している。そしてそれぞれが森林を維持更新して行くための重要な役割を持っている。

そこで、森林の構成員の一つである野生鳥獣の保護繁殖を図るため、傷病鳥獣の保護、愛がん飼養の規制強化及び密猟取締りを行っている。

第 28 表 飼養登録件数（鳥類）

（令和 6 年 3 月末現在）

オオコノハズク	4 羽	トラツグミ	1 羽	フクロウ	3 羽	トビ	2 羽	
チョウゲンボウ	2 羽	カラスバト	6 羽	ツミ	2 羽	オオセグロカモメ	1 羽	
ハヤブサ	2 羽	オオバン	2 羽	ノスリ	4 羽			
							計	29 羽

エ 狩 猟

狩猟者登録数及び捕獲数の推移は次表のとおりである。

また、野生鳥獣の適切な保護及び管理が重要であることから、秩序ある狩猟の確保と事故の防止のため、指導を行っている。

第 29 表 狩猟者登録証交付状況

（令和 5 年度）

	網猟、わな猟	第 1 種銃猟	第 2 種銃猟	計
大 島 町	-	10 件	6 件	16 件
管 外	-	-	-	-
計	-	10 件	6 件	16 件

第 30 表 狩猟鳥獣捕獲数の推移

種別 年度	キジ	コジュケイ	ヤマシギ	キツバト	カラス	スズメ	ウズラ	その他 鳥類	リス	その他 獣類	計
30	18	0	43	36	4	0	0	15	36	0	152
元	21	0	23	0	2	0	0	44	35	0	125
2	14	3	18	4	0	0	0	13	51	0	103
3	18	0	5	0	0	0	0	38	89	0	150
4	0	7	0	26	3	0	0	11	59	0	106
5	0	10	1	17	1	0	0	22	43	0	94

(注) 有害鳥獣駆除による捕獲を除く。

第 31 表 有害鳥獣駆除数の推移

種別 年度	カラス	ヒヨドリ	キジ	キジ の卵	その他 鳥類	シカ	サル	リス	キョン	その他 獣類	計
30	440	0	0	0	0	299	456	9,174	4,204	3	14,576
元	398	0	0	0	0	249	407	13,725	3,639	2	18,420
2	258	0	0	0	0	192	583	12,242	5,034	2	18,311
3	203	0	0	0	0	232	604	12,716	5,251	0	19,006
4	79	0	0	0	0	178	410	14,722	5,370	3	20,762
5	148	0	0	0	0	195	500	12,844	6,610	0	20,297

(3) 林業生産基盤の整備

林道事業

ア 森林の総合的管理及び森林資源の活用を図るため、林道整備を進めている。

島しょ地域の林道は、町村道と連絡しているものが多く、災害時の避難道や迂回路となるため、適正な維持管理に努めている。

また、地域の生活環境の利便性を高めるとともに、林道の機能向上を図るため、規格構造の改良、舗装化、災害復旧などを随時進めている。

第 32 表 東京都管理林道現況表

(令和 6 年 3 月末現在)

町 村 名	路線数	延長 (m)	路 線 名
大 島 町	5	21,266	泉津線、元町(北)線、元町(南)線、野増線、間伏線
新 島 村	1	1,518	阿土山線
神 津 島 村	3	10,446	天上山線、神戸山線、宮塚山線
計	9	33,230	

第 33 表 林道事業実施状況

(令和 5 年度)

町村別	路線名	実施箇所	主な工事内容	施工規模	工事費 (千円)	備考
大島町	泉津線	泉津	舗装工、排水施設工 外	204m	20,240	都単改良
	元町(南)線	元町	路面工、排水施設工 外	262m	30,311	
	間伏線	野増 外	舗装工、防護柵設置工	78m	10,017	
	計				60,568	
新島村	阿土山線	阿土山	路面工、排水施設工	97m	19,148	都単災害復旧
	計				19,148	
神津島村	天上山線	宮塚山 外	法面工、擁壁工、落石防止工 外	90m	36,964	都単改良
	計				36,964	
合 計					116,680	

(注) 千円未満四捨五入のため合計値があわない場合がある。

(4) 林産物生産

ア 林産物生産概況等

特用林産物の生産状況は下表のとおりである。

第 34 表 林産物生産状況

(令和 5 年)

品 目	単 位	大 島 町	利 島 村	新 島 村	神 津 島 村	計	平均単価 (円)
木 炭	kg	4,440	-	-	-	4,440	-
椿 油	ℓ	5,394	10,602	-	-	15,996	7,045

資料：令和 5 年特用林産物生産統計調査等

イ 島しょ観光資源・林産物生産振興事業（町村補助）

島しょ地域における森林産業の育成と創出を図るため、観光資源としての森林整備や有用広葉樹の育成を促進するための森林整備を実施している。

第 35 表 島しょ観光資源・林産物生産振興事業実績

(令和 5 年度)

町 村 名	事業内容	主な事業内容	事業費（千円）	備考
利 島 村	有用広葉樹の育成促進	伐採・搬出 1,200 本 優勢木の育成 0.80ha	8,000	
計			8,000	

(5) 森林保護

ア 松くい虫防除事業（大島町・新島村・神津島村）（町村補助等）

松くい虫の被害から松林を守るため、新島及び式根島が昭和49年から、神津島が昭和47年から防除事業を実施してきた。その後の被害の急速なまん延に対処するため、森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）等に基づき、防除を行ってきた。大島でも昭和58年から被害が発生したため防除に努めている。

神津島では、昭和62年度に一旦終息したが、平成3年には再度発生し、防除を再開した。

第36表 防除事業実績

（令和5年度）

種別 町村名	地上散布		伐倒駆除		樹幹注入	
	規模 (ha)	事業費 (千円)	規模 (m <sup>3</sup> )	事業費 (千円)	規模 (m <sup>3</sup> )	事業費 (千円)
大島町	2	890	-	-	119	4,532
新島村	8	1,261	77	5,990	160	6,578
神津島村	2	514	-	-	150	8,268
計	12	2,665	77	5,990	429	19,379

（注） 千円未満四捨五入のため合計値があわない場合がある。

イ エダシヤク類防除事業（大島町・新島村・利島村）（町村補助）

病虫害による森林被害を防止し、森林の公益的機能の維持と林産物の生産の増大を図るため、エダシヤク類の防除等事業を実施している。

第37表 防除事業実績

（令和5年度）

町村別	地上散布	
	規模 (ha)	事業費 (千円)
大島町	10	1,330
利島村	80	9,204
新島村	52	4,119
計	142	14,652

（注） 千円未満四捨五入のため合計値があわない場合がある。

## 6 水産業

大島支庁が管轄する海域は、北は大島周辺から南は銭洲周辺まで広範囲にわたっており、その中には、「大室出し」「銭洲」など、我が国でも有数の好漁場が形成され、漁業形態は地区ごとに特色がある。

大島地区では、海藻類・貝類・いせえび等の磯根資源への依存度が高く、これらを対象とした採介藻漁業といさき・きんめだい等を対象とした一本釣り漁業を組み合わせる漁業者が多い。近年は、まぐろ類を対象とした曳き縄漁業もおこなわれ、出荷量が増えている。

利島地区では、海藻類・貝類・いせえび等の磯根資源への依存度が特に高い。漁船漁業は漁船が小型なこともあり、海況の良い夏期を中心にきんめだい等を対象とした一本釣り漁業やたかべ刺網漁業が操業されている。

新島・式根島地区では、漁船漁業が主体であり、きんめだい等を対象とした一本釣り漁業、あかいかを対象としたいか釣り漁業、曳き縄漁業、たかべ刺網漁業、たかべ・いさきを対象とした建切網漁業等、周年を通して漁船漁業を操業している。また、てんぐさ・いせえび等を対象とした採介藻漁業も操業されている。

神津島地区は、漁船漁業が主体であり、管内の漁業者のなかでは一番広い海域で操業を行っている。底魚一本釣り漁業、たかべ建切網漁業、曳き縄漁業、いか釣り漁業、いせえび刺網漁業が主であるが、特に近年は、きんめだいを対象とした底魚一本釣り漁業が主漁業であり、黒瀬等南方の海域まで操業に出かけている。

このように、それぞれの特色にあわせた漁業が操業されているが、近年、我が国の水産業を取り巻く厳しい状況は、管内海域においても例外ではない。漁業者の高齢化や担い手の減少、海況の変動、水産資源の悪化等により、漁獲金額は、昭和 60 年代をピークに減少し、近年は 15 億円程度で推移していたが、令和 5 年は、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響や、貝類、海藻等の漁獲量減少により、漁獲金額は約 13.9 億円であった（大島支庁管内のみの数字）。

一方、大島支庁管内には水産業協同組合法に基づく都知事認可組合として、漁業者を支える地区漁業協同組合が、5 漁協（大島 2 漁協、利島、新島・式根島、神津島各 1 漁協）、くさや加工業者が所属する水産加工業協同組合が 1 組合（新島）あり、漁獲物の共同出荷や燃油等資材の販売、加工品の受託販売等を行っているが、総じて零細であり、苦しい経営となっている。

東京都では、このような状況を少しでも打開し、健全な経営が行われる自立漁協を目指して、経営指導を実施してきたところである。併せて、漁場造成や種苗放流等の栽培漁業、自主的なルール作りによる資源管理等を推進し、漁家経営が安定するよう施策を行っている。

もう一つの大きな問題として、近年、海洋性レクリエーション人口が増えるにつれ、漁業との間でトラブルが増加してきている。特に内地からのプレジャーボートとの間では、漁場の競合や漁具の破損、港の利用等に関するトラブルがしばしば発生しており、また、テレビ番組の影響により水産動植物の安易な採捕を行う者が増え、漁業権侵害や規則違反等の新たな問題も発生してきている。

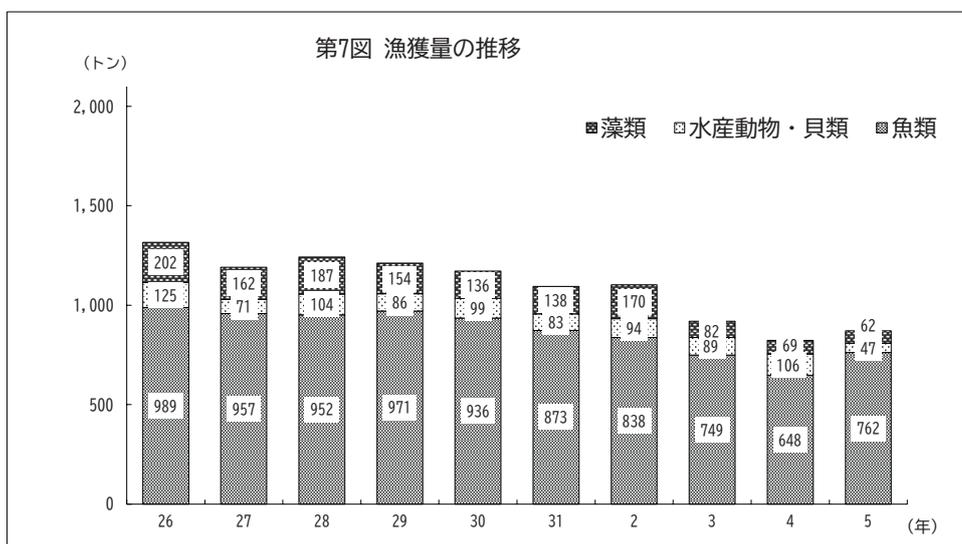
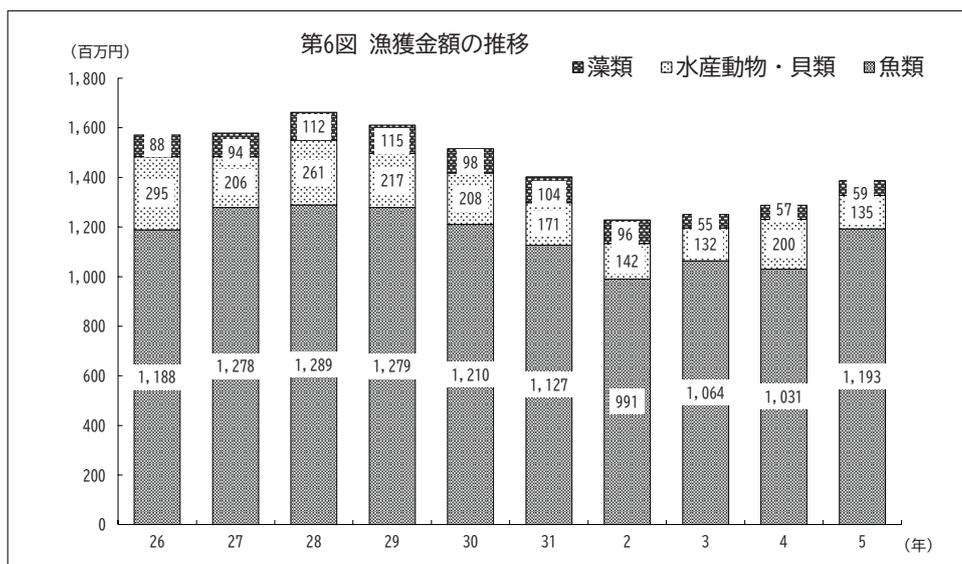
これらについては、各島の観光業との関係性も無視することはできないが、島の基幹産業である漁業を守るため、漁業と海洋性レクリエーションとの間のルール作りを促進し、円滑な海面利用を図る取組を指導しているところである。

(1) 漁獲状況

第38表 水揚量

令和5年

		漁獲量 (トン)					漁獲金額 (千円)
		魚類	貝類	水産動物	藻類	小計	
大島町	伊豆大島 (泉津・岡田)	10.7	0.6	2.1	30.4	43.9	57,035
	伊豆大島 (野増・釜木地・波浮港)	20.2	5.9	2.5	11.7	40.3	64,157
	元町	9.3	0.7	0.7	0.4	11.2	16,503
	小計	40.2	7.3	5.3	42.5	95.4	137,695
利島村	利島村	2.4	0.0	2.7	16.8	21.9	29,760
新島村	にいじま (若郷)	19.1	0.0	7.9	0.0	27.1	49,573
	にいじま (本村)	26.3	0.0	5.2	0.6	32.0	66,448
	にいじま (式根島)	39.0	0.0	2.5	0.0	41.5	62,428
	小計	84.4	0.0	15.6	0.6	100.6	178,449
神津島村	神津島	635.3	0.0	16.5	2.3	654.1	1,041,307
合計		762.4	7.3	40.1	62.2	872.0	1,387,212



## (2) 漁 船

管内の漁船総数は官公庁を除き 349 隻であり、内容は 3 級船(5t 未満動力船)236 隻(68%)、2 級船 (5~100t 動力船) 113 隻(32%)である。

近年における漁船の動向は昭和 50 年頃船外機船 (F R P 製) の出現による激増があつて以来、年々わずかながら上昇を示してきたが、ここ数年隻数においては下降気味である。

また、漁家収入の減少から船体の長期利用による船齢の高齢化が進んでおり、漁業を継続していくためには適正な船体の更新が課題となっている。

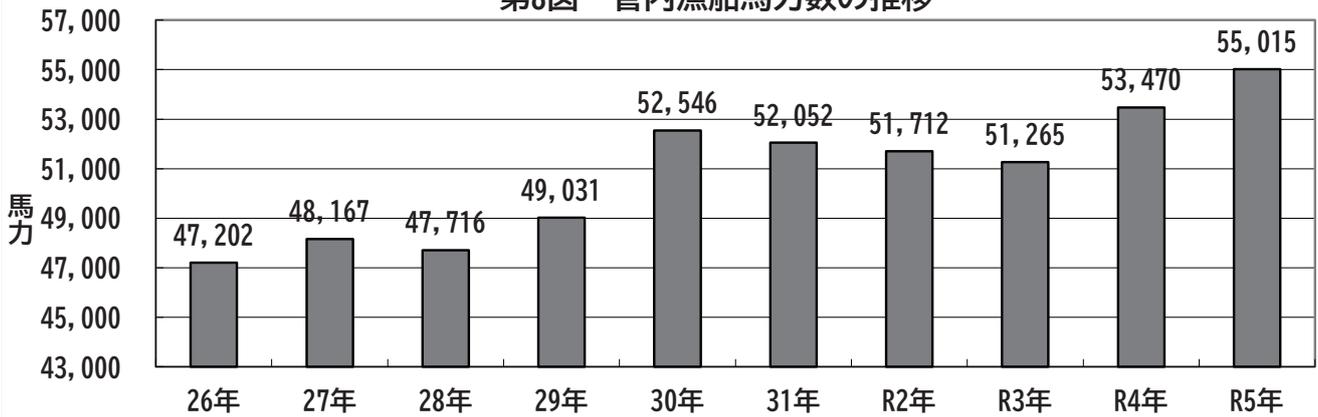
第39表 漁船の状況

(令和5年12月31日現在)

町村名	漁協名	地区名	船級	隻数	トン数計	馬力数計
大島町	伊豆大島	泉 津	2級船	0	0.00	0
			3級船	16	20.69	1,250
		岡 田	2級船	1	7.30	330
			3級船	39	71.03	3,383
		野 増	2級船	1	9.77	110
			3級船	18	34.38	1,506
		差 木 地	2級船	1	12.00	120
			3級船	20	43.91	1,130
	波 浮 港	2級船	2	14.10	190	
		3級船	13	16.54	657	
	元 町		2級船	3	33.40	849
			3級船	19	32.99	1,507
利島村	利 島 村	2級船	1	7.90	90	
		3級船	17	47.20	2,224	
新島村	にいじま	若 郷	2級船	5	57.80	1,577
			3級船	8	27.27	505
		本 村	2級船	8	87.75	3,648
			3級船	19	51.79	2,014
		式 根 島	2級船	9	83.91	1,775
			3級船	31	58.03	2,169
神津島村	神 津 島	2級船	82	849.04	27,255	
		3級船	36	85.01	2,726	
動力漁船船級別 合計(平均)			2級船	113	1,162.97 (10.29)	35,944 (318.09)
			3級船	236	488.84 (2.07)	19,071 (80.81)
動力漁船合計				349	1,651.81	55,015
官 公 庁 船			1級船	2	306.00	2,963
			2級船	1	19.00	610
			3級船	1	3.87	90

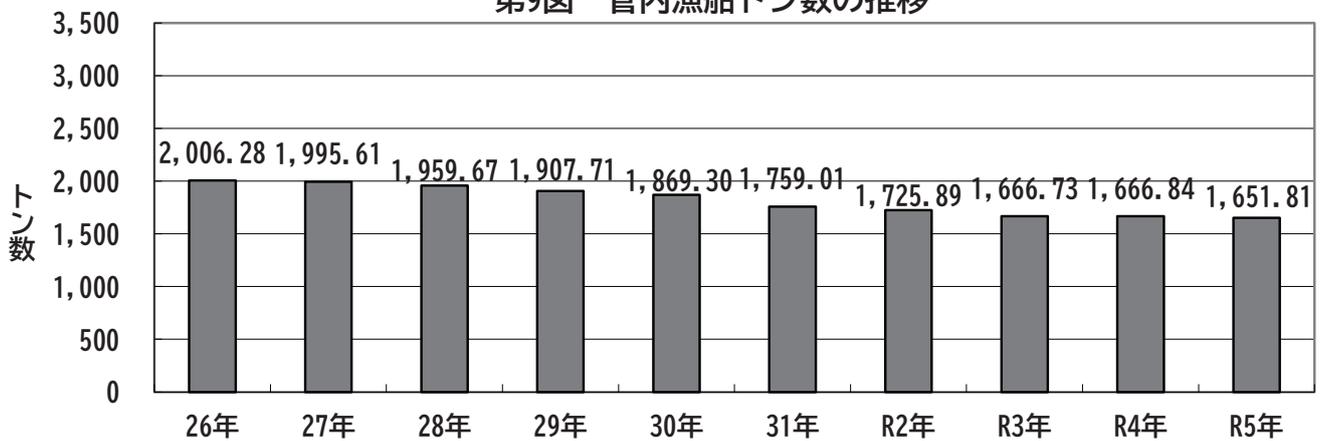
資料：大島支庁調べ

第8図 管内漁船馬力数の推移

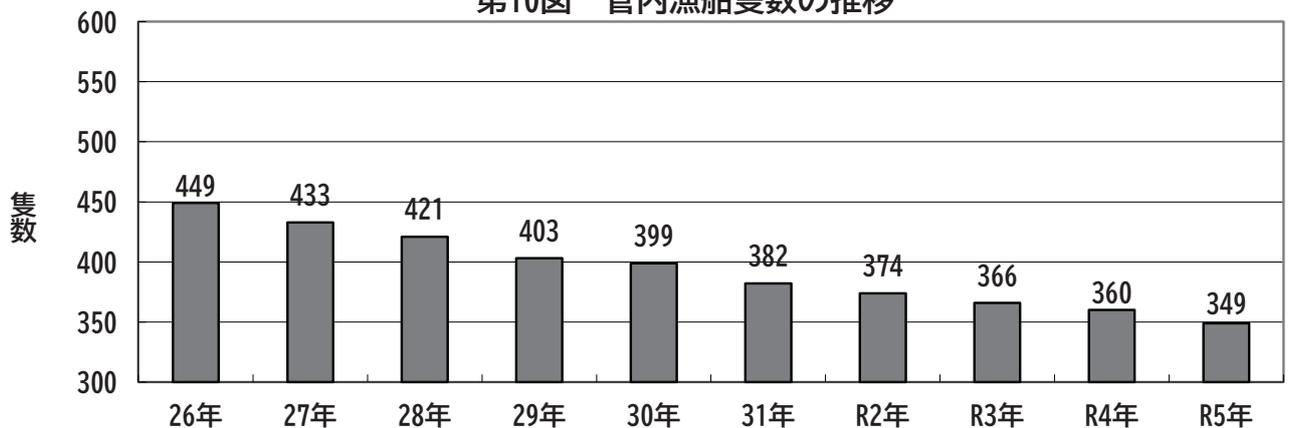


※ 平成14年8月の漁船法改正により、新規登録される漁船の馬力数の単位は、PS表示からkW表示に一部変更となった。

第9図 管内漁船トン数の推移



第10図 管内漁船隻数の推移



資料：大島支庁調べ

(3) 水産経営構造改善事業（水産基本法 平成 13 年 6 月制定 平成 30 年 12 月改正）

沿岸漁業の生産性の向上や漁業の近代化、合理化に対する必要な事業を実施し、水産基本法基本理念である水産物の安定供給の確保と水産業・漁村の健全な発展を実現する。

令和 5 年度事業の実績はない。

(4) 水産物供給基盤整備事業（漁港漁場整備法 昭和 25 年 5 月制定 平成 30 年 12 月改正）

水産業の健全な発展及び水産物の供給の安定を図るため、沿岸漁場の開発を総合的かつ計画的に行い、水産動植物を育成し、生産力の増強と供給の増加を図る。

第 40 表 水産物供給基盤整備事業 実施状況

(単位：円)

施設名	施工場所	事業実施主体	事業内容	確定額（支払額）		
				事業費	国費	都費
令和 5 年度実績なし				—	—	—

(5) 島しょ漁業振興施設整備事業

島しょ漁業の振興を図ることを目的として、生産基盤整備・流通等改善施設整備・漁村環境整備等の事業を実施し、生産環境の整備を積極的に進め、漁家経営の安定向上と地域の活性化を図る。

第41表 島しょ漁業振興施設整備事業 実施状況

(単位：円)

施工場所	施設名	事業実施主体	事業内容	確定額（支払額）		
				事業費	都補助金額	地元負担
大島町	水産物展示販売施設（海市場）	大島町	冷凍冷蔵設備機器更新工事	12,595,000	9,446,000	3,149,000
大島町	出荷運搬等車両	伊豆大島漁協	搬入搬出作業用フォークリフト 1台	2,136,000	1,602,000	534,000
利島村	冷風乾燥機	利島村漁協	冷風乾燥機一式入替工事	16,380,000	12,285,000	4,095,000
新島村	新島村水産加工施設	新島村	冷風除湿乾燥機改修工事	83,908,000	62,931,000	20,977,000
神津島村	水産物展示販売施設	神津島村	冷凍ショーケース等改修工事設計一式	713,900	535,000	178,900
神津島村	製氷設備	神津島漁協	製氷設備入替工事	13,700,000	10,275,000	3,425,000
神津島村	つきいそ（再生RC）	神津島村	つきいそ（再生RC）24基	30,580,000	22,935,000	7,645,000

(6) 漁業近代化資金（利子補給）

漁業者等の資金装備の高度化及び経営の近代化に資するため、融資機関が当該漁業者に対して貸し付ける資金に対し、利子補給制度が実施されている。

第42表 漁業近代化資金融資事業

令和5年度（単位：千円）

組合名	種別	漁船資金			漁業特別 対策資金	合計
		漁船建造	漁船購入	漁船機器購入		
大島町	伊豆大島					
	元町					
	小計					
利島村					2,000	2,000
新島村	にいじま				10,000	10,000
	水産加工					
	小計					
神津島			27,500	70,150	6,300	103,950
合計			27,500	70,150	18,300	115,950

資料：大島支庁調べ

(7) 沿岸漁業改善資金

沿岸漁業従事者が沿岸漁業の経営並びに近代的な漁業技術、漁ろう安全の確保等のための設備を導入することを目的として、無利息で資金を融資する制度が実施されている。令和5年度事業の実績はない。

(8) 水産業協同組合

管内の組合数は、漁業協同組合が5、水産加工業協同組合が1である。これらの組合は、経営基盤の脆弱性や漁業生産の減少等により、厳しい組合経営を強いられているところが多い。

組合員の生活安定・向上、組合経営の健全化を図るために、その地域の実情に応じた効果的な組合経営ができるよう、今後も経営強化指導を推進する。

第43表 水産業協同組合の状況

町村名	組合名	正組合員数	准組合員数	組合員計	理事数	職員数	決算日	設立年月日
大島町	伊豆大島	121	940	1,061	6	6	3.31	H15. 7. 1
	元町	50	244	294	6	0	12.31	S25. 3.31
	小計	171	1,184	1,355	12	6	-	-
利島村	利島村	26	31	57	5	2	12.31	S26. 5. 4
新島村	にいじま	54	449	503	6	4	12.31	H14. 7. 1
神津島村	神津島	160	170	330	7	14	12.31	S24. 9.16
計		411	1,834	2,245	30	26	-	-
新島水産加工		16		16	5	0	12.31	S24. 8. 4

資料：大島支庁調べ  
令和5事業年度業務報告書より

## (9) 漁業調整

## ア 免許漁業

管内に免許された共同漁業権は、大島は共第1～2号、利島では共第3～4号、新島地区（新島、若郷、式根島）は共5～8号と13号、神津島では共第9～14号の免許漁業がある。

現免許の免許期間は令和5年9月1日～令和15年8月31日である。

第44表 管内における共同漁業権

免許番号	免許の種類	権利者 (漁協名)	漁場の位置	漁業の名称
共第1号	第1種	伊豆大島、元町漁協	大島町地先距岸1,500m以内の区域	いせえび、とこぶし、さぎえ、あわび、くぼがい、ばていら、てんぐさ、いわのり、はばのり、とさかのり、なまこ
共第2号	第2種	〃	〃	いさき寄網、たかべ刺網、いそ魚底刺網
共第3号	第1種	利島村漁協	利島村地先距岸1,200m以内の区域	いせえび、とこぶし、さぎえ、あわび、くぼがい、ばていら、てんぐさ、いわのり、はばのり、とさかのり、なまこ
共第4号	第2種	利島村漁協 にいじま漁協入漁権	〃	たかべ建切網、たかべ刺網、いさき寄網、いそ魚底刺網
共第5号	第1種	にいじま漁協	鵜渡根島地先距岸1,000m以内の区域	いせえび、とこぶし、さぎえ、あわび、くぼがい、ばていら、てんぐさ、いわのり、はばのり、とさかのり、なまこ
共第6号	第2種	にいじま漁協 利島村漁協入漁権	〃	たかべ建切網、たかべ刺網、いさき寄網、いそ魚底刺網
共第7号	第1種	にいじま漁協	新島、式根島及び地内島地先距岸2,000m以内の区域	いせえび、とこぶし、さぎえ、あわび、くぼがい、ばていら、てんぐさ、いわのり、はばのり、とさかのり、なまこ
共第8号	第2種	〃	〃	たかべ建切網、たかべ刺網、いさき寄網、いそ魚底刺網
共第9号	第1種	神津島漁協	神津島及び祇苗島地先距岸2,000m以内の区域	いせえび、とこぶし、さぎえ、あわび、くぼがい、ばていら、ひろせがい、てんぐさ、いわのり、はばのり、とさかのり、ひろめ、なまこ
共第10号	第2種	〃	〃	たかべ建切網、たかべ刺網、いそ魚底刺網
共第11号	第1種	〃	恩馳島地先距岸2,000m以内の区域	いせえび、とこぶし、さぎえ、あわび、くぼがい、ばていら、ひろせがい、てんぐさ、いわのり、はばのり、とさかのり、ひろめ、なまこ
共第12号	第2種	〃	〃	たかべ建切網、たかべ刺網、いそ魚底刺網
共第13号	第1種	神津島漁協 にいじま漁協	銭洲地先距岸2,000m以内の区域	いせえび、とこぶし、てんぐさ、いわのり、はばのり、とさかのり、なまこ
共第14号	第2種	神津島漁協	〃	たかべ建切網、たかべ刺網、いさき寄網、いそ魚底刺網

イ 知事許可漁業及び東京海区漁業調整委員会承認漁業

海面の円滑な利用や水産資源の保護培養等を目的とし、知事許可漁業や東京海区漁業調整委員会承認漁業が定められている。

第45表 漁業種類別許可・承認件数

(令和5年度実績)

町村名	漁協名	許可漁業					委員会承認漁業					
		中型まき網漁業	あじ・さば棒受け網漁業	底立てはえ縄漁業	とびうお流し刺し網漁業	潜水器漁業	その他の漁業	はご釣り漁業	いか釣り漁業	火光利用とびうお漁業	浮きはえ縄漁業	かにかご漁業
大島町	伊豆大島漁協						17	3				
	元町漁協				1		1	1				
利島村	利島村漁協					14	3	1	2			
新島村	にいじま漁協	3				7	4	12	18	7	3	
神津島村	神津島漁協	1		1	2		1	68	71	6	2	
計		4	0	1	3	21	6	32	91	80	6	5

資料：大島支庁調べ

- ※1 はご釣り漁業は令和6年3月～令和7年2月の承認数
- ※2 いか釣り漁業は令和6年2月～令和6年8月の承認数
- ※3 火光利用とびうお漁業は令和6年2～12月の承認数
- ※4 浮きはえ縄漁業は令和5年6～12月及び令和6年1～5月漁期の承認数の合計

(10) 栽培漁業

生態系の維持・水域環境の保全を図りながら、漁業生産量の増大と漁業経営の安定をめざすためには、計画的な漁場整備に加えて減少した資源そのものを増大する必要がある。

このため、栽培漁業を導入し、資源及び漁場の適切な管理の下に計画的生産体制を確立する。現在、栽培漁業センターにおいてアワビ（メガイ・クロアワビ）、トコブシ（フクトコブシ）、サザエの種苗生産を行っているが、今後、対象魚種を増やし栽培漁業の一層の推進を図っていく。

第46表 種苗配布実績

単位：千個

年度 対象種	令和2年度実績			令和3年度実績			令和4年度実績			令和5年度実績		
	アワビ	トコブシ	サザエ	アワビ	トコブシ	サザエ	アワビ	トコブシ	サザエ	アワビ	トコブシ	サザエ
配布 団体 単価	22円	17.8円	7.1円	22円	17.8円	7.1円	22円	17.8円	7.1円	22円	17.8円	7.1円
伊豆大島漁協	25	25	30	30	30	40	30	30	40	30	30	40
元町漁協	10	40	10	10	40	10	10	40	10	10	40	10
大島町												
大島地区計	35	65	40	40	70	50	40	70	50	40	70	50
利島村漁協	27		90	27	0	90	27	0	90	27	0	90
新島村	30	30	90	10	10	60			15			15
にいじま漁協			60			60			60			60
新島地区計	30	30	150	10	10	120	0	0	75	0	0	75
神津島漁協	49	45	62.5	35	30	45	30	25	40	20	20	30
合計	141	140	342.5	112	110	305	97	95	255	87	90	245

資料：大島支庁調べ

(11) ミサイル試射に伴う漁業損失補償

新島南方海域において実施する自衛隊のミサイル試射により、漁船の操業が制限されるため、制限期間内の漁獲損失を政府が補償する。

第47表 対象漁協

令和5年度

町村名	漁業協同組合 (地区名)	補償人数
大島町	伊豆大島(泉津・岡田)	10人
	伊豆大島(野増・差木地・波浮港)	8人
	元町	2人
利島村	利島村	0人
新島村	にいじま(若郷)	10人
	にいじま(本村)	9人
	にいじま(式根島)	12人
神津島村	神津島	65人
合計		116人

資料：北関東防衛局調べ

# 第 4 土 木



## 1 土木の概要

伊豆諸島地域は、昭和28年に制定された離島振興法による離島振興対策実施地域の指定を受けており、同法に基づく東京都離島振興計画を踏まえ、道路・砂防・海岸保全・公園施設などの基盤整備を実施している。

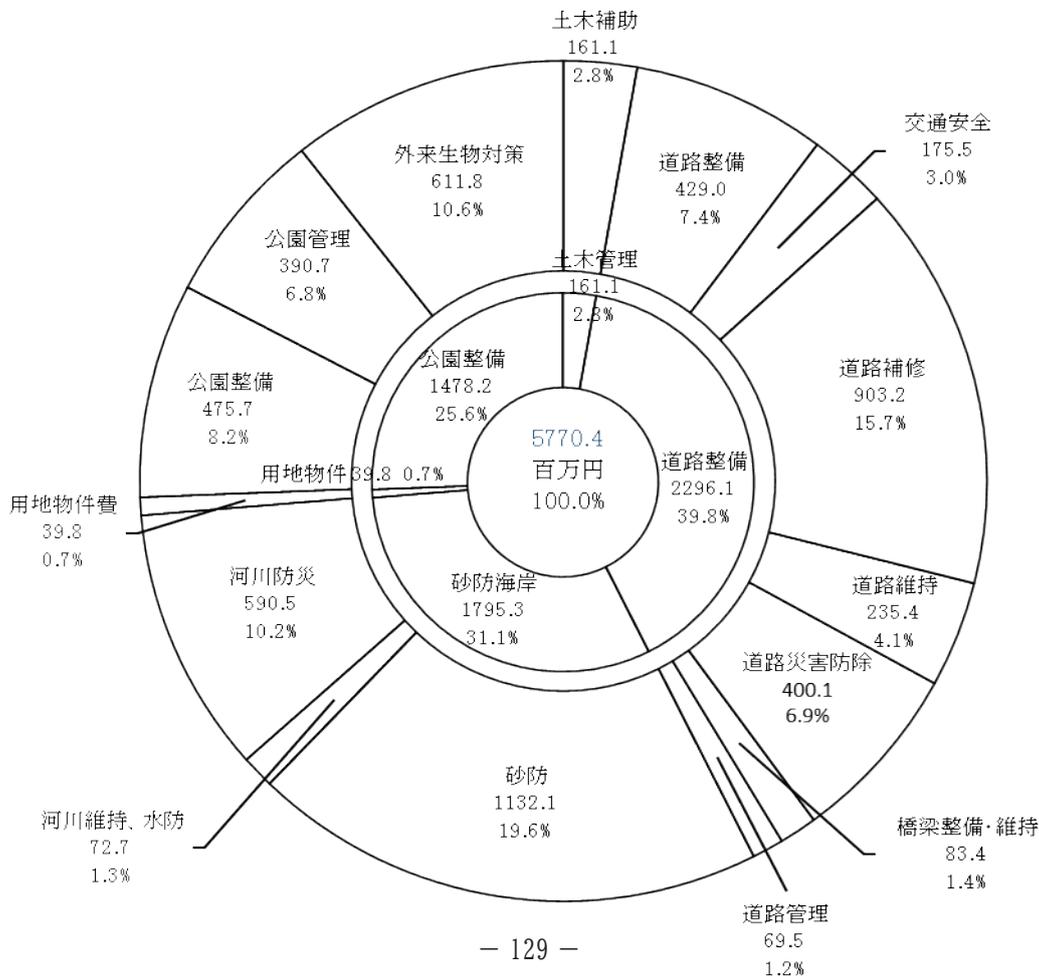
これらの公共施設の整備は、地域の産業・経済・文化活動の振興、住民生活の安定、福祉の向上はもとより、各島の自立的発展へ向けた島づくりに重要な役割を果たしている。

管内地域は、富士火山帯の一部であり、活発な地震や火山活動により災害に見舞われることが多い。近年における昭和61年11月の伊豆大島噴火では、活動火山対策特別措置法に基づく避難施設緊急整備事業を含む大島町復興対策事業実施計画が策定され、これに基づく災害復旧事業、安全対策事業（避難道整備）などを実施し、平成2年をもって全事業を終了した。また、平成12年7月に発生した新島・神津島近海地震災害においては、新島・式根島・神津島で大規模な斜面崩落や都道の寸断、砂防施設崩壊など多大な被害が生じたが、平成15年度をもって災害復旧事業は完了した。

なお、平成25年10月の台風26号接近に伴う記録的な豪雨においては、大島に大規模な土砂災害が発生し、甚大な被害となった。このため、平成25年12月及び平成26年4月より組織を増強して、迅速かつ着実な対策に努めている。また、令和元年9月の台風15号により、暴風や倒木で電柱倒壊や電線類損傷、停電が発生し、島しょ部での無電柱化を推進することとなったことを受け、管内の無電柱化事業を迅速に進めていく。

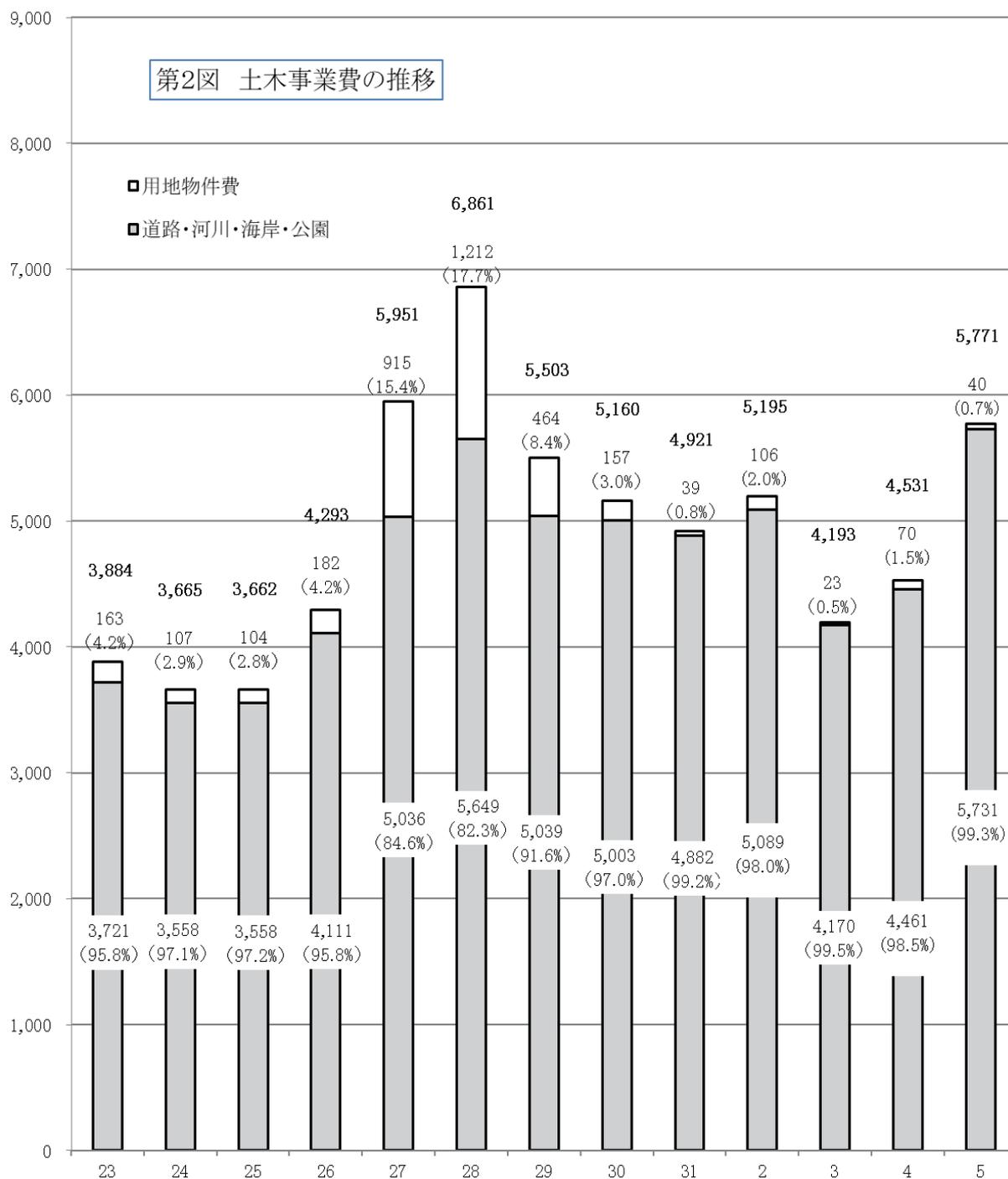
このほか、都立大島公園の管理と施設整備、国立公園の保護と利用、建築、屋外広告物取締、管内町村の土木補助事業事務等を行っている。

第1図 令和5年度事業費目別実績



令和5年度における土木関係事業費の総額は、57億7,038万円でその事業別内訳は第1図のとおりである。また、過去の推移は第2図に示している。

単位（百万円・5年度）



## 2 道 路

道路は、自動車交通を確保する必要不可欠な施設であり、島民の日常生活を支え、観光をはじめ各種産業の振興・育成を図るとともに、さらには緊急時の避難路や物資の輸送ルートとなるなど重要な役割を果たしている。

都道はこれら道路の骨格をなすものであり、島の玄関である港湾、空港及び集落間等を連絡する幹線道路である。

### (1) 現 況

管内における都道は、8路線総延長 100.6km であり、大島には、大島公園線（都道 207号）・大島循環線（都道 208号）・川の道岡田港線（都道 209号）・下地波浮港線（都道 210号）の4路線がある。利島には、利島環状線（都道 228号）、新島には、若郷新島港線（都道 211号）、式根島には式根島循環線（都道 237号）、そして神津島には、神戸山多幸線（都道 224号）の各1路線がある。

### (2) 道路整備

島特有の地整条件により、急カーブや急勾配、すれちがいが困難な狭隘な箇所、海側路肩のもろい箇所や山側のり面の崩壊のおそれのある箇所が多い。

このため、自然災害に強い防災機能の向上や、車両が相互に通行できる円滑な交通と利便性を確保するため、道路拡幅や線形改良、複数ルートを確保する代替路の整備などを計画的に進めている。また、集落内など歩行者の多い区間については歩道整備を進めている。

なお、整備にあたっては、自然環境との調和、観光資源や景観の保全に努めている。

### (3) 道路の管理及び維持補修

#### ① 道路の管理

島しょ地区においても、近年は自動車交通量の増加や住民意識の向上により、道路管理者に対する要求が多様化すると同時に増大してきている。

道路管理の目的は、道路が常時適正な状態で使用されるよう管理することであり、道路への工作物や物件の設置に伴う占用許可、道路の不正使用に対する道路監察業務のほか、道路区域や道路施設等を明確にするため道路台帳の作成・境界立会いなどを行っている。

#### ② 道路の維持・補修

道路の維持・補修は、道路機能の保持が目的であり交通に支障を及ぼさないよう常に良好な状態に保ち、安全で円滑な通行を確保するために行うものである。このため、維持事業として、道路構造物や街路灯の修繕、道路清掃、街路樹の剪定、補修事業では、舗装面の打換えによる路面の更新や排水施設の改良、また、災害防除事業として、現場打法砕工、落石防止網や防止柵の設置を行っているほか、道路環境整備の一環としての緑化工事等も実施している。

### ③ 交通安全施設

交通事故を防止し、併せて交通の円滑化を図るため、観光施設などへのアクセスを配慮した歩道整備を進めるとともに、路肩の弱い箇所や見通しの悪い箇所の改良工事のほか、道路照明、防護柵、道路標識、区画線などの交通安全施設の整備を進めている。

また、道路は、まちづくりの要をなす基本的な施設であるとともに、人びとの生活の場であり交流の場でもある。このため、うるおいと親しみのあるまちづくりの一環として、第2表のとおり、通称道路名が設定されている。

### (4) 無電柱化

都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保及び良好な都市景観の創出を図るため、道路上の電線類を地中化し、電柱を撤去する無電柱化を進めている。

2030年代までに整備する都道等の具体的な箇所などを示した「東京都島しょ地域無電柱化整備計画」に基づき、激甚化する台風等の自然災害に対しても停電・通信障害が発生しない島しょ地域の実現に向けて、町村や電線管理者等と連携しながら、無電柱化を推進している。

また、島しょ地域における「電柱のない島」の実現に向け、先行整備する島として選定した利島及び御蔵島を対象とし、整備計画などを示した「利島・御蔵島無電柱化整備計画～電柱のない島に向けて～」を策定し、激甚化する台風等の自然災害に対しても停電・通信障害が発生しない島しょ地域の実現に向けて、電線管理者等と連携しながら、無電柱化を推進している。

第1表 都道の現況

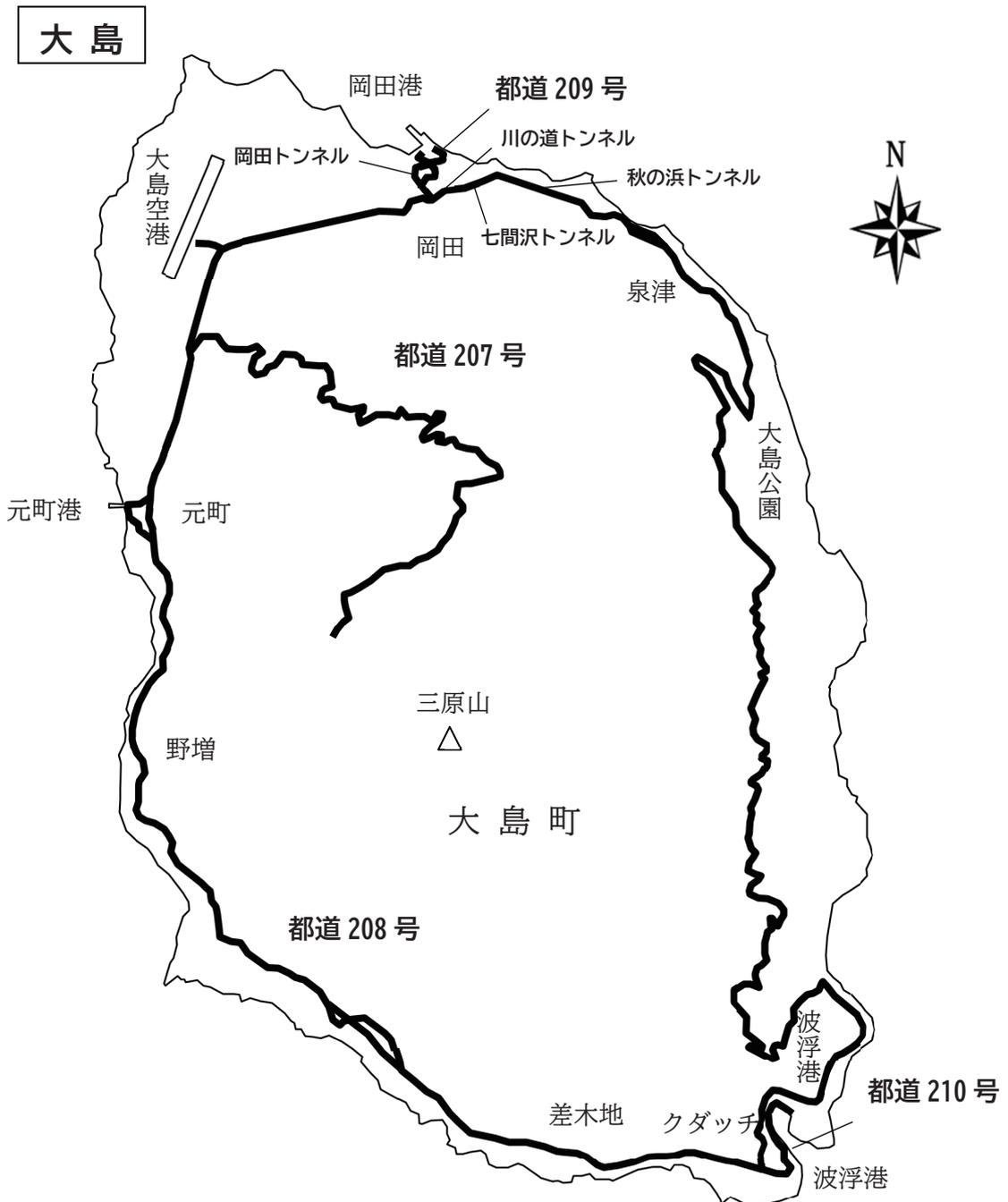
(令和6年4月1日現在)

区分 町村	路線名 (整理番号)	区 間	現 道			規格改良 延長 (m)	規格 改良 率 (%)	歩道設置 延長 (m)	歩 道 率 (%)	舗 装 率 (%)	摘 要
			延長 (m)	平 均 幅 員 (m)	道 面 積 (㎡)						
大 島 町	大島公園線 (都道207号)	自 至	大島町元町 元町港	13,738	8.3	114,732	100.0	2,175	15.8	100.0	
	大島循環線 (都道208号)	自 至	大島町元町 大島公園線交点 大島町元町一丁目 大島公園線交点	43,293	9.7	418,760	100.0	12,514	28.9	100.0	
	川の道岡田港線 (都道209号)	自 至	大島町岡田 大島循環線交点 岡田港	1,773	14.1	25,101	100.0	1,396	78.7	100.0	
	下地波浮港線 (都道210号)	自 至	大島町差木地 大島循環線交点 波浮港	1,522	7.9	12,040	100.0	715	47.0	100.0	
利島村	計		60,326		570,633	100.0	16,800	27.8	100.0		
新 島 村	利島環状線 (都道228号)	自 至	利島港 利島村	8,803	6.7	58,934	99.0	0	0.0	100.0	
	若郷新島港線 (都道211号)	自 至	新島村若郷 新島港	11,778	11.4	133,897	100.0	3,306	28.1	100.0	
	式根島循環線 (都道237号)	自 至	新島村式根島 新島村式根島	4,630	7.2	33,464	100.0	50	1.1	100.0	
神津島村	計		16,408		167,361	100.0	3,356	20.5	100.0		
神津島村	神戸山多幸線 (都道224号)	自 至	神津島村字神戸山 神津島村字榎木が沢	15,089	10.6	159,662	100.0	2,716	18.0	100.0	
	合 計			100,626		956,590	99.9	22,872	22.7	100.0	

第2表 通称道路設定一覧

通称名	起点	終点
大島一周道路 (都道207号の一部、208号)	大島町元町元町港	大島町元町
三原山登山道路 (都道207号の一部)	大島町元町	大島町湯場
利島一周道路(都道228号の一部)	利島村	利島村
新島本道(都道211号)	新島本村若郷	新島本村新町
式根本道(都道237号の一部)	新島本村泊	新島本村式根ヶ沢
神津本道(都道224号の一部)	神津島村長浜	神津島村多幸

第3図 管内都道図



第3図 管内都道図

利島



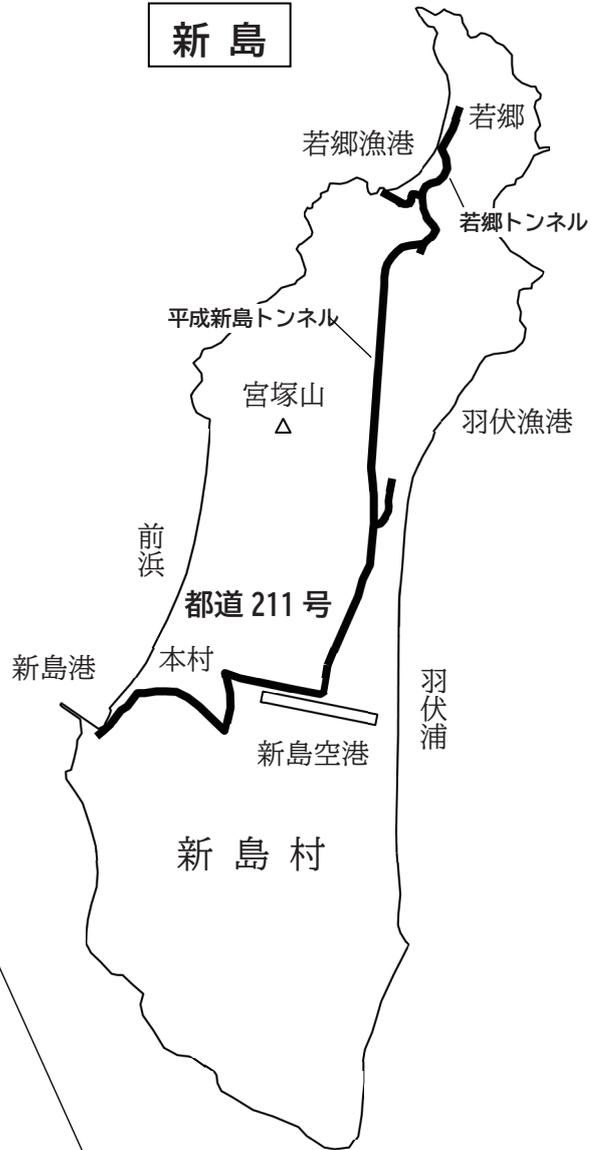
式根島



神津島

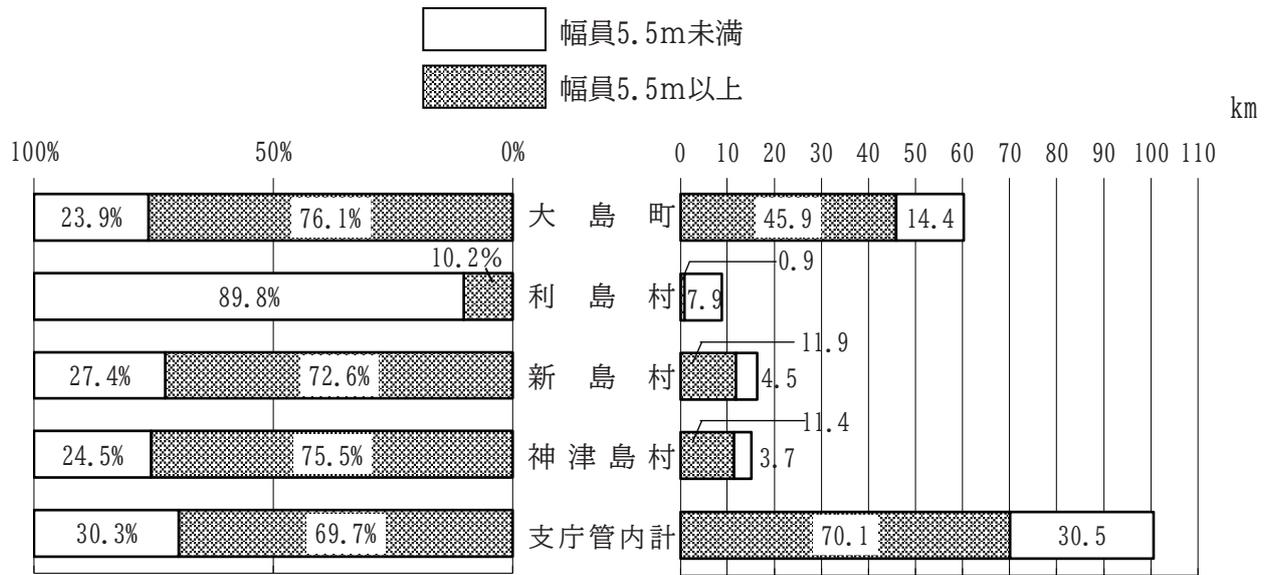


新島



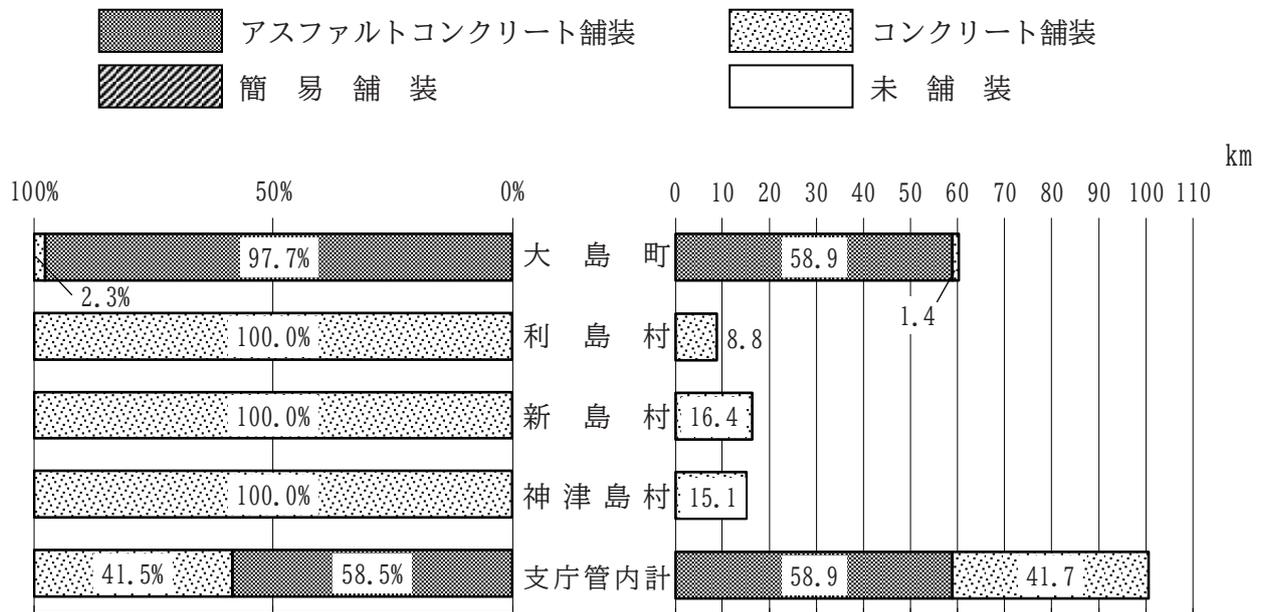
第4図 幅員（車道）別都道現況

(令和6年4月1日現在)



第5図 舗装種別都道現況

(令和6年4月1日現在)



第3-1表 橋梁の現況

(令和6年4月1日現在)

名称	整理番号	架設位置	橋長 m	幅員 m	面積 ㎡	架設年月	摘要
つばき 橋	207	大島町元町	8.7	車道 11.0 歩道 2×2.5=5.0	146.2	昭和34年11月 昭和58年3月	鉄筋コンクリート橋 拡幅
もと 元町橋	208	大島町元町	16.4	車道 9.0 歩道 3.6×2=7.2	278.8	令和3年7月	PCコンクリート橋
ち 地の岡橋	208	大島町元町	10.6	車道 7.0 歩道 5.0	127.2	昭和62年3月	ボックスカルバート橋
おく 奥山橋	208	大島町泉津	24.9	車道 8.0 歩道 3.0	298.7	昭和63年11月	PCコンクリート橋
ふく 福重橋	208	大島町泉津	8.4	5.45	51.7	昭和36年3月	ボックスカルバート橋
せい 聖地橋	208	大島町泉津	22.2	3.6	94.6	昭和10年3月	ボックスカルバート橋 (12t制限橋)
しん 新聖地橋	208	大島町泉津	22.8	6.6	177.8	昭和48年3月	PCコンクリート橋
せん 泉津橋	208	大島町岡田	140.0	車道 7.0 歩道 3.0	1,540.0	平成8年3月	中路式鋼ローゼ橋
おか 岡田橋	208	大島町岡田	175.0	車道 7.0 歩道 3.0	1,925.0	平成11年3月	鋼3径間連続非合成箱桁橋
おお 大滝橋	208	大島町差木地・ 波浮港	65.0	8.7	627.3	平成24年3月	鋼2径間連続非合成箱桁橋
おか 岡田棧道橋	209	大島町岡田	36.0	車道 2.3 歩道 2.98	207.3	平成7年8月	PCコンクリート橋
か かっぱの橋	208	大島町野増	75.0	車道 7.5 歩道 3.0	862.5	平成13年3月	単純上路式トラス桁橋
みや 宮の沢橋	208	大島町野増	58.0	5.5	359.6	昭和37年12月	鋼橋
おお 大宮橋	208	大島町野増	92.0	車道 8.0 歩道 4.0	1,573.2	平成19年2月	単弦ローゼ橋
さ 砂の浜橋	208	大島町野増	50.0	車道 6.75 歩道 2.0	512.5	平成22年11月	単純鋼合成狭小箱桁橋
しん 新延浜橋	208	大島町泉津	14.0	車道 7.0 歩道 2.5	147.0	平成28年4月	RC単純中空床版橋
きよ 清水橋	228	利島村	2.6	3.95	11.9	昭和47年1月	ボックスカルバート橋
く 久田巻橋	211	新島村若郷	8.1	車道 7.5 歩道 2.0	46.6	昭和34年3月	PCコンクリート橋
で 出逢い橋	237	新島村式根島	52.0	7.0	426.4	平成12年3月	鋼2径間連続非合成箱桁橋
な 渚橋	224	神津島村	24.0	車道 6.5 歩道 1.5	199.2	平成9年12月	PCコンクリート橋
てん 天上橋	224	神津島村	34.1	4.0	228.5	平成27年2月	PCコンクリート橋
む 無名一号橋	224	神津島村	3.7	車道 6.0 歩道 1.4+1.9=3.3	37.7	昭和4年	ボックスカルバート橋

第3-2表 トンネルの現況

(令和6年4月1日現在)

名称	整理番号	設置位置	トンネル延長 m	幅員 m	竣工年月日	摘要
岡田トンネル	209	大島町岡田	481.0	8.5	平成2年5月8日	ナトム工法
秋の浜トンネル	208	大島町泉津	428.0	10.0	平成9年4月24日	〃
七間沢トンネル	208	大島町岡田	60.0	10.0	平成11年5月12日	〃
川の道トンネル	208	〃	192.0	10.0	平成14年3月30日	〃
若郷トンネル	211	新島村若郷	413.0	9.25	平成15年12月18日	〃
平成新島トンネル	211	新島村字檜山	2,878.0	8.0	平成16年3月31日	〃

第4表 道路占用許可申請件数

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
占 用	47	65	64	52	77	75	52	53	43
掘 き く	0	0	1	0	0	0	0	0	0
自 費 工 事	4	7	7	4	5	4	6	5	2
除 去 ・ 廃 止	2	1	1	1	0	1	4	1	0
計	53	73	73	57	82	80	62	59	45

第5表 道路工事施工状況

令和5年度 (単位：千円)

町村名	事業 (都道番号)	工事内容	工事費
大島町	道路整備 (都208)	改良・舗装	413,963
	// (都208)	調査委託	61,999
	交通安全施設整備 (都207、208)	工事	52,595
	// (都208、210)	委託	68,199
	橋梁整備費 (都208)	工事	58,488
	橋梁整備費 (都208)	委託	0
	橋梁維持 (都208)	工事	0
	// (都208)	委託	280
	道路補修 (都208、210)	工事	551,378
	// (都207、208、209)	委託	20,162
	道路災害防除 (都207、208、210)	工事	235,891
	// (都207、208、209)	委託	15,390
	道路維持 (都207、208、209)	工事	24,063
	// (都207、208、209、210)	委託	80,534
	計		1,582,942
利島村	道路整備 (都228)	調査委託	50,959
	橋梁整備費 (都228)	工事	0
	// (都228)	委託	0
	橋梁維持 (都228)	工事	0
	// (都228)	委託	0
	道路補修 (都228)	工事	0
	// (都228)	委託	0
	道路災害防除 (都228)	工事	8,710
	// (都228)	委託	1,800
	道路維持 (都228)	工事	2,519
	// (都228)	委託	19,315
	計		83,303

第5表 道路工事施工状況(つづき)

令和5年度 (単位：千円)

町村名	事業 (都道番号)	工事内容	工事費
新島村	交通安全施設整備 (都211)	工事	21,854
	// (都211)	委託	2,717
	橋梁整備費 (都237)	工事	24,600
	道路補修 (都211)	工事	0
	// (都237)	委託	9,590
	道路災害防除 (都211)	工事	62,900
	// (都211)	委託	17,036
	道路維持 (都211、237)	工事	4,709
	// (都211、237)	委託	33,587
		計	
神津島村	道路整備 (都224)	工事	2,500
	// (都224)	調査委託	22,823
	交通安全施設整備 (都224)	歩道設置等	2,654
	// (都224)	調査委託	61,973
	橋梁維持 (都224)	工事	0
	// (都224)	委託	0
	道路補修 (都224)	工事	71,145
	// (都224)	委託	0
	道路災害防除 (都224)	工事	15,342
	// (都224)	委託	33,840
	道路維持 (都224)	工事	12,131
	// (都224)	委託	29,085
	計		251,493
計			2,094,731

### 3 河川・海岸

#### (1) 河 川

管内各島の河川は、急峻な地形のため延長が短く勾配が急である。また、地層は保水性がないため平常時は水の流れはなく、降雨時のみ一時的に出水する沢の形態をなしている。したがって、管内の河川には一・二級河川はなく、都が管理する砂防指定河川 26 河川と町村長が管理する準用河川及び普通河川となっている。

管内諸島は、年間降水量（平年値）が 2858.9mm（大島）と我が国でも有数の多雨域であり、台風や低気圧の影響による集中豪雨も多い。また、各島の地質は、玄武岩、流紋岩等の火山礫・砂で形成されているため非常に風化しやすく、河川上流では山腹の崩壊が頻繁に発生している。このため、過去には土石流により流域の人家、農地、道路さらに漁場等に多大な被害を及ぼしてきた。

これらの被害を未然に防止するため、砂防指定地を第 6 表のとおり指定して、堰堤・流路などを整備し、土砂の発生や流出を防止し、河川形状の安定化を図る砂防事業を実施している。

昭和 61 年 11 月の大島三原山の噴火を契機に、平成元年に「火山砂防事業」を創設、平成 2 年度には既存事業と統合した「伊豆大島総合溶岩流対策事業」を、平成 28 年度には計画を改定し「伊豆大島火山砂防事業」として事業を継続しており、現在大島では大金沢、滝川沢、大清水沢ほかで事業実施中である。

これらの砂防事業については、単に土砂礫の流出防止だけでなく自然環境の保全に努め、関連事業との調和を図り、地域の特性を生かしたものを計画している。

また、急峻ながけ地に隣接した地域には、地元の要望を受け「急傾斜地崩壊危険区域」を第 7 表のとおり指定し、がけ崩れによる災害から住民の生命財産を守るため「急傾斜地崩壊防止工事」及び既存施設の補修工事を実施している。現在、支庁管内では、12 か所が危険区域に指定されている。

平成 25 年 10 月の台風 26 号の接近により、特に元町地区においては、記録的な豪雨が短時間に集中し、かつ崩壊後も継続したことにより大規模な土石流が発生した。大金沢、長沢、八重沢では既存の砂防施設で土砂や流木を捕捉したものの、大金沢の左支川より発生した大量の土砂と流木が低い尾根を乗り越え市街地を襲ったことにより被害を大きくした。現在、支庁では、平成 26 年 3 月にとりまとめた「伊豆大島土砂災害対策検討委員会」報告に基づき、短期対策を平成 28 年度に完了し、平成 29 年度より中長期対策を進めている。

また、ソフト対策として土砂災害防止法に基づく、土砂災害警戒区域・特別警戒区域を第 9 表のとおり指定しており、これまで大島町（平成 27 年 6 月）、利島村（平成 29 年 1 月）、新島村（平成 29 年 8 月 28 日）、神津島（平成 30 年 10 月 5 日）で指定が完了し、管内全域で指定が完了した。

第6表 砂防指定河川の現況

(令和6年4月1日現在)

町村名	溪流名	面積 ha	指定年月日	工種	計画	施工	備考
大 島 町	岡田沢	0.68	平23.10.21	堰堤工	2基	1基	概成
	沢立沢	6.15	令和5.7.20	堆積工	2基	1基事業中	事業中
	北の山川	3.24	平23.11.1	堆積工	2基	1基	概成
				堰堤工	2基	—	
	地の岡沢	21.68	昭54.7.9 平17.4.26 (追加) 平20.5.27 (追加) 平22.9.24 (追加)	流路工	2,450m	2,450m	概成
				堰堤工等	20基	17基	
	大清水沢	1.70	令3.10.15	堰堤工	3基	1基事業中	事業中
				導流堤	1基	—	未着手
	小清水沢	3.00	令4.5.18	堰堤工	3基	1基事業中	事業中
	長沢ごりんの 沢	22.14	昭34.12.25 昭63.3.18 平10.7.16 平14.3.14 平19.5.22 平21.1.9 (追加) 平22.6.15 (追加) 平24.3.15 (追加) 平25.12.2 (追加)	流路工	2,756.0m	2,217.2m	概成
				堰堤工	11基	5基	
				堆積工	3基	3基	
	大金沢	42.17	昭34.12.25 平4.7.24 平10.11.18 平21.1.9 (追加) 平27.7.8 (追加) 平29.5.10 (追加)	流路工	997.2m	997.2m	完了
				堰堤工	3基	1基事業中	事業中
				堆積工	2基	2基	完了
				流路工	662.0m	662.0m	完了
				山腹工 (斜面安定化工)	21,424㎡	21,424㎡	左支川 (短期対策完了)
				山腹工 (表面浸食防止工)	8,733m	8,733m	左支川 (短期対策完了)
				導流堤	2基	2基	(短期対策完了)
八重沢	4.41	平6.1.21 平16.9.16 平20.5.27	堆積工	1基	1基	概成	
			堰堤工	3基	2基		
佐久川	0.65	平30.6.7	流路工	221m	0m	未着手	
			堰堤工	6基	1基	事業中	
大宮沢	11.41	平11.7.2 平11.9.21 平14.9.24 平18.11.16 (追加)	溶岩導流堤	1,000.0m	1000.0m	完了	
滝川沢	2.84	平27.12.24	堰堤工	6基	1基事業中	事業中	
差木地沢	3.55	平27.12.24 平28.9.7 (追加) 令2.9.30 (追加)	堆積工	1基	1基	概成	
			堰堤工	10基	2基		
五郎川	4.96	昭42.3.31	流路工	1,200.0m	—	概成	
			堰堤工	4基	3基		
新 島 村	渡浮根沢	1.58	平3.3.15 平30.10.19 (追加)	流路工	80.0m	—	事業中
				堰堤工	2基	1基事業中	
	渡世沢	1.55	昭44.1.13	流路工	(本流) 166.9m)	166.9m	概成
				流路工	(本流) 380.0m)	82.7m	
	和亜田沢	0.57	昭41.6.24	流路工	1,750.0m	398.1m	概成
				堰堤工	4基	4基	
吉田沢	8.76	昭48.9.7 平13.3.16 (追加)	流路工	388.0m	388.0m	概成	
			堰堤工	6基	5基		

第6表 砂防指定河川の現況 (つづき)

(令和6年4月1日現在)

町村名	溪流名	面積 ha	指定年月日	工種	計画	施工	備考
神津島村	ツヅキ沢	7.49	昭41.8.16	堰堤工	5基	5基	完了
	神津沢	16.06	昭26.9.5 平14.9.24 平27.12.24	流路工	1,205.0m	1,059.4m	概成
				堰堤工	5基	5基	
				法枠工	6,384m	5,164m	
	蛇沢	0.80	昭32.11.13	流路工	200.0m	200.0m	完了
	大の沢	0.49	平14.9.24	堰堤工	1基	1基	〃
				流路工	98.5m	98.5m	〃
	高処沢	0.33	平13.3.16	堰堤工	1基	1基	H12災害 関連で完了
	平たん沢	0.29	平13.3.16	〃	1基	1基	〃
洞沢	0.58	平13.3.16	〃	1基	1基	〃	
カジヤノ沢	0.20	平14.9.24	〃	1基	1基	〃	

第7表 急傾斜地崩壊危険区域の現況

(令和6年4月1日現在)

町村名	区域名	指定年月日	面積 (ha)	工種	計画	施工	備考
大島町	泉津	平11.11.5	0.545	法枠工 他	4,764㎡	4,754㎡	完了
	岡田	平9.1.13 平12.10.17	2.24 0.772	擁壁工	221m	221m	完了
				法枠工	1,650㎡	1,650㎡	
	岡田(2)	平20.9.30	2.87	落石防護柵工	237m	190m	完了
				法枠工	5,122㎡	5,122㎡	
	元町	平28.11.14	0.454	法枠工	892㎡	892㎡	完了
波浮港	平2.3.26	2.77	法枠工	16,000㎡	9,917㎡	完了	
			張コンクリート工	11.54㎡	1,495㎡		
新島村	木戸上	平15.3.19	0.938	法枠工	1,340㎡	1,340㎡	H12災害 関連で完了
	山津山川	平27.8.12	1.148	落石防護柵工	192m	192m	完了
神津島村	七軒町	昭57.3.31	1.35	擁壁工	96.0m	96.0m	完了
				張コンクリート工	27m	27m	
				谷止工	1基	1基	
	上の川	昭60.3.30	1.9	高強度ネット工	4,540㎡	4540㎡	事業中
				擁壁工	140.6m	140.6m	
	上の山	昭62.2.23 平15.3.19追加	1.42	法枠工	1,092.0m	1,092.0m	完了
				谷止工	1基	1基	
	与種	平8.5.22 平15.3.19追加	2.032 6.616	擁壁工	135.0m	126.0m	完了
法枠工				13,380m	12,988m		
宮原	平15.3.19	1.914	切土工	502,600m		完了	
			法枠工	29,070m	22,880m		
宮原	平15.3.19	1.914	法枠工	3,660m	3,660m	完了	

第8表 地すべり防止区域の現況

(令和6年4月1日現在)

町村名	区域名	指定年月日	面積 (ha)	工種	計画	施工	備考
神津島村	大里沢	昭54.3.16	15.70	排水工	444.4m	444.4m	完了
				堰堤工	2基	2基	
				床固工	7基	7基	
				水路工	112.5m	112.5m	
	大六殿・上の川	平14.5.24	7.22	水抜ボーリング工	5,940m	5,940m	H12災害 関連で完了
				法枠工	3,640m	3,640m	
大六殿・上の川	平14.5.24	5.87	法枠工	12,830m	12,830m	完了	

第9表 土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定状況

(令和6年4月1日現在)

市町村	地区名	急傾斜地の崩壊		土石流		地すべり		計	
		警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域
大島町	波浮港	23	21	4	4			27	25
	差木地	85	82	16	14			101	96
	野増	94	92	36	33			130	125
	元町	84	69	19	13			103	82
	岡田	46	42	6	4			52	46
	泉津	113	113	24	24			137	137
	計	445	419	105	92			550	511
利島村		89	76	1				90	76
	計	89	76	1				90	76
新島村	本村	53	47	14	10			67	57
	若郷	31	30	9	7			40	37
	式根島	77	72	2	1			79	73
	計	161	149	25	18			186	167
神津島村		255	203	41	30	2		298	233
	計	255	203	41	30	2		298	233
	合計	950	847	172	140	2		1,124	987

## (2) 海 岸

管内各島の海岸は、一般に崩壊しやすい地層から成っているうえ、全国でも有数の強風地帯という厳しい自然条件もあり、強風荒天時の風雨波浪にさらされて絶えず侵食を受けている。

また、各島とも平坦地が少なく、住民生活の場は主に海岸付近に集まっているため、台風等の高潮や波浪によって、港湾や漁港施設をはじめ集落や農耕地にも大きな被害を受けてきた。

このため、刻々と侵食されている海岸を保全し後背地の住民生活の安全を確保するため、第 10 表のとおり海岸保全区域を指定し、危険度の高い箇所から護岸や人工リーフ等の保全施設を整備している。

新島の和田浜海岸では、平成 31 年度に離岸堤（人工リーフ）の整備が完了した。また、神津島の沢尻・長浜海岸では、CCZ 事業（海辺のふれあいゾーン）の一環として、海洋性レクリエーションにも対応できる多様な海浜機能の整備を図る海岸境整備事業として整備が完了している。

また、平成 29 年の台風など近年の波浪状況により海岸保全施設に被害が発生している。

新島の羽伏浦海岸では、既設の緩傾斜護岸が一部損壊し、令和元年の台風波浪の影響で自然河岸の侵食が拡大した。この緩傾斜護岸の復旧工事に令和 5 年度着手し、自然河岸部の侵食対策についても検討を行っている。

神津島においては、長浜海岸の人工リーフが破損し改修が必要となっているため、令和 6 年度より改修工事に着手する予定である。

さらに、新島の若郷海岸は令和 6 年度に護岸補強工事の完了予定である。今後は施設管理事業として、管内各海岸において予防保全型の補修計画を順次進めていく。

これらの海岸保全事業は、島の自然環境の維持と地域の環境整備を目的とするものであり、他の事業計画との十分な調整を図り計画を進めている。

第10表 海岸保全区域の現況

(令和6年4月1日現在)

町村名	海岸	区 間	保全延長 m	面積 ㎡	工 種	計 画 m	施工延長 m	施工率 %
大島町	湯の浜	野増龍ノ口 ~ 元町392	3,294	391,217	護岸	3,136	452.0	14
					リーフ	170m×2基	340.0	100
	砂の浜	差木地5 ~ 差木地3	1,559	90,148	護岸	1,135	444.0	39
	泉 浜	元町ごりん224 ~ 岡田字新開210	6,412	409,571	護岸	5,414	2479.8	46
	泉 津	泉津1 ~ 泉津秋の浜31	615	45,088	護岸	525	0.0	0
	行 者	泉津ゴゼ川1 ~ 泉津字松山336	2,333	247,998	護岸	1,845	320.0	17
					消波工	394	0.0	0
筆 島	波浮港コウトシ99-1 ~ 波浮港字黒崎	2,305	273,060	護岸	1,987	274.0	13	
				リーフ	145m×2基	290.0	100	
トウシキ	差木地5 ~ 差木地字下原1018	2,254	135,000	消波工	1,201	0.0	0	
利島村	前浜(イ)	1648~369			護岸	719	719.0	100
	前浜(ロ)	1124~1787			護岸	293	10.0	3
	計		1,110	113,380		1,012	729.0	66
新島村	和田浜	字和田浜 ~ 字高尾	1,141	308,650	緩傾斜 護岸	982	92.5	9
					リーフ	750	750.0	100
	間々下浦	字間々下 ~ 字鼻戸崎	1,024	123,434	護岸	1,104	681.2	62
	羽伏浦	字羽伏浦 ~ 字亀ヶ森	5,136	587,527	護岸	1,490	900.0	60
					消波工	3,860	2909.0	75
	淡井浦	大字若郷淡井浦 ~ 字淡井浦	322	31,715	緩傾斜 護岸	356	0.0	0
若 郷	大字若郷 ~ 字前浜	974	40,437	護岸	1,007	723.5	72	
釜 の 下	大字式根島字釜の下	520	38,233	護岸	508	488.0	96	
神津島村	多幸浜	字榎が沢 ~ 字多津	1,926	201,951	護岸	1,934	1764.0	89
	沢尻・長浜	字高嶺 ~ 字神戸山	5,790	874,568	リーフ	628	628.0	100
					緩傾斜 護岸	313	313.0	100
					護岸	3,335	906.0	27
消波工					76	0.0	0	

第11表 砂防海岸工事施工状況

令和5年度確定額（単位：千円）

町村別	施工場所	事業種別	工事内容	施工量	工事費
大島町	大清水沢	火山砂防	1号堰堤工		119,477
	佐久川	火山砂防	用地測量、環境調査		15,265
	小清水沢	火山砂防	1号堰堤工		44,900
	大金沢	火山砂防	1号堰堤工 事業認定基礎資料作成		31,885
	//	火山砂防	3号堰堤工	堰堤工の一部	84,200
	野増第二沢（仮称）	火山砂防	1号堰堤工 詳細設計、用地測量		7,920
	//	火山砂防	2号堰堤工 予備設計、詳細設計、地質調査		26,997
	間伏第一沢（仮称）	火山砂防	1号堰堤工 予備設計、地形測量、地質調査		5,500
	滝川沢	火山砂防	1号堰堤工	堰堤工の一部	222,583
	差木地沢	火山砂防	2号堆積工	堆積工の一部	150,405
	//	火山砂防	3号堰堤工	堰堤工の一部	132,122
	大島町全域	河川防災	砂防堰堤除石工・除石計画策定 長沢、差木地沢、岡田沢	除石工	79,790
	大島町全域	火山噴火 緊急減災対策	仮設ブロック製作工 仮設ブロック堰堤委託	ブロック製作 300個 成果品整理委託	28,318
	大島町全域	火山噴火監視 カメラ	監視カメラ設置工事	3基	5,247
	大島町全域	火山砂防	事業用地管理工事、測量		3,191
	砂の浜海岸	河川防災	直立護岸、根固め工、表法被覆工 根固め工、表法被覆工、重力式擁 壁工		34,792
	泉浜海岸	河川防災	予防保全型補修予備設計		5,500
	大島町全域	河川維持	砂防指定地の除草		6,563
	//	河川維持	管理施設維持補修		7,960
	大島町海岸全域	河川維持	海岸漂着物回収処理		1,954
	計				1,014,569

第11表 砂防海岸工事施工状況（つづき）

令和5年度確定額（単位：千円）

町村別	施工場所	事業種別	工事内容	施工量	工事費
利島村	前浜海岸	河川防災	ブロック設置、消波ブロック製作据付工		55,748
	利島村全域	土砂災害防止法	確認調査、基礎調査		14,989
	計				70,737
新島村	羽伏浦海岸	河川防災	海岸護岸改修	L=87.0m	76,600
	//	河川防災	浸食対策補足設計		11,627
	間々下海岸	河川防災	護岸根固め工		42,840
	若郷海岸	河川防災	護岸嵩上げ工、護岸根固め工		47,594
	木戸上地区	河川防災	急傾斜地予防保全型補修予備設計		27,797
	新島村全域	河川維持	管理施設維持補修		988
	新島村海岸全域	河川維持	海岸漂着物回収処理		5,437
	新島村全域	河川維持	砂防指定地の除草		3,454
	新島村全域	土砂災害防止法	確認調査		7,436
	計				223,773
神津島村	神津沢	火山砂防	3号堰堤工	堰堤改修工の一部	16,082
	//	河川防災	4号堰堤除石工		160,437
	//	河川防災	流路工改修		118,826
	神津沢 ほか	河川維持	砂防指定地の除草		7,198
	七軒町地区	急傾斜地崩壊防止	植生マット工、ワイヤー併用高強度ネット工、鉄筋挿入工		153,654
	沢尻・長浜海岸	海岸保全	深淺測量、補足設計		20,863
	神津島村海岸全域	河川維持	海岸漂着物回収処理		2,234
	神津島村全域	河川維持	管理施設維持補修		6,783
	計				486,077
合計				1,795,156	

#### 4 用地等取得

管内の道路整備、総合溶岩流対策事業等を円滑に実施するうえで、事業用地の取得は重要な役割を担っている。

用地取得にあたっては、関係人等を対象に開催される「事業説明会」で用地と補償に関する概要説明、土地建物等の詳細な調査、土地評価及び物件補償算定等の事前準備をしたうえで、関係人との個別折衝を重ね、十分な理解と協力を得て任意契約により早期の用地取得に努めている。

近年、世代交代等に伴う相続手続き未了地が多く、島外在住者所有地も増加傾向にある。また、平成 22 年 3 月をもって管内の登記所出張所が廃止され東京法務局に統合されたことにより登記手続に要する時間と労力も増大し、用地取得までの道のりは容易ではない。

第 12 表 令和 5 年度用地取得面積及び補償費実績

(単位：面積・㎡ 金額・千円)

事業別 地区別	道路橋梁事業		道路災害防除事業		砂防事業		計	
	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額
大 島 町	1,208.10	9,242	139.39	611	5,370.87	29,925	6,718.36	39,778
利 島 村	-	-	-	-	-	-	-	-
新 島 村	-	-	-	-	-	-	-	-
神 津 島 村	-	-	-	-	-	-	-	-
計	1,208.10	9,242	139.39	611	5,370.87	29,925	6,718.36	39,778

## 5 国立公園の保護と利用

### (1) 国立公園の指定

管内の諸島は、海底火山活動により形成された伊豆諸島群に属し、火山特有の変化に富む地形や豪壮・優美な海食地形の海岸線などに恵まれ、それぞれの島が特徴ある自然景観を有している。

この優れた自然を保護するため、昭和30年4月1日に伊豆七島国定公園に指定されたが、その後、昭和39年7月7日に国立公園に昇格し、富士箱根伊豆国立公園に区域編入されている。

### (2) 国立公園の保護

管内総面積の約81%が特別地域（特別保護地区、第1種・第2種・第3種特別地域）に指定され、これらの区域内では優れた自然景観や貴重な動植物を保護するため、各種の開発行為を厳しく規制している。特に、特別保護地区及び第一種特別地域内での行為については、学術研究や公益上必要であるもの以外は許可しないこととなっている。

#### 「特別保護地区」

国立公園区域の中でも特に優れた自然景観や原始の状態が残されており、その地域を代表する景観地として厳正に保護していく必要のある地区を指定している。

管内では、火山地形の代表的景観である三原山や天上山の山頂部、特異な自然景観を見せる利島、新島、神津島の海食崖、そして、鵜渡根、地内、早島、祇苗、恩馳などの島々が指定されている。

#### 「第一種特別地域」

特別保護地区に準ずる景観地で、現在の景観を極力保護することが必要な地域として、火山山頂部の周辺や各島の海食崖が指定されている。

#### 「第二種特別地域」

各島の山腹部や海岸線で地域景観を構成する要素の一部として保全を図る必要のある地区、又は展望対象地として自然景観をよく保持している地区を指定しており、農林漁業についてはできるだけ調整を図ることとなっている。

#### 「第三種特別地域」

上記以外の地域で、通常の農林漁業活動も認めながら全般的な風致の維持を図る必要がある地区を指定している。

国立公園内での行為については、内容と規模によって支庁長、都知事又は環境大臣の許可を受けなければならない。支庁では、次のような事務を行っている。

- ア 最高の高さが8m以下かつ、水平投影面積が200㎡を超えない工作物の新築、改築、増築の許可に関する事
- イ 普通地域における工作物の新築、改築、増築及び1,000㎡未満の土地の形状変更に係る届出の受理
- ウ 都知事の許可に係る申請の調査及び副申
- エ 国立公園区域内における各種行為の指導及び規制

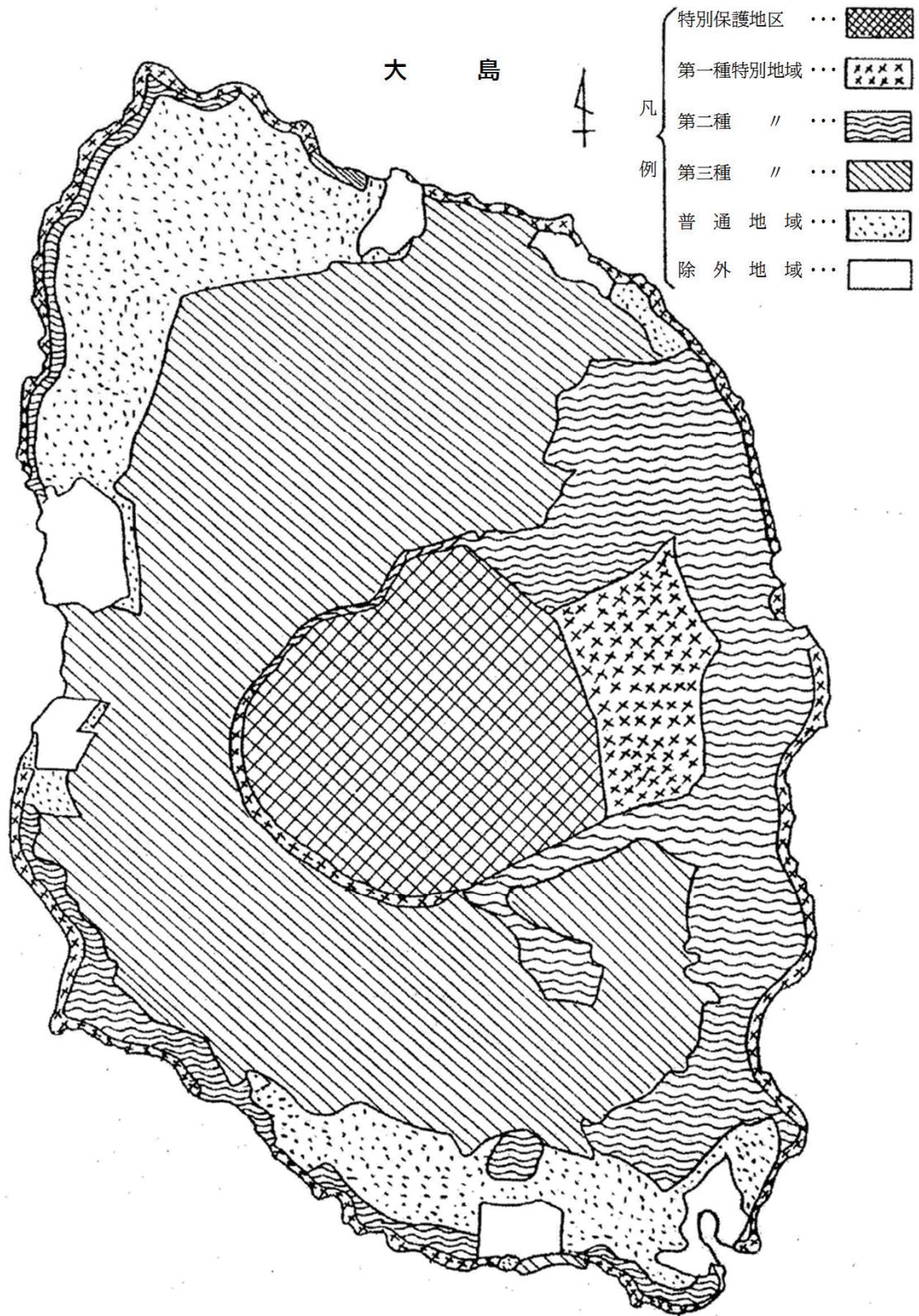
第13表 自然公園区域の概況

(令和4年9月16日環境省告示)(単位:ha)

		大 島	利 島	新 島	式 根 島	神 津 島	計
総 面 積		(100) 9,076	(100) 412	(100) 2,297	(100) 367	(100) 1,858	(100) 14,010
公 園 区 域	特別保護地区	1,085	75	185	-	250	1,595
	第1種特別地域	564	27	98	42	281	1,012
	第2種特別地域	1,821	251	572	127	176	2,947
	第3種特別地域	3,857	-	1,091	65	970	5,983
	小 計	(80.72) 7,327	(85.43) 352	(81.52) 1,946	(60) 234	(90.25) 1,677	(82.34) 11,536
	普通地域 (陸域)	(15.48) 1,405	(10.43) 43	(5.90) 451		(6.67) 124	(14.44) 2,023
	合計(陸域)	(96.20) 8,732	(95.87) 395	(98.76) 2,631		(96.93) 1,801	(96.78) 13,559
	海域公園地区	102.9	-	-	63.4	48.7	215
	合 計	8,834.9	395	2694.4		1,849.7	13,774

( ) 内は構成比

第6図 自然公園保護計画図



利 島



鵜渡根島



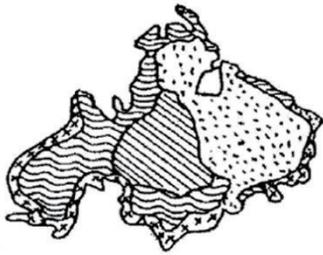
凡  
例

- 特別保護地区 ... 
- 第一種特別地域 ... 
- 第二種 // ... 
- 第三種 // ... 
- 普通地域 ... 
- 除外地域 ... 

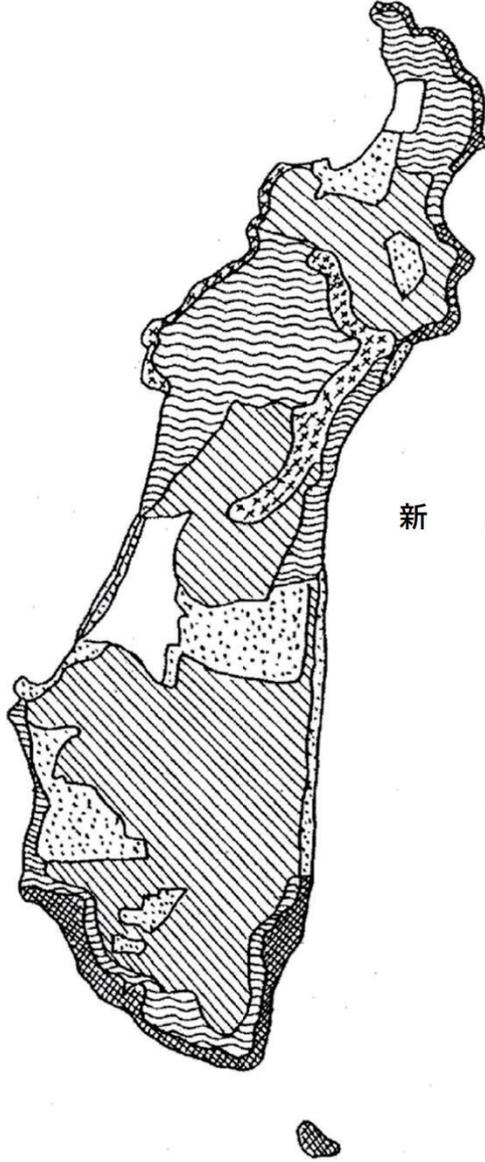
地内島



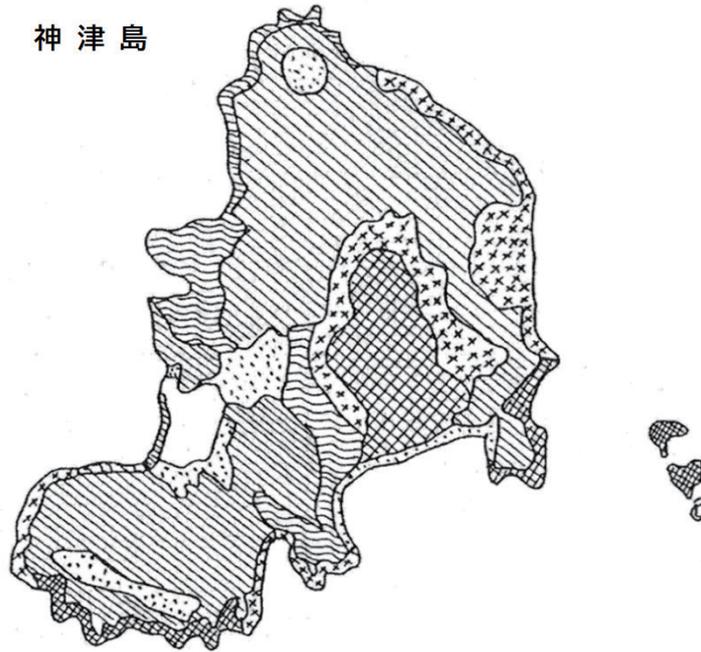
式根島



新 島



神津島



第14表 自然公園法許可件数

行為種別		3年度	4年度	5年度	行為種別		3年度	4年度	5年度
工作物の新改増築	一般住宅	0	1	2	土地の形状変更		2	3	6
	宿泊施設	1	1	0	その他		7	0	1
	店舗	0	0	0	届出		1	3	4
	その他建築物	3	3	4	合計		77	67	82
	道路・電柱等工作物	53	53	61	(再掲)許可者	環境大臣	0		
木竹の伐採	0	0	1	地方事務所長		24			
土石の採取	5	0	0	都知事		42	18	47	
植物の採取	5	3	3	支庁長		11	49	35	

(3) 利用のための施設

国立公園のすぐれた風景地は、離島の経済振興に大きく寄与している観光資源であり、これらのすぐれた自然景観を生かした利用施設として遊歩道・園地・野営場等を設けている。

また、これらの付帯設備として休憩所・便所・炊事舎などを設置し、観光客等の利用の増進を図っている。

なお、年間を通じて、利用度の高い地域の環境整備のための委託により施設の清掃を行っている。

第15表 自然公園施設

(令和6年4月1日現在)

種別 町村名	所在地	施設名	施工 年度	規 模	
				構 造	面 積 (㎡)
大 島 町	野田浜(園地)	便 所 ☺	H.26	鉄筋コンクリート	53.32
	泉浜(園地)	便 所 ☺	H.21	鉄筋コンクリート	29.82
	トウシキ(野営場)	便 所 ☺	R.2	鉄筋コンクリート	79.08
		炊 事 舎	H.4	木造(ステンレス張)	33.12
		火 た き 場	R.3	木 造	44.30
		休 憩 舎	H.19	鉄 骨 造	55.56
	トウシキ(園地)	駐 車 場	S.61	芝 生	811.0
		休 憩 所	H.18	鉄筋コンクリート	126.99
		便 所	H.29	〃	12.32 ・ 12.32
		擬 木 柵	S.62	L=444m	
	オタイネ浜(園地)	休 憩 所	H.28	鉄筋コンクリート	44.0
		便 所 ☺	H.28	〃	51.0
	御神火茶屋(園地)	休 憩 所	S.49	鉄筋コンクリート	17.98
		便 所	H.7	〃	22.50
		展望避難休憩所	H.24	鉄筋コンクリート(2階)	171.32
火口茶屋(園地)	展望休憩舎	H.8	鉄筋コンクリート(2階)	49.16	
仲の原(園地)	便 所	H.14	鉄筋コンクリート	37.24	
	四阿(あずまや)	H.29,31	木 造	16.0 ・ 16.0	
	パ ー ゴ ラ	H.12	〃	43.56	
	テントシェルター	H.29	鉄 骨 造	9.3・9.3・9.3・9.3	
遊 具	R.2,3	3 基			
ヨウゴシ岬(園地)	便 所	H.15	鉄筋コンクリート	27.59	
新 島 村	羽伏浦(園地)	休 憩 舎	H.13	鉄筋コンクリート	50.72
		便 所	H.25	〃	56.72
		便 所 ☺	H.11	〃	89.28
	羽伏浦(野営場)	炊 事 場	H.30	木造一部鉄骨造	32.0
		便 所	H.24	鉄筋コンクリート	56.72
管 理 棟	H.29	木	25.65		
		H.29	木	10.08	

第15表 自然公園施設（つづき）

（令和6年4月1日現在）

種別 町村名	所在地	施設名	施工年度	規模	
				構造	面積 (㎡)
新島式村根島	若郷（園地）	便所	H.14	コンクリートブロック造 （一部木造）	53.84
	和田浜（野営場） ※災害により村道通行止めのため閉鎖中	便所	S.54	鉄筋コンクリート	32.0
	本村前浜（園地）	便所	☺ H.8	鉄筋コンクリート	68.0
		便所	☺ H.19	〃	40.88
	間々下（園地）	便所	H.25	鉄筋コンクリート	15.12
	地鉦（園地）	便所	H.25	鉄筋コンクリート	15.12
		釜の下（園地）	便所	H.21	鉄筋コンクリート
	大浦（野営場）	休憩所	H.20	鉄筋コンクリート	29.98
		便所	H.27	〃	50.0
		炊事舎	H.15	〃	36.0
	中の浦 （式根島海岸線歩道付帯）	便所	H.22	鉄筋コンクリート	14.85
	泊（園地）	便所	H.26	型枠コンクリートブロック造	54.85
	カンのビキ （式根島海岸線歩道付帯）	便所	H.25	鉄骨造	6.87
神津島村	長浜（園地）	休憩舎	H.13	鉄筋コンクリート	66.9
		便所	☺ H.9	〃	56.40
		炊事舎	H.8	〃	29.8
	沢尻（園地）	便所	☺ H.15	鉄筋コンクリート	35.35
		炊事舎	H.13	〃	26.25
		休憩舎	H.13	〃	33.77
	神津前浜（園地）	便所	☺ H.21	鉄筋コンクリート	38.43
便所		☺ H.18	〃	44.15	
黒島登山口 （天上山線歩道付帯）	便所	H.24	木造	22.64	

（注）☺はシャワー ・面積は建築面積 ・施工年度は改修工事を含む

資料：公園事業台帳

※集団施設地区（都立大島公園・都立多幸湾公園）については次ページ以降参照

◎園地とは・・・公園利用者の散策、自然観察等自然との積極的ふれあいを図るために設けられる施設（園路・芝生地等）であって一定の広がりを持つもの

◎野営場とは・・・公園利用者の野営の用に供される施設（テントサイト及びこれに併設される簡易な宿泊施設等）

## 6 都立大島公園の管理及び施設整備

### (1) 概 要

大島公園は昭和10年6月15日、東京湾汽船株式会社（現在の東海汽船株式会社）により泉津動物公園として開園され、昭和13年5月1日東京市に引き継がれ、幾多の変遷を経て現在に至っている。

同公園は総面積588.5haで、うち327.8haが公園開園区域として一般観光客に利用され、残り260.7haが未開園区域となっている。開園区域にはフタコブラクダ、アルダブラゾウガメ、レッサーパンダ等約60種の動物を集めた動物園、1,000品種を超える椿園やフェニックス、ヤシ等南国情緒豊かな亜熱帯植物が茂る植物園や、「椿資料館」がある。また、我が国有数の古木といわれる国指定特別天然記念物の桜株、海のふるさと村セントラルロッジ、野営場及び海岸遊歩道などがあり、都会から訪れる観光客を楽しませている。

第16表 大島公園の概要

(令和6年4月1日現在)

面 積	区 分	所有地	地上権設定地	計
開 園 面 積		51.6 ha	276.2 ha	327.8 ha
未 開 園 面 積		25.4	235.3	260.7
計		77.0	511.5	588.5
動物	アルダブラゾウガメ、フタコブラクダ、レッサーパンダ等60種392点 (動物園開園時間 午前9時00分～午後5時00分)			
植物	オオシマザクラ、ツバキ類、シイノキ、海浜植物、ヤシ類、ユーカリ他亜熱帯植物			
宿舎等	野営場1.5ha(デッキテント10張、フリーテント20張) セントラルロッジ(34人収容)、テニスコート(3面)、プール、椿資料館1棟			
文化財	国指定特別天然記念物	大島の桜株、ニホンカモシカ		
	国指定天然記念物	大島海浜植物群落、オジロワシ、カラスバト		
	都指定旧跡	役行者窟		
	都指定天然記念物	潮吹の鼻		

また、開園区域を含む372.2haが自然公園法の規定による「集団施設地区」に指定されている。これは、伊豆諸島が昭和39年7月7日に富士箱根伊豆国立公園に区域編入された後、昭和53年5月30日公園計画の一部と同時に環境庁告示により指定されたものである。その後、昭和59年5月26日と平成5年7月19日に一部計画変更された。

同集団施設地区に関する公園計画によると「本集団施設地区は、房総半島の展望及び海洋と高さ 300mに及ぶ海食崖が溶岩流と一体となった海洋景観及びヤブツバキ、スダジイ等の常緑広葉樹林に加えて、クロマツ林やオオシマザクラなどを含む特異な植生景観など優れた自然景観を特徴としている。この優れた自然景観を活用し、自然探勝・海水浴・三原山登山等積極的な野外活動の基地とするとともに、滞在利用者のためのピクニック園地や運動施設の整備を図る。」としており、現在この計画に基づき、自然環境と調和した施設の整備を行っている。

また、マイタウン東京構想の一環としても、自然環境の保全と活用を図る都民の憩いの場「海のふるさと村」として建設整備している。

「海のふるさと村」という呼称が使われたのは、マイタウン東京 81 東京都総合実施計画からであるが、同計画で「大島集団施設地区を『海のふるさと村』として整備する」と位置づけているように、前述した昭和 53 年環境庁告示による富士箱根伊豆国立公園大島集団施設地区詳細計画が「海のふるさと村」の事業計画のベースとなっている。

## (2) 「海のふるさと村」＝大島集団施設地区詳細計画

### ア 地割及び施設計画（第 7 図参照）

372.2ha の広大な公園整備にあたっては、自然環境及び利用目的を考えてこれを 10 ブロックに分けることとし、それぞれにふさわしい施設を配置する計画である(次表参照)。

### イ 整備状況

計画地の中央部には櫛ヶ峰と呼ばれる海蝕急崖が海に向かって突き出しているため、集団施設地区は地形上南と北に大きく分断されている。北側を大島公園地区（北園）、南側をゴゼ川地区（南園）と呼ぶ。

このうち、大島公園地区は、前述したとおり東京市が東京湾汽船より土地を引き継ぎ、整備を行い、都立大島公園として開園されたものである。

一方、ゴゼ川地区も「海のふるさと村」として位置づけされたことにより、昭和 57 年度から整備が急ピッチで進められ、アプローチ道路（都道から野営施設区まで 4km）、水道、排水、電気、電話、セントラルロッジ、キャンプ場等の整備完了により昭和 61 年度、第 1 次オープンが行われた。さらに、平成 2 年度までに、テニスコート、駐車場、プール、自然研究路等の整備が完了した。

また、平成 3 年度より、大島公園地区とゴゼ川地区を結ぶ連絡道（トンネル等）の整備を行い、平成 6 年度に第 2 次オープンが行われた。

なお、野営施設区等の一部については、令和 2 年度までは大島町と指定管理者の協定を結ぶことにより、大島町がセントラルロッジ、キャンプ場等の有料施設を中心に管理運営業務を担っていたが、令和 3 年度からは大島支庁と大島町との間で業務委託契約を結び、引き続きセントラルロッジ、キャンプ場等の有料施設について管理運営業務を行っている。

第17表 「海のふるさと村」地割区分表

地 割 区 分	面 積 ha	比 率 %	主 な 施 設	整備 方針	現 況
第1教化施設区	15.6	4.8	植物園（椿園、サクラ・ヤシ・椿・ブーゲンビリアの各広場）	整備	開 園
第2教化施設区	24.9	7.7	動物園・公園事務所（インフォメーションセンター）	//	//
小 計	(40.5)	(12.5)			
第1公共施設区	4.1	1.3	椿資料館、案内所・売店、 野外劇場、駐車場	整備	開 園
第2公共施設区	2.0	0.7	広場、駐車場	整備	昭和61年度一部 開園
小 計	(6.1)	(2.0)			
第1自然探勝区	29.7	9.2	自然歩道、野外道 （火山現象探勝の場）	整備	開 園
第2自然探勝区	21.7	6.7	園路、展望施設、野外道（海洋景観 の展望及び海岸景観の探勝並びに磯 遊びの場）、テニスコート、ちびっ こ広場	再整備	平成元年度一部 開園
第3自然探勝区	196.5	61.0	自然歩道、駐車場 （緩衝緑地、現存樹林の保護）	保護	//
小 計	(247.9)	(76.9)			
野営施設区	11.8	3.7	セントラルロッジ、プール 野営場	再整備	昭和61年度一部 開園
宿泊施設区	5.9	1.8		計 画 見直し	未開園
休養施設区	10.0 (※50.0)	3.1	園路、野外卓（※水源地） （現存する亜熱帯性植物鑑賞）	//	未開園
合 計	(322.2) (※372.2)	(100.0)			

※（ ）内の数値は水源地用地で外数。

### (3) キャンプ場等概要

#### ア 整備

- ・セントラルロッジ 定員 34名
- ・デッキテントサイト 9棟 (定員6名/棟)
- ・フリーテントサイト 20区画 (1区画3.5m×3.5m)
- ・キャンプファイヤーサークル 1か所
- ・炊事舎4棟、便所3棟、更衣室男女各1棟 (シャワー付)
- ・テニスコート3面 ・プール1か所

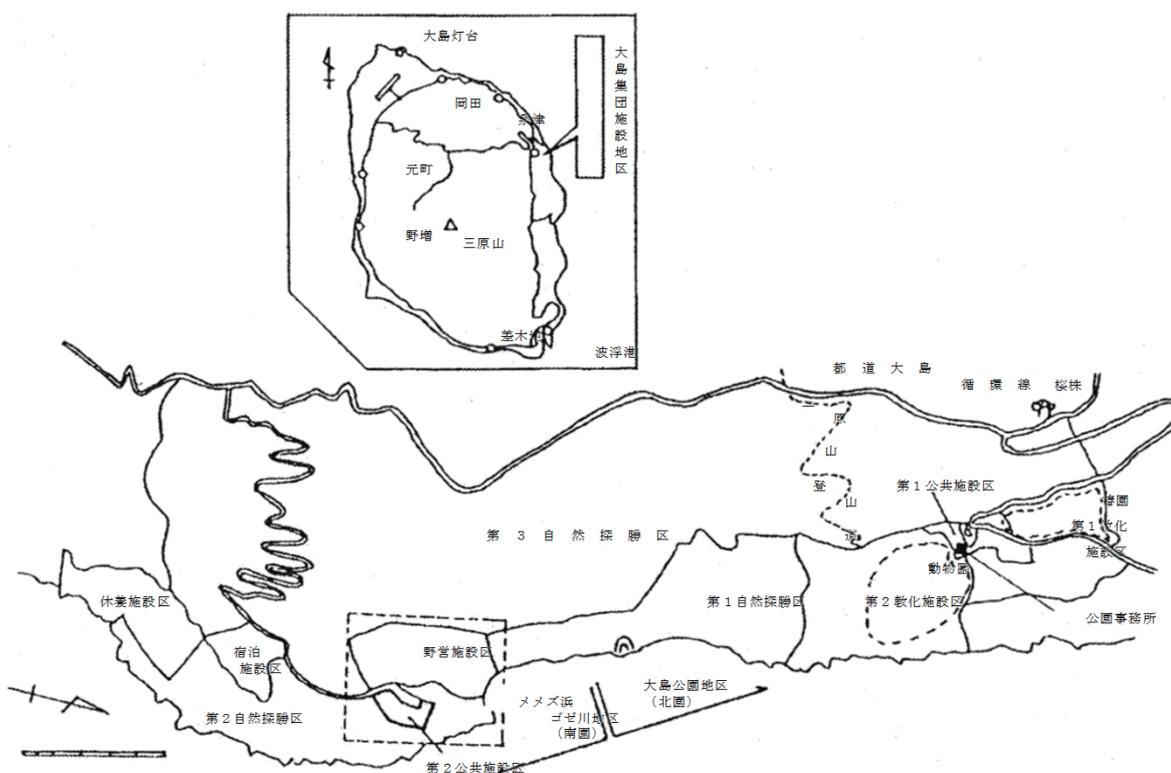
#### イ 利用方法

- ・セントラルロッジにおいて2か月前の1日より受付

#### ウ 休場日

- ・セントラルロッジ 年中無休
- ・テントサイト 12月29日～翌年1月3日
- ・テニスコート 使用中止中
- ・プール 使用中止中

第7-1図 海のふるさと村 (大島集団施設地区) 計画図





第18表 大島公園及び管内園地等管理並びに整備執行状況

令和5年度(単位:千円)

件名	工事請負費	委託料	計	摘要
自然公園管理費				
海のふるさと村管理運営業務委託		48,221	48,221	
大島公園椿園等植栽管理委託		82,280	82,280	
大島公園動物飼育管理業務委託		57,420	57,420	
利島宮塚山登山道草刈委託		1,988	1,988	
新島羽伏浦公園管理委託		6,234	6,234	
式根島園地施設浄化槽他清掃委託		1,479	1,479	
園地清掃委託(神津島)		4,666	4,666	
大島自然公園樹木維持工事(単価契約)	1,549		1,549	
その他の工事請負費及び委託料	26,651	160,212	186,863	
計	28,200	362,500	390,700	

件名	工事請負費	委託料	計	摘要
自然公園整備費				
海のふるさと村テントサイト改修実施設計		20,938	20,938	
海のふるさと村セントラルロッジ改修建築工事	141,504		141,504	
海のふるさと村セントラルロッジ土砂災害対策工事	70,836		70,836	
海のふるさと村セントラルロッジ改修電気設備工事	68,479		68,479	
海のふるさと村セントラルロッジ改修機械設備工事	32,239		32,239	
海のふるさと村セントラルロッジ改修工事監理業務		13,490	13,490	
神津島多幸湾ファミリーキャンプ場施設改築工事(その2)	45,904		45,904	
大島公園椿園サイン改修基本・実施設計		3,630	3,630	
大島公園椿資料館デッキ改修実施設計		4,808	4,808	
行者トンネル照明設備改修修正設計		409	409	
行者海岸トンネル照明設備改修工事	34,823		34,823	
大島公園橋梁点検委託		1,980	1,980	
大島公園動物園放飼場ほか改修工事(その2)	17,666		17,666	
その他の工事請負費及び委託料	18,682	288	18,970	
計	430,133	45,543	475,676	

件名	工事請負費	委託料	計	摘要
外来生物対策事業費				
大島キョン防除委託(単価契約) 北部地区		30,330	30,330	
大島キョン防除委託(単価契約) 南部地区		30,000	30,000	
大島キョン防除委託(単価契約) 銃器全域		27,000	27,000	
計	0	87,330	87,330	

件名	工事請負費	委託料	計	摘要
戦略的防除事業費				
大島キョン防除委託(単価契約) 北部地区		29,120	29,120	
大島キョン防除委託(単価契約) 南部地区		29,952	29,952	
大島キョン防除委託(単価契約) 銃器全域		25,507	25,507	
大島キョン防除委託 防除 組織銃器A		74,889	74,889	
大島キョン防除委託 防除 組織銃器B		71,676	71,676	
大島キョン防除委託 防除 組織銃器C		74,800	74,800	
大島キョン防除委託(防除市街地)(単価契約)		61,326	61,326	
大島キョン防除細分化網設置・復旧委託Aその2(単価契約)		21,476	21,476	
大島キョン防除細分化網設置・復旧委託B(単価契約)		39,151	39,151	
大島キョン防除細分化網設置・復旧委託B(単価契約)その2		10,533	10,533	
大島キョン防除柵設置・復旧工事その2(単価契約)	86,049		86,049	
計	86,049	438,430	524,479	

〔参考〕

島名	工事請負費	委託料	計	摘要
各島別内訳				
大島	483,042	891,680	1,374,722	
利島		1,988	1,988	
新島(式根島含む)	5,472	31,427	36,899	
神津島	55,868	8,708	64,576	
計	544,382	933,803	1,478,185	

## 7 都立羽伏浦公園

### (1) 概 要

羽伏浦公園は、昭和 47 年 3 月 30 日に出された都知事の諮問に対する東京都観光事業審議会の答申に基づくもので、その中で提案された「都民憩いの広場」計画の一環として整備し、平成 7 年 6 月（一部海側は 5 年度）に開園した。

この公園は、新東京百景にも指定された延長 6.5km にも及ぶ白砂の羽伏浦海岸に隣接した公園で、海側には、各種イベントの会場となるコロシウムや芝生広場、松林等があり、憩いの場となっている。また、新島特産の抗火石を使った彫刻も設置され、山側にはサクラの広場、サイクリングロード等があり、野営場が整備されて平成 16 年度に供用開始した。広域公園の少ない新島にあっては、家族で楽しめるふれあいの場となっている。

### (2) 施設概要

① 開園面積	19.1ha
② コロシウム	18,000 m <sup>2</sup> の屋外円形劇場・収容人員 8,000 人
③ 芝生広場	65,058 m <sup>2</sup>
④ サイクリングロード	山側ロード
⑤ お花見広場	桜
⑥ 野営場	テントサイト

### (3) 管理運営

土木課管理担当

## 8 都立多幸湾公園（神津島ファミリーキャンプ場）

### (1) 概 要

多幸湾公園は、昭和 59 年に告示された「富士箱根伊豆国立公園計画」において、多幸湾集団施設地区と位置づけられ、都では第三次長期計画の施策として、神津島の優れた自然を生かし、自然の中で家族連れで快適な野外生活を体験することのできるファミリーキャンプ場として整備し、平成 10 年 6 月に開園した。

主な施設としては、キャンパーの案内や浴室、シャワー、ランドリー等の設備を備えたサービスセンター、利用者の休息や野外教室等の教化的利用、雨天時の炊事舎など多様に利用できる多目的休憩舎がある。

また、この公園の中心的施設であるデッキテントは、給水設備、電気設備及び野外炉を付帯した快適な野外生活を送ることのできる施設となっている。

なお、整備後約 20 年が経過し、施設の老朽化が進んでいるほか、利用者ニーズの変化も見られることから施設のリニューアル事業に着手している。令和 3 年度からサービスセンターの改築工事を実施しており、改築後は引き続きテントサイトの改修も進めていく。

### (2) 施設概要

① 開園面積	2.1ha
② サービスセンター	1 棟（改築中）
③ 休憩舎	94 m <sup>2</sup>
④ 四阿（あずまや）	1 棟
⑤ デッキテント	10 張（5 人用：7 張、8 人用：3 張）
⑥ フリーテントサイト	30 張
⑦ 炊事舎	1 棟 96 m <sup>2</sup>
⑧ 野外炉	50 基

### (3) 管理運営

神津島村（指定管理者）

## 9 建築関連業務

昭和40年1月に発生した大島町元町大火の復興を機会に、同年1月23日から大島町全域に都市計画法が適用されることとなった。その後、昭和50年8月1日新島村(式根島を除く)・神津島村全域にそれぞれ適用され、これらの地域では建築基準法第6条に定めるすべての建築物について確認が必要になり、敷地・構造および設備について規制を受けることとなった。

さらに、大島町の元町中心街について、昭和40年2月4日用途地域(商業・住居)および防火(準防火)地域の指定、昭和48年11月20日高度地区(第1種・第2種)の指定、さらには昭和53年10月12日、日影による中高層建築物の高さの制限を受ける地区の指定により、一段と規制が厳しくなった。

本都市計画区域は、また、富士箱根伊豆国立公園地域でもあるため、自然公園法の適用も受けており、重複する場合は次のように調整している。

- (1) 用途地域を指定していない区域と、自然公園法の特別地域とが重複する場合は、自然公園としての保護及び利用を優先する。
- (2) 用途地域を指定していない区域と、自然公園法の普通地域とが重複する場合は、自然公園としての機能を維持するよう調整を図りながら、都市的な利用も認める。
- (3) 用途地域を指定している区域と、自然公園法の普通地域が重複する場合は、自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整しつつ、都市的な利用を図っていく。

なお、都市計画区域外の利島村と新島村式根島については、特定建築物・大規模建築物・建築設備・工作物のみ建築確認の対象となっている。

支庁には建築主事が置かれていないため、審査は都庁で行っており、大島支庁では、建築行政の一環として建築確認申請の受付と手数料の徴収を行っている。

第19表 建築確認申請件数

件数 町村別	工事種別	令和3年度	4年度	5年度
大島町	新築	1	1	2
	増改築	1	2	3
	その他	0	0	0
	小計	2	3	5
利島村	新築	0	0	1
	増改築	0	0	0
	その他	0	0	0
	小計	0	0	1
新島村	新築	4	1	1
	増改築	0	1	1
	その他	0	0	0
	小計	4	2	2
神津島村	新築	3	0	1
	増改築	0	2	0
	その他	0	0	0
	小計	3	2	1
合計		9	7	9

## 10 町村土木補助事業

町村が施行する土木事業の促進を図るため、国及び東京都が事業費の一部を補助するものであり、道路・河川・海岸事業及び交通安全施設の整備を行っている。

第20表 町村別土木補助額

令和5年度（単位：円）

	町村名	国庫補助		東京都補助	
		基本額	補助額	基本額	補助額
道路	大島町	0	0	191,337,000	58,087,000
	利島村	0	0	0	0
	新島村	0	0	66,899,000	20,069,000
	神津島村	0	0	193,497,000	67,904,000
	計	0	0	451,733,000	146,060,000
河川・海岸	大島町	0	0	30,000,000	15,000,000
	利島村	0	0	0	0
	神津島村	0	0	0	0
	計	0	0	30,000,000	15,000,000
交通安全	大島町	0	0	0	0
	利島村	0	0	0	0
	新島村	0	0	0	0
	神津島村	0	0	0	0
	計	0	0	0	0
合計		0	0	481,733,000	161,060,000

# 第 5 港 湾



# 1 港湾の概要

大島支庁管内に点在する大島、利島、新島、式根島、神津島は、いずれも火山島で平坦地が少なく、海岸線が急峻で湾の入り込みも少なく風波の強い気象・海象条件下にある。  
 このような状況の中、管内の港湾・漁港・空港・海岸は、物流や産業の拠点として、また、島に暮らす人々の生命や財産を守る前線として、重要な役割を担っている。港湾課は、こうした施設が安全で安心して使えるよう整備・管理を行っている。

各々の施設は、以下の基本方針のもとに整備を図っている。

## (1) 港湾

- ①定期船就航率の向上②乗降と荷役の安全性、効率性の向上③小型船の安全な停泊を確保
- ④魅力ある「島のみなとまちづくり」の推進⑤津波避難施設の整備⑥既存施設の計画的かつ適切な維持管理の推進⑦自然環境に配慮した施設整備の推進

## (2) 漁港

- ①排他的経済水域の漁業活動を支える漁港施設の機能向上
- ②水産物流拠点の機能向上
- ③漁港の防災機能の維持・向上
- ④豊かな水産環境の整備
- ⑤漁港及び地域資源の活用による漁村・離島の活性化

## (3) 空港

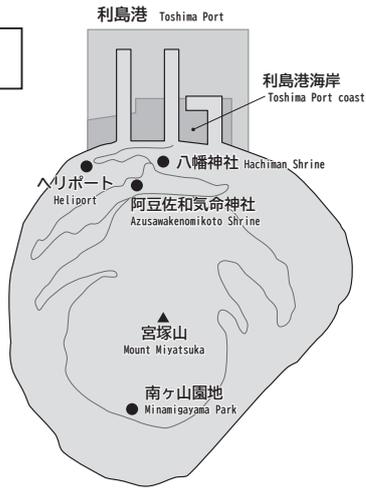
- ①離発着の安全性の確保②就航率や利便性を向上させるための諸施設の整備拡充

## (4) 海岸保全施設

- ①高潮、津波等から住民、財産を防護②海岸侵食から国土を防護③良好な海岸環境を整備
- ④既存施設の計画的かつ適切な維持管理の推進



# 利島



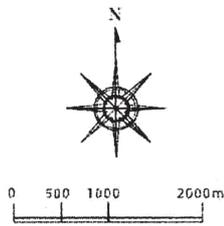
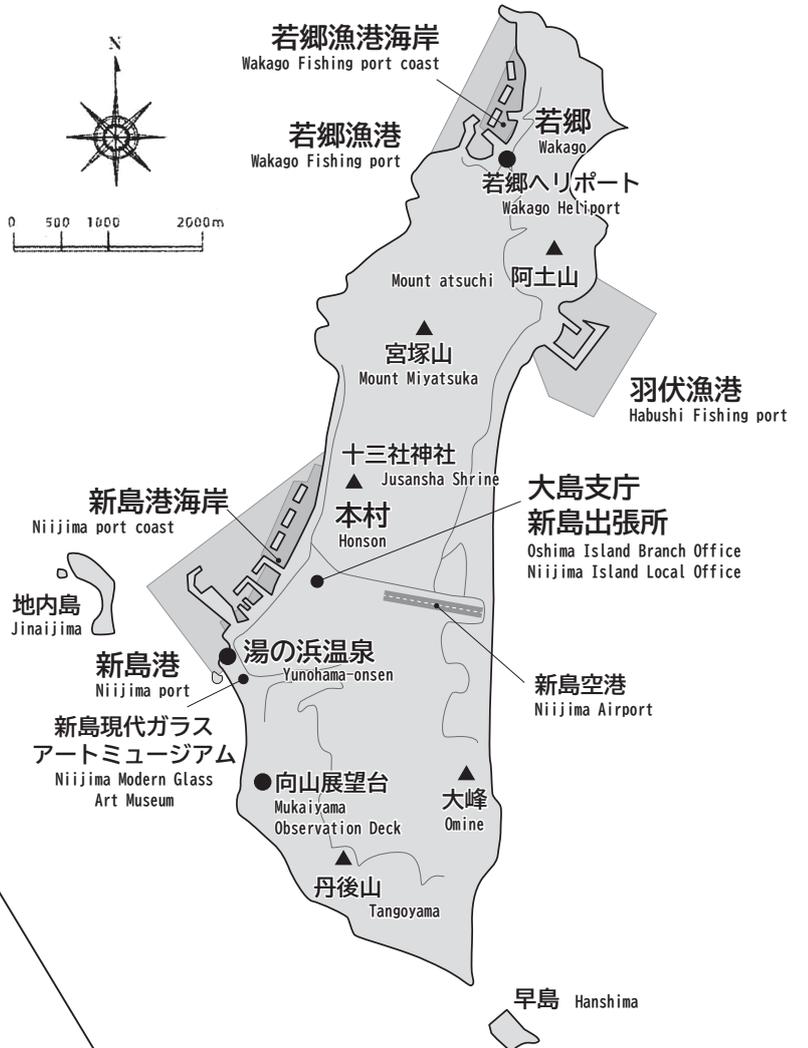
# 式根島



# 神津島



# 新島



## 2 整備

港湾漁港・空港・海岸保全施設は、東京都離島振興計画等に基づき整備を進めている。

このうち、港湾施設については、地域の実情に即して以下の方針により整備を行う。

- ① 船舶の就航率の向上を図るため、係留、水域及び外郭施設を整備する。
- ② 貨客分離による乗降客の安全性確保と荷役の効率化を図るため、臨港交通施設及び護岸（防波）などの整備を行う。
- ③ 小型船の安全な停泊を図るため、小型船施設を整備する。
- ④ 港湾・漁港・海岸が一体となって、島の特性を十分生かし、観光客にとって魅力あふれた空間を創造するため、地元町村等と連携して魅力ある「島のみなとまちづくり」をすすめる。

令和6年度は、下記の整備を予定している。

第1表 令和6年度大島支庁管内港湾・漁港・空港及び海岸保全施設整備事業

事業名	島名	港名	種別	事業費 (単位：千円)	主な事業内容
港湾整備	大島	元町港	地方港湾	950,900	防波堤（西）整備、日除け雨除け施設整備等
		岡田港	〃	39,000	津波避難通路照明整備等
		波浮港	〃	472,300	防波堤（東）整備、物揚場（改良）等
		利島港	〃	1,523,000	防波堤（北）整備、防波堤（改良）等
		新島港	〃	542,050	護岸（防波）Ⅱ整備、防波堤（B）改良等
		式根島港	〃	7,500	岸壁（-7.5m）補修等
	神津島港	〃	473,800	消波提整備等	
		計		4,008,550	
漁港整備	大島	元町漁港	第1種	112,549	漁具保管修理施設用地他補修等
		岡田漁港	〃	127,500	船揚場改良等
		野増漁港	〃	15,000	船揚場護岸設計
		泉津漁港	〃	137,700	護岸、用地整備、防波堤（改良）等
		新島若郷漁港	〃	895,670	(1)防波堤(改良)整備、落石防護施設復旧、-4.5m岸壁増深等
		羽伏漁港	〃	565,400	-7.5m岸壁整備等
		式根島野伏漁港	〃	529,300	-7.5m岸壁改良、船客待合所整備等
		小浜漁港	〃	9,000	-3.0m岸壁補修
神津島三浦漁港	第4種	639,000	(1)突堤（改良）、-7.5m泊地しゅんせつ等		
		計		3,031,119	

第1表 令和6年度大島支庁管内港湾・漁港・空港及び海岸保全施設整備事業（つづき）  
（単位：千円）

事業名	島名	港名	種別	事業費	事業内容	
空港整備	大島	大島空港	地方管理空港	991,500	ターミナル改修・エプロン改修等	
	新島	新島空港	〃	47,100	RESA改修実施設計等	
	神津島	神津島空港	〃	68,300	RESA改修設計等	
	計			1,106,900		
海岸保全施設整備	港湾海岸	大島	波浮港		65,500	護岸（補修）
		利島	利島港		223,356	海浜整備・落石防護改修等
		新島	新島港		302,400	離岸堤（補修）・海浜整備等
		神津島	神津島港		53,500	護岸維持補修等
	小計			644,756		
	漁港海岸	新島	若郷漁港		122,000	離岸堤（改良）・海浜整備等
		小計			122,000	
		計			766,756	
合計				8,913,325		

資料：大島支庁調べ

### 3 管理運営

整備された港湾・漁港・空港等の施設を安全かつ快適に供用するため、日々巡回、点検など維持管理に努めている。

施設概要及び利用状況等は以下のとおりである。

#### (1) 港湾・漁港

第2表 港湾施設の状況

(令和5年8月1日現在)

	大 島			利島港	新島港	式根島港	神津島港
	元町港	岡田港	波浮港				
岸 壁 (m)	460	430	135	530	380	150	440
物 揚 場 (m)	50		757	137	200	80	617
船 揚 場 (㎡)			1,290	2,400	7,200	3,675	7,510
船客待合所	1棟	1棟		1棟	1棟	1棟	1棟

資料：港湾局事業概要（令和5年版）

第3表 年別船客乗降人員推移

各年1月～12月（人）

	5年	4年	3年	2年	元年	30年	29年
大 島	385,443	290,167	231,433	256,895	473,961	480,830	452,800
利 島	16,049	13,664	11,123	7,822	13,875	10,767	15,023
新 島	43,238	38,933	26,481	27,333	64,112	67,700	68,317
式 根 島	46,812	31,625	19,800	16,999	48,671	52,584	53,433
神 津 島	49,197	43,324	29,205	19,780	69,920	69,094	70,255
計	540,739	417,713	318,042	328,829	670,539	680,975	659,828

資料：大島支庁調べ

第4表 令和5年度 就航状況（東京～各島間）

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

	ジェットfoil				在 来 船			
	就航予定便数	就航便数	欠航便数	就航率	就航予定便数	就航便数	欠航便数	就航率
大 島	1,920	1,804	116	94.0%	528	515	13	97.5%
利 島	467	365	102	78.2%	371	304	67	81.9%
新 島	516	419	97	81.2%	371	328	43	88.4%
式 根 島	519	421	98	81.1%	371	324	47	87.3%
神 津 島	469	393	76	83.8%	396	372	24	93.9%
横 浜	—	—	—	—	119	112	7	94.1%

資料：大島支庁調べ

第5-1表 令和5年度 各島港湾就航状況 [ 東京 ～ 各島 ]

船 別	島 名	項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
シ エ ッ ト フ オ イ ル	大島	就航予定便数	138	168	136	190	189	166	157	134	136	138	175	193	1,920	
		元 町	27	60	43	69	18	32	41	32	41	33	10	11	0	376
		就航便数	102	104	87	121	151	127	118	118	75	91	122	158	172	1,428
		計	129	164	130	190	169	159	150	150	116	124	132	169	172	1,804
	欠航便数	9	4	6	0	20	7	7	7	18	12	6	6	21	116	
	就航率 (%)	93.5%	97.6%	95.6%	100.0%	89.4%	95.8%	95.5%	86.6%	91.2%	95.7%	96.6%	89.1%	94.0%	94.0%	
	利島	就航予定便数	56	62	60	62	63	60	60	58	14	8	10	0	14	467
		就航便数	33	52	53	60	47	51	49	49	3	5	7	0	5	365
		欠航便数	23	10	7	2	16	9	9	9	11	3	3	0	9	102
		就航率 (%)	58.9%	83.9%	88.3%	96.8%	74.6%	85.0%	84.5%	21.4%	62.5%	70.0%	—	—	35.7%	78.2%
新島	就航予定便数	58	62	60	75	94	63	63	58	14	8	10	0	14	516	
	新島	23	42	40	65	36	39	22	22	3	2	0	0	0	272	
	羽伏	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	就航便数	14	13	13	8	34	19	30	30	30	3	3	0	0	147	
若郷	37	55	53	73	70	58	52	52	3	5	3	0	10	419		
計	21	7	7	2	24	5	6	6	6	11	3	7	0	97		
就航率 (%)	63.8%	88.7%	88.3%	97.3%	74.5%	92.1%	89.7%	21.4%	62.5%	30.0%	—	—	—	71.4%	81.2%	
式根島	就航予定便数	58	62	60	76	94	63	63	60	14	8	10	0	14	519	
	野伏	37	55	53	74	70	58	53	53	3	5	3	0	10	421	
	就航便数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	式根島	37	55	53	74	70	58	53	53	3	5	3	0	10	421	
計	21	7	7	2	24	5	5	7	7	3	7	0	4	98		
就航率 (%)	63.8%	88.7%	88.3%	97.4%	74.5%	92.1%	88.3%	21.4%	62.5%	30.0%	—	—	—	71.4%	81.1%	
神津島	就航予定便数	56	62	60	62	63	60	60	60	14	8	10	0	14	469	
	神津島	18	38	24	30	26	34	27	27	2	0	0	0	4	203	
	就航便数	24	20	30	30	21	22	26	26	1	6	4	0	6	190	
	三浦	42	58	54	60	47	56	53	53	3	6	4	0	10	393	
計	14	4	6	2	16	4	4	7	7	11	2	6	0	76		
就航率 (%)	75.0%	93.5%	90.0%	96.8%	74.6%	93.3%	88.3%	21.4%	75.0%	40.0%	—	—	—	71.4%	83.8%	
大島/熱海	就航予定便数	67	78	60	88	124	67	67	62	60	62	62	112	110	952	
	就航便数	63	75	57	88	110	65	62	62	52	57	61	112	98	900	
	欠航便数	4	3	3	0	14	2	0	0	8	5	1	0	12	52	
	就航率 (%)	94.0%	96.2%	95.0%	100.0%	88.7%	97.0%	100.0%	86.7%	91.9%	98.4%	100.0%	100.0%	89.1%	94.5%	
大島/伊東	就航予定便数	16	12	16	4	0	2	2	20	18	20	24	56	52	240	
	就航便数	16	12	19	4	0	2	19	19	17	18	23	56	47	216	
	欠航便数	0	0	14	0	0	0	1	1	1	2	1	0	5	24	
	就航率 (%)	100.0%	100.0%	12.5%	100.0%	—	100.0%	95.0%	94.4%	90.0%	95.8%	100.0%	100.0%	90.4%	90.0%	
大島/稲取	就航予定便数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	108	0	108	
	就航便数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	94	0	94	
	欠航便数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	14	
	就航率 (%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	87.0%	87.0%	

資料：大島支庁調べ

第5-2表 令和5年度 各島港湾就航状況 [ 東京 ~ 各島 ]

船別	島名	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
フジ オエ イ ルト	神津島/熱海	就航予定便数	4	14	0	0	62	0	0	0	0	0	0	0	106	
		就航便数	2	14	0	26	46	0	0	0	0	0	0	0	88	
		欠航便数	2	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	18	
		就航率 (%)	50.0%	100.0%	—	100.0%	74.2%	—	—	—	—	—	—	—	—	83.0%
	大島	就航予定便数	18	40	4	56	62	54	26	46	54	52	58	58	528	
		元町	3	6	1	7	3	5	1	8	6	2	3	0	45	
		岡田	15	34	3	45	53	47	25	38	47	47	50	55	58	470
		計	18	40	4	52	56	52	26	46	53	52	52	58	58	515
	利島	欠航便数	0	0	0	4	6	2	0	0	1	0	0	0	13	
		就航率 (%)	100.0%	100.0%	100.0%	92.3%	90.3%	96.3%	100.0%	100.0%	100.0%	98.1%	100.0%	100.0%	100.0%	97.5%
		就航予定便数	18	40	4	32	1	0	8	8	46	54	52	58	58	371
		就航便数	17	38	4	24	1	0	0	0	40	47	34	48	43	304
	新島	欠航便数	1	2	0	8	0	0	0	6	7	18	10	15	67	
		就航率 (%)	94.4%	95.0%	100.0%	75.0%	100.0%	—	100.0%	87.0%	87.0%	87.0%	65.4%	82.8%	74.1%	81.9%
		就航予定便数	18	40	4	32	1	0	8	8	46	54	52	58	58	371
		新島	18	38	4	24	1	0	0	0	41	49	44	53	48	328
	式根島	羽伏	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	18	38	4	24	1	0	8	41	49	44	53	48	328	
		欠航便数	0	2	0	8	0	0	0	0	5	5	8	5	10	43
		就航率 (%)	100.0%	95.0%	100.0%	75.0%	100.0%	—	100.0%	100.0%	89.1%	90.7%	84.6%	91.4%	82.8%	88.4%
	神津島	就航予定便数	18	40	4	32	1	0	8	46	54	52	58	58	371	
		野伏	18	38	4	24	1	0	0	0	41	49	44	50	47	324
		式根島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	18	38	4	24	1	0	8	41	41	49	44	50	47	324
	横浜	欠航便数	0	2	0	8	0	0	0	5	5	8	8	11	47	
		就航率 (%)	100.0%	95.0%	100.0%	75.0%	100.0%	—	100.0%	100.0%	89.1%	90.7%	84.6%	86.2%	81.0%	87.3%
		就航予定便数	18	40	4	56	2	0	8	8	46	54	52	58	58	396
		神津島	16	26	0	16	0	0	0	4	28	14	14	32	12	162
	横浜	三浦	2	12	4	32	2	0	4	16	38	34	26	40	210	
		計	18	38	4	48	2	0	8	44	44	52	48	58	372	
		欠航便数	0	2	0	8	0	0	0	0	2	2	4	0	6	24
		就航率 (%)	100.0%	95.0%	100.0%	85.7%	100.0%	—	100.0%	100.0%	95.7%	96.3%	92.3%	100.0%	89.7%	93.9%
	横浜	就航予定便数	8	12	4	3	0	0	4	16	20	16	16	20	119	
		就航便数	8	8	4	0	0	0	4	16	16	20	16	16	20	112
		欠航便数	0	4	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
		就航率 (%)	100.0%	66.7%	100.0%	0.0%	—	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	94.1%

資料：大島支庁調べ

第6表 入港船舶・取扱貨物・乗降客数

※漁船をのぞく (令和5年1月1日～同年12月31日)

港名	入港船舶		取扱貨物(トン)		乗降客数(人)			
	隻数	総トン数	出荷	入荷	乗客	降客	計	
大島	元町港	999	557,472	15,988	71,924	23,094	23,113	46,207
	岡田港	1,901	2,638,074	2,549	18,118	169,545	169,691	339,236
	波浮港	275	100,690	5,689	41,682	0	0	0
計	3,175	3,296,236	24,226	131,724	192,639	192,804	385,443	
利島港	1,495	2,288,562	3,130	18,658	7,902	8,147	16,049	
新島港	1,471	2,426,054	25,898	67,603	16,418	18,483	34,901	
式根島港	0	0	0	0	0	0	0	
神津島港	384	632,731	818	1,357	12,402	12,286	24,688	
合計	6,525	8,643,583	54,072	219,342	229,361	231,720	461,081	

(注) プレジャーボートを除く。

資料：大島支庁調べ

第7表 新島・神津島における商港の補完港

(令和5年1月1日～同年12月31日)

港名	入港船舶		乗降客数(人)		
	隻数	総トン数	乗客	降客	計
若郷漁港	203	38,972	4,334	4,003	8,337
羽伏漁港	32	35,800	0	0	0
野伏漁港	1,487	2,346,506	23,341	23,471	46,812
三浦漁港	548	289,731	11,529	12,980	24,509
合計	2,270	2,711,009	39,204	40,454	79,658

(注) プレジャーボートを除く。

資料：大島支庁調べ

第8表 漁港施設の状況

(令和5年8月1日現在)

施設	島名	大島					新島		式根島		神津島
		元町漁港	岡田漁港	野増漁港	差木地漁港	泉津漁港	若郷漁港	羽伏漁港	野伏漁港	小浜漁港	三浦漁港
		1種	4種								
防波堤 (m)		568	330	349	255	174	875	407	309	149	915
岸壁・物揚場 (m)		187	284	140	111	90	544	450	575	203	1,071
船揚場 (㎡)		3,460	4,452	2,253	1,720	2,455	4,916	1,600	2,004	2,756	3,970

※ 第1種漁港は、その利用範囲が地元の漁業を主とするもの。

※ 第4種漁港は離島その他辺地において漁場の開発、又は漁船の避難上特に必要なもの。

資料：港湾局事業概要 (令和5年版)

(2) 空 港

- ① 大島空港 昭和39年6月開港、平成14年10月にジェット機対応空港として滑走路を1800mに延長
  - ・ 伊豆諸島間の航路（生活航空路ヘリコプター「愛らんどシャトル（9人乗り）」）
  - ・ 調布飛行場との航路  
ドルニエ機 （双発19人乗り）
- ② 新島空港 昭和62年7月 開港
  - ・ 調布飛行場との間のコピューター空港  
ドルニエ機 （双発19人乗り）
- ③ 神津島空港 平成4年7月 開港
  - ・ 調布飛行場との間のコピューター空港  
ドルニエ機 （双発19人乗り）

第9表 大島空港施設の概要

(令和6年4月1日現在)

施 設 名	長さ (m)	幅 (m)	面積 (㎡)	備 考
空港敷地面積	-	-	616,956	
1 着 陸 帯	1,920	150	288,000	
滑走路	1,800	45	81,000	アスファルト・コンクリート舗装
過走帯	120	45	5,400	//
草地着陸区域	-	-	201,600	
2 誘 導 路	95	23	2,185	No.1 アスファルト・コンクリート舗装
	148	18	2,664	No.2 //
	161	18	2,898	No.3 //
3 エ プ ロ ン	85	155	13,175	同上 //
	70	55	3,850	
	50	70	3,500	
4 格 納 庫	-	-	960	
5 駐 車 場	-	-	6,898	233台
6 ターミナルビル	-	-	2,643	レストラン・売店有
7 空港消防所	-	-	348	化学消防車2台
8 東京航空局 及び大島航空 気象観測所	-	-	1,289	

資料：大島支庁調べ

- 1 所在地 東京都大島町元町字北の山270番地
- 2 位 置 標点 東経 139度21分37秒  
北緯 34度46分55秒
- 3 等 級 C級
- 4 種 別 地方管理空港

第10表 新島空港施設の概要

(令和6年4月1日現在)

施設名	長さ (m)	幅 (m)	面積 (㎡)	備考
空港敷地面積	-	-	175,274	
1 着陸帯	920	60	55,200	
滑走路	800	25	20,000	アスファルト・コンクリート舗装
オーバーラン	120	25	3,000	//
草地着陸区域	-	-	32,200	
2 誘導路	30	9	270	アスファルト・コンクリート舗装
3 エプロン	75	40	3,000	
4 駐車場	-	-	1,626	62台
5 ターミナルビル	-	-	610	
6 空港消防所	-	-	199	化学消防車
7 新島航空気象観測所			24	

資料：大島支庁調べ

- 1 所在地 東京都新島村字川原
- 2 位置 標点 東経 139度16分07秒  
北緯 34度22分10秒
- 3 等級 H級
- 4 種別 地方管理空港

第11表 神津島空港施設の概要

(令和6年4月1日現在)

施設名	長さ (m)	幅 (m)	面積 (㎡)	備考
空港敷地面積	-	-	255,002	
1 着陸帯	920	60	55,200	
滑走路	800	25	20,000	アスファルト・コンクリート舗装
オーバーラン	120	25	3,000	//
草地着陸区域	-	-	32,200	
2 誘導路	30	9	270	アスファルト・コンクリート舗装
3 エプロン	75	40	3,000	//
4 駐車場	-	-	1,473	44台 //
5 ターミナルビル	-	-	586	
6 空港消防所	-	-	198	化学消防車
7 神津島航空気象観測所			24	

資料：大島支庁調べ

- 1 所在地 東京都神津村字金長
- 2 位置 標点 東経 139度08分12秒  
北緯 34度11分10秒
- 3 等級 H級
- 4 種別 地方管理空港

第12表 令和5年度空港利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	5年度計
定期便 新中央航空(株)													
調布⇄大島 就航機数	55	65	47	63	87	58	59	60	58	66	56	58	732
就航率%	88.7	97.0	78.3	96.9	97.8	93.5	92.2	96.8	89.2	95.7	90.3	93.5	92.8
乗降客数	1,266	1,464	911	1,579	2,317	1,433	1,474	1,463	1,333	1,490	1,256	1,468	17,454
利用率%	60.6	59.3	51.0	66.0	70.1	65.0	65.7	64.2	60.5	59.4	59.0	66.6	62.7
定期便以外乗降客数	152	212	104	389	188	177	194	224	200	257	234	175	2,506
<b>大島計</b>	1,418	1,676	1,015	1,968	2,505	1,610	1,668	1,687	1,533	1,747	1,490	1,643	19,960
定期便 新中央航空(株)													
調布⇄新島 就航機数	105	119	104	116	119	114	115	112	114	121	104	110	1,353
就航率%	87.5	96.0	89.7	100.0	96.0	95.0	92.7	93.3	91.9	97.6	89.7	88.7	93.2
乗降客数	2,501	2,905	2,569	3,172	3,558	3,114	2,951	2,808	2,712	2,645	2,390	2,744	34,069
利用率%	62.7	64.2	65.0	72.0	78.7	72.6	67.5	66.0	62.6	57.5	60.5	65.6	66.3
定期便以外乗降客数	32	28	22	60	11	49	28	10	28	6	4	0	278
<b>新島計</b>	2,533	2,933	2,591	3,232	3,569	3,163	2,979	2,818	2,740	2,651	2,394	2,744	34,347
定期便 新中央航空(株)													
調布⇄神津島 就航機数	77	85	72	77	88	85	88	85	84	87	73	80	981
就航率%	90.6	91.4	81.8	88.5	94.6	94.4	94.6	94.4	90.3	93.5	83.9	86.0	90.5
乗降客数	1,717	2,052	1,622	2,286	2,594	2,501	2,400	2,332	2,143	2,023	1,844	2,354	25,868
利用率%	58.7	63.5	59.3	78.1	77.6	77.4	71.8	72.2	67.1	61.2	66.5	77.4	69.4
定期便以外乗降客数	0	2	3	0	2	4	0	8	2	0	6	0	27
<b>神津島計</b>	1,717	2,054	1,625	2,286	2,596	2,505	2,400	2,340	2,145	2,023	1,850	2,354	25,895

資料：大島支庁調べ

第13表 令和5年度 大島空港利用客実績等調

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

	航空旅客機 (人)												航空貨物取扱数量 (kg)			
	新中央航空 (株)				東邦航空 (株)				その他				合計		卸	積
	降客	乗客	計		降客	乗客	計		降客	乗客	計					
4	601	665	1,266		195	170	365		76	76	152		835	146		
5	694	770	1,464		191	129	320		103	109	212		858	98		
6	435	476	911		214	110	324		52	52	104		773	124		
7	760	819	1,579		190	127	317		194	195	389		891	133		
8	1,086	1,231	2,317		231	178	409		94	94	188		888	90		
9	663	770	1,433		223	156	379		93	84	177		797	147		
10	720	754	1,474		230	167	397		95	99	194		132	149		
11	671	792	1,463		276	214	490		112	112	224		155	126		
12	620	713	1,333		274	195	469		100	100	200		272	188		
1	700	790	1,490		283	235	518		124	133	257		160	119		
2	587	669	1,256		279	231	510		120	114	234		190	117		
3	717	751	1,468		317	231	548		89	86	175		141	88		
計	8,254	9,200	17,454		2,903	2,143	5,046		1,252	1,254	2,506		6,092	1,525		

資料：大島支庁調べ

第14表 令和5年度 新島空港利用客実績等調

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

	航空旅客機 (人)							航空貨物取扱数量	
	新中央航空 (株)			その他			合計	(kg)	
	降客	乗客	計	降客	乗客	計		卸	積
4	1,200	1,301	2,501	15	17	32	2,533	952	181
5	1,370	1,535	2,905	14	14	28	2,933	961	141
6	1,213	1,356	2,569	11	11	22	2,591	925	144
7	1,506	1,666	3,172	30	30	60	3,232	922	166
8	1,800	1,758	3,558	4	7	11	3,569	1,359	142
9	1,491	1,653	3,144	24	25	49	3,193	889	125
10	1,347	1,604	2,951	14	14	28	2,979	925	106
11	1,281	1,526	2,807	5	5	10	2,817	1,060	121
12	1,262	1,450	2,712	13	15	28	2,740	1,153	418
1	1,204	1,441	2,645	3	3	6	2,651	846	134
2	1,056	1,334	2,390	2	2	4	2,394	964	99
3	1,192	1,552	2,744	0	0	0	2,744	995	215
計	15,922	18,176	34,098	135	143	278	34,376	11,951	1,992

資料：大島支庁調べ

第15表 令和5年度 神津島空港利用客実績等調

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

	航空旅客機 (人)							航空貨物取扱数量	
	新中央航空 (株)			その他			合計	(kg)	
	降客	乗客	計	降客	乗客	計		卸	積
4	869	848	1,717	0	0	0	1,717	28	119
5	955	1,097	2,052	0	2	2	2,054	93	264
6	801	821	1,622	1	2	3	1,625	58	75
7	1,140	1,146	2,286	0	0	0	2,286	38	87
8	1,302	1,292	2,594	0	2	2	2,596	70	156
9	1,201	1,300	2,501	0	4	4	2,505	46	117
10	1,147	1,253	2,400	0	0	0	2,400	64	158
11	1,064	1,268	2,332	4	4	8	2,340	42	88
12	996	1,147	2,143	0	2	2	2,145	55	193
1	945	1,078	2,023	0	0	0	2,023	160	97
2	859	985	1,844	3	3	6	1,850	92	87
3	1,077	1,277	2,354	0	0	0	2,354	186	132
計	12,356	13,512	25,868	8	19	27	25,895	932	1,573

資料：大島支庁調べ

第16表 令和5年度大島空港使用実績等調

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

区分 月別	回数				使用				料			合計	
	着		陸		着		陸		計	機	留		料
	新中央航空 (株)	東邦航空 (株)	その他	減免	合計	大型 (19t以上)	小型 (19t未満)	金額					
4	55	53	31	10	149	0	167,035円	167,035円	3	3,480円	170,515円		
5	65	58	42	10	175	0	216,955	216,955	2	1,620	218,575		
6	47	49	25	7	128	0	146,657	146,657	0	0	146,657		
7	63	55	70	10	198	0	207,763	207,763	3	2,430	210,193		
8	87	56	36	7	186	0	181,837	181,837	4	3,240	185,077		
9	58	60	37	5	160	0	168,738	168,738	2	1,620	170,358		
10	59	59	42	15	175	0	188,709	188,709	0	0	188,709		
11	60	60	47	14	181	0	205,820	205,820	1	810	206,630		
12	58	61	42	13	174	0	191,898	191,898	1	810	192,708		
1	66	63	50	5	184	0	209,476	209,476	0	0	209,476		
2	56	56	57	5	174	0	210,156	210,156	0	0	210,156		
3	58	59	29	7	153	0	171,728	171,728	0	0	171,728		
計	732	689	508	108	2,037	0	2,266,772	2,266,772	16	14,010	2,280,782		

資料：大島支庁調べ

第17表 令和5年度新島空港使用実績等調  
(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

	着 陸 回 数				使 用 料					
	新中央 航 空	その他	減 免	合 計	着 陸 料			停 留 料		合 計
					大 型 (6 t 以上)	小 型 (6 t 未 満)	合 計	機 数	金 額	
4	105	4	2	111	48,405 円	5,200 円	53,605 円	0	0 円	53,605 円
5	119	3	1	123	54,859	3,900	58,759	1	810	59,569
6	104	4	3	111	47,944	5,200	53,144	0	0	53,144
7	116	10	3	129	53,476	13,000	66,476	3	2,430	68,906
8	119	3	4	126	54,859	3,900	58,759	0	0	58,759
9	114	8	3	125	52,554	10,400	62,954	1	810	63,764
10	117	5	4	126	57,785	5,200	62,985	0	0	62,985
11	112	2	2	116	53,222	2,600	55,822	0	0	55,822
12	115	6	4	125	54,144	7,800	61,944	0	0	61,944
1	121	1	0	122	55,781	1,300	57,081	0	0	57,081
2	104	1	4	109	51,124	1,300	52,424	0	0	52,424
3	111	0	2	113	52,300	0	52,300	0	0	52,300
計	1,357	47	32	1,436	636,453	59,800	696,253	5	4,050	700,303

資料：大島支庁調べ

第18表 令和5年度神津島空港使用実績等調  
(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

	着 陸 回 数				使 用 料					
	新中央 航 空	その他	減 免	合 計	着 陸 料			停 留 料		合 計
					大 型 (6 t 以上)	小 型 (6 t 未 満)	合 計	機 数	金 額	
4	77	3	1	81	35,497 円	3,900 円	39,397 円	1	810 円	40,207 円
5	85	0	2	87	39,185	0	39,185	0	0	39,185
6	72	1	2	75	33,192	1,300	34,492	0	0	34,492
7	77	3	0	80	35,497	3,900	39,397	0	0	39,397
8	88	4	1	93	40,568	5,200	45,768	2	1,620	47,388
9	85	0	2	87	39,185	0	39,185	0	0	39,185
10	88	1	1	90	40,568	1,300	41,868	0	0	41,868
11	85	2	2	89	39,185	2,600	41,785	0	0	41,785
12	84	0	1	85	38,724	0	38,724	0	0	38,724
1	87	0	0	87	40,107	0	40,107	0	0	40,107
2	73	1	1	75	33,653	1,300	34,953	0	0	34,953
3	80	0	1	81	36,880	0	36,880	0	0	36,880
計	981	15	14	1,010	452,241	19,500	471,741	3	2,430	474,171

資料：大島支庁調べ



# 第 6 教 育



## 1 教育庁大島出張所

### (1) 沿革

昭和 23 年 7 月に制定された旧教育委員会法により、東京都教育委員会が発足し、同年 11 月「東京都教育庁出張所設置等に関する規則」により、大島支庁の「教育厚生課」から分離独立して大島出張所が設置された。しかし、副所長以下職員は支庁との併任のままであった。

昭和 39 年に職員の教育委員会への身分移管が行われ、以降栄養士・主査の配置、指導主事の増員、社会教育指導員（現会計年度任用職員）の配置等組織の充実が図られた。また、その後規則の一部改正により、課長代理（係長）・主任・主事が配置された。

大島出張所は管内 1 町 3 村の教育委員会と町村立小学校 6 校、中学校 6 校、義務教育学校 1 校の教育行政及び指導行政を担当している。

### (2) 所管事項

- ア 教育に関する事務の適切な処理を図るために必要な指導・助言・支援
- イ 町村教育委員会相互の連絡調整
- ウ 小・中学校職員等の人事
- エ 小・中学校職員の給料、旅費その他の給与の支給事務
- オ 学校給食及び学校保健
- カ 社会教育、青少年教育及び視聴覚教育の振興並びに文化財の保護
- キ フィルムライブラリーの運営
- ク 教職員住宅の維持管理
- ケ 学校教育の専門的事項の指導及び研修

### (3) 職員構成

第 1 表 職員構成

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

区分	所長 (支庁長 併任)	副所長	事務			栄養士	指導 主事	社会 教育 指導員	嘱託員	合計
			課長 代理	主任	主事	主事				
人員	1	1	1	2	2	1	3	1	0	12

## 2 管内教育等の現況

教育庁大島出張所と管内の4町村教育委員会は、諸問題解決のため、緊密な連携を保って諸事業を推進している。

以下、管内教育の概要はそれぞれ各表の示すとおりである。

### (1) 管内教育委員会

第2表 町村教育委員会の構成

区分・町村別	大 島 町	利 島 村	新 島 村	神 津 島 村
委 員 数	5	3	5	5
事務局職員数	10	2	4	5

### (2) 管内学校一覧（令和6年5月1日現在）

第3表 小 学 校

設 置 町 村	学 校 名	児 童 数	学 級 数	複 式 学 級	特 別 支 援 学 級 数	職 員 数	教室数		体育施設		施設面積 (㎡)		僻 地 指 定 ( <small>級</small> )	創 立 年 月 日
							普 通	特 別	プ   体 育 館	体 育	屋 外 運 動 場	校 舎		
大 島 町	つばき	135	6		知1	20	9	11	○	○	14,055	3,141	2	H 17. 4. 1
	さくら	91	6			14	6	11	*○	○	10,802	3,050	2	H 17. 4. 1
	つつじ	64	6			13	6	9	*○	*○	1,143	2,972	2	H 21. 4. 1
利 島 村	利 島	16	3	2		8	6	*9	*○	*○	*3,518	*1,516	4	M 10. 4. 1
新 島 村	新 島	80	6		情1	14	7	7	○	○	6,101	2,276	3	M 9.11.11
	式根島	18	4	2		12	6	6	*○	○	4,704	1,210	4	M 36. 9. 1
神津島村	神 津	106	6		知1	14	7	9	*○	○	7,527	2,249	3	M 14. 4.13

\* 小・中学校共用

第4表 中学校

設置町村	学校名	生徒数	学級数	特別支援学級数	職員数	教室数		体育施設		施設面積 (㎡)		僻地指定(級)	創立年月日
						普通	特別	プール	体育館	屋外運動場	校舎		
大島町	第一	69	3	知1	17	9	9	○	○	11,742	3,560	2	S 22. 5. 1
	第二	43	3		14	3	7	*○	○	10,802	1,739	2	S 57. 4. 1
	第三	30	3		14	3	10	*○	*○	10,966	2,369	2	S 34.10. 1
利島村	利島	8	3		11	3	*9	*○	*○	*3,518	*1,516	4	S 22. 4. 1
新島村	新島	44	3	知1	17	4	9	○	○	13,391	1,760	3	S 22. 4.21
	式根島	16	3		13	3	7	*○	○	7,840	1,219	4	S 22. 4. 1
神津島村	神津	51	3	知1	17	4	11	*○	○	8,057	2,110	3	S 22. 5.10

\* 小・中学校共用

第5表 高等学校

校名	課程	学科	生徒数	学級数	職員数	体育施設		施設面積 (㎡)		僻地指定	創立年度
						プール	（体育）館	屋運動場	校舎		
大島	全日制	普通	85	6	43	○	1,810	22,805	6,266	2	S 19
		併合	28	3							
	定時制	普通	5	4	9						
大島海洋国際	全日制	海洋国際	179	6	53	○	2,658	14,527	4,430	2	H 18
新島	全日制	普通	32	3	19	○	923	14,586	1,648	3	S 46
神津	全日制	普通	45	3	19	○	988	5,197	1,735	3	S 46

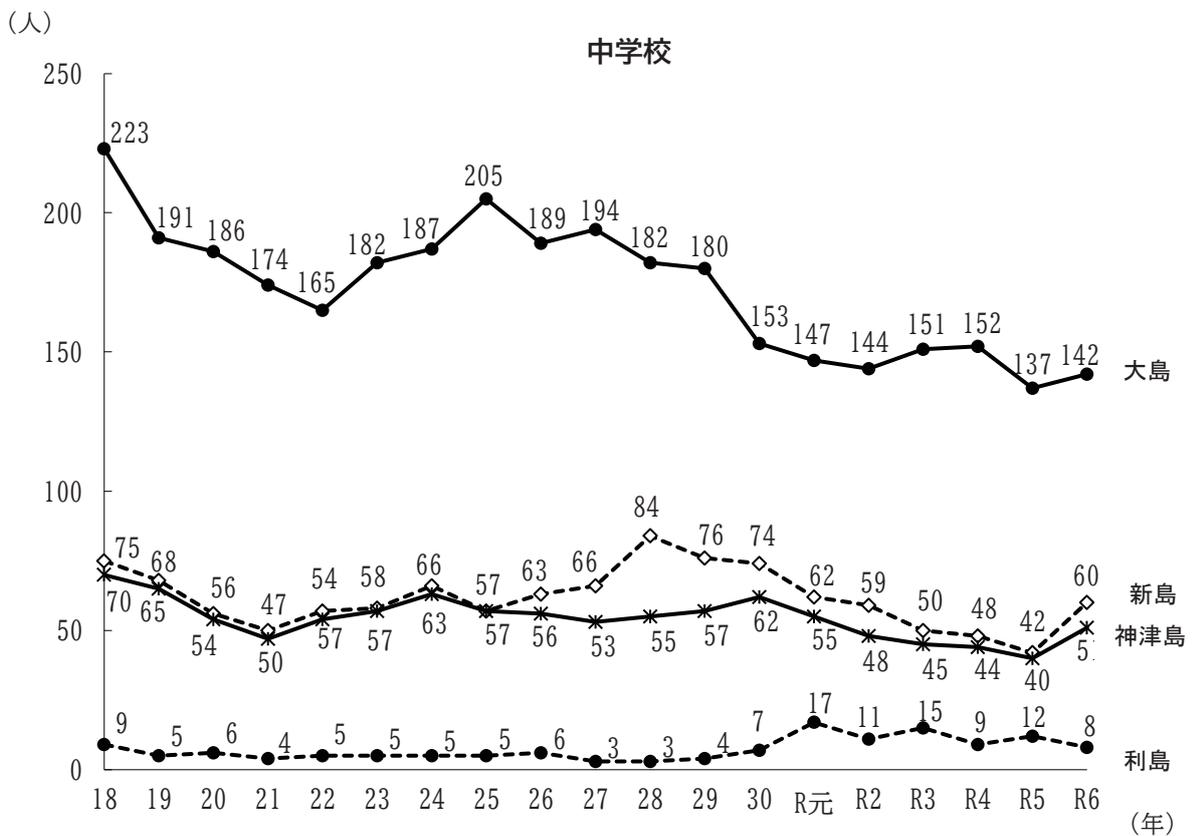
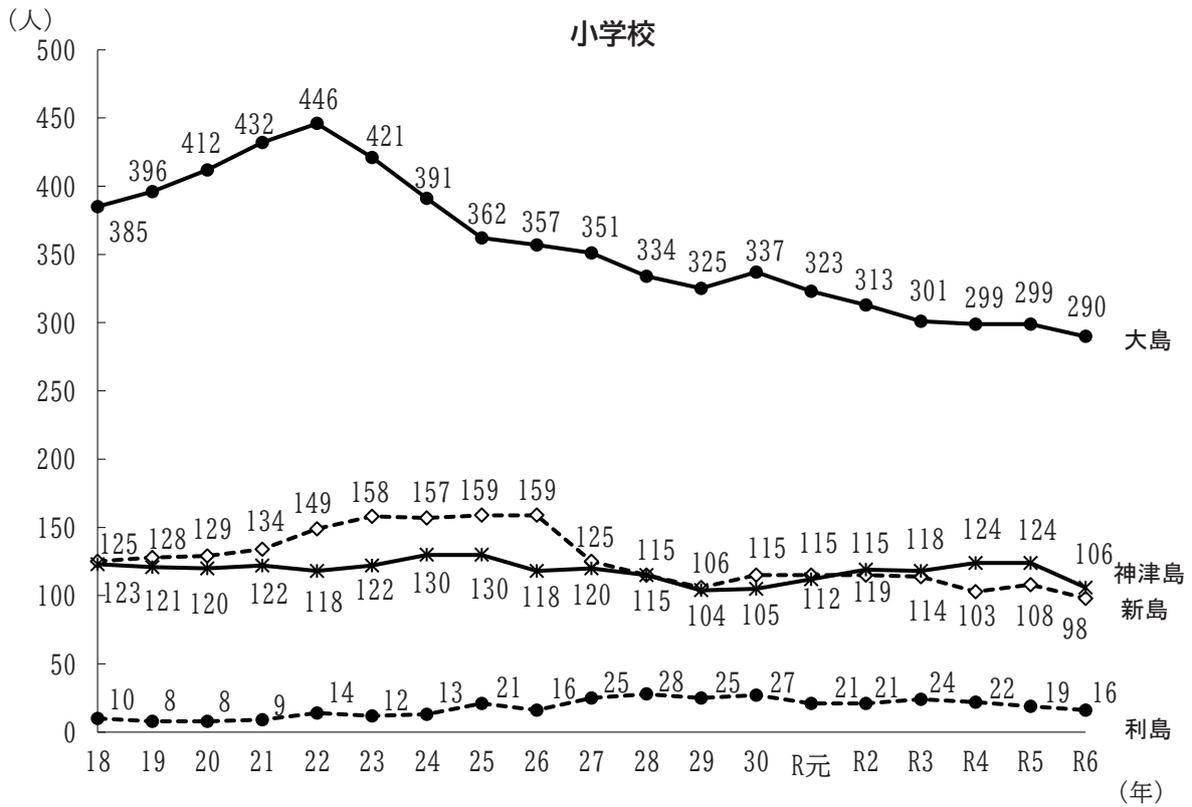
## (3) 年度別児童・生徒数の推移

第6表 年度別児童・生徒数

(各年度とも5月1日現在)

年度	小 学 校					中 学 校					合 計
	大島町	利島村	新島村	神津島村	小計	大島町	利島村	新島村	神津島村	小計	
H 13	481	20	152	139	792	271	6	74	110	461	1,253
H 14	466	16	146	133	761	244	6	78	89	417	1,178
H 15	440	13	134	123	710	242	7	73	89	411	1,121
H 16	412	13	135	126	686	248	9	69	67	393	1,079
H 17	407	14	130	129	680	246	9	71	73	399	1,079
H 18	385	10	125	123	643	223	9	75	70	377	1,020
H 19	396	8	128	121	653	191	5	68	65	329	982
H 20	412	8	129	120	669	186	6	56	54	302	971
H 21	432	9	134	122	697	174	4	50	47	275	972
H 22	446	14	149	118	727	165	5	57	54	281	1,008
H 23	421	12	158	124	715	182	5	58	57	302	1,017
H 24	391	13	157	130	691	187	5	63	66	321	1,012
H 25	362	21	159	124	666	205	5	57	57	324	990
H 26	357	16	147	118	638	189	6	63	56	314	952
H 27	351	25	125	120	621	194	3	66	53	316	937
H 28	334	28	115	115	592	182	3	84	55	324	916
H 29	325	25	106	104	560	180	4	76	57	317	877
H 30	337	27	115	105	584	153	7	74	62	296	880
R 元	323	21	115	112	571	147	15	62	55	279	850
R 2	313	21	115	119	568	144	11	59	48	262	830
R 3	301	24	114	118	557	151	15	50	45	261	818
R 4	299	22	103	124	548	152	9	48	44	253	801
R 5	299	19	108	124	550	137	12	42	40	231	781
R 6	290	16	98	106	510	142	8	60	51	261	771

第1図 年度別児童・生徒数の推移



## (4) 令和5年度管内卒業生進路状況一覧

第7表 中学校

(令和6年3月31日現在)

学校名	卒業 者数	男女別	進学者数			就職者数		進学就職者数		その他
			管内都立	管外都立	私立	島内	島外	島内	島外	
第一中	22	男	13	7	5	1	0	0	0	0
		女	9	6	0	3	0	0	0	0
第二中	13	男	6	6	0	0	0	0	0	0
		女	7	7	0	0	0	0	0	0
第三中	9	男	5	4	0	0	0	0	0	1
		女	4	4	0	0	0	0	0	0
大島計	44	男	24	17	5	1	0	0	0	1
		女	20	17	0	3	0	0	0	0
利島中	5	男	3	0	3	0	0	0	0	0
		女	2	0	0	2	0	0	0	0
新島中	7	男	4	3	0	0	0	0	0	1
		女	3	2	0	1	0	0	0	0
式根中	3	男	2	0	0	2	0	0	0	0
		女	1	0	1	0	0	0	0	0
新島計	10	男	6	3	0	2	0	0	0	1
		女	4	2	1	1	0	0	0	0
神津中	13	男	6	6	0	0	0	0	0	0
		女	7	6	1	0	0	0	0	0
合計	72	男	39	26	8	3	0	0	0	2
		女	33	25	2	6	0	0	0	0

第8表 高等学校

学校名	課程	学科	卒業 者数	男女別 卒業者数		大学等 進学者数	就職者数	専修学校 各種学校	その他
都立大島 高等学校	全日制	普通	29	男	12	15	2	10	2
				女	17				
	併合	4	男	2	0	3	1	0	
			女	2					
定時制	普通	5	男	4	0	0	5	0	
			女	1					
都立大島海洋 国際高等学校	全日制	国際	61	男	52	25	6	29	1
				女	9				
都立新島 高等学校	全日制	普通	9	男	6	5	3	1	0
				女	3				
都立神津 高等学校	全日制	普通	18	男	8	6	2	9	1
				女	10				
合計			126	男	84	51	16	55	4
				女	42				

(5) 指導事務事業の概要

基本方針

- ア 東京都教育委員会の教育目標、管内町村教育委員会の教育目標及び各学校の教育目標の具現化を目指し、教育庁指導部、東京都教職員研修センター等と一体となり、各種事業を推進する。
- イ 管内1町3村教育委員会はもとより、教育庁三宅出張所、教育庁八丈出張所、教育庁小笠原出張所、東京都教育相談センター、その他関係諸機関との連携の充実を図り、事業を推進する。
- ウ 管内教育環境や教育の実態を踏まえ、島しょの抱える教育上の課題を的確に把握し、学校教育の充実に必要な事業を積極的に行う。

第9表 指導事務事業一覧

事業名		趣 旨	対 象	規 模 等	
経験年次必修研修	若手教員育成研修	1年次(初任者)研修	教育公務員特例法第23条に基づく初任者研修として実施し、東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質向上に関する指標に示された基礎的・基本的な資質・能力の育成を図る。	R 3年度 3名 R 4年度 1名 R 5年度 0名 R 6年度 7名	*R4年度より教職員研修センターにて受講
		新規採用養護教諭研修	新規採用養護教員に対して、養護教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させる。	R 3年度 1名 R 4年度 1名 R 5年度 0名 R 6年度 1名	*R4年度より教職員研修センターにて受講
		2年次研修	1年次(初任者)研修を修了した教員に対して、東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質向上に関する指標に示された「学習指導力」、「生活指導力・進路指導力」等の実践的な指導力の促進を図る。	R 3年度 6名 R 4年度 3名 R 5年度 1名 R 6年度 0名	管内各町村で2回 授業観察
		3年次研修	2年次研修を修了した教員に対して、東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質向上に関する指標に示された「外部との連携・折衝力」、「学校運営力・組織貢献力」等の課題解決力の伸長を図る。	R 3年度 3名 R 4年度 5名 R 5年度 3名 R 6年度 1名	管内各町村で3回 他校経験研修1日 授業観察
	島しょ地区若手教員交流研修	「学習指導力」、「生活指導力・進路指導力」、「外部との連携・折衝力」、「学校運営力・組織貢献力」の伸長を図ること及び、島しょ地域では経験できない状況を想定した実地研修等を通して、教員としてのスキルアップを図る。	R 4年度 1名 R 5年度 5名 R 6年度 10名	島しょ地区合同で2回 参集型研修2日 ※R5年度より、1~3年次合同にて実施	
	中堅教諭等資質向上研修Ⅰ	教育公務員特例法第24条の規定に基づき、十年経験者研修として実施し、教諭等としての在職期間が10年に達した教員に対して、学習指導、学校運営、生活指導・進路指導等に対する指導力の向上及び教育公務員としての資質向上を図る。	R 3年度 4名 R 4年度 5名 R 5年度 8名 R 6年度 8名	管内各町村で3回 管内合同で1回 *該当者の実績等によって回数に変動あり	
	中堅養護教諭等資質向上研修Ⅰ	養護教諭等としての在職期間が10年に達した教員に対し、中堅養護教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる学校保健に関する指導力の向上及び教育公務員としての資質向上を図る。	R 3年度 0名 R 4年度 0名 R 5年度 0名 R 6年度 0名	管内各町村で2回 管内合同で1回	
	主任教諭任用時研修	主任教諭の職務である、校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割や、指導・監督層である主幹教諭の補佐、同僚・若手教員への助言や支援等の指導的役割について理解を深め、主任教諭としての資質向上を	R 3年度 8名 R 4年度 12名 R 5年度 16名 R 6年度 8名	R5年度より教職員研修センターで実施	

		図ることで、東京都公立学校における組織的な校務運営を推進する。		
	主幹教諭 任用時研修	学校を取り巻く多くの教育課題に迅速・的確に対応するため、主幹教諭に求められる、実践的な課題解決能力の向上を図ることで、東京都公立学校における組織的な校務運営を推進する。	R 3年度 4名 R 4年度 2名 R 5年度 0名 R 6年度 2名	R5年度より教職員研修センターで実施
必置主任研修	教務主任 研修	学校経営方針に基づき、それぞれの分掌における課題について解決策を提案し、教職員を支援・指導して課題を解決することができる力の伸長を図る。 学校経営に関わる様々なデータや内外環境に関する情報を収集・整理・分析し、管理職に提示するなど、学校経営に参画する意欲の醸成を図る。	教務主任	管内合同で3回 島しょ地区合同で1回
	生活指導 主任研修	児童・生徒の観察や他の教員からの情報収集に基づき、自校の生活指導の課題を捉え、管理職と連携して、改善策を提案し、実行する力の伸長を図る。 指導方針や指導方法の徹底に向け主任教諭等への指示や連絡・調整を行うなど、学校経営の質的充実に向けた意欲の醸成を図る。	生活指導主任	管内合同で3回 島しょ地区合同で1回
	進路指導 主任等研修	教育課程に基づき、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図るとともに、学校全体の年間授業計画等におけるキャリア教育の視点に基づく助言・支援を行うことができる力の伸長を図る。	[小学校] キャリア教育担当 [中学校] 進路指導主任	管内合同で3回 島しょ地区合同で1回
	研究主任等 研修	教育課程に基づき組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図るとともに、学校全体の年間授業計画や授業改善推進プラン、評価計画等を作成することができる力の伸長を図る。校内研究の在り方や効果的な進め方についての識見を高める。	[小学校] 研究主任 [中学校] 研修担当 等	管内合同で3回 島しょ地区合同で1回

事業名		趣 旨	対 象	規 模 等
出張所研修	大島管内学校着任時研修	自身や学校の強み・弱みを理解し、他の教員・保護者・地域・関係機関との連携協働を通じて、教育活動の充実を図る。	大島出張所管内町村立学校に着任した教員。(校長・副校長は除く。)	管内合同で1回
	A区分 人権教育研修	「人権教育」についての識見を高め、高い専門性と優れた指導力の伸長を図る。 学校組織における中心的な役割として、人権教育を組織的・計画的に進める力の伸長を図る。	人権教育担当教諭	管内合同で1回
	特別支援教育担当者研修	校内の特別な配慮等が必要な児童・生徒への支援・教育を組織的に推進する力の伸長を図る。 特別支援教育コーディネーターやSC、SSW保護者や外部の関係機関等と協働し、組織的対応を行う力の伸長を図る。	特別支援教育担当	管内合同で1回

B 区 分	食育研修	食育基本法に定める東京都食育推進計画に則り児童・生徒の望ましい食習慣の形成や健全な心身の育成のために、島しょ地域の実態を踏まえた有用な知識を習得し、食育の推進を図る。	食育リーダーや給食主任 等	管内合同で2回
	管理職研修	教育課程や人材育成等に関する基礎的な知識の習得および保護者等対応や危機管理等に関する知識等の習得を通じて、教育管理職として必要な資質・能力の向上を図る。	校長・副校長	管内合同で2回
	オンラインセミナー	オンライン会議室システムを通して大学教授等から最新の情報を学び、他校の教員等と意見交換することで、「令和の日本型教育」の実現に向けて職務に当たるための資質能力の向上を図る。	管内で受講を希望する教職員 等	管内合同で3回
	実践事例研修	管内各学校に配属された教員が、その資質や能力を十分に生かしながら、各町村の実態に即した教育活動を実践するための研修を実施する。 また、東京都の抱える多様な教育課題について理解を深めるとともに、島しょ地区における教育活動推進の意義と課題について、広い視野をもって理解し主体的に取り組む力を身に付ける。	管内町村立学校の教員	管内各町村で開催 ・大島町 6回 ・利島村 3回 ・新島村 6回 ・神津島村 3回
	管内交流研修	管内教育委員会や学校の管理職が、教員に求める資質・能力を明らかにした上で、そのために必要とする研修を企画・運営する。 管内の教員が、自らの課題意識のもと、自分たちに必要とする研修を自主的に発案し企画・運営に携わったりすることで、管内の教員が交流する中で教員自らの経験や他者から学ぶといった「現場の経験」を重視した学びの実現を図る。	管内町村立学校の教員	要望に応じて、管内合同で6回
指導部との連携事業	道徳授業地区公開講座	小・中学校における道徳授業の活性化を図るとともに、保護者・都民の参加の下に、学校・家庭・地域社会の連携による道徳教育の推進を図る。	各学校	管内各学校で1回
	へき地・小規模校教育研究発表会	島しょ・へき地における小規模校教育の課題を捉え、課題解決のための各学校の優れた教育実践の成果を紹介し、「確かな学力の向上」を目指す東京都の教育の推進を図る。	町村教育委員会 全教員	国立オリンピック記念青少年総合センター
教職員研修センター連携	都教委訪問 島しょ地域研修支援事業	東京都教職員研修センターの指導主事が訪問し島しょのもつ教育上の諸課題を踏まえ、学校経営や指導法の改善を図る。	各学校 各町村	管内各学校、各町村で申請により複数回実施
	教科等教育 課題研修 必修研修 職層研修	教育基本法に定められている教育の目標を達成するため、教員の資質・能力の向上を図る。	各教員	管内各学校の申請により実施

(6) 給 食

管内の小・中学校は、各島の5か所にある調理場で（大島町・新島村（新島・式根島）・神津島村は共同調理場、利島村は単独調理場で親子調理方式）週5日学校給食を実施している。

島の産物の利用や、島しょである小規模の特徴を生かした献立作り、また学年を超えた縦割り班給食、全校給食等それぞれの学校で工夫された給食形態が行われている。

第10表 学校給食実施状況

（令和6年4月1日現在）

町 村 名	対 象	人 員			
		児童・生徒	教 職 員	そ の 他	合 計
大 島 町	小 学 校 3校	281	59	—	340
	中 学 校 3校	141	72	—	213
	大島町立学校給食センター	—	—	23	23
利 島 村	小 学 校 1校	16	10	—	26
	中 学 校 1校	8	14	—	22
新 島 村	小 学 校 2校	98	37	—	135
	中 学 校 2校	59	34	—	93
	本村・式根島学校給食共同調理所	—	—	新 島 2 式根島 5	7
神津島村	小 学 校 1校	105	17	—	122
	中 学 校 1校	51	19	—	70
	神津島村立学校給食共同調理場	—	—	9	9
合 計	小学校	500	123	—	623
	中学校	259	139	—	398
	給食センター等	—	—	39	39
	計	759	262	39	1,060

## (7) 社会教育

第11表 社会教育事業実施状況

(令和5年度)

事業名	対	場 所	期 日
16ミリ映画フィルム貸出	各学校・施設団体	貸出無	年間
中学校体育大会 (四島大会)	利島・新島・式根島・神津島の 各中学校	新島高校	5月27日(土) 5月28日(日)

第12表 社会教育施設、関係機関

(令和6年5月1日現在)

町 村	施 設			機 関			
	公民館	図書館	文化会館	スポーツ 推進委員	社会教育 委員	青少年 委員	文化財運営 審議会委員
大島町	4	1	1	15	3	7	8
利島村	-	-	-	-	-	-	3
新島村	-	-	-	6	-	6	5
神津島村	-	1	-	3	2	2	4
計	4	2	1	24	5	15	20

## (8) 文 化 財

大島町では、昭和 57 年 3 月から昭和 59 年 9 月までの第 4 次にわたる遺跡調査団により下高洞遺跡の発掘調査が行われた。調査により縄文時代早期の遺跡であることが確認され、昭和 61 年 3 月に史跡に指定された。利島村においては、古代における神社地の選定状況を知る上で貴重なものや、島しょにおける歴史的信仰形態を知る上で重要なものとして、昭和 62 年 2 月に「阿豆佐和気命神社」の三境域が史跡に指定された。

また、新島村においても「新島の島しょ生活用具」「渡浮根遺跡出土品」が昭和 52 年 4 月に東京都の文化財として指定されており、いずれも新島村在住の前田長八氏、前田萬藏氏が長い年月を費やして収集されたもので、その功績は高く評価されている。

さらに昭和 62 年 2 月、新島村式根島の「吹之江遺跡」が史跡に指定され、遺跡からは縄文時代早期から平安時代までの遺物が出土した。それらは、火山灰層を鍵層として年代を決めることができる学術的価値が極めて高いものであった。

昭和 63 年 2 月に式根島吹之江遺跡 C 地点出土器（土器 22 点・鉄製品 15 点）が有形文化財（考古資料）に、利島大石山遺跡が史跡にそれぞれ指定された。また、大島竜の口遺跡と神津島阿波命神社境域が旧跡から史跡に指定変更された。

平成 15 年 2 月には大島町家の上遺跡から、西暦 800 年頃のものと思われる古代の官人（役人）が身に付けていた腰帯の帯金具が 6 点出土した。この帯金具には金が鍍金されており、古代大島に官人が駐在したことが明らかとなった。さらに、全国的に見ても出土例が少ない中国産の輸入陶磁器（青磁・白磁）も数点出土している。

そして、平成 22 年 11 月には「大島八重川遺跡」が発見された。これらは、大島管内の歴史を知る上で、大変貴重な発掘となっている。

第13表 管内文化財一覧

ア 国指定文化財

種 別	名 称	所 在 地	指定年月日
特別天然記念物	大島のサクラ株	大島町泉津	S27. 3.29特天
	カモシカ	大島町泉津（大島公園内）	S30. 2.15特天
天然記念物	シイノキ山のシイノキ群叢	大島町泉津	S26. 6. 9
	大島海浜植物群落	大島町泉津	S26. 6. 9
	アカコッコ	★	S50. 2.13
	イイジマムシクイ	★	S50. 6.26
	オカヤドカリ	★	S45.11.12
	オジロワシ	大島町泉津（大島公園内）	S45. 1.23
	カラスバト	大島町泉津（大島公園内）	S46. 5.19
重要無形民俗文化財	神津島の神事かつお釣り	神津島村物忌奈命神社	H11.12.21 (S33.10. 7)
	新島の大踊	新島村本村 新島村若郷	H17. 2.21 (S33.10. 7)

★地域を定めず指定されていて、大島管内に生息している種

イ 国登録文化財

種 別	名 称	所 在 地	指定年月日
有形文化財 建造物	阿豆佐和気命神社旧本殿	利島村阿豆佐和気命神社	H11.10.14
	前田家住宅外便所	新島村本村	H16. 2.17
	梅田家（沖五郎）住宅石倉及び外便所	新島村本村	R 6. 3. 6
	紀野家住宅主屋	新島村本村	R 6. 3. 6
	紀野家住宅釜屋形	新島村本村	R 6. 3. 6
	旧前田家（キンデー）住宅釜屋形	新島村本村	R 6. 3. 6
	小久保家住宅主屋	新島村本村	R 6. 3. 6

ウ 東京都指定文化財

種 別	名 称	所 在 地	指定年月日		
有形文化財	絵 画	板絵着色婦女群犬図	新島村本村十三社神社境内 阿夫利神社	S33.10. 7	
		英一蝶新島伝世資料（8幅）	新島村博物館	S33.10. 7（指定） H26.3.25（追加指定）	
	彫 刻	木造観世音菩薩立像 木造地藏菩薩立像 木造兜跋毘沙門天立像 木造四天王立像（4軀）	大島町郷土資料館	S33.10. 7	
		工芸品	小袖桔梗文金刺繍文字入 総模様	大島町文化財収蔵庫	S33.10. 7
			小袖松竹梅鶴亀繡文総模様	大島町文化財収蔵庫	S33.10. 7
	工芸品 考古資料	銅 鏡 （菊花散双鳥文）	大島町野増大宮神社	S33.10. 7	
		銅 鏡 （花輪違鳥蝶文）	大島町郷土資料館	S33.10. 7	
		銅 鏡 （松喰鶴鏡 外2面）	大島町郷土資料館	S33.10. 7	
		銅 鏡 （松喰鶴鏡 外27面）	利島村 堂山神社	S33.10. 7（指定） H26.3.25（追加指定）	
		銅 鏡 （松枝散双鳥鏡 外8面）	新島村本村 十三社神社	S33.10. 7	
		銅 鏡 （松竹双鶴鏡 外1面）	新島村本村 十三社神社	S33.10. 7	
	銅 鏡 （山吹双鳥鏡 外1面）	新島村式根島	S33.10. 7		

東京都指定文化財（続き）

種 別	名 称	所 在 地	指定年月日	
有形文化財	考古資料	渡浮根遺跡出土品（1括）	新島村博物館	S 58. 5. 6
		式根島吹之江遺跡C地点出土品（1括）	新島村役場式根島支所 新島村博物館	S 63. 2. 22
	古文書	天文21年修薬師供養法木札	大島町郷土資料館	S 33. 10. 7
		長栄寺歴祖次第（2巻）	新島村本村 長栄寺	S 33. 10. 7
		新島島役所資料（925冊 11通 3括）	新島村博物館	S 33. 10. 7
		新島島役所資料（646冊 394通 9枚）	新島村本村	S 33. 10. 7
	新島十三社神社資料（134冊）	新島村本村 十三社神社	S 33. 10. 7	
無形民俗文化財		吉谷神社の正月祭	大島町元町吉谷神社	S 33. 10. 7
		岡田八幡神社の正月祭	大島町岡田八幡神社	S 33. 10. 7
		利島八幡神社の流鏝馬	利島村阿豆佐和気命神社	S 33. 10. 7
		新島の神楽	新島村本村十三社神社	S 33. 10. 7
		獅子木遣	新島村本村十三社神社	S 33. 10. 7
有形民俗文化財 民俗資料		新島の島嶼生活用具 211点	新島村博物館	S 52. 4. 5
史 跡		武田信道及び家臣供養塔並びに屋敷跡	大島町野増（供養塔） 大島町野増（屋敷跡）	S 31. 3. 3
		鉄砲場の岩陰遺跡	大島町泉津	S 14. 12. 2
		ケッケイ山遺跡	利島村	S 33. 10. 7
		原町の井戸	新島村本村	S 33. 10. 7
		上木甚兵衛墓及び三島勘左衛門石像	新島村本村 共同墓地内	S 33. 10. 7
		大島下高洞遺跡	大島町元町	S 61. 3. 10
		利島阿豆佐和気命本宮境域	利島村	S 62. 2. 24
		利島大山小山神社境域	利島村	S 62. 2. 24
		利島下上神社境域	利島村	S 62. 2. 24
		吹之江遺跡	新島村式根島	S 62. 2. 24
		利島大石山遺跡	利島村	S 63. 2. 22
		大島竜の口遺跡	大島町野増	S 33. 10. 7
		神津島阿波命神社境域	神津島村	S 33. 10. 7
旧 跡		役行者窟	大島町泉津	S 30. 3. 28
		秋広平六墓	大島町波浮港	S 30. 3. 28
		天有法印墓	新島村	S 30. 3. 28

東京都指定文化財（続き）

種 別	名 称	所 在 地	指定年月日
天 然 記 念 物	野増大宮のシイ樹叢	大島町野増 大宮神社内	S 14. 12. 2
	差木地の大クス	大島町差木地	S 14. 12. 2
	春日神社のイヌマキ群叢	大島町差木地 春日神社	S 33. 10. 7
	潮吹の鼻	大島町泉津	S 14. 12. 2
	おたいね浦の岩脈と筆島	大島町波浮港	S 15. 2.
	東要寺のイヌマキ	新島村式根島 東要寺	S 33. 10. 7
	東要寺のナギ自生地		

エ 町村指定文化財

種 別	名 称	所 在 地	指定年月日
無形民俗文化財	野増大宮神社の十二座神楽	大島町野増字大宮	H 8. 11. 1
史 跡	元町のハマンカー（南井戸）	大島町元町	H 28. 10. 13
	赤穂義士 間瀬定八の墓	大島町元町	H 28. 10. 13
	力士 大島伝吉の碑（勇鑑石とも）	大島町岡田	H 28. 10. 13
	粟本佐次朗記念碑（テリコの碑）	大島町岡田	H 28. 10. 13
	波浮港開港碑	大島町波浮港	H 28. 10. 13
	流人墓地	新島村本村	S 62. 3. 30
	向畑刑場跡	新島村本村	S 62. 3. 30
	式根島のまいまいず井戸	新島村式根島	S 62. 3. 30
	なまこ棧橋	新島村式根島	H 30. 6. 30
	里川の水源	新島村	S 62. 9. 25
	流人墓地	神津島村	S 45. 1. 10
	有 形 文 化 財 （考古資料）	下高洞遺跡出土・平坂式尖底土器 （外1点）	大島町文化財収蔵庫
天 然 記 念 物	クロマツ 別名オマツ	利島村	H 14. 10. 1
	シマモクセイ 別名ハチジョウモクセイ	利島村	H 14. 10. 1
	イヌマキ 別名クサマキマキ	利島村	H 14. 10. 1
	オオモミジ	利島村	H 14. 10. 1
	スダジイ 別名イメジイ・ナカジイ	利島村	H 14. 10. 1
	イブキ 別名ビャクシン・イブキ ビャクシン	利島村	H 14. 10. 1
有 形 文 化 財 （ 建 造 物 ）	宝篋印塔と五輪塔	新島村本村	S 62. 9. 25
	謀計網の碑	新島村本村 長榮寺	S 62. 9. 25
	物忌奈命神社本殿拝殿	神津島村	S 45. 1. 10
	延命山涛響寺本堂	神津島村	S 45. 1. 10
	庵屋霊場	神津島村	H 14. 10. 1
	秩父霊場	神津島村	H 14. 10. 1
	物忌奈命神社御神体	神津島村	H 14. 10. 1
	物忌奈命神社薬王殿	神津島村	H 14. 10. 1
	高根山霊場	神津島村	H 25. 1. 25
	続堂霊場	神津島村	H 25. 1. 25
	観音霊場	神津島村	H 25. 1. 25
	旧 跡	新島測量基点	新島村本村
流人牢屋跡		新島村本村	S 62. 9. 25
薩摩畑		新島村	S 62. 9. 25
塩釜の跡		新島村式根島	S 62. 9. 25
丸山の方角石		新島村式根島	S 62. 9. 25

## (9) 教職員住宅の保有状況

第14表 教職員住宅保有状況（令和6年4月1日現在）

区分	住宅	所在地	住宅種別戸数				建築年月	備考
			世帯	小世帯	単身	計		
大島町	小清水	元町字小清水273-14	10	0	0	10	S55.12	H30大規模改修済
	家の上	// 字家の上461-3	8	8	0	16	S60.8	
	八重川	// 3-15-3 (1・2号棟)	8	16	0	24	H11.3	
	八重川第二	// 3-15-5	0	24	0	24	H25.6	
	元町第二	// 3-14-4	24	0	0	24	H27.10	
	仲野	// 字仲野189-13 (1・2号棟)	4	8	0	12	H6.9	
	仲野第二	// // 189-3 (3・4・5号棟)	8	12	0	20	H8.6	
	岡田	岡田字沢立112-1	4	4	0	8	S63.7	
	泉津	泉津字不重208-6 (2号棟)	4	0	0	4	S45.3	H7大規模改修済
	泉津第二	// // 205-3 (3号棟)	0	4	0	4	H6.2	
	野増	野増字ゼンニヤウ502-2	0	10	0	10	H3.12	
	差木地第一	差木地字2番地	0	12	0	12	H1.12	
	// 第三	差木地字クダッチ	8	0	0	8	S52.4	H27大規模改修済
	トウシキ	差木地字クダッチ	0	24	0	24	H15.3	
波浮	波浮港17番地	4	12	0	16	S63.8		
小計		82	134	0	216			
利島村	東山	東山318 (1号棟)	0	8	0	8	H5.1	
	//	// 839 (2号棟)	3	0	0	3	S54.12	
	//	// 317 (3号棟)	0	12	0	12	S62.9	
	小計		3	20	0	23		
新島村	本村	本村5-7-10 (3号棟)	0	3	1	4	S45.3	H5大規模改修済
	本村第一	// (1・2号棟)	8	8	0	16	S59.7	
	本村第二	// 4-7-16 (2号棟)	3	0	0	3	S54.3	H5大規模改修済
	本村第三	// 5-7-11	0	8	0	8	H1.11	
	本村第四	// 4-11-13	0	8	0	8	H5.1	
	本村第五	// 6-7	0	16	0	16	R2.3	
	川原	// 字川原284-2	0	8	0	8	H17.7	
	若郷	若郷1-3 (1・2号棟)	2	8	0	10	H10.3	
	泊	式根島390-3	0	8	0	8	S62.6	
	式根ヶ沢	// 606-1	0	4	0	4	H2.11	
	野伏	// 950	4	10	0	14	H7.1	
	小計		17	81	1	99		
神津島村	須ヶ原	神津島村1348 (1号棟)	0	6	18	24	H5.1	
	//	// 1204 (2号棟)	6	0	0	6	S54.3	H4改修済
	//	// 1204 (3号棟)	0	8	0	8	S61.7	
	ぼうふ	// 1744-2 (1号棟)	4	0	0	4	S48.6	H4改修済
	//	// 1745 (2号棟)	0	0	8	8	S48.6	
	鉄砲場	// 248	0	6	0	6	H16.3	
	鍛冶山	// 字鍛冶山307	0	10	0	10	H22.3	
小計		10	30	26	66			
合計		112	265	27	404			

# 第 7 保 健



## 1 島しょ保健所大島出張所の沿革

昭和 23 年 10 月、保健所法の施行に伴い大島・三宅島・八丈島に中央保健所の出張所が置かれ、それぞれ出張所長以下数人で業務を開始した。その後、地方自治法の一部改正により、昭和 50 年 4 月に中央保健所が中央区に移管されたことに伴い、伊豆諸島を管轄する保健所として東京都島しょ保健所が設置された。各出張所は島しょ保健所大島出張所・同三宅出張所・同八丈出張所と名称が変更され、昭和 56 年 7 月に小笠原出張所が設置された。

現在、大島出張所には新島支所（平成 7 年 10 月開設）と神津島支所（平成 9 年 10 月開設）が置かれ、当出張所の管轄は従前同様、大島支庁の管轄区域と同じである。

第 1 表 職員の配置

（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区 分	庶務担当		生活環境担当 生活環境推進担当	保健指導担当	新島支所	神津島支所	合 計	
	事 務	医師・ 技術						
出張所長 (参 事)	(1)	—	—	—	—	—	(1)	
副 所 長 (専門副参事)	—	1	—	—	—	—	1	
主 事	課長代理	1	1	1	1	0	1	5
	一般職員	2	2	3	1	3	2	13
計	(1) 7		4	2	3	3	(1) 19	

※（ ）内は兼務職員

## 2 医事及び薬事

管内の医療施設としては、大島に公設民営診療所が 1 か所、民間診療所が 1 か所、村立の国保診療所が新島に 2 か所、利島・式根島・神津島に各 1 か所あり、民間の歯科診療所が大島に 5 か所、特養ホーム等の事業所内診療所が大島に 2 か所、新島・神津島に各 1 か所ある。島しょの医療施設は人材・設備等に限りがあることから、対応が困難かつ緊急を要する患者は、東京消防庁等の救急ヘリコプターで都内等の病院に搬送している。

第2表 医事薬事関係業種数

(令和6年4月1日現在)

区 分	一 般 診 療 所	歯 科 診 療 所	施 術 所	薬 局	店 舗 販 売 業	特 例 販 売 業	毒 物 劇 物 販 売 業	管理医 療機器 販 売 業 ※
総 数	11	4	14	1	5	7	10	19
大島町	4	4	14	1	2	5	5	14
利島村	1	—	—	—	—	—	1	—
新島村	新 島	3	—	—	—	1	1	2
	式根島	1	—	—	—	2	—	2
神津島村	2	—	—	—	2	—	3	1

※ 管理医療機器販売業には高度管理医療機器販売業を含む

第3表 医療機関従事者数

(令和2年10月1日 医療施設静態調査)

区 分	医 師	歯科医 師	薬 剤 師	保 健 師	助 産 師	看 護 師	准 看 護 師	歯科衛 生士	歯科技 工士	技 師 診 療 放 射 線	技 師 臨 床 工 学
総 数	15.5	7.1	3.0	—	1.0	44.1	5.0	1.5	1.0	3.0	—
大 島 町	7.3	4.0	1.0	—	1.0	26.8	3.0	0.5	1.0	2.0	—
利 島 村	1.0	1.0	—	—	—	2.0	—	—	—	—	—
新 島 村	5.1	2.1	2.0	—	—	9.3	1.0	1.0	—	1.0	—
神津島村	2.1	—	—	—	—	6.0	1.0	—	—	—	—

※ 非常勤は常勤の通常勤務時間に換算して計上

### 3 人口動態

令和4年(2022年)の東京都の概況は次のとおり。

出生数は 91,097人で前年比 4,307人減少し、人口千人対の出生率は 6.8で前年 7.1より低下した。  
 死亡数は 139,264人で前年比 11,615人増加し、人口千人対の死亡率は 10.4で前年9.5より増加した。  
 婚姻は 75,179組で前年比 5,366組増加し、人口千人対の婚姻率は 5.6で前年 5.2より増加した。  
 離婚は 19,255組で前年比 350組減少し、人口千人対の離婚率は 1.43で前年 1.46より低下した。

管内の概況は図1のとおり。令和3年と比べ死亡・離婚は増加、出生・婚姻は減少した。  
 東京都全体の率と比較すると、婚姻が低く離婚が高くなっている。

#### (1) 出生数

出生数は 55人、前年比で 1人減となった。  
 出生率（人口千人対）は 4.9で前年と同率だった。

#### (2) 死亡

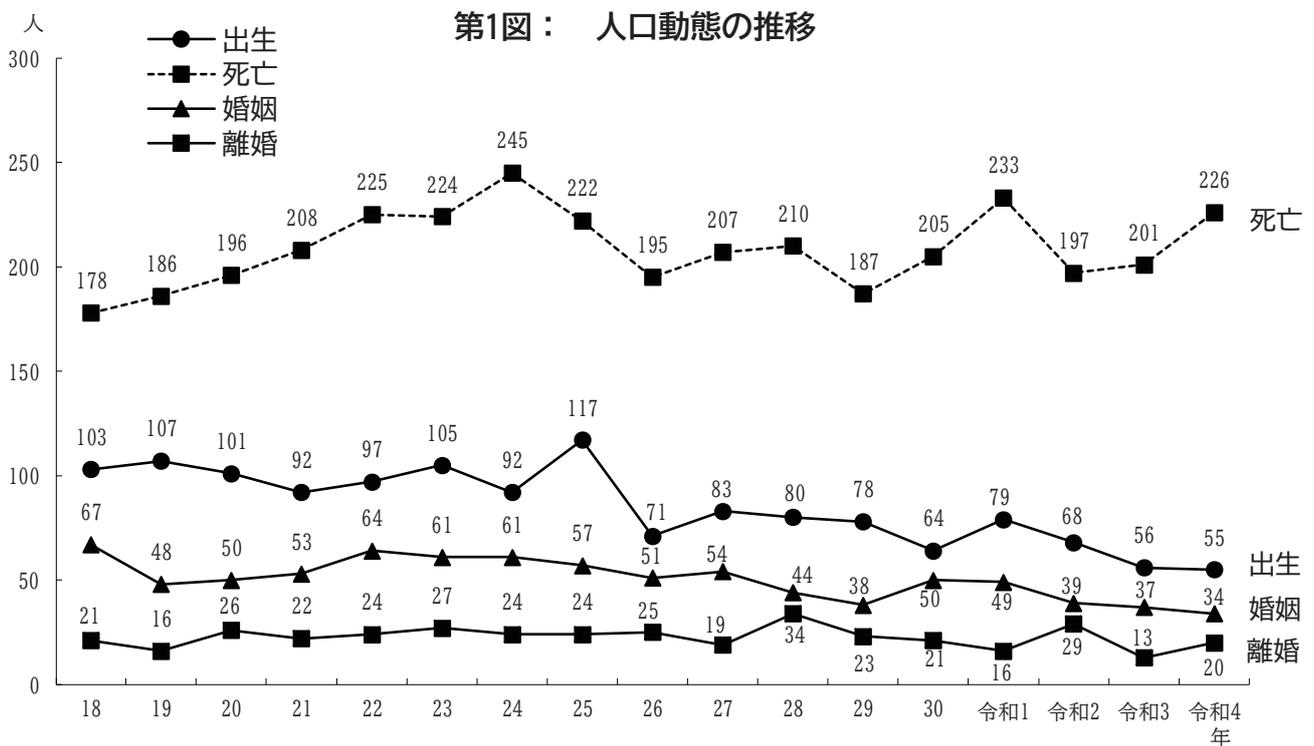
死亡数は 226で、前年比で25人増加した。  
 死亡率（人口千人対）は20.0となり、前年比で 2.6ポイント増加した。

#### (3) 婚姻

婚姻数は 34組、前年比で 3組減少した。

#### (4) 離婚

離婚数は 20組、前年比で 7組増加した。



資料：令和4年 人口動態統計 東京都福祉保健局

## 4 生活環境

### (1) 環境衛生業務

旅館、公衆浴場、理・美容所、クリーニング所、水道、温泉利用施設、プール等の許認可及び施設の監視指導を行っている。島しょ地域は、夏季に観光客が集中することから、シーズン前に重点的に宿泊施設等への立入を行っている。また、蚊やダニ等不快な昆虫等やアレルギー等への相談対応や普及啓発も行っている。

### (2) 食品衛生業務

飲食店や食品の製造業等の許可を行うとともに、食品取扱施設全般に対する監視指導を行っている。また、食中毒や食品に関する苦情の調査や食品衛生についての普及啓発、情報提供を行っている。

### (3) 獣医衛生業務

「狂犬病予防法」及び「動物の愛護及び管理に関する法律」等に基づき、放浪犬の捕獲及び所有者や拾得者からの犬猫の引取り、負傷動物の収容、咬傷事故への対応、犬猫等の愛護動物の飼養に関する苦情相談対応、動物の展示・保管等を行う動物取扱業登録施設や特定動物の飼養又は保管の許可を受けた施設の監視指導等を行っている。

また、食鳥肉の安全確保を目的として食鳥処理場の監視指導や、死亡した獣畜（牛、馬、豚等）の適切な埋却処理を目的として死亡獣畜取扱場の監視指導を実施している。

第4表 環境衛生関係施設数と監視指導件数

(令和5年度)

業 種	総数	大島町	利島村	新島村	神津島村	監視件数
総 数	477	215	16	143	103	515
理 容 所	12	6	-	3	3	15
美 容 所	26	14	1	8	3	28
クリーニング所（一般）	5	3	-	-	2	5
興 行 場	-	-	-	-	-	-
旅 館 業	325	125	11	105	84	353
旅館・ホテル 営 業	101	52	1	20	28	128
簡 易 宿 所	224	73	10	85	56	225
下 宿	-	-	-	-	-	-
公 衆 浴 場	11	7	-	3	1	23
プ ー ル	21	12	2	5	2	36
許 可	9	6	1	2	-	21
届 出	12	6	1	3	2	15
水 道 施 設	24	17	1	4	2	23
上 水 道	1	1	-	-	-	-
簡 易 水 道	3	-	1	1	1	-
専用水道	1	1	-	-	-	3
簡易専用水道	19	15	-	3	1	20
温 泉 利 用 施 設	24	11	-	9	4	28
墓 地 等	24	15	1	6	2	4
墓 地	19	13	1	4	1	-
納 骨 堂	1	1	-	-	-	-
火 葬 場	4	1	-	2	1	4
ビル管理法特定建築物	5	5	-	-	-	-

第5表 食品衛生関係施設と監視指導件数

(令和5年度)

業種	総数	大島町	利島村	新島村	神津島村	監視件数
改正前食品衛生法第52条に規定する営業	429	182	12	150	85	508
飲食店営業	291	127	9	94	61	323
旅館・ホテル	126	36	4	48	38	166
バー・キャバレー	2	1		1		1
一般飲食店	104	59	3	25	17	92
民生食堂	0					0
すし	3	1		2		5
そば	3	2	1			4
出し	0					0
弁当	17	10		4	3	13
そう菜	19	6	1	11	1	33
コンビニエンスストア	0					0
移動販売車	2	2				0
臨時給食	5	5				0
許可ある集団給食	5	4		1		8
自動販売機	5	1		2	2	1
自動販売機	0					0
自動販売機	0					0
自動販売機	0					0
喫茶店営業	4	4	0	0	0	5
店舗営業	3	3				5
自動販売機	0					0
自動販売機	1	1				0
菓子製造業	54	22	3	16	13	52
パン製造業	10	3	1	2	4	16
生菓子製造業	17	6		6	5	17
その他菓子製造業	25	11	2	8	4	18
移動販売車	0					0
自動販売機	1	1				1
アイス類製造業	1			1		1
アイス類製造業	5	5				14
アイス類製造業	1	1				12
アイス類製造業	0					0
アイス類製造業	2	2				10
アイス類製造業	0					0
アイス類製造業	0					0
アイス類製造業	16	5		8	3	24
アイス類製造業	0					0
アイス類製造業	19	8		8	3	29
アイス類製造業	2			2		0
アイス類製造業	1					5
アイス類製造業	5			4	1	5
アイス類製造業	0					0
アイス類製造業	1	1				1
アイス類製造業	0					0
アイス類製造業	5			3	2	7
アイス類製造業	0					0
アイス類製造業	1	1				1
アイス類製造業	0					0
アイス類製造業	0					0
アイス類製造業	0					0
アイス類製造業	1			1		0
アイス類製造業	1			1		1
アイス類製造業	0					0
アイス類製造業	0					0
アイス類製造業	19	6		12	1	18
アイス類製造業	0					0
アイス類製造業	0					0
食品衛生法施行細則第17条に規定する生食用食肉取扱施設	0	0	0	0	0	0
東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業	1	1				2

注 令和3年6月1日に改正食品衛生法が施行。法改正以前に旧法に基づく許可を取得している営業者であっても、原則新規に許可を取得又は届出をする必要があるが、本表の業種に関しては、旧法に基づく許可の有効期間の満了まで、新規の申請を猶予する経過措置の対象となっている。

第5表 食品衛生関係施設と監視指導件数（つづき）

業種	総数	大島町	利島村	新島村	神津島村	監視件数
改正後食品衛生法第55条に規定する営業	380	199	17	98	66	509
飲食店営業	249	135	11	59	44	327
一般飲食	226	121	9	55	41	304
一集団給	12	7	2	1	2	14
自動車	7	4		2	1	6
自簡移	2	1		1		1
臨天	0					0
屋ぶら	2	2				2
形式	0					0
調理の機能を有する自動販売機	0					0
食肉販売業	14	8		5	1	28
魚介類販売業	22	7	2	9	4	34
魚介類競り営業	4	2		1	1	5
集乳処理業	0					0
乳処理業	1	1				3
特別牛乳搾取処理業	0					0
食肉処理業	1	1	0	0	0	1
一般自動車	1	1				1
食品の放射線照射業	0					0
菓子製線製造業	29	16		6	7	34
アイスクリーム類製造業	0					0
乳製品製造業	2	2				4
清涼飲料水製造業	1	1				2
食肉製品製造業	1	1				2
水産製品製造業	16	2	1	11	2	21
氷雪製品製造業	6	1	1	2	2	3
液卵製品製造業	0					0
食用油脂製造業	5	3	1		1	5
みそ又はしょうゆ製造業	0					0
酒類製造業	4	2			2	4
豆腐製造業	2	1		1		4
納豆製造業	1	1				1
麺類製造業	0					0
そうざい製品製造業	10	6		3	1	14
複合型そうざい製品製造業	0					0
冷凍食品製造業	1	1				4
複合型冷凍食品製造業	0					0
漬物製造業	1			1		1
密封包装食品の小分け	7	5	1		1	8
添加物製造業	0					0
3	3					4
食品衛生法施行細則第17条に規定する生食用食肉取扱施設	-	-	-	-	-	-
東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業	1	1	-	-	-	2

注 本表の業種は令和3年6月1日に施行された改正食品衛生法に基づく許可業種。

第5表 食品衛生関係施設と監視指導件数（つづき）

業種	総数	大島町	利島村	新島村	神津島村	監視件数
改正後食品衛生法第57条に規定する営業	168	89	9	41	29	164
旧許可業種であった営業	22	16	1	2	3	14
魚介類販売業（包装）	0					0
食肉販売業（包装）	2				2	2
乳類販売業	16	14	1	1		9
氷雪販売業	3	2		1		3
コップ式自動販売機	1				1	0
販売業	101	53	5	26	17	104
弁当販売業	1	1				1
野菜果物販売業	6	3			3	5
米穀類販売業	0					0
通信販売・訪問販売業	0					0
コンビニエンスストア	0					0
百貨店、総合スーパー	14	12		2		27
自動販売機による販売業	5	5				2
その他食料・飲料販売業	75	32	5	24	14	69
製造・加工業	21	10	0	6	5	18
添加物製造・加工業	0					0
いわゆる健康食品の製造・加工業	0					0
コーヒー製造・加工業 （飲料の製造を除く。）	2	2				1
農産保存食料品製造・加工業	2			1	1	3
調味料製造・加工業	10	6		3	1	9
糖類製造・加工業	0					0
精穀・製粉業	0					0
製茶業	1			1		0
海藻製造・加工業	3			1	2	3
卵選別包装業	1				1	1
その他食料品製造・加工業	2	2				1
その他	24	10	3	7	4	28
行商	3	2			1	1
集団給食施設	17	7	3	5	2	26
器具容器包装の製造・加工業 （合成樹脂製に限る。）	0					0
露店、仮設店舗等における飲食の提供	0					0
その他	4	1		2	1	1
公衆衛生に与える影響が少ない営業	2	2				2

注1 本表の業種は令和3年6月1日に施行された改正食品衛生法等に基づく届出業種。

注2 「自動販売機による販売業」は、コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。

注3 「添加物製造・加工業」は、法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。

第6表 狂犬病予防及び動物愛護管理

(令和5年度)

区 分	総 数	大 島 町	利 島 村	新 島 村	神津島村
犬 の 捕 獲 収 容	-	-	-	-	-
引 取 り {	犬	-	-	-	-
	猫	-	-	-	-
負 傷 動 物 収 容	2	-	-	2	-
収 容 動 物 返 還	-	-	-	-	-
咬 傷 事 故	-	-	-	-	-
苦 情 及 び 相 談 等	63	44	-	5	14
動物取扱業登録施設（第一種）	10	8	-	2	-
特 定 動 物 飼 養 保 管 許 可	1	1	-	-	-
食 鳥 処 理 施 設	2	2	-	-	-
死 亡 獣 畜 取 扱 場	3	1	-	1	1

5 結核予防

第7表 結核検診実施状況

(令和5年度)

区 分	総 数	定期検診（※注）						定期外検診			
		総 数	学校 教職員 (事業者)	特定施設 従事者 (事業者)	高等学校 (入学者)	福祉施設 (措置者)	町村 (住民)	総 数	患者家族 検 診	接触者 検 診	管 理 検 診
ツベルクリン反応	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
エックス線（直接）	53	49	-	-	49	-	4	3	1	-	
略 痰（塗沫）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
（培養）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
QFT検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(保健所実施分)

(※注)感染症法により定期健康診断の実施と保健所への報告が義務付けられている施設のうち、保健所で実施した件数

第8表 結核登録者数

(令和5年度)

区 分	総 数	大 島 町	利 島 村	新 島 村	神津島村
結核登録者数	6	6	0	0	0
新登録者数	2	2	0	0	0

(R5.1.1~R5.12.31)

## 6 感染症対策

感染症予防業務は、感染症の発生及び拡大を防止するため、各町村及び関係機関と密接な連携を図りながら、感染症発生動向調査及び各種感染症に係る検査等を実施している。

### (1) 感染症発生動向調査

感染症法に基づき発生状況を把握・分析、情報提供することで、感染症の発生およびまん延を防止することを目的としている。患者情報の収集は小児科定点である大島医療センターおよび管内町村及び診療所の協力届出医療機関より行われ、報告された実数を集計している。結果は毎週医療機関学校・福祉施設等に提供している。

第9表 管内感染症発生届出件数

類型	疾病名	令和3年	令和4年	令和5年
二類	結核	1	4	2
三類	腸管出血性大腸菌感染症	-	-	-
四類	つつが虫病	3	5	1

### (2) 各種感染症の予防

#### ア HIV抗体検査及び性感染症検査と相談

匿名・無料でHIV検査を実施している（その際、性感染症検査も実施）。

令和5年度はエイズ相談3件、HIV抗体検査は0件であった。

#### イ 講演会・健康教育

令和5年度については感染症対策部の即応支援チームを活用し、感染症対策の研修を大島・新島・神津島の老人ホーム等福祉施設にて実施した。

### (3) 検便検査の実施

食品製造従事者等（食品衛生法）・保育所職員（児童福祉法）・水道事業者（水道法）・健康診断（労働安全衛生法）など各法律に基づき、食中毒の防止をはじめ食の安全安心のため下痢など消化器症状を主体とする感染症の予防および拡散防止のため検便検査を実施している。

第10表 検便検査実施状況

(令和5年度)

区分	総数	大島町	利島村	新島村	神津島村
総数	86	86	0	0	0
赤痢・チフス・パラチフス及びその他のサルモネラ	43	43	0	0	0
病原性大腸菌O-157	43	43	0	0	0

### (4) その他（四類感染症）

大島管内に毎年発生するツツガムシ病（七島熱）は秋から冬に発生し、令和5年中の届は1件であった。ツツガムシは病原体のリケッチアを代々保有しており、孵化直後の幼虫は一度だけヒトや動物に吸着し、その際にリケッチアをヒトに伝播する。フトゲツツガムシ・タテツツガムシ等の幼虫は、草むらや山林などに多く、これらの場所で感染する危険性が高いが、このリケッチア症は新型と呼ばれ、アカツツガムシによる古典型に比べると軽症である。

## 7 保健栄養

保健所の保健栄養業務は、健康増進法等に基づき、地域住民の栄養・食生活の向上に向けた関係機関・団体の連携の推進、特定給食施設等における指導、飲食店等による野菜メニューの提供の推進、食品表示基準による栄養成分表示の相談・指導等の事業を通して、住民が生涯にわたり健康にいきいきと暮らすことができるよう、住民を取り巻く食環境の整備に取り組んでいる。

### (1) 栄養相談事業

健康増進法に基づき、難病患者や精神障害者・複数の疾病を持つ方への専門的な栄養相談について、個別指導又は集団指導を行っている。

#### ア 難病患者専門栄養相談

在宅難病患者及びその家族に対し、電話による相談や専門医による療養相談に伴う栄養相談及び訪問栄養相談を実施している。

#### イ 精神障害者の栄養相談

精神障害者の個別栄養相談やデイケアで集団指導を行っている。

#### ウ 専門栄養相談

合併症のある患者等に対して、栄養相談を実施している。

第 11 表 個別栄養指導実施状況（令和 5 年度）

区分	栄養指導総数	(再掲)			(再掲)訪問指導	(再掲)精神	町村支援
		生活習慣病	難病	その他の疾病			
総数	4	-	-	-	-	4	-
妊産婦	-	-	-	-	-	-	-
乳幼児	-	-	-	-	-	-	-
20歳未満	-	-	-	-	-	-	-
20歳以上	4	-	-	-	-	4	-

第 12 表 集団栄養指導実施状況（令和 5 年度）

区分	栄養指導総数	(再掲)			(再掲)精神	町村支援
		生活習慣病	難病	その他の疾病		
総数	38	-	-	-	38	-
妊産婦	-	-	-	-	-	-
乳幼児	-	-	-	-	-	-
20歳未満	-	-	-	-	-	-
20歳以上	38	-	-	-	38	-

## (2) 特定給食施設指導

健康増進法に基づき、特定給食施設等の喫食者の健康維持・増進を図ることを目的に、各施設に応じた栄養管理、給食管理ができるよう個別指導（来所・電話・巡回）及び集団指導（栄養管理講習会）を実施している。

### ア 給食施設巡回・来所等個別指導

給食施設における栄養管理及び給食管理の充実・栄養教育の推進等について、各施設の状況に合わせた指導を実施している。

### イ 栄養管理講習会

給食施設における給食管理及び栄養管理の向上を図ることを目的に、施設管理者・管理栄養士・栄養士・調理師等の給食従事者に対し、各種情報提供や講習を行っている。

第13表 給食施設数

（令和6年4月1日現在）

総数	学校	病院	老人福祉施設	児童福祉施設	社会福祉施設	寄宿舍	事業所	学校給食センター	その他
21	3	—	3	7	3	—	—	4	1

## (3) 食環境整備

### ア 地域における食生活改善普及事業

東京都健康推進プラン21（第三次）で目指している、都民が望ましい生活習慣を継続して実践できる食環境づくりのため、健康に配慮したメニューを提供する店舗の普及に取り組んでいる。また、事業の推進について検討する栄養・食生活ネットワーク会議を各所で開催している。

### イ 食に関するネットワークの形成

関係機関・団体と連携して、地域における食からの健康づくりを推進するために連絡会等を開催し、情報共有及び検討を行っている。

## (4) 町村支援

島しょ住民の健康づくりを推進することを目的に、出張所管内の各町村に健康教育支援及び町村の状況に応じて技術的支援を実施している。また、地域の関連団体等の依頼により健康教育を実施している。

(5) 健康づくり調理師研修会事業

飲食店等の調理師及び調理従事者を対象に、調理業務に携わる者の資質の向上を図り、日常の業務を通じて島民の食生活改善に寄与できることを目的に研修会を行っている。島しょ保健所の出張所・支所が毎年輪番で主催しており、令和5年度は三宅出張所主催で実施した。研修会の内容については、直接講習会に参加できない大島管内の事業者にも視聴していただけるようネットワーク上で公開した。

(6) 栄養表示等普及促進事業

食品表示法（食品表示基準）に基づく栄養成分表示や、健康増進法に基づく特別用途食品及び誇大表示の禁止等について、食品関連事業者等に対する普及啓発及び相談指導等を実施している。

## 8 精神保健福祉対策

保健所の精神保健福祉活動は、専門的相談、処遇困難事例等の個別相談、関係者支援を行っている。また当所管内においては、都立精神保健福祉センターの協力を得て、専門医等による巡回相談を毎年実施している。管内には精神科専門医が常駐していないため、急な病状悪化や入院治療が必要な場合は、各関係機関とともに、都内等の病院への入院の支援を行っている。

### (1) 相談

近年保健所では関係機関からの困難事例や緊急性の高い事例の相談を受けることが多い。入院の必要性がある場合は内地への移送が困難な場合も多く、関係機関で連携して対応している。また都立精神保健福祉センターによる巡回相談は、大島・利島・新島・神津島で令和5年度は各1回（日帰り、1泊2日）実施し、精神科専門医等による相談を通じて支援方針等について検討する場になっている。

また酒害相談の一貫としてアルコールミーティングを月1回実施している。

### (2) 社会復帰促進事業（デイケア）

大島出張所では回復途上にある精神障害者を対象に、円滑な対人関係や日常生活習慣の習得等を図り、社会生活に必要な適応能力やコミュニケーションスキルを向上させ、社会復帰に結びつけることを目標に実施している。

主なプログラムは調理、所外活動、創作、学習会等である。

第14表 家庭訪問・相談件数

区分	実施場所	家庭訪問					相談				関係機関連絡 医療機関・ 福祉関係・ 町村等
		実人員	延件数	内訳			延件数	内訳			
				一般 精神 その他	酒害等	老人		電話相談	所内相談	その他の 相談	
令和 4年度	管内総数	22	82	56	25	0	490	305	174	11	466
令和 5年度	大島出張所	14	38	34	2	2	315	92	222	1	671
	新島支所	5	27	25	2	0	120	100	20	0	175
	神津島支所	3	6	2	0	4	20	3	16	1	324
	管内総数	22	71	61	4	6	455	195	258	2	1170

第15表 グループワーク実施状況（大島出張所）

（令和5年度）

	実施回数	利用者延数
デイケア	24回	90
アルコールミーティング	11回	32

## 9 特殊疾病対策

難病医療費等助成制度の申請窓口は町村の保健福祉主管部署で行われており、保健所は東京都難病患者療養支援事業の一環として、専門医・理学療法士等による難病専門医等巡回相談事業を実施している。令和5年度は、大島・新島・神津島で神経難病療養相談を実施した。

その結果、必要な対象者には専門医の紹介及び遠隔診療の導入や各島の診療所への情報提供を行い、専門医不在の島内でも療養生活を送れるよう支援している。

## 10 母子保健事業

各町村の状況に応じて、マンパワーの不足する事業については直接的技術的支援を行ってきたが、現在は情報提供や技術・事業評価等間接的支援をしている。

近年は、町村の保健師や子ども家庭支援センター等と協働しながら虐待予防に取り組んでおり、困難ケース等については同行訪問するなど、関係機関と連携しながら対応している。

## 11 保健師活動

保健師活動は、総合的な地域保健活動推進を目的とし、地域の人々の健康保持増進や疾病の予防と早期発見をはじめ療養体制づくりへの支援など、町村保健師と役割分担しながら協働している。

活動内容は、①精神、難病、結核・感染症、重症心身障害児など患者及び家族の在宅療養支援のための家庭訪問・所内面接・電話相談による個別指導、②住民の健康に関する自主活動の育成支援、③保健・医療・福祉・教育分野等関係者との連携である。

母子保健から老人保健まで幅広い分野で直接的な住民サービスが求められており、町村の状況に応じた支援を行っている。

第16表 個別援助活動

保健師地区活動状況

(令和5年度)

区分	総数	感染症	結核	エイズ	精神保健福祉	心身障害	長期療養児	生活習慣病	難病	その他の疾患	妊産婦	乳児	幼児	その他	児童虐待(再掲)		
大島出張所管内計	総数	2,364	144	92	3	1,716	21	19	0	360	8	1	0	0	0	29	
	訪問	実	41	0	1	0	22	1	0	0	17	0	0	0	0	0	1
		延	139	0	2	0	71	2	0	0	64	0	0	0	0	0	2
	面接	289	5	15	0	258	0	0	0	10	1	0	0	0	0	1	
	電話	328	33	30	3	195	0	0	0	63	3	1	0	0	0	1	
	その他相談	3	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
	関係機関連絡	1,605	106	45	0	1,190	19	19	0	222	4	0	0	0	0	25	

※総数は、家庭訪問の実数を除いて計上



## 第 8 そ の 他



付表

官公署等の連絡先

大島町

名 称	所 在 地	電 話
(町) 大島町役場	大島町元町1-1-14	04992-2-1443
(都) 東京都大島支庁	大島町元町字オンダシ222-1	
総務課(課代表)		2-4411
産業課(課代表)		2-4431
土木課(課代表)		2-4441
港湾課(課代表)		2-4461
大島港湾空港管理事務所	大島町元町字北の山270	2-1400
大島公園事務所	大島町泉津字福重2	2-9111
東京都教育庁大島出張所	大島町元町字オンダシ222-1	2-4451
東京都島しょ保健所大島出張所	大島町元町字馬の背275-4	2-1436
島しょ農林水産総合センター大島事業所(水産)	大島町波浮港18	4-0381
島しょ農林水産総合センター大島事業所(農業)	大島町元町小清水273-1	2-1123
東京都立大島高等学校	大島町元町字八重の水127	2-1431
東京都立大島海洋国際高等学校	大島町差木地字下原996	4-0385
東京都海区漁業調整委員会大島分室	大島町元町字オンダシ222-1	2-4486
警視庁大島警察署	大島町元町1-15-6	2-0110
東京都栽培漁業センター	大島町元町字和泉99-5	2-3461

名 称	所 在 地	電 話
(国)		
伊豆大島簡易裁判所	大島町元町字家の上445-10	04992-2-1165
伊豆大島区検察庁	大島町元町字家の上445-9	2-1164
環境省 伊豆諸島管理官事務所	大島町元町字家の上445-9	2-7115
東京大学地震研究所 伊豆大島火山観測所	大島町元町字黒まま346	2-3767
気象庁 伊豆大島火山防災連絡事務所	大島町元町1-1-14(大島町役場内)	2-1166
東京航空地方气象台 大島航空気象観測所	大島町元町字北の山270-1 (大島空港内)	7-5861

## 利 島 村

名 称	所 在 地	電 話
(村) 利島村役場	利島村248	04992-9-0011
(都) 警視庁大島警察署利島村駐在所	利島村315	9-0009

## 新 島 村

名 称	所 在 地	電 話
(村) 新島村役場	新島村本村1-1-1	04992-5-0240
式根島支所	新島村式根島255-1	7-0004
(都) 東京都大島支庁新島出張所	新島村本村6-4-24	5-0281
新島港湾空港管理事務所	新島村字川原	5-1267
東京都島しょ保健所大島出張所新島支所	新島村本村6-4-24	5-1600
島しょ農林水産総合センター大島事業所新島分室	新島村本村6-4-24	5-0281
東京都立新島高等学校	新島村本村4-10-1	5-0091
警視庁新島警察署	新島村本村3-13-4	5-0381
(国) 新島簡易裁判所	新島村本村3-2-2	5-1210
新島区検察庁	大島町元町字家の上445-9	2-1164
防衛装備庁航空装備研究所新島支所	新島村字水尻	5-0385

神津島村

名 称	所 在 地	電 話
(村) 神津島村役場	神津島村904	04992-8-0011
(都) 東京都大島支庁神津島出張所	神津島村1204	8-0311
神津島港湾空港管理事務所	神津島村字金長	8-1311
東京都島しょ保健所大島出張所神津島支所	神津島村1088	8-0880
東京都立神津高等学校	神津島村1620	8-0706

## 管内概要

登録番号 3号

令和6年版

令和6年12月発行

編集・発行 東京都大島支庁総務課  
東京都大島町元町字オンダシ 222-1  
電話 04992(2)4411

印刷会社名 株式会社アイコー印刷  
東京都千代田区内神田 2-7-3  
電話 03(3252)3633

リサイクル適性<sup>®</sup>(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。



古紙/パルプ配合率70%再生紙を使用  
石油系溶剤を含まないインキを使用





